

令和4年9月定例会会議録

令和4年9月2日開会
令和4年10月7日閉会

宮崎県議会

令和四年九月定例会会議録

宮崎県議会

令和4年9月宮崎県議会定例会会議録 目次

9月2日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
二見康之議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議長の報告（副議長の辞職許可）	5
1. 副議長の選挙	5
二見康之副議長挨拶	5
1. 議会運営委員会委員及び特別委員会委員の辞任許可	6
1. 議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任	6
1. 仮議長選任の委任の件	6
1. 議案第1号から第23号まで上程	7
1. 知事提案理由説明	7

自9月3日（土曜日）

休 会

至9月6日（火曜日）

9月7日（水曜日）

1. 出席議員	15
1. 地方自治法第121条による出席者	15
1. 議席の一部変更	16
1. 議長の報告（議会運営委員長互選結果）	16
1. 代表質問	16
野崎幸士議員質問（宮崎県議会自由民主党）	16

- ・知事の政治姿勢について
- ・本県の財政運営について
- ・本県の職員採用について
- ・災害対策について
- ・交通対策について
- ・観光対策について
- ・ワーケーションについて
- ・スポーツランドみやぎきの推進について

- ・投票率向上について

濱砂 守議員質問（宮崎県議会自由民主党） ----- 47

- ・敬老の日を迎えるに当たって
- ・山本新県警本部長の着任について
- ・新型コロナウイルス感染症対策について
- ・高次脳機能障がいについて
- ・認知症を原因とする行方不明者について
- ・本県の農林水産業に関する問題について
- ・農畜水産行政について
- ・五ヶ瀬川上流部における最終処分場の建設計画について
- ・林業行政について
- ・環境行政について
- ・教育行政について
- ・国民スポーツ大会について
- ・警察行政について
- ・企業局の取組について
- ・病院局の取組について
- ・監査事務局の取組について

9月8日（木曜日）

1. 出席議員 -----	81
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	81
1. 代表質問 -----	82

山内佳菜子議員質問（県民連合宮崎） ----- 82

- ・知事の政治姿勢について
- ・旧統一教会・関連団体について
- ・新型コロナ対策について
- ・学びを止めない教育について
- ・持続可能な農業を目指して
- ・誰もが暮らしやすい宮崎へ
- ・コロナ禍の観光について
- ・親しみやすいスポーツについて
- ・身近な警察について
- ・自然を生かす
- ・移動できる故郷を守る

坂本康郎議員質問（公明党宮崎県議団）	104
・知事の政治姿勢について	
・若者の政治参画について	
・超高齢化社会への対策について	
・新型コロナ対策について	
・経済対策について	
・平和学習の拠点整備について	
9月9日（金曜日）	
1. 出席議員	123
1. 地方自治法第121条による出席者	123
1. 一般質問	124
満行潤一議員質問	124
・地域交通網の整備について	
・脱炭素化支援事業について	
・県職員の労働環境について	
・子供の安全と見守りについて	
・教育環境の充実について	
・感染症の影響と対策について	
・ドクターヘリの広域連携について	
・消防防災行政について	
・公共施設トイレの男女比について	
河野哲也議員質問	138
・子供の貧困対策について	
・ひきこもり・不登校等の子供たちの居場所づくりについて	
・部活動の地域移行への支援について	
・がん教育の充実について	
・鉄道の存続について	
・マイナンバーカードの普及について	
・下請いじめ対策について	
・若者就職支援について	
・木材の利用促進について	
・有機農業の推進について	
西村 賢議員質問	150
・知事の政治姿勢について	
・行政改革について	

<ul style="list-style-type: none"> ・人口流出問題について ・観光振興について ・教育関連について ・暴走行為の取締りについて ・細島港の振興について 	163
川添 博議員質問 -----	
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・農業振興への取組について ・児童虐待への取組について ・中小企業への金融支援の取組について ・大規模災害の防災対策について ・山下工区の橋梁建設について 	163
自 9 月 10 日（土曜日）	
休 会	
至 9 月 11 日（日曜日）	
9 月 12 日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	177
1. 地方自治法第121条による出席 -----	177
1. 一般質問 -----	178
窪菌辰也議員質問 -----	178
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・新型コロナウイルス感染症対策について ・医療福祉行政について ・東京ビルについて ・農畜産行政について ・商工観光行政について ・インボイス制度について 	
来住一人議員質問 -----	191
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・一般行政について 	
日高利夫議員質問 -----	202
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・自給率向上に向けた宮崎ならではの水田農業の確立について ・水田活用直接支払交付金について ・食物アレルギーとグルテンフリーについて ・米粉からできるパン・麺・スイーツ生産推進について 	

丸山裕次郎議員質問 -----	214
・知事の政治姿勢について	
・新型コロナ対策について	
・インボイスについて	
・吉都線・日南線について	
・デジタル田園都市推進事業について	
・医師確保について	
・農業について	
・持続的な畜産経営について	
・和牛振興について	
9月13日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	231
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	231
1. 一般質問 -----	232
岩切達哉議員質問 -----	232
・県・宮崎市連携会議について	
・人口減少社会について	
・教育の課題について	
・福祉保健の課題について	
・警察行政の課題について	
・道路維持の課題について	
・気候非常事態宣言について	
外山 衛議員質問 -----	246
・知事の政治姿勢について	
・中小企業金融対策について	
・生活困窮者への支援について	
・介護施設等人材不足について	
・県内観光関連産業について	
・水産行政について	
・県土整備行政について	
・教育行政について	
図師博規議員質問 -----	260
・県立自然公園の利活用及び管理体制について	
・中山間地創生拠点整備状況と展望について	
・本県登録品種の育成者権侵害対策について	

・SDGs「誰一人取り残さない」社会づくりのために

1. 議案第17号から第23号まで採決 -----	273
1. 議案第1号から第16号まで及び請願委員会付託 -----	273
自9月14日（水曜日）	
至9月16日（金曜日）	常任委員会
自9月17日（土曜日）	
至9月19日（月曜日）	休 会
9月20日（火曜日）	特別委員会
9月21日（水曜日）	休 会
9月22日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	277
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	277
1. 議長の報告（ゼロカーボン社会づくり推進対策特別委員会副委員長 互選結果） -----	278
1. 常任委員長審査結果報告 -----	278
日高博之総務政策常任委員長 -----	278
岩切達哉厚生常任委員長 -----	279
西村 賢商工建設常任委員長 -----	281
武田浩一環境農林水産常任委員長 -----	282
河野哲也文教警察企業常任委員長 -----	283
1. 討 論 -----	284
前屋敷恵美議員 -----	284
1. 議案第16号採決 -----	285
1. 議案第1号から第15号まで採決 -----	285
1. 請願第13号採決 -----	285
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	286
1. 議員発議案送付の通知 -----	286
1. 議員発議案第1号から第5号まで追加上程 -----	287
1. 討 論 -----	287
来住一人議員 -----	287
1. 議員発議案第5号採決 -----	288
1. 議員発議案第1号から第4号まで採決 -----	288
1. 議員派遣の件 -----	288
1. 議案第24号から第28号まで上程 -----	288
1. 知事提案理由説明 -----	288

自 9 月 23 日 (金 曜 日)	休 会	
至 9 月 27 日 (火 曜 日)		
9 月 28 日 (水 曜 日)		
1 . 出席議員 -----		295
1 . 地方自治法第 121 条による出席者 -----		295
1 . 決算議案に対する質疑 -----		296
前屋敷恵美議員 -----		296
1 . 議員発議案送付の通知 -----		299
1 . 議員発議案第 6 号上程、採決 -----		299
1 . 議案第 24 号から第 28 号まで決算特別委員会付託 -----		300
1 . 議長の報告 (決算特別委員会正副委員長互選結果) -----		300
自 9 月 29 日 (木 曜 日)	決算特別委員会	
至 9 月 30 日 (金 曜 日)		
自 10 月 1 日 (土 曜 日)	休 会	
至 10 月 4 日 (火 曜 日)		
10 月 5 日 (水 曜 日)		
1 . 出席議員 -----		303
1 . 地方自治法第 121 条による出席者 -----		303
1 . 議員発議案送付の通知 -----		304
1 . 議員発議案第 7 号追加上程、採決 -----		304
1 . 議案第 29 号追加上程 -----		304
1 . 知事提案理由説明 -----		304
1 . 議案第 29 号委員会付託 -----		306
10 月 6 日 (木 曜 日)	休 会	
10 月 7 日 (金 曜 日)		
1 . 出席議員 -----		309
1 . 地方自治法第 121 条による出席者 -----		309
1 . 決算特別委員長審査結果報告 -----		310
二見康之決算特別委員長 -----		310
1 . 討 論 -----		312
前屋敷恵美議員 -----		312
1 . 議案第 24 号採決 -----		314
1 . 議案第 25 号から第 28 号まで採決 -----		314
1 . 常任委員長審査結果報告 -----		315
日高博之総務政策常任委員長 -----		315

岩切達哉厚生常任委員長	-----	315
西村 賢商工建設常任委員長	-----	316
武田浩一環境農林水産常任委員長	-----	316
1. 議案第29号採決	-----	317
1. 閉 会	-----	317
<hr style="width: 30%; margin: 10px auto;"/>		
1. 資 料	-----	319
令和4年9月定例会日程	-----	321
議案送付文書	-----	323
代表質問時間割	-----	326
一般質問時間割	-----	327
議案・請願委員会審査結果表	-----	328
決算議案委員会審査結果表	-----	329
議案委員会審査結果表	-----	330
閉会中の継続審査・調査申出一覧	-----	331
1. 議案議決件名一覧表	-----	333
1. 議員発議案等	-----	337
地方の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書	-----	339
教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	-----	340
女性デジタル人材育成を強力的に推進するための支援を求める意見書	-----	341
私学助成の拡充・強化を求める意見書	-----	342
台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び 先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書	-----	343
決算特別委員会の設置について	-----	344
令和4年台風第14号による被害に対する支援を求める意見書	-----	345
議員派遣（第22回都道府県議会議員研究交流大会）	-----	346
1. 請願一覧表	-----	347
1. 議事経過	-----	359

9月2日（金）

令和 4 年 9 月 2 日 (金 曜 日)

午前10時0分開会

出席議員 (36名)

- 2番 坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
- 3番 来住一人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 4番 山内佳菜子 (県民連合宮崎)
- 5番 武田浩一 (宮崎県議会自由民主党)
- 6番 山下寿 (同)
- 7番 窪菌辰也 (同)
- 8番 佐藤雅洋 (同)
- 9番 安田厚生 (同)
- 10番 日高利夫 (同)
- 11番 川添博 (同)
- 13番 中野一則 (同)
- 14番 冨師博規 (無所属の会 チームひまわり)
- 15番 有岡浩一 (郷中の会)
- 16番 重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 17番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 18番 岩切達哉 (県民連合宮崎)
- 19番 井本英雄 (宮崎県議会自由民主党)
- 20番 徳重忠夫 (同)
- 21番 外山衛 (同)
- 22番 濱砂守 (同)
- 23番 二見康之 (同)
- 24番 山下博三 (同)
- 25番 西村賢 (同)
- 26番 日高博之 (同)
- 28番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 29番 田口雄二 (県民連合宮崎)
- 30番 満行潤一 (同)
- 31番 太田清海 (同)
- 32番 坂口博美 (宮崎県議会自由民主党)
- 33番 日高陽一 (同)
- 34番 横田照夫 (同)
- 35番 野崎幸士 (同)
- 36番 星原透 (同)
- 37番 蓬原正三 (同)
- 38番 丸山裕次郎 (同)
- 39番 右松隆央 (同)

欠席議員 (1名)

- 27番 井上紀代子 (県民の声)

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|----------|------|----|
| 知事 | 河野俊嗣 | 俊郎 |
| 副知事 | 日隈俊寛 | 理康 |
| 副知事 | 永山浦直 | 達也 |
| 総合政策部長 | 松浦直 | 善敬 |
| 政策調整監 | 吉村達 | 直樹 |
| 総務部長 | 渡辺善 | 清二 |
| 危機管理統括監 | 横山直 | 文浩 |
| 福祉保健部長 | 重黒木 | 昌広 |
| 環境森林部長 | 河野讓 | 敏子 |
| 商工観光労働部長 | 横山浩 | 哉人 |
| 農政水産部長 | 久保昌 | 明一 |
| 県土整備部長 | 西田員 | 友彦 |
| 会計管理者 | 矢野慶 | 健司 |
| 企業局長 | 井手義 | |
| 病院局長 | 吉村久 | |
| 財政課長 | 高妻克 | |
| 教育長 | 黒木淳 | |
| 公安委員長 | 島津久 | |
| 警察本部長 | 山本将 | |
| 代表監査委員 | 緒方文 | |
| 人事委員長 | 佐藤健 | |

事務局職員出席者

- | | | |
|-----------|--------|----|
| 事務局 長 | 渡久山 武志 | 志一 |
| 事務局 次長 | 坂元 修治 | 治一 |
| 議事課 長 | 鬼川 真雅 | 広二 |
| 政策調査課 長 | 伊豆 幸亮 | 子 |
| 議事課 長 補佐 | 関谷 藤有 | 里子 |
| 議事担当 主幹 | 佐藤 野祥 | 太 |
| 議事課 主査 | 川内 田 | 聡 |
| 議事課 主査 | 山本 | |
| 議事課 主任 主事 | | |

◎ 開 会

○中野一則議長 これより令和4年9月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○中野一則議長 会議録署名議員に、佐藤雅洋議員、来住一人議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中野一則議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る8月26日及び本日の議会運営委員会において、本日招集されました令和4年9月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計23件、その内訳は、補正予算2件、条例11件、予算・条例以外10件であります。このほか、5件の報告があります。

また、決算議案が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から10月7日までの36日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

本定例会は、9月7日から2日間の日程で代表質問、9日、12日、13日の3日間の日程で一般質問を行います。

一般質問終了後、人事案件を採決し、その他

の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。

9月14日から3日間の日程で各常任委員会を開催し、22日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

引き続き、決算議案を上程し、9月28日の本会議で決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。

決算特別委員会は、9月28日から10月5日までの間に開催し、7日の最終日に、決算特別委員長の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び決算以外の特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑かつ充実した議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中野一則議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月7日までの36日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から10月7日までの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議長の報告（副議長の辞職許可）

○中野一則議長 次に、御報告申し上げます。
昨日、副議長から、副議長の職を辞したい旨の願い出があり、地方自治法第108条の規定により、同日、議長において、これを許可いたしました。
以上、御報告いたします。

◎ 副議長の選挙

○中野一則議長 これより副議長の選挙を行います。
議長の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○中野一則議長 ただいまの出席議員は36名であります。

会議規則第32条の規定により、立会人に、野崎幸士議員、岩切達哉議員、重松幸次郎議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○中野一則議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○中野一則議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名の記載を願います。

立会人の立会いを願います。

これより投票に移ります。

まず、立会人の投票を願います。

〔立会人投票〕

○中野一則議長 それでは、議席順に順次投票を願います。

〔各議員投票〕

○中野一則議長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の点検を願います。

〔開票・点検〕

○中野一則議長 立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数36票、うち有効投票36票。有効投票中、二見康之議員26票、満行潤一議員5票、河野哲也議員3票、来住一人議員2票。

以上の結果、二見康之議員が最高点であり、かつ法定得票数以上でありますので、副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○中野一則議長 ただいま副議長に当選されました二見康之議員が議場におられますので、本席から、会議規則第35条の規定により、当選の告知をいたします。

御承諾を願います。

ここで、副議長の御挨拶があります。二見康之議員の登壇を願います。

○二見康之副議長〔登壇〕 おはようございます。ただいま御推挙いただきました二見康之でございます。

現在の国内外の情勢が目まぐるしく変化し、県民生活も大変な状況に置かれ、喫緊の課題が山積しているこのような時期に、議員としてもまだ10数年、浅学非才の私でございます。大変

な重責を担わせていただくことになり、身の引き締まる思いでございます。

しかしながら、ここには、豊かな知識や経験をお持ちの議員の方々、そして執行部の皆様も多数いらっしゃいます。皆様方の御理解、御協力を賜り、県政における歯車の一つとして、誠心誠意、県民の付託に応えられるよう努めてまいり所存でございますので、どうぞ皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げ、御挨拶といたします。(拍手) [降壇]

◎ 議会運営委員会委員及び特別委員会委員の辞任許可

○中野一則議長 次に、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の辞任願が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

辞任願

議会運営委員会委員 二見 康之
ゼロカーボン社会づくり推進対策特別委員会委員 二見 康之

このたび、都合により頭書の委員を辞任したので、委員会条例第13条第1項の規定により許可されるようお願いいたします。

令和4年9月2日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議会運営委員会委員及び特別委員会委員の辞任願を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員及び特別委員会委員の辞任は、これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、辞任は許可されました。

◎ 議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任

○中野一則議長 これより、ただいま辞任されました議会運営委員会委員及び特別委員会委員の後任を選任いたします。

選任の方法は、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から指名いたします。

事務局長に、各委員会別にその氏名を朗読させます。

[事務局長朗読]

議会運営委員会委員 濱砂 守
ゼロカーボン社会づくり推進対策特別委員会委員 右松 隆央

○中野一則議長 お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり、それぞれ選任することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員を、それぞれ議会運営委員会委員及び特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎ 仮議長選任の委任の件

○中野一則議長 次に、仮議長選任の委任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議長及び副議長に共に事故があるとき、仮議長の選任を円滑に行うため、地方自治法第106条第3項の規定により、本定例会における仮議長

の選任を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会における仮議長の選任を議長に委任することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第23号まで上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第23号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

令和4年9月県議会定例会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、2点御報告を申し上げます。

1点目は、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況についてであります。

県では現在、オミクロン株B A.5系統の影響による第7波の感染爆発により、地域医療が危機的な状況に直面しております。このため、8月11日に発令した、県独自の警報として最高レベルの「医療非常事態宣言」について、9月21日まで延長することを決定し、早期の感染の鎮静化に向け取り組んでいるところであります。

これに先立つ8月初旬、1日当たりの新規感染者が初めて3,000人を超え、病床使用率も50%を超えるなど、かつてない厳しい状況に直面したことから、国と協議を行い、「B A.5対策強化地域」の指定を受けたところであります。こ

れに合わせ、県におきましては、新規病床の確保はもとより、入院に至る前の段階で治療や処方を行う自宅療養者初期治療センターの開設や、抗原検査キットの配布により、医療機関を経由せずに陽性確定を行う陽性者登録センターの開設など、医療提供体制の維持を図るための様々な対策を講じてまいりました。

なお、この陽性者登録センターにおきましては、市町村とも連携し、29日時点で6万個弱の抗原検査キットを配布するとともに、4,000人以上の陽性確定を行っており、医療機関の負担軽減に一定の成果が出ているものと考えております。

冒頭で申し上げたとおり、現在は医療非常事態宣言の下、各種対策を講じておりますが、長引く感染拡大の中、基礎疾患を有する高齢の患者が多く亡くなられております。お亡くなりになった方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

過去に例を見ない爆発的な感染拡大に直面する中で、昼夜を分かたず御尽力いただいている医療機関や訪問看護ステーション、高齢者施設等をはじめとする関係者の皆様には、改めて深く感謝を申し上げます。

感染爆発の波を鎮静化させ、医療の逼迫を回避するためには、小児ワクチンや若い世代の3回目ワクチンの接種率を向上させるとともに、リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する方への4回目接種を進めていく必要があります。

今回の感染拡大においては、10歳未満から10代の感染が増加し、家庭内感染から全世代へと感染が拡大していることから、県ではこれまでも、小児ワクチンバスの派遣などに取り組んでまいりました。今月上旬には小児接種が努力義

務化される見込みであることから、9月を「小児ワクチン接種促進月間」と位置づけ、さらなる広報の強化や県による集団接種を実施することとしております。

また、特に若い世代の方々には、自分自身と大切な方を守るために、ワクチン接種を積極的に検討いただきますようお願いいたします。

新型コロナをめぐる状況は刻一刻と変化しております。県としましては、今後も市町村や医療機関と連携し、医療提供体制のさらなる強化や保健所機能の維持、ワクチン接種の一層の進展等を図りながら、早期の感染抑制に向けて、全力で取り組んでまいります。そして、長引くコロナ禍により大きな影響を受けた地域経済や暮らしの回復に向けた取組も、市町村等と連携して着実に進めてまいります。県議会をはじめとする県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

2点目は、全国和牛能力共進会についてであります。

去る8月27日、本県経済や県民生活に甚大な影響を及ぼした口蹄疫の終息から12年を迎えました。

この間、畜産農家の皆様をはじめとするオール宮崎の体制で、口蹄疫からの再生復興に取り組んでまいりました。その結果、農業算出額が口蹄疫の発生前の額を上回る状況が続くとともに、県産牛肉の輸出量も年々増加しており、国内のみならず海外においても高く評価されております。

いよいよ10月6日から、鹿児島県において全国和牛能力共進会が開催されます。口蹄疫終息後の関係者の並々ならぬ御努力もあり、これまで3大会連続で内閣総理大臣賞を受賞している本県では、先月、代表牛23頭が決定したところ

であります。近年、全国の技術力が大きく上がってきており、非常にレベルの高い厳しい戦いになるものと考えておりますが、「日本一の努力と準備」により、4大会連続の内閣総理大臣賞受賞及び各部門での好成績を目指し、そして、引き続き本県が全国の和牛生産をリードする役割を果たすべく、関係者一丸となって取り組んでまいります。

それではまず、本日提案いたしました補正予算案につきまして、編成に当たっての基本的な考え方を御説明申し上げます。

これまでも様々なコロナ対策により、本県の社会経済活動の維持・回復に取り組んでまいりましたが、2年以上の長きにわたるコロナ禍で本県経済が大きな打撃を受けている中、新型コロナ「第7波」は、現時点において、そのピークアウトが見通せない状況にあります。さらに、ウクライナ情勢をはじめ複合的な要因による原油・物価高騰が重なり、より一層先行きの不透明感が増しています。その現状について、連日、様々な立場の方々からお話を伺っておりますが、日々の暮らしや将来に大きな不安を抱え、心が折れそうになっている県民の皆様の切実な実態をお聞きするたびに、私の胸に深く刺さるものがあります。

このような中、知事として私が果たすべき役割は、全国知事会の地方税財政常任委員長として、地方を代表して国に要望し、地方創生臨時交付金など必要な財源の確保に全力で取り組むとともに、今後の緊急的な事態に備えつつ、長期にわたって県内経済や県民生活に寄り添い、県民の皆様にも明るい未来を感じていただけるよう、本県を着実な再生へと導いていくことであると考えます。

このような認識の下、県内経済の実態に応じ

た本格的な回復とさらなる活性化に向けた施策を、機動的かつ継続的に展開するため、「宮崎再生」のための30億円の基金を創設することといたしました。

「宮崎再生」の施策は3つの柱で構成しており、柱の1つ目は需要喚起・事業維持支援、2つ目は県民生活の安定化、3つ目が交流回復を見据えた活性化対策であります。

とりわけ、本県の誇るスポーツ環境をはじめ、本県ならではの魅力の強化や継続的な情報発信等に力を注ぎ、コロナが収束した後に経済をV字回復させ、本県が飛躍していくための道筋をつけてまいります。

今回の補正額については、一般会計が225億7,005万1,000円であります。この結果、一般会計の予算規模は6,803億4,016万7,000円となります。今回の補正予算による一般会計への歳入財源は、国庫支出金149億8,366万9,000円、繰入金23億8,556万1,000円、繰越金51億9,977万1,000円、諸収入105万円であります。補正額225億円余のうち、約7割の162億円余は、新型コロナウイルス対策のための補正予算となっております。

以下、今回の一般会計補正予算案に計上しています事業の概要について、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、1、コロナ禍や原油・物価高騰等からの宮崎再生に向けた取組、2、原油価格・物価高騰等総合緊急対策の追加、3、新型コロナウイルスの感染拡大第7波への対応及びその他国庫補助決定に伴う事業等に対応するものであります。

1点目は、コロナ禍や原油・物価高騰等からの宮崎再生に向けた取組であります。

先ほど申し上げました30億円の「宮崎再生基

金」を創設し、県民生活や経済活動の本格的な回復とさらなる活性化に向けた施策を、機動的かつ継続的に展開してまいります。設置期間は、今年度から令和8年度までの5年間であり

ます。早速、この取組を具体的に進めるため、基金を財源に、9月補正予算において需要喚起・事業維持支援として、商店街のイベント開催等への補助や、航空会社が負担する空港ビル施設使用料の減免を支援してまいります。

また、県民生活の安定化として、コロナ禍における子どもの貧困に関する実態調査を実施いたします。

さらに、交流回復を見据えた活性化対策として、侍ジャパンなど日本代表クラスのスポーツキャンプの誘致やプロ野球、Jリーグなどの春季キャンプ観覧のため本県を訪れる観光客の誘客強化、インバウンド受入れ拡大に向けた本県への誘客促進などに取り組んでまいります。

2点目は、原油価格・物価高騰等総合緊急対策の追加であります。

6月補正予算に引き続き、生活者支援と事業者支援を実施いたします。生活者支援として、私立学校の生徒寮における食材費高騰への支援や、個人住宅における太陽光発電や省エネ設備等の導入を支援してまいります。

また、事業者支援として、原油価格高騰の影響を受けている一般公衆浴場及びクリーニング所への燃料費高騰分への補助や、国の肥料価格高騰対策における農業者負担分に対する県の上乗せ補助などを行います。

3点目は、新型コロナウイルスの感染拡大第7波への対応であります。

引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止、医療提供体制の確保のための取組を進めてまいりま

す。現在の第7波では感染者数がさらに急拡大したため、必要となる所要額を再度見直しております。行政検査や無料PCR検査等を受けられる体制の確保、宿泊療養施設の運営、自宅療養者に対する健康観察の民間委託や食料支援などに取り組んでまいります。

また、国庫補助事業の決定等に伴うものとして、母子保健と児童福祉の両分野の機能を有する「こども家庭センター」の整備・運営に取り組む市町村への支援や、ICTを活用したスマート林業技術の導入を行う林業事業者の支援などを実施してまいります。

主な事業に関する説明は以上であります。これらの事業のほか、令和3年度の決算により生じた剰余金の一部について、地方財政法の規定に基づき、県債管理基金への積立てを行うこととしております。

最後に、主な債務負担行為の設定についてであります。宮崎県東京ビル再整備事業について、既存施設の解体費や県施設部分の取得費として、債務負担を設定するものであります。

それでは次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、宮崎県屋外型トレーニングセンターの設置等に伴い、関係する使用料の新設等を行うものであります。

議案第4号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、教育職員免許法の改正に伴い、教育職員免許状更新等手数料の廃止等を行うものであります。

議案第5号「宮崎再生基金条例」は、長引くコロナ禍や原油価格・物価高騰からの県民生活及び経済活動の本格的な回復とさらなる活性化に向けた施策を、安定的かつ機動的に展開する

ことを目的として、地方自治法の規定に基づき、基金を創設する条例を制定するものであります。

議案第6号「宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例」は、国スポ・障スポ大会の令和9年の本県開催が内定したことに伴い、基金の設置期間の終期延長を行うものであります。

議案第7号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、宮崎県屋外型トレーニングセンターを公の施設として設置し、同施設に指定管理者制度を導入することに伴い、施設の利用料金を設定するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第8号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第9号「宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」は、公職選挙法施行令の改正に伴い、公費負担の限度額の改定を行うものであります。

議案第10号「宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例」は、公職選挙法の改正により、選挙公報の掲載文を電磁的記録媒体で申請できることとなったことに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第11号「宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例」は、浄化槽管理士免状を交付されて間もない浄化槽管理士について研修受講義務を免除するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第12号「宮崎県屋外広告物条例の一部を

改正する条例」は、広告料収入の活用による公益上必要な施設または物件の設置、または維持管理を促進するため、禁止地域等及び規制地域等に設置できる広告物等に関する規定の改正を行うものであります。

議案第13号「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、建築基準法の改正に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第14号及び第15号は、防災・安全社会資本整備交付金事業に係る工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第16号は、平成23年に策定した宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」について、本県が直面する様々な課題や今後の方向性を改めて整理し直し、2040年（令和22年）を展望した新しいビジョンを策定することについて、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第17号は、人事委員会委員、山口ひろみ氏が令和4年10月7日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく山口ひろみ氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第18号から第23号につきましては、土地利用審査会委員全員が令和4年10月24日をもって任期満了となりますので、小田ちはる氏の後任委員として永田菜穂子氏を、また、町元真也氏外4名の委員の後任委員として、同じく町元真也氏外4名をそれぞれ任命いたしたく、国土利用計画法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要につ

いて御説明いたしました。

現在、新型コロナや原油価格・物価高騰などの国難とも言うべき、未曾有の難局に直面しております。しかし、これまで、口蹄疫や自然災害など本県が見舞われた様々な危機事象をオール宮崎で克服してきた経験を生かし、県民の英知を結集すれば必ず乗り越えられると信じております。

そして、私は、これまでと変わらぬ対話と協働の基本姿勢の下、県議会をはじめ、市町村や関係機関の皆様、県民の皆様お一人お一人に対し、丁寧かつ誠実な態度で耳を傾け、そのお気持ちに寄り添いながら、この難局から何としても県民の命と暮らしを守るという強い覚悟と気概を持って、宮崎再生に全身全霊をささげて取り組んでまいります。

県議会及び県民の皆様におかれましては、一層の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日3日から6日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、7日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時40分散会

9月7日（水）

令和 4 年 9 月 7 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)

2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
11番	川添博	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	凶師博規	(無所属の会 チームひまか)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	徳重忠夫	(同)
21番	外山衛	(同)
22番	山下博三	(同)
23番	濱砂守	(同)
24番	西村賢	(同)
25番	右松隆央	(同)
26番	日高博之	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	日高陽一	(同)
34番	横田照夫	(同)
35番	野崎幸士	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	二見康之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部次長	川北正文
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	山本将之
選挙管理委員長	茂雄二彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	川野有里子
議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	山本聡

◎ 議席の一部変更

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 議長の報告（議会運営委員長互選結果）

○中野一則議長 本日の日程は代表質問であります。ここで御報告申し上げます。

9月2日に開かれました議会運営委員会において、濱砂守議員が委員長に互選されました。

以上、御報告いたします。

◎ 代表質問

○中野一則議長 ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。宮崎県議会自由民主党の野崎幸士です。

本日は早朝より、自民党県連の女性局はじめ傍聴においでいただいた方に対しまして、感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、このたび県警本部長に就任されました山本本部長——何か私が小さく見えますが——本当に頼りがいというか安心感を持ちます。県民の安全・安心な暮らし、治安確保に全力を尽くしていただきたいと思っております。よろしくお願

いします。

それでは、9月定例議会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問を進めてまいります。

まず、知事の政治姿勢について質問します。

知事は昨年11月の坂口議員の一般質問において、4期目となる次期知事選挙——今年12月25日に投開票ですが——への出馬を表明されました。

その際、「県経済団体協議会からの出馬要請を受け、熟慮を重ねる中で、コロナ禍の克服や人口減少対策への対応、そして、安心と希望であふれる未来への道筋をつけることが自身に課せられた責務であり、今の困難な状況を何とか打開したい、この愛する宮崎をよりよく、さらに発展させたいという強い思いに至った」と説明されています。

また、そのときの御自身のSNS（ツイッター）で、「コロナ禍という困難な状況に真正面から立ち向かい、宮崎のさらなる発展のため、県政のかじ取りの重責を担ってまいりたいという、私なりの覚悟を述べたものです」と発信されています。

先ほどの、県商工会議所連合会や県医師会など10団体でつくる県経済団体協議会は、昨年11月15日、早々に、新型コロナウイルス対応への評価や、県政運営に対するバランス感覚、安定感等を挙げ、さらには全国知事会において地方税財政常任委員長を務めているということが高く評価し、出馬要請をされています。

こういった中で、次期知事選挙には、先月8月17日に、元知事であり芸能界やマスコミに強く発信力が高い東国原氏が出馬表明されました。その東国原氏の出馬表明に対して、知事は先日、「12年もたった今、なぜ宮崎県知事なの

か。今さらという感じが非常に強い」であるとか、「時計の針を巻き戻すようなことがあってはならない」など、知事時代の東国原氏を副知事として支えてきたこと、また、いつもクールで冷静な知事にしては珍しく、非常に強い感情の籠もった言葉で反応されたことに、次の知事も自分でないといけないという、政治家としての強い決意をかいま見たところでございます。

今回は大変厳しい選挙になると思われますが、力強い知事の思いを改めてお伺いし、以下は質問者席から質問を進めてまいります。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

12年前のちょうど今頃になります8月27日、口蹄疫の終息宣言がなされました。当時は130日にも及ぶ口蹄疫ウイルスとの闘いを経て、地域経済や暮らしが深刻な影響を受け、県全体が重苦しい空気に包まれておりました。

県民の総力を結集して、宮崎の再生復興に取り組んでいかなければならない状況にあって、その終息宣言から約1か月後、東国原元知事が2期目の知事選には出馬しないことを表明されました。

多くの県民が先行きに不安を感じる中で、当時副知事であった私としては、総務部長及び副知事として県の中核で仕事をし、口蹄疫対策をはじめ当時の県政を熟知している自分が先頭に立って引っ張っていかなければならないという強い思い、使命感を抱き、国家公務員としてのキャリアを断ち切り、不転任の決意で知事選への立候補を決断したところであります。

その後、県民の皆様の御支持をいただくことにより、3期12年にわたり、口蹄疫や新燃岳噴火、東日本大震災など相次ぐ災害等からの復

興、さらには安全安心な宮崎づくり、人口減少対策や将来の発展に向けた道筋づくりなど、困難な課題にも真正面から向き合い、県民の皆様と痛みや喜びを共有しながら、ひたむきに県政運営に取り組んでまいりました。

その結果、将来の発展の礎となるような様々な成果が現れており、県政は着実に力強く前に進んできたという手応えを感じております。

一方で、3年に及ぶコロナ禍に加え、昨今の原油価格・物価高騰の影響により、現下の県民の暮らしや地域経済は、100年に一度とも言うべき難局に直面しております。これまで着実に前進してきた県政を改めて立て直し、元の成長軌道に戻していくに当たり、極めて重要な局面を迎えているものと考えております。

私の宮崎に対する思いは、12年前に初めて知事に就任したときと、いささかも変わりはありません。いや、むしろ知事としての重責を担いながら年月を重ねることにより、自分が果たすべき役割に対する決意や覚悟は、より一層強いものとなっております。

口蹄疫からの再生復興を成し遂げてきたこれまでの経験や、丁寧に築いてまいりました国とのパイプを生かしながら、県議会をはじめ国や市町村、関係団体との連携、信頼関係をより深めることにより、次の4年間も、私が県政の先頭に立って、県民の皆様とともに、安心と希望あふれる宮崎を実現してまいりたい、その思いをさらに強めているところであります。以上です。 [降壇]

○野崎幸士議員 まとめますと、安心と希望あふれる宮崎をつくりたいという知事の一貫した思いは理解しました。

知事の就任当初からこれまでを振り返りますと、口蹄疫からの再生復興、そして復興から新

たな成長の創出、また、子供や若者を中心とした人づくりや、医療、福祉、防災・減災等の暮らしづくり、県産品や総合交通などの産業づくり、また高速道路網の整備の進展、宮崎駅西口の再開発など、今後の宮崎県の発展に必要なハード整備も着実に進めてこられました。私も大いに評価しております。

そこで、知事が目指す「安心と希望あふれる宮崎県」を実現するため、これまでどのような取組を行い、そして、どのように自己評価しているのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私は知事就任以来、この愛する宮崎県のため、ひたむきに県政発展に邁進してまいりました。

就任当初は、口蹄疫など相次ぐ災害からの再生復興に取り組み、その後、「復興から新たな成長へ」を掲げて、東九州自動車道等のインフラ整備や、フードビジネス振興、グローバルな市場開拓、企業誘致などの成果を上げつつ、新たな成長の流れを軌道に乗せる取組に力を尽くしてまいりました。その結果、安心安全な宮崎づくりや県政発展のための土台づくりが着実に進んだものと考えております。

具体的には、人づくりの面におきましては、今年3月に卒業した高校生の県内就職率が65.7%と過去最高を更新したほか、新規就農者、就業者の確保を進め、移住世帯数は年々増加してきております。

また、医療人材の確保や林業大学校の開講など、本県の産業や地域を担う人材の育成確保を図ってまいりました。

暮らしづくりの面では、高速道路網の整備の進展をはじめ、防災医療拠点としての県防災庁舎や県立宮崎病院の整備など、県民の命を守り、安全安心な暮らしを支えるための基盤整備

が着実に進んでおります。

産業づくりの面におきましても、1人当たり県民所得の向上や、スポーツキャンプ・合宿受入れ実績の増加、大型企業の誘致をはじめ、農畜水産物の輸出額が10年連続で過去最高を更新したほか、杉素材生産量が31年連続、本格焼酎出荷量は8年連続で日本一を達成するなど、様々な分野で成果が現れてきております。

また、長年の懸案でありました宮崎カーフェリーの新船の就航や、国スポ・障スポ関連施設の県内における分散整備、さらには、町なかのにぎわい拠点創出に向けた宮崎駅西口広場の再整備など、将来の発展、活性化の礎となる着実な成果が出ており、私としても確かな手応えを感じているところであります。

一方で、直近では、コロナ禍や原油価格・物価高騰によりまして、県民の暮らしや地域経済に大きな影響が出ておりますことから、全力で宮崎再生に取り組むことにより、早期にコロナ前の成長軌道に戻していくことが喫緊の課題であると考えております。

○野崎幸士議員 答弁の前段でありましたように、順調に進んできた2期目とは違って、過去に例のないコロナ禍に加えて、物価高・燃油高騰等の影響により、この3期目は順風満帆とは言えない状況だと思います。

今求められる課題は、コロナ禍等により疲弊した県内経済を立ち直らせること、そして知事が目指す姿に向けて、宮崎県の軌道を元に戻すことではないかと考えます。

口蹄疫からの復興を目指した12年前も、同様の状況でございました。当時、東国原氏は、「県知事としての限界を感じている。国の在り方、統治システムを変えたい」として、口蹄疫からの復興に多くの県民が期待をし、ぜひ続け

てほしいという、その期待に応えることなく、宮崎を去っていかれました。

東国原氏は、確かに、地鶏やマンゴー等のアピールは実績として印象に残っています。県民にとっては分かりやすい部分ですが、何か県外向けのトップセールスだけに重点を置かれていて、県内、足元の施策としては、あまり印象には残っておりません。

退任後、2011年の東京都知事選に出馬し落選、翌年2012年の衆議院選では、日本維新の会から比例近畿ブロックに立候補し初当選しましたが、宮崎県知事のとときと同様、道半ばで辞職され、芸能活動へと移られました。

私はこのようなときこそ、県民の、また県内事業者の苦しみをしっかりと受け止め、逃げずに県民との対話を重視し、県民に寄り添って、県民とともにこの困難を乗り越える、引っ張っていくのがリーダー（知事）の姿だと強く思います。

この今の喫緊の課題であります、コロナ禍や原油価格・物価高騰について、知事はどのように対応していくのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私は12年前に知事に就任した当初も、口蹄疫という未曾有の災害を真正面から受け止め、県民の総力を結集して再生復興に取り組んでまいりました。

そして今、再び、この長引くコロナ禍や原油価格・物価高騰に対しましても、県民の皆様の将来に向けた不安な思いや苦悩に寄り添い、それをしっかりと受け止めながら、強い気概と覚悟を持って取り組んでまいります。

何よりもまずは、この国難とも言える難局から立ち上がり、一刻も早い回復を実現する必要があります。様々な業界の皆様を後押しし、力を合わせて宮崎の再生を目指していくこと、そ

して、その旗振り役を担うのがトップリーダーの役割であると認識しております。

このため、厳しい環境にあります県民生活、経済活動を確実な再生へと導くことを目的とし、過去最大の規模となります本県独自の宮崎再生基金の創設を今議会に提案したところでもあります。

これは、県民の皆様を何としても守り抜くという、私の決意の表れでもあります。この基金を活用しながら、商店街の活性化や観光誘客の促進、農林水産業・商工業の支援、生活困窮者等への対応など、きめ細かな施策を機動的かつ継続的に実施していくこととしております。

○野崎幸士議員 先ほどの答弁でちょっと触れられましたが、知事はこのコロナ禍や原油価格・物価高騰対策を力強く進めるため、今議会に30億円の宮崎再生基金の設立を提案されています。年度途中の補正予算でこれだけの規模の基金を創設するのは、あまり例がないと思われます。それだけ非常に厳しい状況に置かれている現下の企業活動や、県民の暮らしに対する強い危機感の表れであろうと理解しています。

そこで改めて、今議会に宮崎再生基金を提案するに至った背景と、今後この基金をどのように活用しようと考えられているのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） これまで、コロナ禍や原油価格・物価高騰への対策につきましては、国の地方創生臨時交付金等を積極的に活用し、本県の社会経済活動の維持・回復に取り組んできたところでもあります。

しかしながら、観光関連産業をはじめ県内事業者や県民生活への影響が長期化し、先行きの不透明感が増す中で、国の経済対策のタイミングでありますとか、国の財源には用途が制限さ

れたりする、そういった条件に左右されることなく、機動的かつ継続的に施策を展開するため、今回、県独自の宮崎再生基金の創設を提案したものであります。

今後は、この基金を活用し、県内の消費の喚起や事業活動の支援、生活困窮者をはじめとする県民の暮らしや絆の維持、さらには、本格的な交流回復を見据えたスポーツキャンプやインバウンドの受入れ強化などに向けた展開を予定しておりまして、今回の補正予算案におきましても、5つの事業、約2億5,000万円をお願いしているところであります。

引き続き、社会経済情勢の動向等を注視するとともに、県民の皆様の声をしっかりとお聴きしながら、県民生活や経済活動を着実な再生に導いてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 観光関連産業、飲食業をはじめ、新型コロナや原油価格・物価高騰の影響で、厳しい状況に置かれている県内のあらゆる事業者にとって、国の交付金等による支援に加え、今回の宮崎再生基金による下支えは、大変ありがたく感じていただけると思います。引き続き、コロナ禍や原油価格・物価高騰対策には重点的に取り組んでいただき、宮崎再生基金を活用した早期の事業展開を望みます。

次に、今般見直す宮崎県総合計画長期ビジョンでは、本県の目指すべき将来像を実現していくため、知事は次の4年間でどのようなことに取り組まれようとしているのか、知事の決意をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県民の皆様は次期県政を負託いただくことがあくまでも前提ではありますが、次の4年間で私が何としても取り組まなければならないと考えておりますことは、一言で言えば宮崎再生であります。

宮崎再生とは、この100年に一度とも言える難局を克服し、早期に県民生活や経済活動の本格的な回復を図り、宮崎の歩みを再び成長軌道に乗せ、次のステージへと飛躍させて、夢と希望あふれる宮崎を実現することです。

そのための取組として、先ほど御説明しましたような、地産地消、応援消費の強化などを通じた需要喚起に取り組み、燃油・資材等高騰対策や、旅行交通需要の回復等により、事業維持の支援に取り組んでまいります。また、生活困窮者等への対応など、県民生活の安定化を図り、交流を見据えたMICE誘致やインバウンド誘客を進めてまいります。

そして、本格的に進行しつつある人口減少の抑制に向けて、コロナ禍で生じた地方回帰の動きを持続的なものとするべく、若者が学び、働き、子育てをしやすい環境づくりや、移住・定住の促進、交流人口の拡大に取り組んでまいります。

特に中山間地域におきましては、市町村等と連携しながら、持続可能な地域交通網の実現や、産業の担い手の確保など、地域住民が将来にわたり住み慣れた場所で安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。

また、ウクライナ危機に端を発した世界規模での食料等の安全保障問題のほか、デジタル化の加速や気象変動問題など、我々を取り巻く社会経済環境は大きく変わりつつあります。このような中、全国有数の食料供給基地としての本県の役割は、ますます重要となるものと考えております。

農林水産業の成長産業化を図るとともに、フードビジネスなど付加価値の高い産業を育て、地域経済を支える力強い産業構造を築いてまいります。

また、幅広い分野でデジタル化を進め、ポストコロナを見据えた産業の成長や、医療、福祉、教育の充実などの地域が抱える課題解決につなげるとともに、脱炭素社会づくりに向けましては、本県の自然環境を生かした再生可能エネルギーの導入や、森林資源の循環利用の推進等に取り組んでまいります。

さらには、国スポ・障スポ関連施設や、屋外型トレーニングセンターなどの施設の整備に加えまして、スポーツへの関心の高まりを追い風として、競技力の向上や県民の健康増進、スポーツによる誘客や地域活性化を図り、スポーツランドみやぎのさらなる発展に取り組んでまいります。

次の4年間は、このような宮崎再生の取組に、積極的、果敢に挑戦し、しっかりと実績を残してまいります。

○野崎幸士議員 今、4期目になすべきことについて、知事の決意を伺ったところでありますが、新型コロナ対策はもとより、中山間地域対策、農林水産業の振興、デジタル化への対応、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組などは、県民の暮らしに大きく関わるものであり、県政の課題を幅広く的確に捉え、将来への道筋をきちんと立てられようとしていることを非常に頼もしく感じています。また、知事の得意分野であるスポーツや文化についても、知事のカラーをうまく生かしながら取り組んでもらいたいと思います。

県勢発展の基盤をより強固なものとするために、知事の強力なリーダーシップを発揮してもらいたいです。

知事の政治姿勢に関する質問は最後になりますが、知事はこれまで、この議場で幾度となく宮崎に対する愛を問われ、答弁を重ねてこられ

ました。

昨年11月議会で4期目の出馬を表明された際も、坂口議員から宮崎に骨を埋める覚悟について問われた際、「知事として、なすべきことを全て成し遂げた後も、宮崎で人生を全うしたい。宮崎は今や自分の大切なふるさととなり、いずれ公職を離れた際には、この宮崎に家を持って住み続けたい」などと発言されています。

また、「宮崎を愛している」「全身全霊で県勢発展に力を尽くす」などと発言されていますが、一方で、知事のキャラクターなのか、言い方がスマート過ぎて感情が表に出ず、心に響かないというか、一般の県民に知事の言葉が、思いがストレートに伝わらない部分もあるのではないかと感じる 때가度々あります。

もう二度とこの議会で同じような質問がなされることのないよう、河野知事が本当に宮崎に尽くす覚悟はあるのか、どれくらい強い思いを抱いているのか、真の宮崎県人であることをこの場でアピールするためにも、宮崎に対する熱い思いを語っていただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 平成17年に総務省から総務部長として赴任して以来、私の宮崎での暮らしも17年半に及んでおります。昭和63年に自治省に入省した私は、就職して34年が経過したことになりまして、職業人生のちょうど半分をこの宮崎県にささげてきたこととなります。

宮崎に赴任するまでの17年間にわたり、霞が関や出向自治体、海外留学などで様々な知識、経験、人脈を培ってまいりました。そうしたものの全ては、知事として宮崎県の発展に力を注いでおります今このときのためにあったものと、今がその集大成であると、そのような思いがしております。

この17年半というもの、総務部長、副知事そして知事として仕事に取り組む中で、ひたすら宮崎県のことを思い、宮崎という豊かな土地や、ここに住む穏やかで心優しい人々を愛し、宮崎の発展のため懸命に尽くしてまいりました。

この年数は、高校を卒業するまで故郷の広島県呉市で過ごした時間とほぼ一緒ではありますが、感覚的には、その年月をはるかに上回り、何十年にも思えるような、とても濃密で充実した時間をこの宮崎で過ごしてまいりました。多くの方々との出会いに恵まれ、温かい県民性や人とのつながり、地域での支え合いに助けられながら過ごしてきた時間は、家族との多くの思い出も詰まった、かけがえのない一生の財産であると考えております。

こうして家族共々受け入れていただき、また地方自治を志した者としては、最もやりがいのある仕事の一つであります知事としての職責を、県民の皆様から託していただき、そのことに対する深い感謝の思いを私は抱いているところであります。しっかりとその期待に応えていかなくてはならないと考えております。

他県の出身ではありますが、こうした深い感謝の思いとともに、宮崎を愛する思いは、宮崎で生まれ育った皆さんに、いささかも引けを取るものではないと考えております。

むしろ、他県出身でありながら県政のリーダーを務めることに対する強いプレッシャーにさらされながら、宮崎に腰を据えて、知事としての重責を担い、年月を重ねることにより、そして、そのような私を温かく励まし支えてくださった県民の皆様との、私にとって宝物のような時を積み重ねることによりまして、宮崎をかけがえのないふるさととして愛する思いも、よ

り一層強いものとなっております。

県内に自分の墓も用意したところでありますが、宮崎で人生を全うしたい、いずれ公職を離れた際には、この宮崎に家を持って住み続けたいと強く感じているところであります。

今後とも、知事として、一人の宮崎県民として、この愛するふるさと宮崎の発展のために、誠心誠意覚悟を持って全力で取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 知事の宮崎に対する愛がにじみ出た答弁だったと思います。知事の宮崎に対する熱い思い、覚悟は、ここにいる全ての議員がしっかりと受け止めたと思います。

東国原知事が1期目で退任した後、河野知事が、県民の不安や苦しみ、悲しみを逃げずに真正面から受け止めながら、トップリーダーとして口蹄疫からの再生復興に努める姿を、県民も見て理解し、感謝していると思います。

私は、宮崎県出身の東国原氏よりも、よっぽど宮崎に対する愛が深く、真の宮崎県人だと思いますし、自信を持っていただきたいと思います。

我が自民党宮崎県連としても、8月20日、選挙対策委員会を開き、元知事の東国原氏も推薦要請をしてきていましたが、河野知事の推薦を全会一致で決めました。推薦の理由は、おおむね、私がこれまでも述べてきたことだと思います。

また、9月3日に開催されました、自民党県連の政経セミナーにおいても、党本部の茂木幹事長が、東国原氏について、「「どげんかせんといかん」と主張し、知事になりながらあっさり辞めた人だ。流浪の旅を繰り返し、また知事選に出ると聞き、ちょっとびっくりしている」と、疑問を呈されています。

新型コロナからの復興、少子高齢化・人口減少がもたらす、各地域あらゆる分野・業種の持続可能な発展が、存続が叫ばれる時代だからこそ、継続が大事だと思います。持続イコール継続です。

河野知事には、この難局を県民とともに乗り越える強い意志を持って、県民の思いとふるさと宮崎の将来を背負って、しっかり結果を出していただくようお願いいたします。

次に、財政運営について質問します。

8月5日に、本県の令和3年度の決算見込みが公表されました。昨年度は、新型コロナ対策のために多額の財政需要が発生し、補正予算編成を何度も繰り返すなど、前年度同様、財政的な対応に追われた年でありました。

このため決算規模は、歳入歳出とも、口蹄疫が発生した平成22年度に次いで過去2番目の規模となったとのことであります。

令和3年度決算見込みはどのようになったのか、その概要を総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（渡辺善敬君） 令和3年度決算につきましては、歳入が、企業業績の回復等に伴う全国的な税収増を背景とした地方交付税や県税収入の増加等により、前年度比3.7%増の7,298億2,674万円、歳出が、新型コロナ対策に係る衛生費等の増加により、前年度比4.4%増の7,169億9,000万円となりました。

また、歳入から歳出を差し引いた額から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支につきましては、51億9,977万円で、前年度の103億8,547万円よりも減少したものの、一定規模の黒字を確保したところであります。

一方で、県債発行額は、国土強靱化対策事業等により、前年度比7.3%増の857億2,252万円で、県債残高は、前年度比1.6%増の8,572

億3,028万円となっております。

○野崎幸士議員 財政関係2基金（財政調整積立金と県債管理基金）の残高については増加しております。

しかし一方で、令和3年度の地方財政計画において、前年度より減少すると見込まれた地方税収が前年度を上回ったことで、結果的に本県分の地方交付税が過大に交付されております。これに対しては、精算制度により、今年度から令和6年度までの3か年間で約100億円、地方交付税が減額されると伺っております。また、決算残高については、答弁にありましており、前年度末比で増加している状況にあります。

これらを考えますと、現時点において、財政的に十分余裕がある状況とは言えないのではないかと考えております。

そのような中で、社会保障関係費の増加や、公共施設の老朽化への対応、令和9年度に控えている国スポ・障スポの開催経費など、今後、財政需要はますます増加していくことが予想されます。また、短期的に見れば、新型コロナからの経済回復や、原油価格・物価高騰等への積極的な財政出動も求められております。

今後、求められる財政需要に対応しながら、どのような財政運営を行っていくのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 令和3年度の決算では、県債残高が増加し、また、今後も多額の財政需要が見込まれているところでありますが、財政関係2基金の残高は増加しております。地方交付税の減額精算に対応する中でも、財政の健全性を維持できるものと考えております。

そのため、国スポ・障スポ大会関連経費や、公共施設の老朽化対策など中長期的な需要に対しましては、特定目的基金を設置して計画的に

活用しますとともに、国庫補助金はもとより、地方財政措置のある県債を活用するなど、県の実質的な負担をできるだけ抑制し、年度間の変動が小さくなるよう努めているところであります。

また、コロナ禍や原油・物価高騰等に伴う県民生活や経済活動の本格的な回復など、緊急の需要に対しましては、地方創生臨時交付金等の積極的な活用に加え、30億円の宮崎再生基金を創設し、機動的かつ継続的に対応できるよう、財源を確保したいと考えております。

引き続き、財政の健全性を維持しつつ、本県の抱える諸課題に的確に対応できるよう、適切に財政運営を行ってまいります。

○野崎幸士議員 次に、本県の職員採用について質問します。

少子高齢化・人口減少の急速な進展、新型コロナにより、あらゆる分野、業種で人手不足による労働力不足が問題となっている中で、全国の自治体でも職員採用に苦慮されているようです。時事通信の調査によると、全国の都道府県が実施する2023年度職員採用試験のうち、32道府県で応募者が前年度を下回ったと報道がなされました。

本県でも既に今年度の職員採用試験が実施されておりますが、本県での採用職員試験の状況を、人事委員長にお伺いいたします。

○人事委員長（佐藤健司君） 令和4年度の県職員採用試験の競争倍率は、大学卒業程度全体で3.7倍となっており、前年度に比べて0.5ポイント減少しております。

職種別に見ると、一般行政は5.0倍となっておりますが、一部の技術系職種においては、競争倍率が2倍を下回るなど、受験者数の確保が厳しい状況となっております。

この主な要因としましては、少子化の進行による受験年齢人口の減少はもとより、民間企業の採用意欲の高まりや、国及び他の地方公共団体との競合等があると考えております。

○野崎幸士議員 何年も技術職を中心に受験者数が減少しているようですが、この応募状況をどう捉えているのか、人事委員長にお伺いします。

○人事委員長（佐藤健司君） 直面する新型コロナウイルス感染症対策や、激甚化する自然災害への対応など、複雑化・高度化する行政課題に的確に対応していくためには、優れた資質と意欲を持った、多様で有為な人材を継続的に確保していくことが大変重要であります。

近年の競争倍率の状況を見ると、優秀な人材の採用への影響が危惧されることから、一定の受験者数を確保していく取組が必要であると考えております。

○野崎幸士議員 全国でも本県と同じように、人材採用に苦慮されているようですが、自治体によっては、採用試験に向けた工夫と様々な取組を行っているようです。

本県の採用試験の受験者を確保するための対策（工夫）を、人事委員長にお伺いいたします。

○人事委員長（佐藤健司君） 人事委員会では、令和2年度から一般行政の特別枠区分において、また、令和3年度から全ての技術系職種において、従来のような公務員試験対策が不要で、多くの民間企業で採用されているSPI3試験を導入し、新たな受験者層の掘り起こしや合格発表の前倒しを図るなど、社会情勢に応じた試験制度の見直しを行っております。

加えて、県の仕事ややりがいを若手職員が直接紹介する県庁ナビゲーターの取組や、高校・

大学等での説明会の開催、任命権者によるインターンシップの実施などを通して、県職員として働く魅力をPRし、受験者の確保に取り組んでいるところであります。

○野崎幸士議員 都城市では、説明会や受験申込み、面接試験のオンライン化など、採用活動の包括的なデジタル化に取り組んでいるようです。

さらに他の自治体の取組等も調査研究しながら、受験環境の充実や県庁職員の魅力発信等に尽力していただくことを要望いたします。

冒頭の答弁にもありましたように、技術職員の採用が厳しい傾向にあるようです。特に、道路や河川をはじめとしたインフラ整備や維持管理、また災害時に被災した建物の調査や復旧計画策定等で要となる、専門知識を持つ技術職員ですが、総務省によると、土木系技術職員は2000年の時点で18万人を超えていましたが、2020年には13万人台に落ち込んでいるとの報告もあるようです。

そこで、本県の技術系職員採用試験の実施状況について、人事委員長にお伺いします。

○人事委員長（佐藤健司君） 令和4年度大学卒業程度採用試験の技術系職種全体の競争倍率は2.0倍と、前年度に比べて0.7ポイント減少しております。

特に、民間企業等との競合の激しい土木は1.4倍、建築は1.5倍、農業土木は1.7倍となっており、これらの技術系職種は近年、こうした競争倍率が低い状況が続いております。

○野崎幸士議員 大変厳しい状況のようですが、懸念されるのが大規模災害への対応です。

大規模な災害時には、全国の自治体から応援職員が派遣され、被災地の復旧・復興を支援します。想定されている南海トラフ地震では、2

年程度にわたり派遣可能な技術職員は1,000人程度が必要とされていますが、今年4月時点で総務省に報告された都道府県の派遣可能な技術系の職員は、計210人と約2割にとどまっています。

一昨年の熊本豪雨の被災地では、要望数の3分の2程度しか応援の応募のない自治体もあり、復興事業の長期化が懸念されています。

このようなことから、技術系職員の受験者数を確保することは重要と考えますが、その対策について人事委員長にお伺いいたします。

○人事委員長（佐藤健司君） 特に人材の確保が厳しい状況にある土木、農業土木の2職種について、今年度から特別枠区分を新設し、合格発表の前倒しを図るとともに、理工系の学生が受験しやすい試験内容に見直したところであります。

また、土木等の6職種について、仕事のやりがいなどを紹介する動画を作成し、採用案内ホームページでの公開や各種説明会で活用するなど、県職員の魅力や働きやすさが具体的に伝わるよう、広く発信しているところです。

今後とも、任命権者と連携を図るとともに、最近の受験状況などを検証しながら、社会情勢の変化に対応した試験制度の見直しや、広報活動を一層強化していくことを通じ、技術系人材の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 激甚化する災害、国が進めている国土強靱化対策等を見ても、技術系職員の活躍がますます求められますので、他の自治体が行っているPRや、試験方法の工夫等を調査研究していただいて、技術系職員の確保につながるよう要望いたします。

ここまで、採用試験の現状や試験環境、対策

等について質問してきましたが、職員採用試験の受験者を増やすためには、働きやすい職場環境づくりも大事と考えます。どのように取り組まれているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（渡辺善敬君） 本県では、「みやぎ行財政改革プラン」のほか、「宮崎県特定事業主行動計画」を策定しまして、働きやすい職場環境づくりに向け、ワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んでおります。

このうち、仕事と子育ての両立につきましては、出産・育児休業等の制度を整備した上で、希望する取得計画を事前に上司と共有する「子育てマイプラン」を活用するなど、積極的に取得を推進しております。令和2年度の総務省調査によりますと、育児休業取得率は女性が100%、男性が19.9%で、男性の取得率は都道府県の中で第3位となっております。

また、テレワーク環境の整備や時差出勤の実施による柔軟な働き方を推進しております。

令和3年度に実施した働き方改革に関する職員アンケートでは、「家庭や自分のために時間を使えている」という回答が、前年度より増えております。

これらの取組を含め、引き続き働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

○野崎幸士議員 答弁の中に、育児休業の話が出ました。それに関する法律が育児・介護休業法です。

この法律は、令和3年に改正、今年の4月1日より段階的に施行していくこととされています。少子高齢化をはじめ、共働き世帯が増えたにもかかわらず、女性の家事・育児の負担が大きいことを背景に、育児や介護と仕事を両立しやすい職場環境を整えるために定められた法律

です。特に今回の改正は、育児休業に焦点を当てた改正になっているようです。様々な事項が段階的に義務化されます。

なお、地方公務員にとっても同様に、育児休業法が改正されたとのこと。県職員の育児休業取得状況は、答弁にあったように、女性は100%、男性は全国第3位の19.9%と、実績はあるようですが、まだまだ男女の差が大きいのが現状です。男性職員のさらなる育児休業取得に向けた取組を進め、女性や若者の働きやすい環境が整った県庁であることが、職員採用試験に応募する際の大きな魅力の一つだと思いますので、しっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

さて、職員のトップである知事は、どのような認識を持って職員の働きやすい職場環境づくりに取り組まれているのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 知事に就任して以降、様々な課題に直面してまいりましたが、これらに何とか対処してこられましたのも、県議会をはじめとする県民の皆様の御理解と御協力に加え、県職員の努力のたまものであると、そのように考えております。

私は、職員の皆さんが、高い志と使命感を持って日々職務に懸命に取り組んでいることに心から感謝し、共に仕事をしてきたことを大変誇りに感じているところであります。

特に、現在のコロナ禍に対しましては、各保健所や県立病院をはじめ全庁体制により対応しているところでありますが、長引くパンデミックにより、県民の間に強い不安が広まり、先行きを見通すことが非常に困難な状況の中で、職員の皆さんには、これまでにない大変な苦勞をかけておりまして、改めて感謝の思いを強くし

ております。

「行政は人なり」と言われますが、様々な課題に的確に対応し、本県の発展や県民の福祉向上につなげるためには、県職員一人一人が持つ力を最大限発揮することが大切であり、そのためにも、職員の働きやすい職場環境をつくっていくことが大変重要であると考えております。

今後とも、職員一人一人が、やりがいを持って働くことができる職場環境づくりを進め、職員とともに、県民の皆様の期待に応えるべく、しっかりと取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 トップである知事が、職員に対して感謝の気持ちを持ち続けることは、非常に大事だと思います。これからも、どんな災害が起こるか分かりませんが、そのとき、そのときに、知事と職員の信頼関係の下、もちろん我々議員もですが、一丸となってその解決のために邁進できるような職場環境をつくっていただきたいと思います。

このような知事の姿勢が、採用試験の応募者増につながっていくと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、災害対策について質問します。

今年の7月、8月は、台風や相次ぐ線状降水帯の発生等によって、全国各地で局地的な大雨が降り、特に風水害の少ない東北地方で甚大な災害が発生しました。全国各地で被災された方々にお見舞いを申し上げ、早期の復興を祈念いたします。

本県は幸いにして、今年は甚大な風水害は起きていませんが、先ほどのように、全国では各地で甚大な自然災害が起きています。また、政府は、南海トラフ地震の40年以内の発生確率を90%程度と発表し、地震や津波による大きな

被害が広範囲に予想されています。90%ですから、南海トラフ地震はいつ発生してもおかしくありません。いつどこで起きるか分からない自然災害、災害が起きるたびに、その教訓として、人命と財産を守る備えが構築されてきているわけですが、最近の状況を踏まえて、順次、災害時における対策について質問を進めてまいります。

まず、避難についてであります。災害の危険が迫ると、住民はまず目の前の命を守るための緊急的避難として、津波避難タワーのような指定緊急避難所、避難場所へ避難することとなると思います。その後、自宅の安全が確認された方は自宅へ戻れますが、大規模災害になれば、自宅が倒壊するなどの被害に遭った被災者が多数おられ、その方々の多くは避難所で生活することになります。

災害対策基本法によりますと、市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案し、法で定めた基準に適合する公共施設等を指定避難所として指定することになっています。そして、指定された避難所には様々な方々が一堂に避難されてきますが、高齢者や障がいがある方、妊産婦、乳幼児等のように、一般の方とは同じ避難生活を続けることが困難な方もいます。

避難所も幾つかの種類があると聞いていますが、県内にはどのような避難所が何か所あるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 被災者等を一時的に滞在させるため、災害対策基本法に基づき市町村が指定する県内の避難所は、今年8月1日現在で1,299か所であります。

このうち、広く被災者等を受け入れる「指定一般避難所」は、学校や地区の集会所など1,231

か所、高齢者、障がい者、乳幼児など特に配慮を要する方を受け入れるためのバリアフリーや相談支援体制など、環境がより整備された「指定福祉避難所」は68か所であります。

このほか、法に基づくものではございませんが、要配慮者の避難所として活用することについて、市町村と個別に協定を締結した老人福祉施設等が229か所ございます。

○野崎幸士議員 引き続き、避難される方がそれぞれの立場で安心して避難生活を続けやすい避難所の増設に努めていただくことを要望します。

さて、災害の際に様々な方が一堂に避難する避難所ですが、今懸念されるのが新型コロナの対応です。避難所における新型コロナ感染対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 避難所における感染症対策としましては、従前から、手指消毒や換気の実施、共用部分の清掃や消毒など、徹底した衛生管理を行うこととしております。

新型コロナにつきましては、オミクロン株による感染急拡大によりまして、自宅療養者が急増している中、多くの陽性者が避難所に避難することも想定されるため、よりきめ細かな感染対策が必要となってまいります。

このため県では、今年6月に新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営ガイドラインを改定し、自宅療養者の避難スペースの確保等の具体的な運営方法について、市町村に周知を図ったところでございます。

また、保健所におきましては、自宅療養者が避難する際の留意事項を平時から情報発信するとともに、市町村が行う感染対策やゾーニング、消毒時の注意点等について助言を行ってお

ります。

○野崎幸士議員 引き続き、安心して避難できる対策を講じていただくよう要望いたします。

次に、災害救助法では避難所の開設期間を、例えば学校であれば、本来の目的である教育の場としてできるだけ早期に再開することが望まれるように、各自治体の避難所開設期間を1週間と定めていますが、大規模災害では、自宅倒壊等により長期に避難生活が必要な方も多数発生します。

災害により避難生活を送っている被災者に対して、応急的な住宅をどのように提供するのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 被災された方々に対する応急的な住宅の提供につきましては、宮崎県地域防災計画に基づき、まずは、県と市町村による公営住宅等の空き家活用や、県による民間賃貸住宅の借り上げを行い、それが不足する場合には、県が応急仮設住宅を建設することとしております。

応急仮設住宅の建設用地につきましては、県内各市町村において、公園などの公共用地を活用し、現在約4万6,000戸分が確保されており、さらに県においては、応急仮設住宅を速やかに建設できるよう、一般社団法人プレハブ建築協会など関係団体と、災害時における協定を締結しております。

今後とも、市町村や関係団体と連携を図り、災害発生時における被災者の居住の確保に努めてまいります。

○野崎幸士議員 災害時における被災者の住居の確保は、被災者の健康維持や、不安やストレスといった心理状況を落ち着かせる効果にもつながります。最近では、車中泊を選択される方も多くなり、課題となっているようです。

避難された方が人間らしい生活を速やかに確保できるよう、さらに災害時の住居確保に努めていただくことを要望いたします。

次に、避難所において心配されるのが備蓄です。県では、南海トラフ地震などの大規模災害に備え、宮崎県備蓄基本指針を定め、県民へ備蓄を促すとともに、県、市町村には指針に基づいた備蓄に関する計画を策定し、計画に沿った備蓄の推進に努めることとされています。

大規模災害が発生した場合、県内では相当数の避難者が発生することが想定されますが、県及び市町村の備蓄の取組について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 本県では、平成28年に策定した宮崎県備蓄基本指針に基づきまして、発災後3日間で必要となる食料や毛布、携帯・簡易トイレなどを、県と市町村で3分の1ずつ、計画的に備蓄しております。

県の備蓄物資につきましては、防災庁舎や元県立高校の校舎など、県内8か所で保管しておりますが、スペースの不足や効率的な搬出入が困難であることから、現在、専門家の御意見をいただきながら、拠点となる施設の整備を検討しているところでございます。

また、現在の指針では、避難所への避難者を対象に備蓄をしておりますが、車中泊など避難所以外での避難者も備蓄の対象に加えるよう、指針の改定作業を進めているところでございます。

○野崎幸士議員 答弁にありましたように、令和2年5月に改定された国のプッシュ型支援の対象者が、避難所避難者に加えて、車中泊者などの避難所外避難者も対象となりましたので、引き続き備蓄の取組を進めていただくことを要望いたします。

先ほどありましたように、県の備蓄基本指針では、発災後3日間、必要な食料等を市町村とともに備蓄することとなっておりますが、大規模災害が発生した場合は、被災者が長期にわたって避難所での生活を余儀なくされる事態も想定されます。

避難生活が長期化した場合における被災者への物資供給はどのようになるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 大規模災害が発生した場合、本県では宮崎県備蓄基本指針に基づきまして、発災後3日間は県民、県及び市町村が備蓄する物資で対応することとしております。

4日目以降につきましては、避難生活に必要な不可欠と見込まれる物資を被災自治体からの要請を待つことなく供給する「プッシュ型支援」や、要請された物資を供給する「プル型支援」により、供給された物資を一旦県で受け入れ、市町村を經由して被災者へ届けることとなります。

このほか、スーパーやコンビニエンスストア、ホームセンターなどとの協定に基づき、必要な物資を調達し、供給することとしております。

○野崎幸士議員 備蓄用の支援物資の管理や、運ばれてくる物資の受入れなどを行う拠点施設の整備を検討しているとのことでしたので、ぜひスピードを上げて進めていただくとともに、物資が被災者のところへ届くまでの輸送手段確保と、災害規模によっては膨大な物資が必要となることが想定されますので、各店舗、企業との協定もさらに進めていただくことを要望します。

次に、備蓄食料品のアレルギー対策について

ですが、政府は今年6月に見直した国の防災基本計画で、アレルギーに対応した食料の備蓄を、自治体の努力義務として初めて明記しました。

実際、過去の被災地では、自治体が備蓄していた非常食や、避難所に届けられた支援物資が食物アレルギーに対応しておらず、アレルギーのある方が食料の確保に苦労したり、その非常食を口にしたアレルギー体質の避難者が命の危険にさらされる事態が生じたこともあって、災害時に食事に不安を覚えて避難をためらったりするケースが生じています。

もちろん、食物アレルギーがある方は、個人で備蓄等の対応を講じることも必要だと思いますが、自治体による備蓄においても、食物アレルギーのある方への配慮が必要と考えます。

そこで、本県の備蓄品のアレルギー対応について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 食物アレルギーを持つ方は、各自でそれぞれの状況に応じたアレルギー対応食を準備していただくことが基本ですが、様々な理由により、それが困難な場合も想定されます。

このため県では、備蓄用の食料と育児用ミルクにつきましては、食物アレルギー体質を持つ方の割合を考慮いたしまして、一定割合をアレルギー対応のものとしております。

議員の御指摘にありましたように、国の防災基本計画におきまして、食物アレルギーに配慮した食料の確保等が自治体の努力義務とされたことから、これを県の備蓄基本指針や地域防災計画に反映させるとともに、市町村に対して周知・指導を行ってまいります。

○野崎幸士議員 避難が必要な方がためらうことのないよう、しっかり取り組んでいただくこ

とを要望します。

次に、過去も質問しましたが、モバイルファーマシーについて質問します。

モバイルファーマシーとは、キャンピングカーを改造して調剤室を備えた、医師の処方薬を提供できる車両のことで、大規模災害時に医薬品を必要とする被災者の方々に、自立的に調剤して処方薬を提供することができます。

平成28年4月の熊本地震では、大分県、和歌山県、広島県の3県からモバイルファーマシーが出動し、被災地で活躍しました。その活躍が評価され、薬剤師会や大学を中心に、全国で20台ほど導入されているそうです。

今後、本県においても、大規模災害が想定される中で、災害への備えとしてモバイルファーマシーが必要ではないかと考えますが、福祉保健部長に見解をお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） モバイルファーマシーは、災害時において、被災した薬局の代わりに被災地で調剤作業と医薬品の交付を迅速に行うことができることから、避難所等での医薬品の供給方法として有効であるものと考えております。

一方で、平常時の利活用の方法などで課題もありますが、既に導入している地域では、防災訓練や大学の学生実習、さらには小学校等での職業体験として活用されている事例もありますことから、これらを参考に、今後も県薬剤師会と意見交換を進め、引き続き、支援の在り方等について検討を行ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 現在、九州では福岡県、熊本県、大分県に導入されています。平時の維持管理など課題もあると思いますが、導入に向けて検討されることを要望いたします。

さて、過去に各地で起きている大規模災害を見てみますと、倒木による電線の破損や電柱が倒れるなどして、道路交通の妨げによる復旧作業の遅れや大規模停電をもたらしています。

このような状況を鑑みますと、電線の地中化、無電柱化を進めていくべきと考えますが、現状と今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 無電柱化につきましては、道路の防災性の向上をはじめ、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成の観点からも大変重要な取組であります。

このため、県管理道路におきましては、緊急輸送道路や主要な駅周辺で、これまでに12路線、約13.6キロメートルの整備を行ってきたところであり、現在、県道宮崎島之内線の宮崎市瀬頭地区など、4路線5か所、約5.2キロメートルについて整備を進めております。

今後は、今年2月に改定した宮崎県無電柱化推進計画において、市街地を通る緊急輸送道路の無電柱化を重点的に進めることとしたところであり、県立宮崎病院西側の国道269号など7路線、約8キロメートルについて整備を行うこととしております。

県としましては、大規模な災害に備えるためにも、引き続き、電線管理者等と連携しながら、無電柱化の推進に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 令和元年に起きた、台風15号による千葉県内を中心とする大規模な停電により、約2,000本の電柱が倒壊や破損し、停電の完全復旧に半月もかかり、熱中症などで亡くなる方が相次ぎました。

このような被害を受け、無電柱化に関心が高まったようですが、調べてみますと、1キロメートル当たり約4億円から5億円の高いコス

トがかかること、電力会社、通信会社等との調整が困難であること、また工事期間の長期化等がその普及を阻む原因となっているようです。

厳しい財政状況の中で、促進を図ることは容易ではないと思いますが、無電柱化によって、防災をはじめ、景観の向上、安全・安心な生活等にもつながりますので、推進していただきますよう要望いたします。

次に、災害廃棄物の処理について質問します。

災害時には、人命救助や救援物資運搬、復旧作業や衛生的な生活が早急に求められますが、災害時に発生する膨大な災害廃棄物の処理の遅れがそれぞれを阻害することを鑑みますと、この災害廃棄物処理対策も重要と考えます。

災害時に発生する膨大な災害廃棄物への対策について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 災害時に発生する膨大な廃棄物については、市町村において速やかに仮置場を設置し、分別を行った上で焼却や埋立てを行うなど、通常のごみ処理とは異なる対応となります。

このため県では、市町村に対し、職員の対応力向上のための研修会や、大規模災害を想定した図上演習の実施、災害時の行動マニュアルの策定支援などに取り組んでいるところであります。

また、産業廃棄物処理や解体工事の事業者団体との協定締結など、官民連携の広域処理体制の構築を図っており、県の協定締結を契機として、本年7月までに全ての市町村が、関係団体と災害廃棄物の処理に関する連携協定を締結したところであります。

県としましては、引き続き市町村や関係団体と連携し、災害廃棄物の処理が迅速かつ円滑に

進められるよう取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 熊本地震の際に、私も宮崎の処理業者の方と、災害廃棄物がまず持ち込まれる仮置場の現場に視察に行きました。

仮置場の地面には何百枚もの鉄板が敷かれていて、次々と軽トラやトラック等で災害廃棄物が持ち込まれ、長蛇の列ができる混乱した現場で、畳や電化製品、瓦礫等の分別のルートに沿って、入り口で車を誘導しておりました。

被災された住民が仮置場に災害廃棄物を持っていく際に、事前に分別して持ち込むことを徹底して周知しておくことが、仮置場での混乱を避けるために最も重要なことだと思いましたが、先ほど述べたような地面に敷く鉄板一つにしても、本当に現場で何が必要なのか、手配しておくべきかを再度、関係機関、関連団体と事細かに煮詰めていただくよう要望します。

こういった、実際現場で采配された方に講師として来ていただいて、生の研修会等を開催することも大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、堤外民有地について質問します。

御存じのとおり、堤防から見て河川のある側を堤外地、堤防から見て住宅のある側を堤内地といいます。この堤外地にある民有地のことを一般に堤外民有地と呼んでいます。

堤外民有地は、当該土地の所有者に対して、補償することなく無断で工事を行うことはできず、当該堤外民有地の買収を行わなければなりません。

本県にも多数存在する堤外民有地の現状と対応について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 議員御指摘のとおり、堤外民有地は、河川区域内にある民有

地であり、多くの河川にありますが、災害復旧や河川工事を行う場合、他の公共事業と同様、用地を取得する必要があります。

しかしながら、堤外民有地につきましては、所有者が不明の土地や共有地、さらに字図混乱地などが多く、用地境界の確定や用地交渉に多大な労力と時間を要している状況にあります。

河川整備を進めることは、県民の生命と財産を守り、災害に強い県土づくりを進める上で大変重要でありますので、引き続き、不在者財産管理人制度などを活用しながら、用地取得に取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 国会においても堤外民有地の問題は、私が調べる限りでは、昭和40年の参議院建設委員会から幾度となく議論がなされていますが、結論には至っていません。

しかし、最近起こった河川の氾濫等を見ても、河川整備が重要と考えますし、国が進めている国土強靱化加速化対策等の中で、この堤外民有地の取扱いについても議論され、何らかの方向性が出ることを期待します。

今、国民の生命財産を守り、安全・安心な暮らしを支える社会インフラの構築を目指し、国土強靱化が進められています。県におきましても、平成30年度から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に引き続き、令和3年度から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」によって、県土の強靱化に欠かすことのできない重要なインフラ整備が着実に実施されております。

そこで、これまでの国土強靱化5か年加速化対策の取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 5か年加速化対策では、高速道路のミッシングリンク解消や

4車線化などの、災害に強い道路ネットワーク機能の構築や、流域治水対策、インフラ老朽化対策などを中心に、本県におきましても、様々な取組を進めております。

特に都城志布志道路では、国土強靱化予算により、令和6年度に県内区間において全線開通の見通しが立ったところであり、災害時には人流・物流のネットワークとして機能することが期待されます。

また、油津港では、岸壁耐震化工事が昨年度完成したことにより、県内の3つの重要港湾において耐震強化岸壁が整備され、震災時における緊急物資の安定的な供給ルートが確保できました。

さらには、県内河川の河道掘削を集中的に実施することで治水安全度が向上するなど、県土の強靱化は着実に進んでいるところであります。

○野崎幸士議員 5か年加速化対策によりインフラ整備が着実に進んでいることは、よく分かりました。

一方で、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することから、その対策についても、県土の強靱化を図る上で着実に実施していかなければならないと思っております。

特に、その中でも著しく財政負担が増大していくことが懸念されるのが、橋梁の維持管理です。調べたところ、平成24年に発生した笹子トンネルの事故を受け、国交省は、全国の橋やトンネルについて、自治体などに平成26年度から、5年に1回の橋梁の定期点検を義務づけ実施しています。

全国を見ますと、自治体が管理する橋については、今年3月末の時点で、およそ6万3,000か

所で修繕が必要と判定されていて、その5割を超えるおよそ3万4,000の橋では、修繕が終わっていない状況のようですが、県が管理する橋梁の老朽化対策の進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(西田員敏君) 現在、県が管理する橋梁は2,025橋ありますが、10年後にはその約6割以上が建設から50年を超えることから、老朽化対策が急務となっております。

このため県では、平成22年に全国に先駆け、橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、5年に1回の定期点検を継続して行うとともに、計画策定の時点で早急に措置が必要と診断した529橋の対策を進めており、これまでに、国土強靱化関連の予算を活用し、その約7割に当たる386橋が完了したところであります。

今後は、残る約3割の橋梁の対策を重点的に進めるとともに、点検で確認された損傷が軽微な橋梁についても、計画的に予防保全措置を行い、橋梁の老朽化対策にしっかりと取り組んでいきます。

○野崎幸士議員 橋梁の老朽化対策についても、5か年加速化対策により進んでいるようで、少し安心したところでございますが、国が5年に1回の橋梁の定期点検を義務づけていることを鑑みますと、また新たに修繕等が必要な橋梁が増えていくことが考えられますので、策定した計画を着実に遂行しながら、しっかり橋梁の老朽化対策に努めていただくことを要望いたします。

これまでの質問のように、災害リスクが高く、必要なインフラ整備が遅れている本県にとって、取組を推進するためには、今後も予算確保というものが重要になると思っております。

現在進められている5か年加速化対策は、令

和7年度までの計画になっておりますが、始まって2年で総額15兆円の約半分が執行されており、場合によっては前倒して予算措置が終わるのではないかと懸念があります。

当然のことながら、5か年という短い時間で県土強靱化に必要な取組を全て実現することはできず、中長期的視点に立った目標に基づく対策を、今後も着実に進めていくことが必要であると考えます。

そこで、国土強靱化5か年加速化対策後も持続的、安定的に対策を進めることが重要だと考えますが、必要な予算の確保に向けた取組について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 災害リスクの高い本県におきまして、高速道路のミッシングリンク解消など、県土強靱化に欠かすことのできないインフラの整備は、いまだ道半ばでありまして、議員御指摘のとおり、今後も持続的、安定的に対策を進めていくことが大変重要であると考えております。

このため、私としましては、全国知事会の地方税財政常任委員長という立場で、また国土強靱化の有識者会議であります「ナショナル・レジリエンス懇談会」の地方自治体の代表委員として、国土強靱化の取組はこれからも継続的に行わなければならないと、国に対して強く訴えてきたところであります。

今年6月に閣議決定されました、いわゆる骨太の方針におきまして、5か年加速化対策後も、中長期的かつ明確な見通しの下、国土強靱化の取組を進めていくことの重要性が示されたところであります。

今後とも、私に与えられている立場を最大限に生かしながら、国土強靱化予算の必要性を国に強く訴え、県民の命と暮らしを守るため、私

が先頭に立って、必要な予算の確保に全力で取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 先ほども申しましたけど、知事は、全国知事会地方税財政常任委員長として、国の意思決定に対して、全国を代表して意見を述べる立場にあります。

また、今年4月26日に開催された「ナショナル・レジリエンス懇談会」においては、全国の代表として、「高規格道路の整備、河川の掘削、港湾の耐震岸壁整備など、強靱化の効果は目に見えて現れている。しかしながら、激甚化・頻発化する豪雨災害や南海トラフ地震など災害リスクは高く、強靱化の幹となる部分ができていない。このため、引き続き安定した予算が必要である」と発言されています。本当に、国に対して国土強靱化事業の継続を訴える強いメッセージだと思います。このように、今後とも知事におかれましては、強いリーダーシップを発揮され、国土・県土の強靱化に尽力されることを強く要望いたします。

次に、交通対策についてお伺いします。

人口減少や少子高齢化の進展に加え、新型コロナウイルスの影響により、県内の地域公共交通を取り巻く状況は非常に厳しいものとなっております。このうち、複数の市町村をまたぐ地域間幹線バスについては、今年6月末に開催された県バス対策協議会において、宮崎交通が、これまでの「赤字額の全額補填がなければ路線の廃止」という主張を見直す考えを示したことから、今後、引き続き、地域ごと、路線ごとに持続可能なバス路線網とするための協議・検討が進められることとなっております。

一方、鉄道につきましては、九州西側は、九州新幹線鹿児島ルート全線開業に加え、今年9月には西九州新幹線の開業予定と、鉄道網の整

備が着実に進展している一方、本県を含む東九州においては、平成30年に大幅な減便が実施され、東西格差が拡大しています。また、今年3月には窓口業務の時間短縮など駅体制が見直されており、地域間幹線バスと同様、路線の維持・確保に大きな危機感を持っているところで

す。
そのような中、先日、JR九州は、利用者数の少ない線区について収支等を公表したようですが、県内の鉄道の状況について、総合政策部次長にお伺いいたします。

○総合政策部次長（川北正文君） JR九州は、8月25日に、平均通過人員が2,000人未満の線区について、令和3年度の収支を公表したところであります。

県内の主な線区の状況としましては、まず日豊本線の佐伯－延岡間が、平均通過人員1日431人で約6億5,900万円の赤字、同じく都城－国分間は、1日830人で約4億1,500万円の赤字となっております。

次に吉都線は、1日397人で約3億4,100万円の赤字となっており、日南線につきましては、昨年、台風14号による大雨の影響により、9月16日から12月11日までの間、運休となったことから、平均通過人員、収支ともに公表されておりません。

○野崎幸士議員 新型コロナの影響を受け、利用者数の減少、収支の悪化が続いているようですが、本県に限らず地方のローカル鉄道は、マイカーの普及や高速道路の整備、リモートワークの浸透などのライフスタイルの変化により、その存続が危ぶまれています。

そのため国が、今年2月から有識者検討会で検討を重ね、7月末に取りまとめた提言によれば、JR各社は、これまで同様、路線の適切な

維持に努めることを前提としながらも、利用者数が著しく減少しており、広域的に調整が必要な線区については、国が中心となって、その在り方を協議する場を設置することとなっております。

具体的には、平時における輸送密度が1,000人未満で、かつピーク時の1時間当たりの輸送人員が500人未満となる線区が、この協議会の対象とされておりますが、本県では、JR吉都線やJR日南線の一部線区等がこの基準に該当する可能性があり、今後の動向が大変危惧される所です。

そこで、今回の検討会の提言を受け、県として今後どのように対応していくのか、総合政策部次長にお伺いいたします。

○総合政策部次長（川北正文君） 今回の提言は、利用者数が著しく少ない線区について、鉄道事業者または自治体の要請を受け、国が中心となって、在り方を協議する場を設けるというものであります。県としましては、今後、国の対応を十分注視しながら、路線の維持・存続という方針の下、沿線自治体と一緒に利用促進に努めてまいります。

また、特に平均通過人員の少ない日南線の油津－志布志間につきましては、被災した際に災害復旧が難しい場合など、様々な事態を想定し、どういった対応が考えられるのか、沿線自治体とともに研究をしているところであり、引き続き取組を進めてまいります。

○野崎幸士議員 沿線自治体と一緒に、利用促進に全力で取り組んでいただくとともに、人口減少や突発的な被災等も見据えた将来の在り方についても、今のうちにしっかりと地元と議論していただきたいと思っております。

次に、宮崎カーフェリーについてですが、今

年4月15日に、約25年ぶりに新船「フェリーたかちほ」が就航しました。また、もう一隻の「フェリーろっこう」も、来月10月4日火曜日に就航します。

新船2隻は、車両積載量、個室が大幅に増え、多様な旅行形態に対応しており、物流や観光振興の一翼を担う本県経済の生命線と位置づけられ、大きな期待がされているところです。

来月から、「たかちほ」と「ろっこう」の新船2隻での就航が始まるわけですが、長距離カーフェリー航路への期待、展望について、総合政策部次長にお伺いいたします。

○総合政策部次長（川北正文君） 長距離フェリーにつきましては、本年4月に1隻目の新船が就航し、コロナ禍や燃料高騰の影響がまだまだ大きい状況にありますが、1隻目の就航以降、旅客数は前年度比で約2.6倍に増加するなど、既に一定の効果が現れております。

このような中、本年10月には2隻目も就航いたしますので、さらなる旅客の拡大に加え、物流面におきましても、本県の農産物輸送が本格化する冬場の最盛期に合わせて2隻体制となることで、より多くの貨物が積載できるなど、今後の需要拡大が期待されており、現在、会社では、新船の強みを生かした営業活動に取り組んでおられます。

県としましても、本県経済の生命線である宮崎－神戸航路を将来にわたってつなげていくため、新船就航を契機として、本県の物流や観光の発展に向けて、引き続き、オール宮崎の体制で、航路の維持・充実に積極的に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 今回は、鉄道と長距離フェリー航路について質問しましたが、交通対策の最後の質問として、本県における総合的な公共

交通の現状をどう捉え、今後どう発展させていくお考えなのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナや燃料高騰などの影響を受けまして、全ての公共交通機関において、利用者の減少とそれに伴う減便が続いておりまして、交通事業者の経営は非常に厳しい状況にあるものと認識しております。

そのような中、バスや鉄道、フェリー、飛行機等の公共交通は、県民生活のみならずビジネスや観光を支える重要な基盤であります。効率的で利便性の高いネットワークを構築することにより、その機能が十分発揮されるものと考えているところであります。

このため、県におきましては、コロナ禍のこの2年間、運賃割引や資金繰り、高騰する燃料費への支援など、交通事業者の経営安定化に積極的に取り組むとともに、今議会にお願いしております宮崎再生基金も活用しながら、旅行・交通需要の早期回復を図っていくこととしております。

その上で、今後も引き続き、県民が安心して暮らすことのできる環境整備はもとより、県内経済のさらなる飛躍に向けまして、その土台となります陸・海・空の総合的な公共交通ネットワークの維持・充実に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 公共交通は、本県全ての生活や産業につながっていますので、これからもしっかり取り組んでいただくことを要望します。

また、早速今月の2日に、本県の公共交通の維持や活性化を図るため、新たに県地域公共交通協議会が発足したと伺っております。市町村、交通事業者、利用者等と議論を重ねられ、持続可能な公共交通の確立に向けて、着実に取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、観光対策について質問します。

東京商工リサーチが全国の企業を対象に、新型コロナウイルスの影響に関するアンケート調査を4月に行った結果、今年3月の売上高が、コロナ禍前、2019年同月の「半減以下」とする企業の割合は、業種別で宿泊業が50%と最も多く、借入金の返済見通しを「現在懸念がある」とする企業の割合も、宿泊業がワースト1位と公表し、新型コロナウイルスの影響を最も大きく受けている業種であることが示されました。

7月に開催した商工建設常任委員会において、本県観光関連団体と意見交換を行い、コロナ禍における現状と課題、要望等の説明を受け、大変厳しい現状を改めて確認したところです。

そこで、本県観光の現状と今後の対策について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 新型コロナウイルスの長期化によりまして、宿泊業や旅行業など県内の観光産業は大きな影響を受けており、本県の観光は、かつて経験したことがないほど厳しい状況に置かれております。

このため県では、県内宿泊事業者の感染防止対策を支援することにより、安全・安心な受入れ環境の整備を進めますとともに、県内旅行割引事業でありますジモ・ミヤ・タビキャンペーンや、教育旅行への支援などを実施し、県内旅行需要の喚起を図っているところでございます。

今後は、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、誘客の対象を全国へ広げ、食や自然、神話、恵まれたスポーツ環境など、本県の強みを生かした観光誘客に積極的に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 県も、本県の観光はかつて経

験したことがないほど厳しい状況と、本県観光関連団体と同じ認識のようですが、国内では微量ではありますが、徐々に人の移動が出てきているように感じます。

一方、インバウンドを見ますと、6月10日、外国人観光客受入れが2年2か月ぶりに再開されました。宿泊業界にとっては朗報ですが、先ほどあったように、新型コロナウイルスの影響で業界は大変なダメージを受けており、コロナ禍前とは大きく状況が異なっています。しかし、業界からは、インバウンド再開に大きな期待をする声も上がっています。

そこで、インバウンドの状況と今後のインバウンド対策について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 本県の外国人観光客は、令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響により実質ゼロであり、大きな打撃を受けております。

今年6月から観光目的の入国が再開されましたが、国際線の運航が全国で7空港に限られていることや、入国者数の制限などから、7月の観光目的の入国者は7,903人とどまっており、本県ではようやく8月に、福岡空港を利用した香港からの観光客20名が来訪したところでございます。

国では、入国者数等の見直しを進めており、今後、観光客の増加が見込まれますことから、今議会にお願いしておりますインバウンド緊急誘客再生事業によりまして、まずは韓国・台湾・香港を対象に、福岡空港等の他県空港を經由した誘客を図り、インバウンドの回復、さらには宮崎空港発着の国際定期便の早期再開につなげてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 今議会に提案されているイン

バウンド緊急誘客再生事業等によって、外国人観光客をまずはつなげておくこと、新型コロナが落ち着いて再開するであろう、国際クルーズ船及び国際定期航空路線の運航に向けての準備、取組を引き続き行っていただくことを要望いたします。

次に、MICEについて伺います。

MICEとは、企業等の会議、研修旅行、国際会議等の総称です。MICE誘致は多くの集客が見込まれ、宿泊、飲食、観光等の消費活動の裾野が広く、一般的な観光客以上に経済効果を生み出すと期待されています。

本県においても、コロナ禍前には頻繁にMICEが開催されていましたが、新型コロナの影響で、MICE誘致が大変難しくなっているのではないかと思います。

さらに、MICEを誘致しようとする都市間での競争が激しくなっており、MICEの誘致のためには、人と人とのつながり、人的ネットワークが大変重要であると伺っているところです。

そこで、MICEの開催状況と今後の誘致の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 令和3年度のMICEの開催実績は、過去最低でありました前年度に続き、新型コロナによる延期や中止が相次いだことから、過去2番目に少ない38件、延べ参加者数1万2,458人となっております。

コロナ禍におきましては、規模の縮小やオンラインを組み合わせたハイブリッド方式などにより参加人数が減少したため、令和2年9月からMICE補助金の参加人数基準を引き下げますとともに、新たに企業研修の受入れ拡大のた

めのモデルづくりを進めるなど、小規模MICEの誘致にも取り組んでいるところでございます。

来年3月には、国内外から600名が参加予定のアジアゴルフツーリズム商談会の開催も予定されているところでありまして、今後とも、これまでに培ってきた人脈も最大限に生かしながら、国内外からのMICE誘致に積極的に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 大事なことは、今まで本県でのMICE開催に関係してきた様々な方々とながっておくことだと思いますので、そういった関係を壊さないように、しっかりつなぎ止めていただくよう要望いたします。

さて、本県では、来年の置県140年に合わせ、県出身者や県にゆかりのある方たちが一堂に集う県人会世界大会を、来年10月に初めて開催することにしてはいますが、宮崎県人会世界大会の開催に向けた取組状況と知事の所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この県人会世界大会は、県人会の高齢化や世代交代によりまして、本県とのつながりが薄れていくことが懸念される中で、国内外の県人会の方々が一堂に会し、ふるさと宮崎を中心とした強固なネットワークを構築しようとするものであります。

その開催自体はもとより、開催後、そのネットワークを生かした本県の活性化に向けても重要な取組と考えております。

この大会に向けまして、これまで、官民一体となった推進組織を立ち上げ、大会の基本構想やキャッチコピーを決定しましたほか、大会パンフレットや動画の作成、ロゴマークの公募等の広報・PRも展開するなど、準備を進めているところであります。

7月には、国内13の県人会を集めた「ひなた県人会国内サミット」を初めて開催しまして、世界大会の開催に向けた、しっかりとした連携体制も築いたところであります。

今後、市町村や関係団体等との連携を図りながら、県人会の皆様方に、改めてふるさと宮崎との絆を実感していただけるよう、大会に向けた準備を進めますとともに、交流人口の拡大や、本県のさらなるプロモーション展開など、開催の効果をしっかりと本県の活性化につなげていくことができるよう、取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 国内外の県人会の皆様が一堂に会する大会ですので、非常に規模の大きい大会になると思いますし、宮崎人としての絆であったり誇りであったり、改めて郷土愛が再認識できる大会になると思います。宮崎の全てを世界に発信するような大会になるよう、取り組んでいただきたいと思います。

次に、本県観光の強みである伝統文化についてです。

本県には、200を超える神楽が継承され、それらのうち国の重要無形文化財の指定を受けているものが4件あります。これは全国でも最も多く、神楽は本県を代表する民俗芸能と言えます。

このような中、県が事務局となって、ユネスコ無形文化遺産登録を目指し、神楽の全国組織を発足させるという発表がありました。ユネスコへの登録が実現しますと、神楽の存在意義や文化的価値が世界に認められ、保存団体の継承意欲が高まり、地域の活性化や観光浮揚にもつながっていくものと考えます。

そこで、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた知事の意気込みについてお伺いいたしま

す。

○知事（河野俊嗣君） 本県ではこれまで、記紀編さん1300年記念事業や国文祭・芸文祭などを通じまして、宮崎の宝であります神楽の振興に努めますとともに、将来にわたる保存・継承の機運を高めるため、ユネスコ無形文化遺産登録に向けて、国への要望活動を行ってまいりました。

神楽のユネスコ登録には、まずは全国各地の国指定神楽を一つにまとめる必要があります。このため、全ての関係自治体や保存団体に対しまして参加を呼びかけ、全国組織の設立に向けて取り組んでまいりました。いよいよ10月11日に、「全国神楽継承・振興協議会」の設立総会を東京で開催しまして、ユネスコ登録に向けた動きを加速することとしております。

少子高齢化や過疎化による後継者の不足、コロナウイルスの影響による中止や規模縮小など、神楽を取り巻く状況は厳しいものがございますが、本県が全国の様々な団体をリードしながら、一日も早いユネスコ無形文化遺産登録を目指して、より一層、取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 こういった、地域に根差している独自の地域文化を守り継承していくことが、地域を持続的に守り発展させていくことにつながるとは思いますし、観光資源にもなりますので、登録に向けてしっかり取り組んでいただくことを要望します。

ここまで、観光対策について質問させていただきました。県ではこれまで、新型コロナウイルスで大きな打撃を受けている本県観光を支えるため、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンをはじめ、スポーツランドみやぎきの推進等に取り組まれています。今後はさらに、国内外からより多くの観光客の皆さんに来ていただけるよう、力

強く取り組んでいく必要があると思います。

知事は就任以来、観光振興に力を入れてこられたと思いますが、今後、観光宮崎のさらなる発展にどのように取り組まれていくのか、知事の所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私が知事に就任しました平成23年は、前年の口蹄疫に続きまして、新燃岳の噴火や東日本大震災が発生した年でありまして、本県の観光にとりまして大変厳しい年でありました。

以来、私は、観光振興を県政の最重要課題の一つと位置づけまして、観光基金の設置など積極的に取り組んできたところであります。その結果、本県の観光客は、平成23年には約1,265万人でありましたが、令和元年は約1,588万人へと大きな伸びを示したところであります。

現在、本県観光は、コロナ禍により深刻な影響を受けておりますが、本県には、食や自然、神話などの世界に誇る観光資源がありまして、ゴルフやサーフィンといったアウトドアレジャーの人気の高まりなど、追い風も吹いているものと考えております。

また、WBC日本代表「侍ジャパン」の合宿も決定するなど、スポーツランドみやざきにつきましても、これまで以上に注目を集めているところであります。

私は、本県の強みを考えるに当たりまして、食とスポーツ、これをツートップとし、続いて自然、森林、神話というものがあるのではないかと。それぞれローマ字で頭文字を取ると、全てSがつきますので、こういった5つのS、これは観光にも直結するものであろうと考えております。

今後、整備中の屋外型トレーニングセンターの活用等によりまして、スポーツによる誘客を

一層拡大するとともに、宮崎再生基金の活用等によりまして、本県の魅力を国内外に広く発信し、一日も早い観光宮崎の再生と、さらなる発展に努めてまいります。

○野崎幸士議員 冒頭にありましたように、本県の観光は、かつて経験したことがないほどの厳しい状況です。本県経済の大きな柱である観光の再生に、しっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、ワーケーションについて質問します。

ワーケーションとは、ワーク（労働）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワーク（リモートワーク）を活用し、働きながら休暇を取る過ごし方のことです。

近年、働き方改革や新型コロナウイルス感染拡大に伴う新しい日常の奨励の一環として、政府がワーケーションの推進を打ち出したこと、また平時の旅行需要の創出や、交流人口・関係人口の増加も期待されることから、多くの自治体でその誘致が行われています。

中でも、和歌山県が他の自治体に先駆けて取り組んでおり、私たちも6月末に会派の部会でその取組を視察に行ったところですが、本県におけるワーケーションの受入れを推進するため、どのような取組を行っているのか、総合政策部次長にお伺いいたします。

○総合政策部次長（川北正文君） 本県では、ワーケーションの推進に向けて、県内の宿泊事業者などの民間事業者や関係団体、市町村から成る「みやざきワーケーション推進協議会」を昨年10月に設立し、現在64の団体に参加いただいております。

同協議会においては、昨年12月と今年3月に、市町村や宿泊事業者などの実務者を対象と

した研究会を開催し、保養地の宿泊施設を利用したワーケーションに取り組む長野県立科町の事例を学ぶとともに、国・県の支援策について情報共有を行うなど、受入れ体制の充実に向けて、積極的に活動しております。

さらに、県内のワーケーションに関する情報を一元的に管理するホームページを開設し、県内市町村をめぐる広域的なモデルプランを複数紹介するなど、本県ならではのワーケーションの魅力発信にも取り組んでおります。

○野崎幸士議員 ここで、県内の取組の例を挙げますと、日向市では、全国有数のサーフスポットをはじめ、日向市の持つ魅力的な観光コンテンツの強みを生かしたワーケーションの推進を行っています。今年1月には、ワーケーション専用オフィス「Surf Office」が整備され、稼働しています。

また、宮崎市では、青島や一ツ葉エリア、中心市街地などに様々なワークスペースやアクティビティーを楽しめる環境が整っているほか、宮崎市ワーケーション特設サイト「みやざきのんびりステイ」を開設し、様々な紹介や発信を行っています。

このように、県内各自治体でもワーケーション推進に関する様々な取組を行っているようです。本県においても、ワーケーション受入推進強化事業を行っていますが、どのような取組を行うのか、総合政策部次長にお伺いいたします。

○総合政策部次長（川北正文君） 県が今年度実施するワーケーション受入推進強化事業では、協議会において、ワーケーションをテーマとした先進事例の紹介やグループワークを行うとともに、SNS等を活用したPRに取り組むこととしております。また、来月には、国内で

ワーケーションの普及に取り組む有識者を講師に招き、シンポジウムを開催する予定であります。

さらに、ワーケーションをテーマに、都市圏の企業と県内市町村とのマッチングにも取り組むこととしており、この中で、企業の方々と市町村職員や地域づくりに取り組む方々との意見交換を行うこととしております。

こうした事業展開により、地域とのつながりを求める企業と市町村との結びつきを深めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 県内のワーケーション推進に取り組む各自治体の力になるよう、しっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、実際にワーケーション誘致・受入れを検討する際には、受け入れる施設に必要な設備や備品等の充実、利用者のニーズを反映することが重要と考えます。

特に、ワーケーション滞在先として選ばれるためには、セキュリティーやスピード面が確保されたWi-Fi等の通信環境が重要なポイントになると考えますが、県の取組について総合政策部次長にお伺いいたします。

○総合政策部次長（川北正文君） ワーケーションの実施に当たっては、都市部と同程度に働くことのできる通信環境の確保が大変重要であります。

県内においても、ワーケーションに積極的な市町村では、国や県の支援策を活用することなどにより、Wi-Fi等の通信環境を備えたワークスペースの設置等に取り組んできたところであり、民間事業者における取組も広がってきております。

県としましては、国等の支援策を十分に活用するよう、市町村や民間事業者に対して随時、

情報を提供するとともに、ワーケーション利用者のニーズに応えるため、ホームページにおいて、Wi-Fiなどの通信環境をはじめとするワークスペースの情報などの発信を行っているところであります。

○野崎幸士議員 ワケーションにおいては、全ての滞在者がパソコンを使って仕事をするわけですから、通信環境の充実は必須ですので、引き続きしっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

このテーマの最後の質問として、本県におけるワーケーションの展望について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 昨今、東京一極集中から地方回帰の機運が高まっておりまして、本県におきましても、都市部からの移住者が年々増加するなど、地方への人の流れというものが大きく広がっております。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大を契機としまして、テレワークやワーケーションなど、柔軟な働き方が急速に広がっておりまして、休暇を楽しみながら働く場所として、地方への関心が一層高まってきております。

このような中で、ワーケーションの推進は本県にとりまして、関係人口の創出・拡大にとどまらず、観光客や企業の誘致、さらには将来的な移住も期待できるなど、地域の活性化につながる新たな展開を生み出す可能性を感じているところであります。

県としましては、この機会を捉え、民間事業者・関係団体や市町村と密に連携を図りながら、快適なワーケーション環境の整備を促進するとともに、本県の強みであります温暖な気候、サーフィンやゴルフ、豊かな自然や食など、県外に誇れる地域資源を積極的に情報発信

し、「ワーケーションで選ばれる宮崎」を目指して、取組を推進してまいります。

○野崎幸士議員 先ほど、観光対策全般の質問をさせていただきましたが、ワーケーションの推進は、観光対策や移住の促進、企業誘致ともリンクすると思いますので、関係部局がしっかりと連携してワーケーションの推進に取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、スポーツランドみやぎの推進について質問します。

まず、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会についてです。

7月に、令和9年の本県での開催が正式に内定し、より一層、5年後の大イベントに向けての準備が本格化していくと思いますが、新型コロナウイルスの感染拡大や燃油・資材等の高騰等で、準備、整備等の進捗に影響が出ているのではないかと危惧しております。

そこで、本県における国スポ・障スポ開催までの準備状況（工程の進捗）、また主要3施設の整備の進捗状況について、総合政策部次長にお伺いいたします。

○総合政策部次長（川北正文君） 国スポ・障スポの開催準備につきましては、新型コロナウイルスの影響に伴う県外との往来自粛により、中央競技団体の視察時期がずれ込むなどの状況もありましたが、競技会場地の選定や競技役員の養成、市町村の施設整備に対する支援など、開催準備総合計画に基づき、おおむね順調に進んでおります。

主要3施設につきましては、昨年度に陸上競技場及び体育館の建設工事に着手し、プールは現在、実施設計を行っているところであり、予定どおり整備が進んでおります。

資材の高騰に対しましては、社会情勢を注視

しながら、影響が生じる場合には事業者とも調整し、適切に対応してまいります。

2年後には開催決定、実行委員会の立ち上げなどを控え、準備も一層本格化してまいりますことから、関係団体の皆様とも連携し、引き続き、5年後の大会の成功に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 開催準備、また主要3施設の整備も順調に予定どおり進んでいるということで、安心しました。

答弁にありましたように、2年後に開催決定、実行委員会の立ち上げ等、準備も本番に向けて本格的になるわけですが、今回、本県国スポ・障スポの開催が内定したことを踏まえて、改めて大会に向けた決意、思いを知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この7月に、本県国スポ・障スポの令和9年の開催が内定したところでもあります。

改めて、5年後の大会の成功及び天皇杯獲得、そして大会後の施設を活用した地域の活性化に向けた思いを強くしたところでもあります。全国のモデルとなるような大会にしてまいりたいと考えております。

本県の国スポ・障スポでは、県内に分散整備する主要3施設を「スポーツランドみやざき」の新たな拠点とし、これまでの取組を県内全域に広げることにより、スポーツを通じた地域振興を図ってまいります。

また、天皇杯の獲得に向けたトップアスリートの競技力向上を一層推し進めるとともに、大会開催を契機に、県民の皆様のスポーツに対する関心をより高めて、広く生涯スポーツや健康づくりを浸透させるなど、県民生活の向上にもつなげてまいります。

大会には県外から多くの方が来県されますので、宮崎らしい「おもてなしの心」でお迎えし、地域の方々との交流の輪を広げながら、本県の多彩な魅力の発信や、新たな活力の創出につなげてまいります。

○野崎幸士議員 本大会は、本県のあらゆる分野に刺激を与える大会になると思いますので、大会効果を最大限に引き出すよう、しっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、屋外型トレーニングセンターについて質問します。

令和3年度2月補正予算において、屋外型トレーニングセンター整備事業、18億5,100万円が計上され、これは旧オーシャンドーム跡地に県がフェニックス・リゾート社から約6ヘクタールの敷地を無償で借りて、天然芝のサッカー・ラグビー場や、400メートルトラックを備えた多目的グラウンド、さらにはトレーニングジムが設置可能なホール等を設け、トップアスリート向けの練習拠点として整備し、来年4月に運用が始まる予定となっています。

この整備においても、国スポ・障スポの主要3施設の進捗同様、新型コロナや燃油・資材高騰による影響が懸念されますが、屋外型トレーニングセンター整備の進捗状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 屋外型トレーニングセンターの整備につきましては、これまで順調に進捗しており、予定どおり今年度中に完了する見込みでございます。

本センターの主な施設の現在の整備状況でございますが、サッカー・ラグビー場や多目的グラウンドにつきましては、排水設備や散水設備を整備し、現在、芝を養生中であり、また、クラブハウスや室内練習場につきましても、8月

に、くい工事を終え、現在、基礎工事に着手しております。

今後とも、来年4月の供用開始に向け、議員御指摘の資材高騰等の影響も十分注視しながら、事業者や県土整備部ともしっかり連携を図り、整備を進めてまいります。

○野崎幸士議員 来年4月の供用開始に向けて、関係部、事業者等としっかり連携して進めていただきたいと思います。

本県は、この屋外型トレーニングセンター整備事業を立ち上げる前に、東京オリンピックに向けた選手強化を目的に国が調査研究を進めていた屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致を目指していましたが、国が主体的に整備する意向がないということで、県において整備することとされたわけです。

知事は、この屋外型トレーニングセンターについて、将来的には国のナショナルトレーニングセンターとしての位置づけを目指したいとの意向のようですが、国からの指定など、屋外型トレーニングセンターについての知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） ラグビー日本代表の今年2回目の合宿も発表されたところでありますが、こうした国内外の代表やトップアスリートのキャンプ・合宿を、より充実した環境で受け入れる施設として整備するものであります。

スポーツランドみやぎのブランド力の向上はもとより、本施設への新たな誘致や、周辺市町村へのキャンプ・合宿の拡大を通じて、観光振興や経済の活性化に結びつけてまいります。

さらに、5年後の国スポ・障スポに向けまして、県内アスリートの競技力向上にも活用することとしておりまして、まさに、スポーツランドみやぎを象徴する重要な拠点と位置づける

ものであります。

完成後は、キャンプ・合宿の受入れ実績を積み重ね、競技団体からの評価もいただきながら、将来的にはナショナルトレーニングセンターの指定を受けられるよう、引き続き国に対し強く働きかけてまいります。

○野崎幸士議員 答弁にありましたように、スポーツランドみやぎを象徴する拠点になりますので、活用を充実させ、ナショナルトレーニングセンターの指定を目指して取り組んでいただくことを要望いたします。

ところで、去る8月4日に、来年3月にアメリカで開催されるWBC（ワールド・ベースボール・クラシック）に参加が決定している侍ジャパンの栗山監督が、本県を事前合宿地とすることを明らかにしました。

厳しいコロナ禍にあって、本県にとって非常に喜ばしいニュースだと思いますが、WBC事前合宿の本県決定について、知事はどう受け止められているのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 侍ジャパンの事前合宿地に本県を選んでいただいたことは、コロナ禍において、県民に元気を与える明るいニュースでありまして、大変うれしく感じております。

この大会につきましては、今年6月に開催が決定したことを受け、ぜひとも本県で事前合宿を実施していただきたく、私自ら、7月に日本野球機構へ要望を行ったところでありまして、今回の合宿地の選定は、本県のこれまでの実績・ノウハウ等を高く評価いただいた結果であると考えております。

あの選手を宮崎で、間近で見ることができるのだろうか、そういうわくわくが今広がっているところでありまして、今大会での侍ジャパンの世界一奪還に向けて、事前合宿が充実したも

のようになるよう、宮崎市をはじめ関係機関と連携・協力しながら、受入れ体制の準備に万全を期してまいります。

○野崎幸士議員 今回のWBCの事前合宿の決定は、スポーツキャンプ・合宿に対する県のこれまでの取組が評価された結果だと思えます。

知事も言われましたが、もしかしたら大谷選手も参加するのではないかと、わくわくしています。

知事は就任以来、スポーツランドみやぎきの推進に尽力されてきました。プロスポーツチームや国内外代表クラスのキャンプ・合宿の積極的な誘致をはじめ、屋外型トレーニングセンターや木崎浜サーフィンセンターなど、注目度の高い施設の整備のほか、市町村のスポーツ施設の改修等に係る支援、県内外の大学・企業等のアマチュアスポーツ団体への合宿やスポーツイベントの支援など、プロ・アマ、ハード・ソフトの多方面から様々な取組を進められております。

今後は、国スポ・障スポに向け、体育館や陸上競技場、プールも新たに整備され、スポーツランドみやぎきのさらなる推進が期待されると思いますが、知事御自身のスポーツランドみやぎきに係るこれまでの取組に対する評価と、今後の展望をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県では、スポーツキャンプ・合宿の受入れや各種大会の実施など、関係者が一体となってスポーツランドみやぎきを推進してきたところであります。

プロ野球やJリーグなどのキャンプ・合宿はもとより、近年では、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿におきまして、数多くの国内外の代表やトップアスリートを受け入れるとともに、トライア

スロンのワールドカップやワールドサーフィンゲームスといった世界規模のスポーツイベントを誘致するなど、本県が国際水準のスポーツの聖地としての地位を着実に築いてきたことに、自信と手応えを感じているところであります。

今後、これまで培ってまいりましたノウハウや、既存の恵まれたスポーツ環境に加えまして、新たに屋外型トレーニングセンターをはじめ、国スポ・障スポに向けた施設を順次整備、有効活用していく中で、スポーツランドみやぎきのさらなる飛躍につなげてまいります。

○野崎幸士議員 スポーツランドみやぎきの取組の成果・姿がようやく見えてきたような気がしますので、この成果を、新型コロナで多大な影響を受けた本県の発展のために引き続きしっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、選挙における投票率向上について質問します。

今年7月10日に行われました第26回参議院通常選挙、本県では女性1人を含む6人が立候補し、選挙戦を繰り広げました。それぞれの結果が出ましたが、もう一つ、選挙のあるたびに注目されるのが投票率です。

第26回参院選の全国の投票率は52.05%で、前回2019年参院選の48.8%を3.25ポイント上回りましたが、本県の投票率は47.52%、全国最低だった前回の参院選よりも5.73ポイント増加したものの、過去3番目の低さでした。また、期日前投票については、参議院選挙としては過去最多でした。

この投票率の結果をどう受け止めているのか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（茂雄二君） 今回の参議院選挙の選挙区における投票率は47.52%と、議

員御指摘のとおり、3年前の選挙から6ポイント近く上回った一方、全国平均の52.05%を5ポイント近く下回りました。

選挙区の候補者は過去最多と並ぶ6人となり、比例代表の届出政党等も15と多数に上る中、安全保障や物価高への対策、コロナ対応などが争点として注目されましたが、結果として2人に1人以上が棄権されたことを大変残念に思っております。

また、本県の参議院選挙における投票率は、平成19年以降、毎回、全国平均を下回っておりまして、投票率の低さが常態化している状況につきましても、強い危機感を持っているところであります。

○野崎幸士議員 近年の各選挙の投票率の傾向から見ても、今後も投票率の低下が懸念されます。

特に、若年層は投票率が低い傾向にあり、平成28年に改正公職選挙法が施行され、選挙権が満18歳以上の方へと引き下げられたわけですが、高校生や大学生は、学校生活等で政治に無関心な方が多く、18歳になっていきなり選挙権を与えられても、何を基準に判断して投票したらいいかわからない若者がほとんどだと思います。

県としましても、これまで投票率向上を目的とした様々な取組を進めているようですが、若年層を対象とした選挙啓発の取組と、その取組をどう捉えているのか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 県選挙管理委員会では、高等学校等における出前授業の実施や、宮崎大学との共催による政治や選挙を学ぶ講座の実施、さらには、今回の選挙でも複数校の取組が報道されましたが、実際の選挙を題

材とした模擬投票の実施の呼びかけ等を行っております。

また、今回の選挙では、若い世代がスマートフォンで情報を得られるよう、選挙情報や県内出身タレントのメッセージ等を載せた特設ページを作成したほか、動画投稿サイト「ティックトック」による投票呼びかけなど、SNSによる情報発信も強化したところであります。

各選挙における若者の投票率は、依然として低い状況にあり、原因として、選挙に対する無関心や不安、大学生等の住民票問題等が考えられるところであります。

県選管といたしましては、引き続き教育委員会など、関係機関と連携した若年層への啓発に努めますとともに、住民票異動や幼少期からの家族連れ投票の呼びかけなど、親世代も含めた啓発の実施、選挙時における情報発信の充実強化に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 若年層の投票率を上げるためには、学校での教育も重要と考えます。

主権者教育もその一つになり得ると思いますので、教育委員会との連携、研究等にしっかりと取り組んでいただくことを要望します。

次に、投票環境についてですが、平成の大合併や人口減少の影響等によって、投票所を統廃合し、投票所が減少しているようですが、高齢者等に対する移動支援など、投票機会の確保が必要と考えますが、選挙管理委員長の所感をお伺いいたします。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 投票所につきましては、平成13年の参議院選挙時には809か所でしたが、平成25年の選挙時には761か所、今回の選挙では739か所と、次第に減少しております。

投票区における人口が減少し、投票立会人等

も確保できないこと等が原因と思われませんが、今後さらに人口減少や高齢化が進むことが予想される中、投票機会の確保のため、高齢者等に対する移動支援等がますます重要になるものと考えております。

このような中、現在5つの市町におきまして、コミュニティーバスやタクシーを活用した投票所等への移動支援に取り組んでおります。

また、都城市におきまして、ワゴン車による移動式期日前投票所を一部地域に設置しておりますほか、今回の選挙では、日南市及び串間市が、山間部等における短期間の期日前投票所を新たに設置したところであります。

県選管といたしましては、市町村向けの説明会や研修等におきまして、これらの事例を紹介しながら、投票機会の確保に向けた取組を促してまいります。

○野崎幸士議員 少子高齢化、人口減少の進展により、交通弱者が増え、投票会場が減少していくのであれば、以前と同じやり方ではなく、その流れに沿った投票の在り方を創出していただくことを要望します。また、障がいのある方への投票支援もよろしくお願いいたします。

直近に行われる選挙が、冒頭に申しました、12月25日投開票の宮崎県知事選挙です。知事選に向かって、しっかり投票率を上げていただきたいと思いますが、河野知事には、選挙戦への思いとか将来の宮崎への思いを、るる聞いてまいりました。

我々議員に寄せられる要望は、昔は道路を直してくれとか、河川の堆積土砂をのけてくれとか、目に見える要望がほとんどでしたけど、近年寄せられる要望は、生活保護であったり、介護の問題であったり、教育の問題であったり、目に見えない要望が本当に増えてきたなど、多

分ここにいる議員の皆さん方も感じていると思います。

要は、我々議員また行政は、そういった方々の心の要望をしっかりと受け止めて、形にしなきゃいけない、今はそういう時代にあると思います。

やはり常にアンテナを立てて、県民の思いをキャッチしなければ、助けられる方も助けられない。私は政治というのは、弱い人と弱い地域、困っている人と困っている地域を助けるのが政治、行政の仕事だと思います。

同時に、知事におかれましては、引き続き、これまでどおり県民に寄り添い、その思いを受け止め、一つでも、少しでも形になるよう、継続して県政運営に邁進していただきたいと思えます。ふるさと宮崎のために全力で頑張ってください。

以上で、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、濱砂守議員。

○濱砂 守議員〔登壇〕(拍手) 皆さんこんにちは。自由民主党、西都市西米良村選出の濱砂守でございます。

「人生には、上り坂もあれば、下り坂、まさかの坂もある。」この3つの坂は、パナソニックを創業し世界的企業へと成長させた、松下幸之助翁の名言として有名であります。

「万が一」とは、万の事象に一つ起きること。「まさか」は、人生で必ず起きることです。人には、まさかに備えて前もって準備する人と、準備できない人、気づかない人の3つのパターンがあるそうです。常にまさかを意識するかしないかで、結果が大きく変わります。

人生、いいことばかりは続かないし、悪いことばかりも続かない。上り坂と下り坂、行ったり来たりの人生の中で、ある日突然、まさかと思っても寄らぬ出来事が起きてしまう。選挙にまさかは付き物ではありますが、できるなら、そんなまさかは避けたいものであります。

備えあれば憂いなし、知事選挙は今年12月、私たち県議会議員の統一地方選挙は、来年の春に実施されます。教えのとおり、まさかに備えて前もって準備する人にならなければなりません。

自民党宮崎県連は、次期宮崎県知事選挙に、現職の河野俊嗣知事の推薦を決定いたしました。県内全党員・党友の期待をしっかりと受け止めていただき、知事選に臨んでいただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、自民党の代表質問を行います。

今回の質問は、午前中の野崎議員の質問と重複を避けて、知事、各部をはじめ企業局、病院局、教育委員会、警察本部、監査委員会に対し、54項目について質問をいたします。明確な答弁をお願いいたします。

まず初めに、敬老の日を迎えるに当たって、知事から県民へのメッセージをお伺いいたします。

9月の第3月曜日は敬老の日とされております。例年であれば、この時期になると各地域で敬老会が開催され、我々県議会議員も多くの敬

老会に参加して、高齢者に対する敬愛の意をお伝えしておりました。

しかしながら、新型コロナの影響により、令和2年から3年間にわたり、ほとんどの地域で敬老会が中止になっております。

県が新型コロナから高齢者を守るための対策として、新型コロナワクチンの高齢者への優先接種や、感染リスクの高い混雑した場所への外出には自粛を要請していることなどについては、感染防止の面で一定の評価を受けていると思っております。

その県から要請を受けて、高齢者自身や自治会が様々な行事を自粛、中止されておりますが、このコロナ禍で高齢者をはじめ多くの県民が、ストレスを抱えながら生活を送っているのも事実であります。

そこで知事に、敬老会の中止が相次いでいるコロナ禍の中で、敬老の日を迎える高齢者に向けてのお祝いのメッセージをお伺いいたします。

次に、警察本部長にお伺いいたします。

山本警察本部長におかれましては、8月5日付で、内閣官房内閣参事官から、本県の治安維持の最高責任者というべき警察本部長に着任されました。

県内の治安情勢については、刑法犯認知件数等の指標が改善する一方で、事件・事故が複雑多様化しており、時代に合わせた警察の取組が、これまで以上に求められております。

現在、県警においては、「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」を運営方針として掲げ、日々警察業務を推進しておられることに、感謝を申し上げます。

「安全で安心な宮崎」という良好な治安の確保は、県民はもとより、宮崎に来県される全て

の方々の願いでもあります。

そこで、警察本部長着任に当たっての所信について、お聞かせいただきたいと思えます。

以下の質問については、質問者席から伺います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

敬老の日に当たり、多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者の方々に感謝し、長寿をお祝いすることは、幅広い世代で高齢者に対する尊敬の念と理解を深め、共に活力ある健康長寿社会を築いていく上で、大変重要であると認識しております。

県におきましても、毎年、100歳を超える方に対しお祝い状の贈呈を行うとともに、県内男女最高齢者に対し、直接訪問してお祝いを申し上げているところであります。

最近では9月9日、重陽の節句に菊を飾って長寿をことほぐという観点から、菊のフラワーアレンジメントも贈呈しております。

私自身も幾度か最高齢者を訪問し、人生の大先輩に心より敬意を表するとともに、ますますの御健康と御長寿をお祈り申し上げたところであります。

また、地元下北方の敬老会には、毎年妻とともに参加してお祝いを申し上げております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県内では敬老会の中止が相次いでおります。

同じ世代や若い世代との貴重なこうした交流の機会が失われていることについて、大変残念に、また心苦しく思っているところであります。

改めて、敬老の日を迎えられます全ての皆様に、今の宮崎を築いてこられましたその歩みに

対して、心からの敬意と感謝を申し上げ、ますますの御健康と御長寿をお祈り申し上げるものであります。

新型コロナをめぐる状況は、刻一刻と変化しておりますが、引き続き、私が先頭に立って、重症化リスクが高い高齢者をはじめ、県民の命と健康を守るため、医療提供体制のさらなる強化等を図るとともに、こうした敬老会のような大切な行事も安心して行うことができるよう、本県の社会経済活動の回復と、さらなる活性化に向けて、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長(山本将之君)〔登壇〕 お答えいたします。

警察本部長として、105万余の県民の皆様と、本県の魅力に引かれて当地を訪問される多くの方々の安心と安全を守る、その治安の責任者として、重責を切に実感しております。

こうした中、警察本部長といたしまして、県警の運営方針に従いつつ、その職責をしっかりと、また真摯に果たしてまいりたいと考えております。

特に、県民また国民の皆様が、事件や事故あるいは災害に遭遇して警察の力を必要とするとき、その期待と信頼に十分応えることができるよう、組織運営に取り組んでまいりたいと考えております。

また、社会のデジタル化の進展等により、我々警察を取り巻く環境や情勢、こうしたものが急速に、また大きく変化しております。こうした情勢等を踏まえまして、我々警察は県民の皆様から寄せられる声に一層耳を傾けつつ、出来する懸案に柔軟かつ適切に対処してまいり所存でございます。

皆様方におかれましては、警察活動に対する

これまで以上の一層の御理解・御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

○濱砂 守議員 それでは、質問者席から質問を続けてまいります。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナとの闘いも3年となり、ワクチンや治療薬も出てきたところではありますが、一方で、変異株が相次いで出現するなど、闘いの終息はいまだ見えておりません。

年明け以降は、オミクロン株の出現で感染者が急増し、特にBA.5系統への置き換わりの影響で、7月中旬以降は、過去に例を見ない爆発的な感染拡大に見舞われました。

県内でも病床使用率が50%を超え、自宅療養者も2万人を超えるなど、医療機関や保健所は逼迫し、8月11日には県独自の医療非常事態宣言が発令されました。

現在も感染者数が高止まりする中で、県内の医療提供体制は厳しい状況が続いておりますが、ここに来て、医療機関の負担軽減のため、国から全数把握の見直しの方針が示されました。

これは、新型コロナ発生届を、重症化リスクのある方に限定するものであり、当面は、希望する都道府県を対象にした運用になるようであります。

そこで、まずは、国が示したこの全数把握の見直しの方針に対しどのように対応するのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の全数把握の見直しにつきましては、医療機関の現場が逼迫する状況や地方の声を踏まえ、国が緊急避難措置として新たな対応策を示したものであり、地方の切実な声を踏まえて迅速に対応していただいた

ことや、その方向性については、一定の評価を行っているところであります。

しかしながら、実際に導入するに当たりましては、例えば届出対象外となる方の症状が悪化した場合に、どのように医療機関への受診や入院につながかなど、現時点では運用面で課題が多いものと認識しております。

なお、本県では、みなし陽性の運用や陽性者登録センターの設置に加えまして、医療機関が陽性の届出を行う、ハーシスと呼ばれるシステムの入力項目の削減など、これまで、医療機関の負担軽減につながる取組をいち早く実施してきているところであります。

このような状況の中、医師会や医療機関からも、現時点での見直しについては慎重な対応を望む声が多い状況にありまして、緊急避難的な見直しを行うことは考えておりません。

なお、国からは、今後全国一律での見直しを進める方針が示されておりまして、県としては、さらなる負担軽減のため見直しが必要という基本的な認識の下、この動きを前向きに受け止めているところであり、医師会や市町村等との意見交換を行いながら、必要な対応について検討を進めてまいります。

○濱砂 守議員 次の質問であります。

オミクロンBA.5の極めて高い感染力の影響もありまして、第7波はこれまでに経験のないほどに感染が拡大しております。

このような状況の中、発熱外来を対象としている医療機関には連日多くの患者が来院しており、これに対し、医師や看護師などの医療スタッフが懸命に対応に当たっております。

医療機関によっては、診察が終了した後に、検査結果を患者さんへ伝達した上で、陽性者に係る発生届のシステム入力をするようになるた

め、これら一連の作業は深夜まで及ぶこともあ
ると伺っております。新型コロナ感染が長期化
する中、医療機関にかかる負担も蓄積されてい
るものと思われま。

そこで、新型コロナ第7波による爆発的な感
染拡大を受け、医療機関の負担軽減にどのよう
に取り組んできたのか、福祉保健部長にお尋ね
いたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） オミクロン
株B A. 5系統による爆発的な感染拡大を受けま
して、発熱外来をはじめ診療・検査医療機関に
大きな負担がかかっております。

このような中、県では、医療機関の負担軽減
を図るため、医師の判断で検査を行わず、症状
をもって診断を行う、みなし陽性の運用を開始
したほか、重症化リスクの低い陽性者の発生届
の入力項目を大幅に削減したところであります。

さらに、発熱等の有症状者のうち、重症化リ
スクの低い方を対象に、抗原検査キットを用い
た自己検査等の結果をもって医師が陽性の診断
を行う、陽性者登録センターを開設いたしました。

また、県民に向けましては、平日の早めの受
診、検査のためだけの救急外来を控えること、
療養期間を証明するための検査を医療機関に求
めないことなどをお願いしてきたところであり
ます。

○濱砂 守議員 次に、自宅療養者の支援につ
いて伺います。

現在流行しているオミクロン株は、軽症や無
症状の方が多いと言われてはおりますが、発熱
や喉の痛みなど、急性期の症状が強く出る方も
おります。途中で症状が悪化する方もおられ、
自宅療養中は適切な支援が提供されるべきと考

えております。

しかし、1日当たりの新規感染者数が4,000人
を超えるなど、これまでにない感染が拡大する
中で、2万人を超える自宅療養者への一律の支
援を届けることは困難なことと思われま。

そこで、急増した自宅療養者に対する健康管
理や生活支援をどのように行っているのか、福
祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 自宅療養者
が大幅に増加する中で、感染急拡大時の対応に
関する国の通知を踏まえ、それまで自宅療養者
全員に実施しておりました毎日の健康観察を、
8月より重症化リスクに応じた対応に変更した
ところであります。

重症化リスクのある65歳以上の高齢者等につ
きましては、従来どおり、電話での聞き取りや
マイハーシスの入力情報を基に、訪問看護ス
テーション、保健所などが毎日の健康状態を確
認し、体調変化に応じた支援を行っております。

一方、重症化リスクの低い方につきましては
は、御自身で健康観察を行っていただきますが
、フォローアップセンターが24時間体制で療
養中の相談に対応しているところであります。

また、療養中の生活支援につきましても、周
囲の支援を受けることが困難な方を対象に、体
制の強化を図りながら、必要な方へ速やかに物
資が提供できるよう対応してきたところであり
ます。

○濱砂 守議員 次に、保健所の役割について
お尋ねいたします。

新型コロナの第一線で対応してきたのは保健
所ですが、感染が長期化する中で、その
役割も時々で変化しているようであります。

新型コロナが発生した当初は、保健所では徹

底した積極的疫学調査と行政検査による感染の封じ込めを図っておりましたが、現在のオミクロン株による感染急拡大に伴い、国からは、保健所が行う積極的疫学調査や濃厚接触者の特定、さらには自宅療養者の健康観察も、重症化リスクの高い方へ重点化するように示されているところであります。

そこで、重症化リスクの高い者への支援に重点化が図られる中、保健所の担う役割について福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 現在の感染の主流でありますオミクロン株は、重症化のリスクは低いものの、高齢者や重症化リスクのある方が感染しますと、基礎疾患の悪化などを招き、お亡くなりになる方も報告されております。

このため、保健所におきましては、重症化リスクのある方や症状の悪化した自宅療養者を確実に医療につなぐことを最優先に対応しているところであります。

自宅療養中に症状の悪化が確認された場合は、医療機関や消防と連携し、入院や外来受診に係る調整を図り、医療につながる支援を行っております。

また、高齢者施設などで陽性者が確認された場合は、速やかに積極的疫学調査を実施しまして、必要な方への行政検査と感染者の早期発見により、感染の拡大防止を図るとともに、施設療養中の方の健康状態についても把握し、必要に応じて往診の調整を図るなど、重症化の予防に努めているところであります。

重症化リスクのある高齢者を守ることは、県民全体の命を守ることにつながる重要な役割でありますので、引き続き必要な支援に努めてまいります。

○濱砂 守議員 次に、経口治療薬についてお尋ねいたします。

新型コロナを、ウイズコロナとして社会全体で受け止めつつ、社会経済活動との両立を図っていくためには、罹患しても安心して療養できる治療薬が必要であります。

特に、重症化リスクのある軽症患者向けの飲み薬、経口治療薬については、早期に服用することで重症化を予防する効果があるとされております。

そこで、新型コロナの経口治療薬に係る処方状況と今後の取組について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 現在の感染の主流となっておりますオミクロン株に有効とされている経口治療薬は、ラゲブリオとパキロビッドパックがございます。

そのうち、ラゲブリオにつきましては、8月15日現在、278の医療機関と191の薬局におきまして処方できる体制を整えており、これまで3,315名に処方されております。

また、パキロビッドパックにつきましては、79の医療機関と21の薬局において体制が取られており、これまで183名に処方されております。

これらの治療薬は、安定的な供給体制が取れるまでの間、在庫把握から流通まで、国において一括して管理されておりますが、医療現場からは、「現行の仕組みでは、クラスター発生時など短期間で多数の処方が必要となった場合には治療薬の調達手続が煩雑である」との声もいただいております。

このため県といたしましては、一般の薬と同様、通常の流通で調達できるよう、国に対し、安定的な供給体制の早急な構築を働きかけてま

います。

○濱砂 守議員 次の質問に入ります。情報提供についてであります。

新型コロナについては、療養方法や期間など、その仕組みが随時変更されており、県民にとって分かりにくいのが実態であります。

県においては、ホームページを活用して情報発信が行われておりますが、内容が専門的であり、県民の理解が追いついているのか、疑問に感じております。また、基本的な感染防止など、従来と変わらない情報については、県民の手元にしっかりと届けるべきであります。

県民の不安を少しでも解消するためにも、県民目線で、より分かりやすい情報提供に努めるべきだと考えます。福祉保健部長の見解をお尋ねいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 議員御指摘のとおり、特に年明け以降は、オミクロン株の特徴を踏まえ、積極的疫学調査や行政検査の対象が段階的に重点化されるとともに、陽性者や濃厚接触者の待機期間も短縮されるなど、国の取扱いに基づき、現場の様々な対応が変更されてきております。

このため県では、変更点に関する情報を集約し、ホームページに掲載するとともに、知事会見の場で情報発信を行うなど、県民の皆様への積極的な情報提供に努めてきたところであります。

また、基本的な感染防止対策や行動要請につきましても、ホームページはもとより、テレビCM、新聞、SNS等の広報媒体を随時活用し、広く呼びかけを行っているところであります。

新型コロナをめぐる状況が目まぐるしく変化する中で、県民の皆様への不安を少しでも解消す

るためには、広報面でのさらなる工夫や内容の充実が必要と認識しておりますので、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 次に、生活困窮者の支援についてお尋ねいたします。

コロナ禍の中、国においては、生活困窮者に対し、住民税非課税世帯を償還免除とする生活福祉資金特別貸付、また住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金や、生活困窮者自立支援金、家賃相当額を給付する住居確保給付金など、手厚い支援策が講じられております。

しかしながら、これらは、コロナ禍に対する緊急避難的、時限的な支援策であります。コロナの収束後はもちろん、コロナとの共存を図るウイズコロナの段階に移行すれば、このような支援策がいつまでも継続されるものではありません。

そこで、コロナ禍の生活困窮者に対する国からの支援が終わった後、県はどのように支援をしていくおつもりか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 生活困窮者につきましては、国のコロナ禍における支援が終わった後も継続して支援を行い、その自立の促進を図ることが必要でございます。

このため県といたしましては、福祉事務所に設置しております生活困窮者自立相談支援窓口におきまして、個々の状況に応じた自立支援計画を策定し、就労や家計改善の支援を行っているところであります。

さらには現在、各地域におきまして、支援機関が連携したプラットフォームの設置を進めておりまして、生活困窮者を支援するための情報共有を図るとともに、法テラスの無料法律相談を受けられない方に対しまして、債務整理のた

めの法律相談支援にも取り組んでいるところでございます。

今後とも、生活に困窮する方々に寄り添った支援にしっかりと取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 次に、今年度から県が取り組んでいる、高次脳機能障がい者のための通所教室についてお尋ねいたします。

高次脳機能障がいとは、交通事故や病気などによる脳の損傷が原因で、注意力や記憶力が低下したり、計画を立てて実行することや、感情のコントロールが困難になるなどの症状が起きる障がいです。

外見からは分かりにくく、本人もその障がいに気づきにくいために、社会生活を送る上で様々な問題を抱えてしまうことが懸念されており、「見えない障がい」とも言われております。

先日、この高次脳機能障がい者の社会復帰を目的とした通所教室を、県が身体障害者支援センター内に開所したとの報道がありました。

そこで、今年度から県が取り組んでいる高次脳機能障がい者のための通所施設について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 高次脳機能障がい者の通所教室につきましては、医療的リハビリテーションを終えた後に、社会復帰を望む方々の専門的な訓練の場が限られていますことから、先月、身体障害者相談センターに開設したものであります。

この教室では、宮崎大学医学部や民間医療機関等の御協力の下、グループワークを交えながら、障がいへの理解のための学習や生活訓練など、社会生活に適応していくための基礎的な訓練を、8月から来年2月までの週1回、全部で24回実施する予定でございます。

この取組を通じ、受講生の就労など次のステップへの円滑な移行を図ることはもとより、高次脳機能障がいのある方々に対する県民の理解を促進し、また、得られたノウハウを県内支援機関とも共有することで、支援の輪を広げてまいります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、認知症を原因とする行方不明者について伺います。

国内の認知症の方は、2025年には約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人になると想定されております。

令和4年6月24日付の毎日新聞の報道によりますと、全国の警察に2021年に届出のあった認知症を原因とする行方不明者は、過去最多の1万7,636人であり、9年連続の増加となっております。しかも、この人数は、警察に行方不明者届が出された人に限っていて、実際はもっと多くの方が行方不明になっていると考えられます。

認知症の方が行方不明となった場合は、発見が遅れると生命に危険が及ぶことから、早期発見が求められます。

そこでまず、警察における、県内の認知症に係る行方不明者届の受理状況と発見状況について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（山本将之君） 認知症に係る行方不明者届の県内の受理件数は、昨年が81件で、ここ数年横ばいで推移しておりますが、10年前の33件と比較しますと、近年増加しております。

その発見状況につきましては、昨年受理した81名につきましては全員発見されましたが、4名の方々については、お亡くなりになった状態でした。

発見までの日数は、受理日から1週間以内までに78名の方々が発見され、そのうち48名の方々が受理当日、また受理翌日までには77名の方々が発見されております。

1週間以内に発見された78名のうち、2名はお亡くなりになった状態でしたが、受理当日に発見された48名に、亡くなった方はおられませんでした。

なお、受理日から8日目以降に発見された3名のうち、2名はお亡くなりになった状態でした。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

県内では、毎年80人前後の認知症の方が行方不明になっており、そのほとんどは無事に発見されているとのことでもあります。

認知症の方が行方不明になってしまうと、家族はパニック状態に陥ってしまいます。時間がたてばたつほど認知症の方は遠くに行ってしまう、行方不明になってから翌日までは生存して発見される例が多いと聞きますが、3日目以降では、生存する可能性は急速に低くなるそうです。認知症の方の安全のためにも、少しでも早く発見されることが大事だと思います。

今後、高齢化の進展に伴い、認知症の方も年々増加が見込まれます。

そこで、認知症を原因とする行方不明者に県内でどのように対応しているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 認知症の方に対しましては、まずは地域全体での見守りが重要でありますことから、県におきましては、市町村と連携しながら、認知症の方やその家族を温かい目で見守る「認知症サポーター」の養成を進めているところであります。

一方で、市町村におきましては、警察、消

防、交通機関、事業所等が連携して、行方不明者の発見や見守りを行う「SOSネットワーク」が設置されております。

また、居場所を確認できるGPS装置の貸与や、スマートフォン等で二次元コードを読み取ると家族等にメールが届く「見守りシール」の配布を行っている市町村もあります。

今後とも、地域全体で認知症の方を支えられるよう、市町村や関係機関と連携し、認知症施策の充実を図ってまいります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、農林水産業に関する問題についてお問い合わせいたします。

ロシアのウクライナへの軍事侵攻など、昨今の世界情勢は目まぐるしく変化しております。特に、本県の基幹産業である農林水産業においては、燃油や生産資材価格の高騰による生産コストの上昇が、生産者の経営を直撃しております。

生産現場の話では、小規模な、あるいは高齢の生産者は、最近の急激な環境の変化に対応できず、経営が悪化しているなどの実態があるようです。

そこで、最近の農林水産業の経営状況についてどのように認識されておられるのか、知事にお尋ねをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の農林水産業は、生産者の減少・高齢化の急速な進行により生産基盤の脆弱化が懸念される中、記録的な豪雨や火山活動、地震などの大規模自然災害、さらには家畜伝染病の発生リスクへの対応に加えまして、コロナやウクライナ情勢等に伴う世界的な物流の混乱や原油高・物価高により、その経営面にも大きな影響が出ているものと認識しております。

農林水産業の多くの経営体において生産コストが上昇し、経営の縮小や見直しを余儀なくされるなど、将来の経営継続に不安を持っている方も多いと伺っておりまして、大変憂慮すべき事態であると考えております。

一方で、食料安全保障に対する意識の高まりや、気候変動問題への対応など、農林水産業の役割は一層重要性を増しているものと考えております。

私としましては、今の厳しい現状や顕在化したリスクをしっかりと受け止めつつ、本県農林水産業を次の世代へとしっかりとつないでいくため、国とも連携しながら支援に努め、ピンチをチャンスに変えるべく全力で取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 引き続き、知事に伺います。

ロシアのウクライナ侵攻から半年以上が経過いたしました。現地での混乱は、いまだ鎮静化の見通しが立っておりません。また、ヨーロッパでは記録的な高温が続いた影響もありまして、過去500年で最悪の干ばつが発生しており、農作物への深刻な影響が見込まれているといった報道もあります。

食料やエネルギー価格の高騰などの世界的な影響は、長期化、またさらなる悪化が懸念されております。このような状況の中、生産者の経営への影響をできるだけ少なくし、いかに経営を維持させていくかが重要であります。

そこで、今後の農林水産業の経営維持を図るために、県はどのような取組が必要と考えているのか、知事にお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 世界情勢が目まぐるしく変化する中、本県の農林水産業の経営維持・拡大を図っていくためには、5年先、10年先を見据えた先手、先手の対応を取っていく必要が

あると考えております。

このため、例えば農業におきましては、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画において、あらゆる危機事象に負けない農業を目指す「新防災」を土台としまして、生産性の向上に加え、物流の効率化、多様な販売形態への対応など、最先端の技術を取り込みながら、生産・流通・販売に関する施策を連鎖的に展開する「スマート化」を図り、未来の世代につながる「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現に向けて、農業者のみならず、オール宮崎の総力戦で推進していくこととしております。

大きな時代の転換期にある今こそ、厳しい現状やあらゆるリスクに対する危機感を共有するとともに、命と暮らしを守る、かけがえのない本県の農林水産業の発展に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、担い手確保対策についてお尋ねいたします。

農林水産省が6月に公表した農業構造動態調査によりますと、全国の農業経営体数が2022年に97万5,100人となり、調査を始めた2005年から20年足らずで半減したとの報告があります。水産業や林業においても同様の傾向にあるものと思われま。

農林水産業経営者の高齢化によるリタイアは、待ったなしの状態であることは言うまでもありませんが、同様の傾向が続くと、生産基盤の維持さえ危ぶまれる状況になります。本県の農林水産業を持続可能なものとしていくためには、担い手の確保は最も重要な課題であります。

そこで、農林水産業における担い手確保の取組状況について、環境森林部長及び農政水産部

長にそれぞれお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 林業においては、若者向けにSNSや求人情報サイトを活用した林業の魅力発信に努めるとともに、県内外における就業相談会の開催や移住相談会での企業情報の提供などにより、林業就業への働きかけを行っております。

また、みやぎき林業大学の長期課程において、本県林業が求める実践的な技術を備え、即戦力となる人材を育成しております。

さらに、林業事業者に対して、就業前のインターンシップ受入れや、就業後の継続雇用のための助成金を交付するとともに、働きやすい職場となるよう、福利厚生の実施に対する支援も行っております。

今後とも、こうした取組を積極的に推進し、担い手の確保にしっかり取り組んでまいります。

○農政水産部長（久保昌広君） 農水産業においては、関係機関・団体と連携しながら、相談から就業まで切れ目ない支援を行っております。

具体的には、就業希望者に対して、インターネットを活用した本県農水産業の魅力発信や、県内外での就業相談会の開催などを実施しております。

次のステップとして、農業分野では、農業法人等でのお試し就農、JA等のトレーニング施設での研修など、水産分野では、現場での実践的研修など、技術習得に向けた支援を実施しているところです。

さらに、就業後のサポート体制を構築し、定着に向けた支援を実施しております。

今後とも、関係機関・団体と連携し、担い手の確保・育成に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

生産性向上による所得アップについて伺います。

農林水産業において、担い手確保の対策を進めていくためには、農林水産業が、若者などにとって魅力的な職業であることを認識してもらえようような対策が必要だと思います。

これからの農林水産業は、生産性を高め、労働時間や労働負担を軽減し、儲かる農業、儲かる水産業を実現させていくことが重要だと思います。

そこで、農林水産業の生産性向上による所得アップの取組状況について、環境森林部長及び農政水産部長にそれぞれお尋ねいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 林業従事者等の所得向上を図るためには、生産性向上や経営の効率化などによる低コスト林業を推進することが重要と考えております。

このため県としましては、路網の整備や高性能林業機械等の導入支援のほか、施業の集約化と路網・林業機械の組合せによる効率的な作業システムの普及、中小企業診断士派遣による経営支援などに取り組んでおります。

また、低コスト林業を実践するためには、担い手等の資質向上も必要であることから、みやぎき林業大学において、ICT等を活用した新たな森林施業技術の習得、経営管理能力の向上などにつながる研修を実施しております。

これらの取組により、林業従事者等の所得の向上につなげてまいりたいと考えております。

○農政水産部長（久保昌広君） 将来にわたって本県の農水産業を持続的に維持・発展させていく上でも、生産性向上による所得アップを図ることは極めて重要であります。

このため県では、農業においては、賢く稼げ

るスマート化の取組として、高度環境制御による施設園芸の収量向上や、酪農の搾乳ロボットを活用した乳量の増加などを進めております。

また、水産業においては、成長をつかむ高収益化の取組として、ICTを活用した養殖施設の大規模化や、海洋レーダーの活用によるコスト削減等を進めているところであります。

今後とも、所得向上の鍵を握る先進技術の導入を積極的に推進し、生産者が希望を持てる魅力ある宮崎の農水産業を実現してまいります。

○濱砂 守議員 次に、農業行政について伺います。

コロナ禍による世界的な物流の混乱や、記録的な円安、ウクライナ情勢等の影響により、燃油や資材等の価格が高騰し、県内農業者の経営に大きく影響を及ぼしていることは、誰もが感じております。

このため県では、6月県議会で議決された原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、燃油や資材等の価格高騰の影響を受けている農業者の負担軽減を図るための支援を進めておりますが、今経営的にダメージを受けている農業者の下へ、少しでも早く支援を届けることが必要です。

また、肥料につきましても、価格高騰に対する農家の負担軽減を図る支援が必要だと考えております。

そこで、燃油や資材等における価格高騰対策の取組状況について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本年6月県議会で御承認いただいた、約19億円余の原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業につきましては、6月16日に市町村やJA等関係機関に対して説明会を開催し、現在、農業者等からの計画

を受け付け、一部交付決定を行い、事業を進めているところであり、引き続き、関係機関と一体となり、早期実施に取り組んでまいります。

また、肥料価格の高騰対策につきましては、国が、価格上昇分の7割を補助する事業を7月末に措置したことを踏まえ、農業者の負担をさらに軽減するため、県の上乗せ事業を本議会にお願いしたところです。

引き続き、燃油や資材等の価格高騰の状況や国の動向も注視しながら、農業者の負担軽減などの支援に努めてまいります。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

燃油等価格高騰対策を農業者が活用するためには、その事業内容を理解した上での活用が必要であります。そのためには、営農・経営面での対応等の周知や情報発信を十分に行っていくことが必要だと思います。

そこで、燃油等価格高騰対策の周知や情報発信にどのように取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、燃油等価格高騰対策に関する情報を農業者に幅広く周知するため、県ホームページ「ひなたMAFiN」や新聞等の各種メディアを活用するとともに、市町村やJA等関係機関への説明会の開催等を行っているところです。

また、農業者からの様々な問合せや相談に対応するため、県内8か所の県農業改良普及センターに相談窓口を設置し、今回の対策内容をはじめ、施設園芸の省エネ対策技術や化学肥料の代替技術の普及など、個別に、きめ細かな対応を行っているところです。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。農畜産物の輸出状況について伺います。

コロナ禍やウクライナ情勢により、世界の政

治経済はしばらく混沌とした状況が続くそうであり、しかしながら、大きな潮流として、グローバル化は進んでいくものと思われます。

そうした中、世界の食の市場規模は、人口増加や経済成長に伴い、さらに拡大が見込まれる一方で、我が国は、人口減少により縮小することが見込まれます。このため、農業者や水産業者の所得向上と産地の持続的な発展には、世界の食市場で稼いでいくことが重要であります。

政府は、農林水産物・食品の輸出額を2030年までに5兆円とする目標を掲げておりますが、2021年の輸出額は、初めて1兆円を突破したところであります。

そこで、本県の農畜水産物の輸出状況と今後の取組について、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県農畜水産物の輸出額は年々増加傾向にあり、令和3年度は、前年度より2割増の約89億円と、過去最高となっています。

この中で、畜産物が輸出額の8割を占めており、特に牛肉は、前年度より4割増の約69億円と大きく伸びております。

これは、日本の食文化が広く世界に認知されてきたことに加え、コロナ禍での巣ごもり需要によるインターネット販売等が好調だったことや、欧米等での経済活動再開により外食需要が回復したことが要因と考えられます。

県としましては、引き続き、国やジェトロ等の関係機関と連携しながら、輸出先国のニーズ等に対応した商品・産地づくりや販売促進のフェア等を進めることにより、さらなる輸出拡大に努めてまいります。

○濱砂 守議員 次に、農福連携の現状と推進に向けた取組について伺います。

農林水産省は昨年度、農福連携に関する全国調査を実施し、その結果を公表しました。この中で、農福連携を知っている農業者は約10%にとどまっているようです。

私は、県内では、障がい者を雇用する農業法人や、農作業を受託する福祉事業所などが多数あることも存じております。本県の農福連携は進んでいるものと認識しておりましたが、調査結果の内容を意外に思ったところであります。

そこで、本県の農福連携の現状と推進に向けた取組について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 農福連携の現状につきましては、昨年度の調査では、農業法人886のうち102社が、福祉施設への作業委託や障がい者の直接雇用を行っており、また、障がい者の就労継続支援事業所197のうち82事業所が、農業生産や農作業受託に取り組んでいるところです。

農福連携は、障がい者の雇用機会の確保や生きがいづくり、農業現場での人材確保など、双方にとって大変重要な取組でありますことから、県では、関係部局や団体と一体となって推進組織を設け、各地域において、理解促進のためのセミナーや勉強会の開催、農林水産省が認定する支援人材である「農福連携技術支援者」の養成など、県内での農福連携の推進に取り組んでいるところです。

○濱砂 守議員 質問を続けます。サツマイモ基腐病について伺います。

先日、本格焼酎の出荷量で本県が8年連続の日本一になったとの報道がございました。本県では、古くからカンショの生産が盛んで、焼酎用の原料カンショは、土地利用型農業の重要作物の一つとして地域に定着しており、食用カン

シヨについても、串間市が全国有数の産地を確立しております。

そのような中、サツマイモ基腐病の発生により串間市では作付面積が激減するなど、産地に大きな影響を与えております。

また、北諸県地域をはじめ、焼酎用の原料カンシヨ産地でもサツマイモ基腐病が発生しており、生産者のみならず、全国に誇る本県のカンシヨ産地、焼酎産業が衰退していくのではないかと危惧しております。

県では、基腐病の発生を防止するため、関係機関・団体に加え、農水省など国も交えて対策会議を開催して取組を進めていると聞いております。

そこで、サツマイモ基腐病の現在の発生状況と対策会議での取組について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） サツマイモ基腐病につきましては、継続的に調査をしている圃場での7月末時点の発生状況を見ますと、これまで被害が深刻であった南那珂地域では、発生の割合が1割未満となるなど、全体的に発生は少ない状況となっております。

県では、農林水産省や関係機関・団体と一体となって、宮崎県サツマイモ基腐病対策会議を組織し、対策の方向性を検討しており、この対策会議の方針に基づき、関係機関・団体が連携し、農家に基本的な対策を周知するとともに、抵抗性を有する品種の選定、ドローンを活用した効率的な防除の実証などに取り組んでいるところであります。

○濱砂 守議員 次に、豚熱対策について伺います。

豚熱につきましては、2018年（平成30年）9月、国内では26年ぶりに岐阜県の養豚場で発生

し、その後も断続的に確認されております。

また、野生イノシシでの感染も本州を中心に拡大し、九州さらには本県への豚熱ウイルスの侵入が危惧される状況が続いております。

豚の飼養頭数が全国第2位を誇る本県の生産者や関係者は、豚の生産基盤の維持強化を進める中、強い危機感を持って侵入防止に努めています。

県においても、発生予防と万が一の発生に備えた体制づくりをさらに進める必要があると考えます。

そこで、豚熱の国内での発生状況と、それに対する本県の取組について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 豚熱は、これまでに17県83事例の養豚場で発生があり、その主な要因となる野生イノシシの感染は、本州・四国の31都府県に拡大しており、本県への侵入リスクが高まっております。

このため県では、関係団体と連携しながら、農場防疫として、防護柵・防鳥ネットの整備や、その保守点検等の野生動物侵入防止対策を進めております。

また、野生イノシシへの感染防止対策として、キャンプ場等における残飯の適正処理や、狩猟に伴うウイルス拡散防止について、市町村や猟友会等を通じて県民への啓発を行っております。

引き続き、関係団体と連携しながら、防疫体制の強化にしっかりと取り組むとともに、万一、県内約80万頭の豚へのワクチン接種を行うこととなった場合には、迅速かつ適切に行うための体制づくりも進めてまいります。

○濱砂 守議員 次に、第12回全国和牛能力共進会についてお尋ねいたします。

いよいよ、10月6日から鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会まで1か月を切りました。この大会は、全国の優秀な和牛を5年に一度、一堂に集めて、改良の成果やその優秀性を競う大会であります。全国の和牛生産者にとって、この大会で優秀な成績を収めることは和牛ブランドの向上につながることから、最も重要な大会となっております。

これまで本県は、3大会連続で日本一を獲得し、その結果、宮崎牛は国内外で高い評価を得ております。

そこで、これまでの全国和牛能力共進会の成果を踏まえた宮崎牛のブランド力強化の効果と今後の取組について、知事にお尋ねをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 全国和牛能力共進会は、その成果がブランド牛の評価に直接つながる戦いでありまして、全国の和牛関係者にとりましては、是が非でも日本一を獲得したい重要な大会となっております。

本県が鳥取大会以来、好成績を収め、そして和牛人気の高まりもあり、ますますこの全共に対する注目度は高まっているものと考えております。

本県は、これまで3大会連続で内閣総理大臣賞を受賞しておりまして、その結果、国内での宮崎牛の認知度向上や、海外への輸出拡大が図られるとともに、今年は、松山英樹選手のお計らいで、マスターズのチャンピオンズ・ディナーでも使われましたが、こうした国内外の大きなイベント等で食材として採用されることで、ブランド力強化につながり、そうした好循環を生み出しているところであります。

今大会におきましても、全共後は関係団体と連携しながら、「日本一の宮崎牛」を冠とした

インパクトのあるPRや集中プロモーションにスピード感を持って取り組むとともに、各種メディアやSNS等を活用した情報発信を行い、宮崎牛のさらなるブランド力強化に努めてまいります。

○濱砂 守議員 引き続き、知事にお伺いいたします。

全国和牛能力共進会で日本一を獲得していただくことは、生産者のみならず県民の悲願でもあります。全共を制すると、5年間は日本一の和牛としてPRできることから、ぜひ日本一を獲得してもらいたいと思っております。

そこで、間近に迫った第12回全国和牛能力共進会に向けた現在の取組と、知事の意気込みについてお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 8月に開催されました県代表牛決定検査におきまして、代表牛23頭が決定したところであります。

私も会場で実際に見てきたところでありますが、非常に質の高い出品牛の中から、全国でも十分戦えるすばらしい代表牛が選ばれて、手応えを感じているところであります。この宮崎の地で全国レベルの戦いが展開している、そのような手応えも感じました。

現在、地元の期待や、惜しくも代表の座に届かなかった方々の思いも背負い、大きなプレッシャーがかかる中ではありますが、それぞれの地域で、関係者がまさに一つのチームとなって、代表牛のさらなる磨き上げを行っているところであります。

先日、特別区に出品します小林秀峰高校の農場に、激励に行ってきたところであります。高校生たちの熱意と懸命な努力を目の当たりにし、心強く感じたところであります。

小林秀峰高校は、5年前の大会で30年ぶりに

高校生が一般の部門に出品して、全国5位というすばらしい成績を収め、やはり若い担い手が育っているなどという、これも手応えを感じるころであります。

来月は、最大のライバルの一つである鹿児島での開催、全国的なレベルがアップする中で、極めて厳しい戦いになるものと考えておりますが、全ての出品区での優等首席を目指し、そして、何とせよ4大会連続の内閣総理大臣賞を勝ち取ることができるよう、残された期間、私がチーム宮崎の先頭に立って、「日本一の努力と準備」で取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、熊本県内の最終処分場建設計画についてお伺いいたします。

先日、熊本市の廃棄物処理業者が、本県に隣接する熊本県山都町に、廃棄物を埋め立てる大規模な最終処分場の建設計画を進めているとの報道がございました。

報道にありました建設計画地は、高千穂町の中心部から直線距離で約15キロメートルの五ヶ瀬川の上流域に位置しており、面積は19ヘクタール、最終処分場の埋立容量は、200万～300万立方メートルの大規模な施設が計画されているようです。御承知のとおり、この建設計画地に隣接しているのは、神話の地・高千穂町として全国に知られる宮崎県屈指の観光地でありませぬ。

この最終処分場から出る水は、熊本県側の川を流れて五ヶ瀬川に流れ込むことから、その流域の西臼杵地区や延岡市の住民や事業者はもとよりであります。全県民が不安を感じているのではないかと思います。

この熊本県山都町における廃棄物最終処分場の建設計画に対し、県はどのように対応してい

くのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御質問の処分場につきましては、熊本県に立地し、法令上、熊本県が指導等を行うこととなりますが、まずは、関係する本県の自治体や住民に対し、事業者において、しっかり計画内容を説明していただく必要があるものと考えております。

このため県では、速やかに熊本県から情報を収集し、西臼杵3町及び延岡市と情報共有を行うとともに、熊本県に対し、本県への情報提供や、本県での住民説明会の開催に向けて事業者への働きかけを要請したところでもあります。

これに対し、熊本県から先日、事業者が本県内で説明会を行う意向である旨の回答があったため、現在、高千穂町内で開催する方向で調整を進めているところであります。

なお、本計画につきましては、環境影響評価の手続が開始されたところでありまして、環境保全に対する住民などの意見に配慮しながら、今後3年程度をかけて、周辺環境への影響の調査や、改善策等の検討が行われていくこととなります。

また、その後、施設の設置許可に係る手続が1年程度をかけて行われ、施設の構造や放流水の水質管理等が、廃棄物処理法で定める基準に適合しているかといった点について、熊本県が審査した上で、許可の判断を行う流れとなります。

県としましては、引き続き、熊本県からの情報収集や関係市町への情報提供に努めるとともに、熊本県に対し、適時適切に本県内の意見等を申し入れるなど、住民の不安が軽減されるようしっかりと取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 よろしくお伺いいたします。

次の質問に入ります。林業振興について、環

境森林部長に伺います。

戦後日本では、住宅需要が高まっていたにもかかわらず、国産の木材が供給できず、長年にわたり輸入材に頼ってきた背景があります。

コロナ禍におけるアメリカの住宅着工戸数の急増や、コンテナの滞留による海上輸送運賃の上昇等を契機に、世界規模での木材不足や価格高騰が起り、いわゆるウッドショックに直面しております。

国内では、輸入木材の供給不足により木材不足が発生し、全国的に国産材価格の上昇が見られましたが、現在、ウッドショックの発端となった米国では、住宅金利の上昇により住宅着工戸数が減少しております。

今後、円安やロシア・ウクライナの情勢などの影響もあり、世界の木材需給の行き先は不透明ではありますが、ウッドショックは、外材の需要を県産材が取り戻すチャンスではないかと期待しております。

そこで、県産材の需要拡大に向けた県の取組について、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 今回のウッドショックは、議員御指摘のとおり、本県にとって、外材から県産材への転換の好機と捉えており、外材に対抗できる品質・性能の確かな県産材の供給体制の構築や需要拡大が重要であると考えております。

このため県では、製材工場における乾燥施設の整備や、JAS認証の新規取得などに対する支援に取り組むほか、木材利用技術センター内に、事業主や建築関係者等からの木造化・木質化に関する相談の窓口を設置したところであります。

また、先月、大阪に設置しました本県産材の

常設展示スペースを起点に、今後、関西圏の建築士やビルダーを対象としたセミナーや商談会の開催を予定しているところであり、こうした取組を通じ、さらなる県産材の需要拡大を図ってまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、森林環境譲与税についてお伺いいたします。

新聞報道等によれば、2024年からの徴収を前に、2019年度から別の財源を使って自治体に配分されている森林環境譲与税については、2020年度までに配分された資金500億円の約5割が使われていないとのこととあります。

また、配分額の3割は人口比で決まるため、森林が少なくても都市部に多く行き渡る仕組みになっており、例えば、2020年度の配分額トップである横浜市は、全額を基金に積み立てているようであります。

一方、森林が多くても規模の小さい自治体では、担当職員の確保など準備が整わず、差し当たり基金に積み立てているケースもあると報道されております。

そこで、本県における、県と市町村に配分されている森林環境譲与税の活用状況について、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 森林環境譲与税については、令和元年度からの3年間合計で、県に約4億6,000万円、市町村に約24億2,000万円が譲与されており、県は約74%の3億4,000万円を活用しておりますが、市町村においては、約53%の12億9,000万円の活用にとどまっております。

市町村へのアンケート調査等によりますと、活用が進んでいない理由として、使途の具体的な事例の情報不足や、専門的知識や経験を持つ職員が少なく、ノウハウや体制が十分ではない

などが挙げられております。

そのため県では、今年6月に国から示されました、譲与税を活用して実施可能な取組リストの周知を含め、説明会や個別相談会をきめ細かに実施しているところであります。

県としましては、市町村において積極的な活用が図られるよう、引き続き支援してまいります。

○濱砂 守議員 次に、地球温暖化防止の取組について伺います。

今年4月に公表された、国連の「気候変動に関する政府間パネル」、いわゆるIPCCの報告書によりますと、温室効果ガス排出量の増加率は、低下はしてきているものの、世界全体の排出量そのものは、依然として増加を続けております。

そのため、パリ協定で目標とされた、産業革命前からの平均気温の上昇を1.5度に抑えるには、2030年までに温室効果ガスの排出量を、2019年度比で4割程度削減する必要性が示されております。また、国においても、2013年度比で46%削減することを目標としております。

地球温暖化の防止に向けては、温室効果ガス排出削減の取組をさらに加速させるべきと考えますが、本県の温室効果ガス排出量の現状と、削減に向けた県の取組について、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県の温室効果ガス排出量は、森林等によるCO₂吸収量の控除後で、基準年度である2013年度の815万トンから、2019年度は585万トンと28.3%削減しております。

温室効果ガスの削減には、県民や事業者の取組が大変重要でありますので、省エネについ

て、セミナーなどにより普及啓発に努めるとともに、エネルギー使用量の多い事業者には排出削減計画の策定を求めるなどの取組を行っております。

また、今年度は、プロモーションによる機運醸成や、事業者の省エネ設備等の導入支援などに取り組んでおります。

さらに、県の2030年度の削減目標を現行の26%から引き上げる見直しも進めており、県民や事業者と一体となった取組をさらに加速させてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、再生エネルギーの拡大について伺います。

答弁にありましたように、温室効果ガスの排出量を削減するためには、県民や事業者と一体となって取組を進めていかなければなりません。

太陽光発電などの再生可能エネルギーは、温室効果ガス削減の効果が高いとされております。また、国においても、昨年度、エネルギー基本計画を見直し、電源構成における再エネの比率を、現状の2倍に当たる36%から38%に引き上げております。

このような中、本県は日照時間が全国トップクラスを誇っており、これからは再エネの自家消費が時代の潮流になると考えられます。

再生可能エネルギーの拡大に向けて、県としてどのように取り組んでいかれるのか、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、第四次宮崎県環境基本計画の重点プロジェクトである「2050年ゼロカーボン社会づくり」に向けた施策の柱の一つに、再エネの導入拡大を掲げ、セミナーの開催やアドバイザー派遣などに取り組んでおります。

また、今年度は、発電した電力を自家消費する太陽光発電設備を導入する事業者を支援するとともに、今議会に、個人住宅への導入支援事業をお願いしているところであります。さらに、今年度、再エネ種別ごとの導入目標を新たに設定することとしております。

再エネの導入は、地球温暖化の防止だけでなく、災害に強い地域づくりにもつながることから、その拡大に向けてしっかり取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

海岸漂着物の発生抑制について伺います。

ペットボトルや家庭用品など、日常生活のあらゆる場所で利用されているプラスチック製品は、非常に便利なものではあります。ポイ捨てなどが行われると、河川を通じて海に流れ出て、経年劣化により細かく砕かれ、マイクロプラスチックとなって生態系に悪影響を与えることが懸念されております。

さらに、これから台風シーズンを迎えますと、様々なごみなどが海へ流出し、海岸へ漂着することも考えられます。

プラスチックごみなど海岸漂着物の発生抑制のため、県はどのような取組を行っているのか、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、発生状況等に関する実態調査や、テレビCMによるごみ等の適正処理の啓発、不法投棄防止のための監視活動などの取組を行っているところであります。

また、海岸漂着物となるごみ等は、沿岸部からだけでなく、内陸部から河川等を通じて海へ流出しており、県下全域で発生抑制対策に取り組むことが重要であることから、今年度、新た

な取組として、都城市と連携し、環境イベント等において講話やパネル展示による啓発を行うこととしております。

県としましては、今後とも、海岸の環境保全や良好な景観維持のため、市町村やボランティア団体など多様な主体と連携しながら、海岸漂着物対策にしっかり取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

次に、ブルーカーボンのクレジット化について伺います。

国は、温室効果ガス削減の新たな取組として、沿岸域の藻場等が取り込む二酸化炭素であるブルーカーボンに着目した施策を打ち出しております。

本県においては、沿岸漁業の振興を図るため、藻場の保全活動が各地で行われておりますが、これは、ブルーカーボンをつくり出しつつ、温暖化対策にもつながる取組であるとして、我が自民党の安田議員が、6月議会で質問をされております。

ブルーカーボンについては、今のところ、我が国の温室効果ガス排出・吸収量の対象として、正式には認められていませんが、国内では、ブルーカーボンをクレジット化し、二酸化炭素を排出する事業者が購入することで排出分を相殺する、オフセット取引が始まっていると聞いております。

そこで、農政水産部長に、ブルーカーボンのクレジット化の現状についてお尋ねをいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 海藻等による二酸化炭素の吸収、いわゆるブルーカーボンは、新たな気候変動対策として世界的に取組が進んでおります。

このブルーカーボンの量を評価し、取引可能

なものとするクレジット化につきましては、国土交通大臣の認可団体等が、藻場の保全活動によって吸収された二酸化炭素をクレジットとして認証し、企業との取引を行う仕組みを独自に実施しており、県内では、令和2年に日向市の細島港内の藻場が横浜市の認証を受けております。

漁業者等による藻場の保全活動は、現在、国等の補助事業を活用した取組となっており、ブルーカーボンのクレジット化は、将来的にこうした活動の資金調達につながるものとして、県としても期待しているところです。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

みどりの食料システム法について伺います。

国は、昨年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」を実現するため、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」、いわゆる「みどりの食料システム法」を、本年7月1日に施行されております。

本法律は、有機農業や化学農薬・化学肥料の使用低減に取り組む農業者や、環境保全型農業に必要な有機質肥料などの生産資材を供給する事業者の設備投資を後押しするため、事業に取り組む農業者等に対して、税制・金融上の支援措置が行われる制度だとお聞きしております。

そこで、みどりの食料システム法の成立に伴う今後の対応について、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 今回のみどりの食料システム法は、現在、県で進めております第八次農業・農村振興長期計画の重要施策の一つである、「持続的で安全・安心な農業・農村づくり」の実現を後押しする重要な法律であります。

今後は、この法律により国が9月に定める基本方針に基づき、県や市町村が、地域における環境負荷の低減を図るための基本計画を策定することとされています。

この計画に基づき、農林漁業者の事業活動が認定され、設備投資時の初期負担を軽減する税制の特例や、無利子の制度資金等の償還期間延長などの支援が行われることとなります。

県としましては、市町村と連携しながら、基本計画の策定に速やかに取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、教育行政についてお尋ねいたします。学力向上に係る取組について伺います。

全国学力・学習状況調査の結果を拝見いたしました。ここ数年、本県の児童生徒の学力は伸び悩んでおりますが、今年度も本県は非常に厳しい状況にあったと捉えております。

全国学力・学習状況調査は、例年4月に実施されておりますことから、これまでに学習したことを学び直し、しっかりと定着を図ることが、とても重要であると思います。

本県では、小学校5年生、中学校2年生を対象に、県独自の学力調査を実施していると聞いておりますが、それだけでは十分な学び直しになっていないのではないかと考えます。

本県の学力の弱い部分を毎年繰り返し学び直させていくことこそが、学力向上につながるものと思われれます。

そこで、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、義務教育段階における今後の学力向上の取組について、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本年度の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、小中学校ともに、全ての教科で全国平均を下回ってお

りまして、その結果を大変重く受け止めております。

そのため、現在、各市町村教育委員会を訪問し、危機感を共有するとともに、課題を明らかにしながら、今後の取組について協議を行っているところであります。

その中では、学力差が現れ始める小学校中学年への手だてや、学校と教育委員会が一体となった学力向上に係る授業改善の取組などが急務である等の分析が挙げられております。

県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会を含め、官学一体となった協議会を新たに設置し、今後の児童生徒の学力向上について、様々な視点から対策を講じるとともに、各学校に対して、議員御指摘の学び直しを含め、具体的な指導や支援を行ってまいります。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

県内修学旅行についてお伺いいたします。

修学旅行の目的の一つは、学校の目的に応じた体験的な学びを通し、児童生徒が見聞を広げることにあります。

児童生徒が何を学んだのか、学校がどのように学ばせるかが大切であり、本県における修学旅行を通して、十分な学びができるものと考えます。また、児童生徒や先生方の満足度が上がることで、さらなる促進につながるものと思っております。

新型コロナの影響から3年目となり、県内修学旅行が、新たな教育資源として見直され、各学校における選択肢の一つとして位置づけられるようになりました。今後、県内修学旅行のさらなる促進には、本県の魅力発信が必要であります。

そこで、学校における県内修学旅行の成果について、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県内修学旅行の成果としましては、本県の自然や歴史、伝統、文化など、多様な教育資源を有効に活用したことで、先生方や子供たちが、ふるさと宮崎の魅力を再発見できたと考えております。

例えば、西都原古墳群や飫肥城での歴史の学習、旧海軍赤江飛行場や平和台公園での平和学習、青島地区や綾町などでの自然体験学習などがあります。

こうした学習を通して、先生方からは、「修学旅行を通して郷土学習を一層深めることができた」、子供たちからは、「住んでいるのに知らなかった宮崎のよさを見つけることができた」などの感想が寄せられております。

県教育委員会といたしましては、今後とも県内修学旅行の成果が上がるよう、しっかりと支援に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

公立中学校の部活動における地域移行について伺います。

部活動の地域移行については、有識者会議において、運動部が6月に、文化部は8月に、その提言がまとめられました。その内容としては、深刻な少子化や教師の働き方改革等の部活動の課題を踏まえた上で、改革の方向性として、公立中学校を対象に、まずは休日の部活動を段階的に地域に移行していくこととし、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革集中期間とすること等が示されております。

私はこれまで、学校における部活動が果たしてきた教育的な価値や意義は大変大きいものと考えております。部活動の地域移行が、子供たちにとって有益な改革となることが大切だと考えております。

そこで、公立中学校における部活動の地域移

行に向けた現在の取組状況や今後の方向性について、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、県内のモデル事業としまして、運動部は小林市で、文化部は延岡市で実践研究に取り組んでおります。

また県では、7月から8月にかけて、全ての市町村を訪問し、地域移行に向けた取組状況や課題等について情報収集を行ったところがあります。これらを通して、運営主体や指導者の確保、会費などの負担の在り方等の課題が挙げられております。

県教育委員会といたしましては、少子化の中でも、子供たちがスポーツや文化芸術活動に親しむ持続可能な環境を、地域とともに整備していくことを目指し、各市町村の課題解決を図りながら、まずは、部活動指導員や外部指導者の活用を視野に入れるなど、本県の実情に合った地域移行に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

次に、高校の学力向上について伺います。

高校3年間では、しっかりと学力を身につけ、生徒一人一人の進路目標の達成を目指すこととなります。

本県でも近年、学習塾や通信制の予備校などが増えており、生徒の希望に応じた学びの場も増えておりますが、中山間地域ではそのような場が十分にあるとは言えず、また、経済的な負担等により、生徒の希望がかなうとも限りません。

そして現在、高校が実施している希望制の朝課外については、我々にとっては常識だった朝課外も、全国的には非常識であり、珍しい取組だという報道もありますが、私としては、学習機会の提供、学習時間の確保として、学力向上に意味があるものと考えます。

そこで、県立高校における学力向上の在り方について、朝課外を含めて教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学力向上のためには、生徒が主体的に学習に取り組むことが最も重要であると考えております。そのため現在、高校では、各教科で身につけた知識を活用して、生徒自らの思考を深める教育活動を実践し、知的好奇心や問題解決能力、学習意欲を高める取組を行っております。

また、議員御指摘の希望制の朝課外につきましては、実際の入試問題や資格試験問題に取り組むなど、生徒の進路目標を達成させる手だての一つであり、生徒の希望を尊重して実施しております。

今後はさらに、ICTなどを活用して、生徒が自らの習熟度を分析・可視化する中で、自分に合った最適な学びに取り組める環境を提供するなど、確かな学力を身につけることができる教育活動の充実に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

今年度から高校の共通必修科目になった「情報」についてであります。

教科「情報」については、現在の高校1年生が3年生になって受ける大学入学共通テストに入ってきます。

どういった問題が出るかなど、詳細は決まっていないようではありますが、入試で扱うとなれば、保護者も黙ってはいないでしょうし、他県や私立の対応状況と比較して、県立学校の生徒が不利になるようでは困ることになります。

そこで、高校において必修となっている教科「情報」への対応状況について、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 今年度より実施さ

れております新学習指導要領では「情報Ⅰ」が新設され、令和7年度大学入学共通テストの新科目となりまして、プログラミングやデータサイエンスといった、専門性の高い分野が出題されることとなっております。

そのような中、県教育委員会では、情報を担当する全ての教員を対象に、継続的な授業公開やIT企業訪問等による研修、大学入試を想定した本県独自問題の作成など、教員の指導力を向上させる取組を行っております。

中でも、情報モラル教育を重要な課題と位置づけ、生徒も含めた実践と研究に取り組んでいるところでありまして、その成果は、県内全域に発信することとしております。

今後とも、さらなる人材の確保も含めまして、教員の専門性の向上に努めてまいります。

○濱砂 守議員 次に、生活保護世帯の高校生の大学進学についてお尋ねいたします。

6月2日付の宮日新聞に、生活保護世帯の高校生の大学などへの進学率に関する記事が掲載されました。

厚生労働省によりますと、2020年3月の全世帯の進学率は73.4%であります。しかしながら、市民団体の分析による2021年3月の生活保護世帯の進学率の全国平均は39.9%にとどまり、本県については32.3%という内容でありました。

なぜこんなに差が開くのか、その理由については、「生活保護世帯から大学や専門学校に進学すると、保護の対象から外れ、学生は食費や学費などを自力で工面しなければならず、進学への妨げとなってきた」と掲載されておりました。

生活保護世帯の子供にとって、将来を切り開いていくためにも、大学等への進学は大変重要

だと考えます。

そこで、生活保護世帯の高校生の大学進学等に関する県の対応について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 貧困の連鎖を断ち切り、自立を助長するためには、進学の支援が大変有効でありますことから、県では、子どもの貧困対策推進計画におきまして、「教育の支援」を施策の柱の一つとし、意欲と能力のある生徒が大学等への進学の手を届けるよう取り組んでおります。

具体的には、進学に関する様々な支援制度を取りまとめた冊子を、県内の中学生・高校生に配布するとともに、特に高校3年生がいる生活保護世帯には、ケースワーカーが、進学に係る経済的支援等を案内しております。

また、生活保護世帯等を対象に、希望する生徒に対しまして、集合型学習や個別指導などの学習支援に取り組んでおります。

引き続き、子供たちが経済的な理由により将来の夢を諦めることがないように、しっかりと支援に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 教育委員会に戻ります。次に、主権者教育について伺います。

7月に参議院選挙が実施されました。選挙権年齢が18歳以上に引き下げられてから、5度目の国政選挙であります。

今回の選挙では、18歳、19歳の投票率は、前回の参議院選挙と比べて6.19ポイント上昇し、26.37%となったものの、最も高い70歳代前半と比べると、約40%の開きがありました。

県内の高校では、先日の参議院選挙前も各学校で模擬選挙を行うなど、政治参加意識を育む主権者教育が実施されていたようですが、大幅な投票率アップには結びついていない

ようであります。

もっと政治が若者に近づき、政治を身近な存在にしていくことで、若者の投票行動に結びつくのではないかと考えます。その活動は、義務教育段階を含め、早い時期から行うことが重要ではないでしょうか。

そこで、今後の主権者教育の在り方について、義務教育段階を含めて、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） これまでも高校では、議員の御指摘にもありましたように、模擬選挙等を通して、選挙の仕組みや政治参加の重要性について学ぶなど、主権者意識を高める学習に取り組んでまいりました。

義務教育段階でも、これまでの取組に加えまして、自らの制服選定について協議したり、校則の在り方について地域の方々とともに議論するなど、身近な問題を見だし、その解決を図る体験によって主権者意識を育む取組が、今始まっております。

今後とも、選挙管理委員会等と連携し、出前授業などの参加型学習を行うことで、義務教育段階から、より政治を身近に感じることができるよう、主権者教育の在り方を一層工夫してまいります。

○濱砂 守議員 次に、不登校の問題について伺います。

本年4月の宮崎日日新聞に、宮崎市内の精神科クリニックがフリースクールを開設し、不登校の子供たちの心のケアを行っているという新たな取組が紹介されました。

不登校の要因は一人一人異なっており、その対応についても、様々なアプローチが求められております。この施設のように、医療の立場から不登校の子供たちを支援する取組も、一つの

在り方として有効ではないかと感じたところでもあります。

さて、本県における不登校児童生徒は年々増加しており、令和2年度では、公立小中高等学校合わせて1,600名を超す子供たちが不登校の状態にあります。これは本県に限ったことではなく、全国的にも同様の傾向が見られるようでもあります。

このような状況を受け、国はいわゆる教育機会確保法において、学校以外の場において学習活動を行う不登校児童生徒への支援の在り方を示しております。

その後、教育委員会に対しては、フリースクールなどの民間施設との積極的な情報交換や連携に努めることを求める通知がなされたこと伺っております。

本県におけるフリースクールなどの民間施設との連携の状況について、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員から御紹介のありました民間施設については、県教育委員会といたしましても、新聞掲載後の5月に訪問させていただき、意見交換を行ってきたところでもあります。

このように、県教育委員会といたしましては、昨年度から、県内におけるフリースクールなどの民間施設の視察等を行いながら、個別の意見交換をしてきたところでありまして、さらに、これまで行ってきた実態把握を基に、市町村教育委員会と活動状況の共有を進めているところでもあります。

今後は、フリースクールなどの民間施設と、より一層の連携を図りながら、市町村教育委員会を含めた様々な立場の方々と協議する場を設けるなど、連携を一層進めてまいりたいと考え

ております。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

次に、教員採用試験について伺います。

近年、全国的に採用試験の倍率の低下が話題になっておりますが、令和4年度採用試験では、宮崎県の倍率は、九州・沖縄8県の中で、沖縄県に次いで2番目に高いと聞いております。

しかしながら、今年度の応募時点での倍率は3.2倍で、これは県教育委員会に記録が残っている平成16年度以降、最低の倍率であったと聞いております。

私は、受験者をもっと増やすためには、本県の魅力を十分に発信すべきであると考えますが、本県の教員採用試験の受験者を増やすための対策について、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 受験者を増やすための対策といたしましては、これまでに、受験年齢制限の撤廃や、本県及び他県の現職や元職の教員を対象としました特別選考試験などを行ってまいりました。

また、県外の試験会場を増やすなど、受験しやすい環境づくりにも取り組んできたところであります。

県教育委員会といたしましては、これらに加え、令和元年度から実施しております、若手教員を主人公にした動画配信やSNSによる情報発信、県内外での説明会の会場増設などに取り組んでおり、今後、これらのさらなる充実を図りたいと考えております。

今後とも、UIJターンもターゲットに、宮崎の豊かな自然環境や子育てしやすい環境など、本県ならではの魅力発信ができるよう、効果的なPRに取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 引き続き、質問を行ってまいります。

公立小中学校の教員の勤務状況について伺います。

教員の働き方改革につきましては、ここ数年、よく話題に上ります。先日も、教員の勤務状況が苛酷になっているという内容の報道がございました。

学校での教員の業務は、授業が中心になると思いますが、当然、授業以外の業務も担わなければならないと思います。

しかしながら、その授業以外の業務が、教員の勤務状態を苛酷にしているという実態もあるようです。

そこで、小中学校における勤務時間内の授業時間とそれ以外の時間の割合、及び勤務時間外における業務の内容について、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 業務内容の内訳や時間の割合につきましては、平成28年度に国が調査しておりまして、7時間45分の勤務時間のうち授業時間は、小学校が全体の62.6%、中学校が、教科担任制であることから50.1%となっております。

残りが、授業準備など授業以外の時間となっております。この傾向は現在も変わっていないと考えております。

勤務時間外の業務内容につきましては、令和3年度の本県独自の調査によりますと、授業準備や学校行事などの計画や立案をする校務分掌業務のほか、中学校では部活動指導が挙げられます。

現在、6年ぶりに国が同様の調査を実施しておりますので、本県におきましても、その内容を参考にして、今年度の調査を実施したいと考

えております。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

令和9年に本県で開催される国民スポーツ大会について伺います。

本県で開催される国民スポーツ大会まで、残り5年となりました。練習拠点施設の整備では、昨年度完成したアーチェリー場に続いて、今年度は水球プールと相撲場が12月に完成予定と聞いております。

一方、選手強化につきましては、2年間国体が開催されず、関係者の皆様は大変残念な思いであったと思います。

そんな中でも、先日、世界選手権に出場するカヌー競技の選手の知事表敬や馬術競技の全国優勝といった、県民にとって大変喜ばしいニュースもございました。

世界選手権に出場するカヌー競技の選手の中には、ワールドアスリート発掘・育成プロジェクトを修了した選手もいると聞きます。これまでの競技力向上に向けた取組が、着実に実を結んできているのではないかと感じております。

そこで、令和9年に本県で開催される国民スポーツ大会での天皇杯獲得を目指した、現在の取組状況と成果について、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、天皇杯獲得の実現に向けまして、平成30年7月に策定した競技力向上推進計画に基づき、コロナ禍ではありますが、関係団体と連携し、工夫しながら競技力向上に取り組んでいるところであります。

これらの取組が、馬術競技の全日本高校大会での団体優勝や、カヌー競技の全国高校総体での5種目優勝といった成果につながったものと考えております。

また、新たな取組としまして、開催年に少年

種別の年代となる、いわゆるターゲットエージ、小中学生への強化や、報道機関と連携した動画配信等による機運醸成、成年の有望選手を確保するための、ふるさと選手の支援や競技団体とのヒアリングなども進めております。

今後とも、関係機関や競技団体と連携を図りながら、さらなる競技力向上に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 次に、警察行政について伺います。

まず、要人警護の在り方に関する県警の取組についてであります。

本年7月8日、奈良県において安倍元総理大臣が凶弾に倒れ、お亡くなりになるという痛ましい事件が発生いたしました。

折しもこの日は参議院議員通常選挙の最中であり、本県も政党要人の来県に伴い、行く先々で、県警による警護警備が行われている姿をよく見かけていたこともあり、報道でこの話を知ったときには、とても信じられない思いでありました。

その後、警察庁による検証が進められていたようでしたが、8月25日以降、検証結果の公表とともに、新たな警護要則の制定など、警護警備に関する大幅な見直しが行われたと報道されております。

この事件は決して対岸の火事ではなく、この検証結果に対して真摯に向き合い、今後、本県で行われる要人警護に際して、二度と同じような事態が起こることがないように、万全の警備を実施していただきたいと思っております。

そこで、安倍元総理大臣襲撃事件の検証結果を受けた、警護警備に対する見直しの概要と県警の取組について、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（山本将之君） 議員御指摘の安倍元内閣総理大臣に対する襲撃事件に関しましては、警察庁において検証が行われ、その結果を踏まえて、警護要則——こちらは警護警備に関する国の国家公安委員会規則でございますけれども——の全面改正をはじめとする、警護警備の抜本的強化に向けた見直しが行われました。

見直しの主な内容として、警察庁は、警護計画の基準を策定するとともに、都道府県警察の警護計画を事前に審査いたします。また、警察庁において、体系的な教養訓練が実施されることとなりました。

宮崎県警察をはじめとする都道府県警察においては、警察庁の基準に適合する警護計画を策定、報告するとともに、十分な警護体制を確立するほか、一元的な指揮を実施する観点から、警察本部長が現場指揮官を指名することなどが定められております。

これらを踏まえまして、県警といたしましては、新たな警護要則等に基づき、一から抜本的に警護計画を策定するとともに、これまで以上に警護体制を強化してまいります。

あわせて、警護に関する情報収集・分析を強化いたしますとともに、主催者をはじめいたします関係者等と緊密に連携するなどして、警護警備に万全を期してまいります。

○濱砂 守議員 それでは、質問を続けてまいります。

次に、うそ電話詐欺の対策について伺います。

本県のうそ電話詐欺について、近年の被害は減少傾向にありましたが、昨年からは増加に転じ、本年は被害件数、被害額ともに増加していると報道されております。

その手口については複雑に巧妙化しており、実行犯を検挙することが非常に難しくなっていると聞きます。犯罪を減らすには、広報啓発の活動や、犯人を検挙するための情報が重要であります。

そこで、うそ電話詐欺の被害状況と抑止対策及び検挙対策について、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（山本将之君） うそ電話詐欺の本年の被害状況につきましては、7月末現在で35件を認知し、被害額が約1億2,220万円となっております。その内訳といたしまして、架空料金請求詐欺が23件、還付金詐欺が9件、議員御指摘のとおり、件数、被害額ともに、昨年同期と比べ増加しております。

こうした状況を踏まえ、未然防止を図る観点から、防犯メールによる情報発信や、県民に直接電話をかけて注意喚起をいたしますコールセンター事業の推進、高齢者クラブ等を通じた自動通話録音機の貸出し、金融機関やコンビニエンスストアと連携した訓練の実施による、振り込ませない対策などを推進しております。

一方で、検挙対策といたしましては、「だまされた振り作戦」を実施するなどして、詐欺実行犯を検挙するとともに、預貯金口座等の不正売買といった、うそ電話詐欺の犯行を助長する犯罪の検挙を推進してまいります。

○濱砂 守議員 質問を続けます。

県警におけるDV相談対応について伺います。

本年6月19日の宮崎日日新聞に、宮崎県警に寄せられた令和3年中のDVの相談件数が、過去最多の827件に上ったとの記事がありました。

この種の事案は、重大事件に発展するおそれから、警察には迅速かつ的確な対

応が求められております。

そこで、宮崎県警におけるDV相談の現状と、重大事案を未然に防止するための警察としての対応について、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（山本将之君） DV相談の件数につきましては、議員御指摘のとおり、昨年、827件ということでございます。

ここ数年、年間800件前後となっております、5年前の平成29年の689件と比較いたしますと、増加傾向にあります。

相談件数増加の要因ですが、DVに対する県民の意識が高まっていることのほか、警察におきましても、警察署・警察本部に専属の相談要員を配置していることなどが考えられます。

DV相談への警察としての対応ですが、こうした相談案件は、状況が急変し、重大事件に発展する可能性がありますことから、人身安全関連事案として、その認知段階から警察本部が関与し、組織的な対応を取っております。

具体的には、被害者の安全確保を最優先とし、その状況に応じて事件化を図るほか、被害者の避難措置を講じるとともに、相手方に警告を行う、また女性相談所など関係機関と情報共有を行うなど、こうした対応を行っているところでございます。

○濱砂 守議員 質問を続けてまいります。

交番・駐在所の統廃合について伺います。

交番・駐在所の統廃合につきましては、これまで県議会で何度も取り上げられ、議論も重ねられてきました。

警察からは、警察署パトカーの現場執行力や機動力、夜間警戒力の向上を図る上で必要な施策であるとの説明を受けております。

一方で、交番・駐在所は、地域の安全を守る

拠点として、地域で発生する犯罪の未然防止や鎮圧などの活動を行うだけでなく、住民の方々とじかに接し活動することで、信頼関係を構築して、安心感を届ける役割を担っております。

そのような存在である交番・駐在所が統廃合されるとなれば、不安を感じる住民が少なからず存在するため、統廃合に関する説明を丁寧に行い、廃止後も引き続き、住民の不安解消に努めていただきたいと思います。

そこで、交番・駐在所の統廃合計画の進捗状況、また、統廃合を行った地域において、住民の不安解消をどのように行っているのか、警察本部長にお尋ねをいたします。

○警察本部長（山本将之君） 交番・駐在所の再編整備につきましては、社会情勢の変化や老朽化する施設の状況等を踏まえた上で、限りある警察力を効果的に配分し、事案対処能力の強化を図るなどの観点から、昨年度より、再編整備の必要性とその計画について、再編地区の住民の皆様に丁寧に説明しつつ、交番・駐在所23施設を10施設に再編したところであります。

住民の皆様の不安解消に向けた県警察の主な取組といたしまして、新たに再編地区を担当することとなった勤務員による旧施設への定期的な巡回のほか、警察署パトカーを再編地区に駐留するなど、警察官の姿を見せる警戒活動に努めております。

また、交番機能を有する移動交番車の活用や、公民館等に臨時交番を開設するなどして、住民の皆様の利便性にも配慮しておるところでございます。

今後とも、住民の皆様の不安解消に向けた取組を推進するとともに、住民の皆様に対し、丁寧に説明を行ってまいりたい、このように考えております。

○濱砂 守議員 交番については、田舎に行けば行くほど、住民の方たちとの交わりというか信頼関係が、非常に厚いです。それで、一つは寂しい気持ち、信頼しているお巡りさんがいなくなることによる寂しい気持ちもやっぱり持っておられます。そのようなこともありますので、ぜひ頻繁に、パトロール等を通じて、地域の住民の方々の生命と財産を守っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、企業局に伺います。

企業局が発表した令和3年度の決算見込みによりますと、水力発電を主とする電気事業では、純利益3,500万円余で47年連続の黒字であります。

さらに、日向市の細島地区に工業用水を供給する工業用水道事業でも、純利益3,200万円余で16年連続の黒字、新富町で一ツ瀬川県民ゴルフ場を経営する地域振興事業においても、純利益200万円余で、平成29年度以来4年ぶりの黒字を見込んでおります。この結果、企業局では、実に4年ぶりに3事業全てで黒字になることとなります。

一方、令和2年に企業局が策定した「企業局経営ビジョン」によりますと、電気事業と工業用水道事業では、老朽化した施設の大規模改修事業を実施していくことにより、令和6年度までは赤字を計上する旨が示されており、地域振興事業においても、全国的なゴルフ人口の減少もあって、利用者数の低迷など、厳しい事業環境が続く可能性があるとして、県議会でも説明を受けております。

このような厳しい経営状況が見込まれた中で、令和3年度決算見込みにおいて3事業全てで黒字となったことについて、企業局長に説明をしていただきたいと思います。

○企業局長（井手義哉君） 令和3年度決算見込みにおきまして、電気事業及び工業用水道事業については、修繕費等のうち、災害に対する費用などが当初の見込みを下回ったことから、純利益を計上しましたが、老朽化した施設・設備の更新・改修などにより、今後数年間は、一時的な赤字が見込まれております。

地域振興事業については、冠水等による休業がなく、また年間利用者数が3万人台を回復したことなどから、4年ぶりに純利益を計上しましたが、天候やコロナ等の外的要因に影響を受けるため、先を見通すのは難しいものと認識しております。

このように、各事業とも経営的な課題はありますが、業務の効率化に努め、中長期的な観点から、健全経営を維持してまいります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。企業局長を探しながら質問をしていたら、そちらにいらっしやいました。よろしくお願いいたします。

優良企業なんです。それで、先行投資も必要だということで説明を伺っておりましたので、意外に今回は黒字が出ておるということで質問させていただきました。

次に、同じく企業局に質問を続けます。

企業局のゼロカーボン社会づくりに向けた新たな取組について伺います。

国においては、2050年カーボンニュートラル等の実現に向けた取組が強化されております。

県においても、第四次宮崎県環境基本計画におきまして、「2050年ゼロカーボン社会づくり」を重点プロジェクトとして位置づけ、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指しております。

企業局では、古くから水力発電事業を行っていることで、ゼロカーボン社会に貢献していた

だいております。今後さらに、ゼロカーボン社会づくり等に対応するため、組織改正を行い、新たな取組への調査研究を進めていくと聞いております。

そこで、ゼロカーボン社会づくりに向けたその後の取組状況について、企業局長にお願いをいたします。

○企業局長（井手義哉君） 企業局では、水力発電所の大規模改良や、市町村に対する小水力発電の技術支援など、2050年ゼロカーボン社会づくりに向けて取り組んでいるところであります。

新たな取組については、現在、次世代エネルギーの利活用等に関する先進事例の調査研究などを行っているほか、民間や大学と連携し、再生可能エネルギーや蓄電池などを活用した、地産地消による地域活性化を検討しているところであります。

企業局としましては、これまで培った再生可能エネルギーの技術、ノウハウを活用し、関係機関と連携しながら、先頭に立ってゼロカーボン社会づくりに向け、積極的に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 次に、病院局にお伺いをいたします。

病院局におきましては、これまで数次の中期経営計画を定め、県立病院の安定的な経営基盤の確立と、高度で良質な医療の提供に努めていただいております。

しかし、県立病院を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進展に伴う医療ニーズの変化や、医師の時間外勤務の上限規制の導入、社会保障関係費の抑制による診療報酬のマイナス改定など、大きく変化しております。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大により、中等

症以上の患者の受入れの中核的な役割を果たすことも求められております。

このような中で、昨年度、令和3年度から7年度までを期間とした「宮崎県病院事業経営計画2021」が策定されたところであります。

改めて病院局長に、策定の趣旨とその概要についてお尋ねをいたします。

○病院局長（吉村久人君） 「宮崎県病院事業経営計画2021」は、議員御指摘の県立病院を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、全県レベルあるいは地域の中核病院として、経営の健全性を維持しながら、県民に高度で良質な医療を安定的に提供することを目指し、策定したものであります。

計画の概要としては、まず医療面では、新型コロナにしっかり対応しながら、県立病院に求められる救急医療や高度・急性期医療等について、必要な人員体制の確保等による一層の充実とともに、地域の医療機関との連携強化や患者サービスの向上に取り組むこととしております。

また、経営面では、診療報酬制度への適切な対応による収益確保や、3病院一体となった費用節減等による医業収支の改善、適切な設備投資・更新などにより、病院事業全体での収支均衡と資金収支の改善を目指すこととしております。

○濱砂 守議員 質問を続けます。計画に基づく各病院の取組についてであります。

各県立病院は現在、同計画に基づいて、それぞれ全県レベル、あるいは地域の中核病院としての機能を果たされていると思います。

計画推進のために、各病院においてはどのような取組を行っていくのか、病院局長にお尋ねをいたします。

○病院局長（吉村久人君） 各病院の取組については、まず宮崎病院は、全県レベルの中核病院として、救急・総合診療センターなどを生かした「断らない救急」の実践や、手術支援ロボット「ダヴィンチ」等を活用した高度医療の提供などに取り組んでおります。

次に延岡病院は、心臓脳血管センターに、令和5年度中の稼働を目指して、血管内治療と外科手術のいずれにも対応できるハイブリッド手術室を整備するなど、県北地域の中核病院として、高度・急性期医療の充実を図ってまいります。

また日南病院は、県南地域唯一の脳・心疾患等医療を安定的に提供するための体制整備とともに、地域の医療機関等との連携強化に取り組んでまいります。

各病院におきましては、こうした医療面での取組と併せて、新たな施設基準の取得や医薬品等の共同購入、費用対効果を踏まえた施設等の整備など、経営面での取組も実施することにより、高度で良質な医療の安定的な提供という県立病院の使命を果たしてまいります。

○濱砂 守議員 最後に、監査事務局にお尋ねをいたします。

内部統制制度導入を踏まえた今後の監査の在り方についてであります。

内部統制制度は、地方自治法の改正に伴い、令和2年度から知事部局に導入されております。この目的は、各所属において該当するリスクを選択し、それに応じた対策を取ることで、財務に関する事務及び文書・情報に関する事務のミスの発生を未然防止していくことにあります。

このような内部統制制度の取組が定着し、その機能を十分に発揮するようになれば、事務ミ

スの発生が抑えられるため、それに応じて監査のやり方も変えていくべきではないかと思いません。

そこで、監査における内部統制制度導入に伴う効果と、それを踏まえた今後の監査の在り方について、代表監査委員にお伺いをいたします。

○代表監査委員（緒方文彦君） 制度を導入した知事部局における定期監査の指摘事項等の件数は、導入前は年間60件を超えておりましたが、導入後は、令和2年度が30件、3年度が25件と半減しており、一定の効果が見られます。

これまでは、合規性や正確性の観点から、財務事務を中心に監査を実施してまいりましたが、御指摘のとおり、制度の導入効果を踏まえながら、監査の効率化、重点化を図っていく必要がございます。

このため、各所属におけるリスクの内容や程度に応じた監査を実施するとともに、事務事業の経済性や効率性、有効性の観点を重視する、いわゆる3E監査——英単語の頭文字を取ってこう呼ばれておりますが——に力を入れていきたいと考えております。

今後とも、行財政運営の適正かつ効率的な執行の確保に資するよう、監査の充実に努めてまいります。

○濱砂 守議員 以上で、私の代表質問の全てを終わらせていただきますが、執行部の皆様には丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

これで全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き

令和4年9月7日(水)

続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時58分散会

9月8日（木）

令和 4 年 9 月 8 日 (木 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (37名)	
2 番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	山 内 佳菜子 (県民連合宮崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	佐 藤 雅 洋 (同)
9 番	安 田 厚 生 (同)
10番	日 高 利 夫 (同)
11番	川 添 博 (同)
13番	中 野 一 則 (同)
14番	冨 師 博 規 (無所属の会 チームひまわり)
15番	有 岡 浩 一 (郷中の会)
16番	重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
19番	井 本 英 雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	徳 重 忠 夫 (同)
21番	外 山 衛 (同)
22番	山 下 博 三 (同)
23番	濱 砂 守 (同)
24番	西 村 賢 (同)
25番	右 松 隆 央 (同)
26番	日 高 博 之 (同)
27番	井 上 紀代子 (県民の声)
28番	河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
29番	田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
30番	満 行 潤 一 (同)
31番	太 田 清 海 (同)
32番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	日 高 陽 一 (同)
34番	横 田 照 夫 (同)
35番	野 崎 幸 士 (同)
36番	星 原 透 (同)
37番	蓬 原 正 三 (同)
38番	丸 山 裕次郎 (同)
39番	二 見 康 之 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 次 長	川 北 正 文
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 局 長	松 野 義 直
福 祉 保 健 部 長	重黒木 清
環 境 森 林 部 長	河 野 讓 二
商 工 観 光 労 働 部 長	横 山 浩 文
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	西 田 員 敏
会 計 管 理 者	矢 野 慶 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	山 本 将 之
選 挙 管 理 委 員 長	茂 雄 二
代 表 監 査 委 員	緒 方 文 彦
人 事 委 員 会 事 務 局 長	日 高 幹 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡久山 武 志
事 務 局 次 長	坂 元 修 一
議 事 課 長	鬼 川 真 治
政 策 調 査 課 長	伊 豆 雅 広
議 事 課 長 補 佐	関 谷 幸 二
議 事 担 当 主 幹	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	内 田 祥 太
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 代表質問

○中野一則議員 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、山内佳菜子議員。

○山内佳菜子議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合宮崎、立憲民主党の山内佳菜子です。

まずは、知事、お誕生日おめでとうございます。日々県民のために御奮闘いただき、誠に感謝申し上げます。ありがとうございます。今後ともぜひ、今、コロナ禍、物価高で苦しんでいる県民の皆様のために御奮闘いただきますようお願い申し上げます。

本日は、会派を代表してしっかりと質問してまいります。大きなテーマとしましては、国葬、統一教会問題、教育など皆様の関心が高く生活に直結した大きなテーマとして11問、また小さな質問としましては43問を、11時半頃まで質問させていただく予定です。知事、関係部局長の皆様におかれましては、県民の皆様へ納得いくような御答弁をお願いいたします。

1問目は知事の政治姿勢についてです。このテーマについて、知事に3つ質問いたします。

まずは、最低賃金についてです。私は、最低賃金については少なくとも、働いているのに貧困、つまりワーキングプア水準と言われる年収200万円を上回るべきだと考えます。それを実現することが厳しい小規模事業者などには公費支援を行うことも、政治判断としてあり得ると考えます。

一方、先日、宮崎労働局長が決定した最低賃

金は時給853円で、過去最大の32円の上げ幅だったとはいえ、法定労働時間いっぱい働いても年収170万円と、ワーキングプア水準以下です。東京は、宮崎より200円以上高い時給1,072円。高い賃金を求めて、労働力が都市部に流れることも懸念されます。

そこで、知事に伺います。今回の最低賃金の引上げについての感想を聞かせてください。

2問目は、国葬への知事の認識です。

私は、9月27日に予定されている安倍晋三元首相の国葬については、反対の立場であります。

1点目は根拠の問題。内閣府設置法を根拠に閣議決定を経て、国の儀式として行うとのことです。それを根拠として認めてよいのかという点に関しては、国民や研究者の間でも賛否は分かれており、議論や研究が不十分だと感じています。

2点目に、憲法が保障する内心の自由が保障されないおそれがある点です。前回、1967年の吉田元首相の国葬の日は、学校は休校、一般家庭には弔旗掲揚と黙禱を要請したようです。安倍元首相の政治姿勢に対する評価が分かれ、それぞれ宗教、政治思想、価値観も多様化する今の社会で、黙禱を求められたり、ほかの形でも弔意を表せざるを得ない状況に置かれたりしないでしょうか。

政府は、「地方公共団体や教育委員会に弔意表明の協力要請はしない」「国民一人一人に弔意を求めるものであるとの誤解を招かないよう対応する」と方針を示していますが、まだ概要は分かりません。

また、弔意を求めないならば、国葬の形を取る意義とは何なのか。16億円以上の国費を使うことにも、私自身はまだ納得できるに至って

ません。

ここで、知事に伺います。国葬に対する知事の認識を聞かせてください。

最後、3問目は、国葬当日の県の対応についてです。政府は国葬当日、各府省庁で弔旗を掲揚し、葬儀中の一定時刻に黙禱することを決定しました。他県には、独自の判断で、半旗掲揚や職員の黙禱を行う自治体もあるようです。県職員や県民の中にも、今後どのような対応になるのか、不安を抱えている方もいらっしゃると思います。

そこで、国葬に対して、県としてどのように対応するのか、知事に伺います。また、知事は参列する意思があるのかも併せてお聞きします。

以上、壇上からの質問は3問として、以下は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。朝一番で誕生日のお祝いを賜り、心から感謝を申し上げます。58歳になったその自覚を持って、しっかりと仕事に取り組んでまいります。

お答えします。まず、最低賃金の引上げについてであります。

最低賃金の引上げは、労働者の所得の拡大や地域格差の是正など、労働者の生活の向上を図るためには、大変重要であると認識しております。

本県の最低賃金は、宮崎地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会が示した目安額30円に2円上乘せし、過去最大となる32円の引上げが答申され、853円となり、昨年度に続き大幅な引上げとなったところでありますが、都市部と比較するとまだ開きがあると承知しております。

一方で、長引くコロナ禍や原材料価格等の高騰の影響を受ける中小企業などにとっては、事業の継続や雇用の維持に影響が及ぶことを懸念しているところであります。

このため、県といたしましては、引き続き国に対し、全国知事会などを通じて、事業者への支援や雇用対策に万全を期していただくよう要望してまいりますとともに、最低賃金額の遵守についての周知広報を図りながら、厳しい経営環境にある中小企業等の経営基盤の強化や生産性向上に向けた支援などに取り組んでまいります。

次に、国葬に対する認識についてであります。

国におかれては、安倍元首相が、憲政史上最長となる8年8か月にわたり内閣総理大臣の重責を担われたことや、東日本大震災からの復興、地方創生への尽力、日米関係を基軸とした地球儀を俯瞰する外交など、極めて重要な役割を果たされたものと評価をされており、私としましても、同じ思いを持っているところであります。

また、本県にとりましても、霧島連山、硫黄山噴火の際の生産者に向けた激励や、宮崎牛や完熟マンゴー、宮崎キャビアなど本県農畜産物のPRについて、とても力強い支援をいただいております。その御貢献に対し、深い感謝と敬意の気持ちを持っております。

このたび、安倍元首相の御功績等を踏まえて国葬を行うことを、国において決定されたものと理解しておりますが、その経緯や進め方について、国民の間でも様々な議論があることを承知しております。

今日、国会においても、説明及び議論がなされるということでございます。国におかれて

は、より多くの国民の理解が得られるよう、丁寧な説明に努めていただきたいと考えております。

最後に、県としての対応についてであります。

9月27日に執り行われる予定の安倍元首相の国葬の実施に当たりましては、地方公共団体や教育委員会に対する弔意表明の協力要請は行わないとの方針が示されております。また、国の実施概要によりますと、地方公共団体代表の参列が予定されております。これを受け、県内での対応におきましては、「国民一人一人に弔意を求めるものであるとの誤解を招かないよう対応する」との政府の方針や趣旨を踏まえた上で、適切に対応してまいります。

一方、国葬への参列につきましては、安倍元首相に多大な御貢献をいただいた自治体の長として、感謝と哀悼の誠をささげたいという気持ちはございますが、現時点で正式な案内が来ていないものですから、案内が参りましたら、今日の国会での議論等も踏まえながら、適切に対応してまいります。以上であります。〔降壇〕

○山内佳菜子議員 御答弁ありがとうございます。

知事は国葬に参列する意向であると受け止めました。県民の中でも、国葬については意見が分かれるところでもあります。丁寧な説明と県民に理解を求める姿勢を求めたいと思います。お願いいたします。

続きまして、国葬について最後に、教育長に伺います。

2020年の故中曽根元首相の内閣と自民党による合同葬の際は、文部科学省は弔意表明に関する通知を出し、強制ではないとしながらも、弔旗掲揚と黙禱を求めました。安倍元首相の国葬

が行われる9月27日は火曜日です。小中学生、高校生などが集まる学校で、本当は嫌なのに、先生やみんなの前で黙禱を断れないなど、子供たちの柔らかい心や将来にわたる政治思想に影響を及ぼすようなことがあってはいけないと思います。

ここで伺います。国葬について、教育委員会の対応を確認させてください。

○教育長(黒木淳一郎君) 安倍元首相の国葬の実施に当たりましては、永岡文部科学大臣からも、教育委員会等への弔意表明の協力方の要望は行わないとの発言があったところであります。

県教育委員会といたしましては、この大臣発言も踏まえ、学校や市町村教育委員会に対する要請は考えておりません。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

市町村や各学校で、もしかしたら不当に、個別に独自にそのようなことが行われるおそれもありますので、慎重な対応を求めたいと思います。お願いいたします。

これで、知事の政治思想や国葬に関する質問を終わります。

2つ目のテーマは、旧統一教会関連について、5問伺います。

1問目は、後援名義についてです。安倍元首相銃撃事件をきっかけに、世界平和統一家庭連合(旧統一教会)や関連団体による、いわゆる霊感商法や高額献金が問題視されています。

そのような中、朝日新聞は7月30日の新聞で、宮崎県が7月に宮崎市などであった関連団体のイベント「ピースロード2022 in 宮崎」を後援していたことが分かったと報じました。県が後援することでも、県民や参加者にお墨つきのような安心感を与えてしまう面があったので

はないでしょうか。

このことにつきまして、後援名義の承認に至った経緯を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県が後援を行いました「ピースロード2022 in 宮崎」につきましては、今年6月初めに後援名義の使用に係る承認の申請があり、承認基準に基づき、当イベントの趣旨や内容等の審査を行いました。

当イベントは、複数の個人や団体等が組織する実行委員会の主催によるものであり、旧統一教会と接点のある団体が共催しておりましたが、「心に国境のない平和な世界をめざす」という趣旨や、「国内外の青年が地域社会を自転車で走る」という内容のほか、当イベントが政治的、宗教的なものではないことなどについて、申請書類や実行委員会への問合せにより確認を行った結果、承認基準を満たしていると判断して、後援名義の使用を承認したところでございます。

○山内佳菜子議員 御答弁ありがとうございます。

今回のような案件を繰り返さないために、県としての承認手続の見直しなどの対応はないのでしょうか。総合政策部次長に伺います。

○総合政策部次長（川北正文君） 今回の案件につきましては、行事の内容につきまして、政治的、宗教的なものでないことを確認し、承認を行ったものでありますが、昨今の状況を踏まえますと、今後は、より厳格・慎重な審査が必要と考えております。

これを受け、総合政策部におきましては、各部に示しております承認基準の標準例の中で、主催者及び共催者の審査をより慎重に行うよう見直しを行うなど、事務取扱要領を整備し、全

局的に周知を図ったところでございます。

○山内佳菜子議員 御答弁ありがとうございます。

その判断もまた非常に難しいところはあると思いますが、県民の信頼や安心を損なわないよう、今後も慎重な対応をお願いいたします。

3問目です。改めて、今後の名義後援の在り方について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の後援名義につきましては、県の基本方針に合致し、福祉・文化の向上や地域振興等に寄与する公益性の高い行事に対しまして、主催者の申請に基づき、承認をしているものであります。

この趣旨を踏まえますと、その手続に当たっては、今回のような社会的に問題が指摘されている団体との関係につきましては、県民に疑念や不信を抱かれることのないよう十分留意する必要があると考えております。

そのため、今後の承認につきましては、今回、見直しを行いました承認基準等も踏まえながら、より慎重な審査に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 どうもありがとうございます。

4問目は、接点についてお伺いしたいと思います。銃撃事件後、教団と政治家との接点が次々と明らかになりました。政治家が行事に出席したり、政策や条例に意向を反映したりする一方で、教団から選挙支援を受けるなどしていたとも報じられ、批判が高まっています。

これほど社会的な信用問題に発展している事態ですので、接点のある政治家は、有権者に何らかの説明が必要だと思えます。知事はこれまでの記者会見で、「イベントへの参加要請はあったが、参加はしなかった」と発言されているようですが、改めて議場の場で、知事御自

身、旧統一教会との関わりや接触はないか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 以前、旧統一教会の関係団体から、後援会事務所のほうにイベントへの出席などの案内があり、これについてはお断りをしたことがあるようではありますが、私としましては、一切当該団体との関わりはございません。

○山内佳菜子議員 御答弁ありがとうございます。

5問目は、いわゆる靈感商法の相談についてお伺いいたします。消費者庁は8月29日、靈感商法についての検討会を設置。これから被害や支援の議論が本格化する中、県内の被害者についてもフォローが必要だと感じています。

靈感商法に関して、過去5年間で県消費生活センターにはどれぐらい相談が来て、どのように対応しているのか。また、銃撃事件後、相談が増えているのかを総合政策部次長に伺います。

○総合政策部次長（川北正文君） 靈感等によって消費者の不安をあおり、高額な契約等を締結させる、いわゆる「靈感商法」について、平成29年度から令和3年度までの5年間に、県消費生活センターに寄せられた相談や問合せの件数は、39件であります。

その内容としましては、印鑑等の開運商品が高額で購入させられるもの、また、占いや運勢鑑定をきっかけに有料の鑑定を受けさせ続けるものなどが多くなっております。

センターにおきましては、相談者に対して、必要な情報提供や助言、あっせんを行うほか、県警や弁護士会等の窓口を紹介するとともに、県民に対し、出前講座やラジオ番組等を通じて注意喚起を行い、被害の未然防止に努めている

ところであります。

なお、本年7月の事件以降に受け付けた相談は、1件となっております。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

まだ相談にたどり着いていない方もいるかもしれないので、丁寧な対応を引き続きお願いしたいと思います。また、国に対しても、子供の頃からの教育や取消権の拡充を含めた契約法などの法整備を求めたいと思っております。

以上で、旧統一教会関連の質問を終わります。

3つ目のテーマは、新型コロナ対策で、9問お伺いします。

1問目は、全国ワーストになったことへの分析と対応です。本県の直近1週間の10万人当たりの新規感染者数は、8月24日までの6日連続で全国ワーストとなりました。第7波以降、重症化率は低いと言われているものの、感染者の母数が増え、亡くなった方の人数が毎日発表されることは危機的な状況だと感じます。

そこでお伺いします。本県の人口10万人当たりの新規感染者数が全国最多になるまで増えたことへの分析と、今後の対応について確認させていただきます。

○知事（河野俊嗣君） 本県では、8月上旬にオミクロン株BA.5系統に感染がほぼ置き換わった中で、お盆休みの人流増加の影響も加わり、8月中旬には、人口10万人当たりの新規感染者数が、一時全国で最多となるなど、過去に例を見ない爆発的な感染拡大に至ったものと認識をしております。特にこの第7波では、九州・沖縄各県が、人口比で全国トップ10に常に入っているというような状況があります。これについては、なかなか専門家もその背景、事情の分析ができていない状況がございます。

新型コロナへの対応につきましては、ウイルスの変異に加え、検査体制やワクチン、治療薬等の各対策の進展も踏まえつつ、国において、その方針も適宜変更されているところでありませ

す。この第7波におきましては、オミクロン株の特性を踏まえ、従来のような強い行動制限による感染防止対策ではなく、国全体として、社会経済活動の維持と医療逼迫の回避の両立に向けた対応が行われているところでありませ

す。県では、こうした国の基本的な方針も踏まえつつ、第7波の対応を進めてきたところでありませ

す。引き続き、県民の日常生活や社会経済活動を維持しながら、医療提供体制のさらなる強化や保健所機能の維持、ワクチン接種の一層の進捗等を図り、早期の鎮静化に向けて、全力で取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 御答弁ありがとうございます。感染者が増える中で、感染症法上の位置づけの見直しも今、行われている真っ最中では

す。県民にとって大きな影響のあるテーマだと思

うので、確認させていただきます。感染症を重症化リスクや対応に応じて1類から5類に分類する感染症法では、現在、新型コロナを「新型インフルエンザ等感染症」に分類し、2類相当の対応が行われていますが、季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げ

てはどうかという声も上がっています。5類になった場合、県民は、国や自治体からの入院勧告や行動制限がなくなる一方、治療の費用は自己負担になるかもしれません。変更については、時期尚早であるとか、引き下げても治療費は国が負担すべきであるなど、いろいろな御意見があります。

ここで、新型コロナの感染症法上の位置づけの見直しについて、現時点における知事の認識を伺います。**○知事(河野俊嗣君)** 現在、新型コロナの感染症法上の位置づけにつきまして、国において見直しの検討がなされております。今回、国が示した全数把握の見直しの対応につきま

しても、将来的な位置づけの変更に向けて、2類相当から5類といったような変更に向けたプロセスの一つであると受け止めております。私としましても、「コロナと共に生きる社会」の構築に向けまして、今後の位置づけの変更はいずれ必要と考えておりますが、現時点では、感染者等に対する行動制限の扱いや治療薬の開発・普及、そして、一般外来による診療体制への移行など、順を追って物事を進めていく。そして、国において整理すべき様々な課題があると認識しております。

今後、リスクの高い強毒性の変異株が出現する可能性もありますことから、その時々

の感染状況等に応じて、臨機応変に対応できる仕組みも求められております。まずは、国において、これまでの科学的知見を集約し、専門家や地方とも議論を重ねた上で、感染症法上のあるべき姿を目指し、それに向けたロードマップをどのように順序立てて進めていくのかということ

を、できるだけ早期に策定すべきと考えておりませ

す。今後とも国に対し、引き続き、そのように要望、提言をしてまいります。**○山内佳菜子議員** ありがとうございます。私も、段階的に見直しが必要なのかなと思

っております。御答弁ありがとうございます。3点目、入院について伺います。8月以降は、本県の病床使用率が50%を超え、県独自の

警報では最高レベルの医療非常事態宣言が継続中です。自宅療養者も2万人を超えています。これほど多くなると、本当は入院が必要なのに入院できないケースはないのでしょうか。自宅療養中に症状が悪化して、救急車を呼んだけど、入院ではなく自宅療養を継続してくださいと判断されたと、そういう問合せもいただいております。

ここで伺います。入院の判断はどのように行っているのでしょうか。また、本来は入院が必要と判断された方が入院まで至らないケースがあるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナにつきましては、診断した医師が、患者の症状や基礎疾患などの重症化リスクの有無、診断時点の重症度や入院の必要性について、保健所へ報告することになっております。

保健所では、こうした情報を踏まえて、地域の医療提供体制の状況や、患者本人の緊急度、優先度等を総合的に判断し、直ちに入院が必要とされた方については、入院対応での調整を行っているところであります。

県としましては、引き続き、病床の確保はもとより、宿泊施設、自宅を含め総合的な医療提供体制の充実強化を図りながら、必要な方が十分な医療を受けられるよう、取組を進めてまいります。

○山内佳菜子議員 御答弁ありがとうございます。

入院が必要なのにできないというケースはないということを確認させていただきました。ただ、一方で、以前より入院のハードルが上がっているようです。必要な人に医療を届けるためにも、医療現場の負担軽減が必要だと感じております。

その点から伺います。医療現場が逼迫する中、その負担軽減のために県が設置した陽性者登録センターと自宅療養者初期治療センターの実績と効果を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 発熱等の有症状者のうち重症化リスクの低い方を対象に、抗原検査キットを用いた自己検査等に基づき医師が陽性を確定させる陽性者登録センターは、9月4日現在、5,106名の方の登録を行っております。

陽性者登録センターは、医療機関を経ず陽性者の登録を行い、健康観察につなげる仕組みであることから、発熱外来をはじめ診療検査医療機関の負担軽減につながるほか、特に医療機関の対応が少ない日曜日には、受診を希望される方のニーズを一定程度受け止めているところであります。

また、自宅療養中に症状悪化を訴える方に対し、診療や処方、点滴を行う自宅療養者初期治療センターにつきましては、9月4日現在、延べ96名の方を受け入れております。

初期治療センターにおいて必要な医療を提供することで、安心して自宅療養できる体制を確保するとともに、症状悪化による救急要請を減らすなど地域医療体制を守ることにもつながっていると考えております。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

初期治療センターは県独自の取組だとも伺っています。皆様の知恵と工夫に感謝いたします。ありがとうございます。

続きまして、自宅療養者への対応について確認いたします。自宅療養者の増加で、「県が配付する食料品、日用品の送付時期が遅くなっている」「コールセンターがつながりにくい」という声もいただいております。

現状と対策を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県では、フォローアップセンターにおいて、自宅療養者への健康観察及び生活支援を行っており、24時間体制で症状悪化時の相談に応じるほか、食料支援の受付や配送について対応しているところでもあります。

自宅療養者の急増に伴い、症状悪化を訴える方の相談も増え、一時的に電話がつながりにくくなったり、支援物資が届くまでに期間を要する状況が生じたことから、電話回線や対応人員を増やしたほか、物資を調達する業者を新たに確保するなどの取組により、現時点では大きな遅れは生じておりません。

県といたしましては、必要な人に必要な支援が届けられるよう、引き続き適切に取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

6点目に、救急搬送についてお伺いします。

新型コロナに関連して、救急搬送困難事案が増えているとの報道もありました。その事案の数について、危機管理局長に伺います。

○危機管理局長（松野義直君） 消防庁におきましては、救急隊による「医療機関への受入れ照会回数が4回以上」かつ「現場滞在時間が30分以上」の事案を「救急搬送困難事案」としております。

本県で新型コロナウイルス感染または感染が疑われ、救急搬送が困難となった事案は、各消防本部・局からの報告によれば、令和2年度が74件、令和3年度が57件、令和4年度は、8月末時点で149件であります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

既に前年度の2.5倍以上に達している状況を確認いたしました。

それでは、救急搬送困難事案が増えていることへの受け止めと対応の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナの爆発的な感染拡大によりまして、救急要請の件数も急増し、救急搬送が困難な事案が生じていることは、大きな課題として受け止めております。

コロナ患者に対応可能な救急医療機関は限られているため、保健所等による受入れ調整に時間を要した事例や、自ら救急要請し待機時間が長くなった事例があるものと認識しております。

このため、県としましては、感染急拡大を受けて開催しました救急告示医療機関との会議の中で、特に受入れ医療機関が少なくなる夜間や休日の体制強化の協力を求め、対応できる医療機関が少しずつ増えてきたところであります。

また、県民に対しても、できるだけかかりつけ医の受診や、検査のためだけの救急外来受診を控えることなどをお願いしているところであります。

○山内佳菜子議員 御答弁ありがとうございます。

夜間や休日でもコロナ患者に対応していただける救急医療機関につきましては、県央地区では当初4か所だけだったものが、現在では11か所に増やしていただいたと聞きました。関係者の皆様の御協力に心より感謝申し上げます。また、今後とも関係機関との一層の連携を求めたいと思います。

続きまして、患者さんを支える方々について伺いたいと思います。

感染判明後の不安でいっぱいの方々の患者さんを支え続けている保健所職員の皆さん、その御家族

の皆さんの御労苦には、察するに余りあるものがあります。

そこで、保健所職員の時間外勤務の状況と負担軽減に向けた取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 保健所は、新型コロナ対策を最前線で支える機関として、県民からの相談をはじめ、疫学調査や患者搬送、自宅療養者の健康観察等、広範かつ重要な役割を担っております。

このため、オミクロン株による感染急拡大の中で、令和3年度の職員1人当たりの時間外勤務時間は、月によって大きく変動しておりますが、月平均で16.1時間であり、令和2年度と比較して、約6割増加したところであります。

これまで、職員のほか外部委託の活用等により、必要な人員体制を確保するとともに、疫学調査のハイリスク者等への重点化や、軽症者の健康管理等を行うフォローアップセンターの設置、陽性者情報の自動読み取り等といった業務のデジタル化など、各種対策を講じてきたところであり、引き続き保健所業務の軽減に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

多忙な時期や部署、職員に偏りがあるので、年間平均ではなかなかつかめない過酷な状況もあるのではないのでしょうか。過重労働にならないよう、引き続き調整をお願いいたします。

9問目は、県民の「命のとりで」である県立病院の看護師について伺います。

子育てや介護などの両立が難しく、定年前に退職してしまう方も多いと聞いています。

そこで、病院局長に伺います。県立病院における看護師の定年前の退職の状況と、これを防止するための取組内容を確認させてください。

○病院局長（吉村久人君） 県立病院におきましては、近年、自身の体調や育児・介護といった家庭の事情などを理由に、年間40名程度の看護師が定年前に退職しており、その過去5年間の割合は平均で約4.1%、定年退職を含めると約4.8%となります。

なお、日本看護協会が実施した令和2年度の調査によりますと、定年退職を含む看護師の離職率の平均は、全国の病院で10.6%、本県で8.1%となっております。

県立病院看護師の離職率は全国平均等と比べ低い水準にあるものの、看護師の確保が厳しさを増している中、高度・急性期医療を支える看護師の離職防止は大変重要であると考えております。

このため、体調や育児・介護といった個別の事情に応じた柔軟な病棟配置、院内保育をはじめとする子育て支援や職員相談の充実など、職員が安心して働き続けられる環境づくりにしっかりと取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

子育てがあるから、働きたいけど働き続けられないということは、本当にもったいない事態だと思います。子育て中で夜勤ができない看護師さんが増える中、短時間勤務制度の運用の見直しも行われているとも聞いています。看護師さんなどが安心して働き続けられる仕組みづくりを切に願います。

以上で、コロナ対策についての9問を終わります。

引き続き、4つ目のテーマ、学びを止めない教育の冒頭でも、コロナに関連した質問から始めたいと思います。

早い学校では、8月25日から新学期がスタートしました。先生方から、「本人や家族の感染

で来られない子供たちも結構いた」との声を伺い、感染爆発が子供たちを中心に起きている中で、学校や家庭の大変さを痛感いたしました。

そこで、夏季休業明けの児童生徒の新型コロナによる欠席状況と、学びを止めないための取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会で把握しております児童生徒の感染者数は、8月15日から10日間で、全体のほぼ3%に当たる約3,200人でありまして、療養期間が原則10日間となることから、夏季休業明けのコロナによる欠席者は同程度になったものと考えております。

感染が拡大する中、学校教育活動を継続するためには、集団感染の発生を防ぐことが大変重要であります。

このため、県教育委員会では、県立学校に対しまして、基本的な感染防止対策に加え、行事のリモート開催等による人との接触機会の低減や、健康観察を徹底し、少しでも体調に異変がある場合は登校を控えるなど、「感染を拡大させない対策」を取るよう通知し、市町村教育委員会にも周知しております。

また、学校内で感染が拡大した場合も、行事等は中止せず、延期して開催するなどしております。今後とも、子供たちの学びを止めることのないよう、しっかり取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

3%も休んでいる子供さんたちがいらっしゃるというのは、非常に大きな数字だと思います。その中で、現場の先生方にも毎日たくさんの御苦勞をいただいていると思います。本当にありがとうございます。

ここで、あるお母さんからの声を届けさせてあげたいと思います。「自分に重症化リス

クがあるため、コロナ感染が始まった2年前からずっと子供たちに学校を休んでもらっている。——自分たちの子供さんということですから——週1回、オンラインで30分ほど先生が指導してくださっていて、本当にありがたいです。ただ、一方で、様々な家庭があります。学びの選択肢を今後も増やしていただきたい」という声をいただいております。学びの選択肢が行き届いているか、今後も丁寧な対応をお願いいたします。

続きまして、2問目は、県立学校の1人1台端末の保護者負担について伺います。

県内のある工業高校に通うお母さんは、「高校の3年間のために5万円以上の端末を買わなければいけないのは非常に高額である」とお話しされています。

実は、端末の負担方法は自治体によって違います。九州7県のうち、福岡、佐賀、長崎、熊本は県が負担するため、保護者負担はありません。本県を含む残り3県は保護者負担ですが、鹿児島県では、1年生時は県が購入して貸与する、そして、2年生になってから保護者負担で購入するという形です。沖縄県では、1万5,000円を一人ずつ補助しています。宮崎は完全に自己負担です。

県立高校の1人1台端末の保護者負担について、全国の状況はどのようになっているのでしょうか。購入について、一部でも公費で負担する考えはないのでしょうか。教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 今年2月に文部科学省が全国の都道府県を対象にした調査によりますと、保護者負担を原則としているのが23自治体、公費負担を原則としているのが24自治体であります。

端末は、学習に必要なアプリケーションを自主的にインストールするなど、個人専用端末として持ち帰り、学校以外でも積極的に活用することが望ましいことから、本県では、利用に制限のかかる公費負担ではなく、保護者負担としたところであります。

なお、各学校には、生徒が既に所有しております端末の活用を認めたり、端末の導入により不要となる辞書などの副教材費を削減したりして、保護者の負担軽減に取り組むよう依頼するとともに、端末の準備が困難な御家庭につきましては、公費で導入した端末を貸し出すなどの対応をしております。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

文部科学省のGIGAスクール構想は、「1人1台端末は令和の学びのスタンダード」を掛け声に、全国の小中学生に公費による1人1台端末を実現しましたが、それが高校進学になる段階で、突然の全額自己負担です。まるでしごを外されたような形になっているのではないかと感じております。

自治体の財政力による格差、それが公教育を受ける子供たちにのしかかるのでは、さらに地域間格差、教育格差は拡大するばかりです。

高校進学時は、制服や教材など出費が重なる中で、プラス5万円の端末購入は大幅な増額です。進学を断念する子供も出てくるのではないかと危惧しています。

まずは、GIGAスクール構想を掲げた国が責任を持って整備すべきではないでしょうか。県には、国に対して財源確保を強く求めていただくとともに、県による支援の検討もお願いしたいと思います。

3問目、端末の整備状況も確認します。6月にNHKで、宮崎では7割の高校で端末がまだ

届いていないというニュースが報じられました。手元に届く時期の違いで、子供たちの間で教育を受ける期間に差が生じてしまうのではと心配になりました。納入時期、端末の選び方など、端末の整備状況について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 1人1台端末の整備につきまして、その機種を選定に当たっては、推奨機種を複数提示する方式、特定の機種を指定する方式、家庭で所有している端末の活用を含め自由に選定する方式がありまして、どの方式にするかは各学校で決定しているところであります。

また、納入時期につきましても、各学校の教育課程の実施状況等を踏まえ、計画的に進められているところでありまして、今月までに、約9割の学校が整備を終える予定であります。

さらに、2年目を迎えます来年度の整備につきましては、今年度の整備状況を踏まえまして、各学校にしっかりと助言してまいります。

○山内佳菜子議員 ぜひ、今年度の整備状況ですとか、生徒さん、保護者さんの意見もししっかりと聞いて、来年度以降の対応もお願いしたいと思います。今後もまた、家庭の経済状況に関係なく学び続けられる選択肢の模索も、併せてお願いいたします。

4問目は、特別支援学校への看護師の配置について伺います。県内のある特別支援学校に医療的ケアが必要な子供さんを通わせているお母さんからの御意見です。「学校から「看護師が確保できないので、保護者が学校に来てくれなにか」と打診があった。共働きなので、子供は学校を休ませて施設に預けるしかない。他県のように、看護師を常勤で確保してもらえないか」というものでした。

結局、看護師は確保できて事態を回避できたようですが、障がいの有無にかかわらず、学びの機会は全ての子供たちに保障されるべきです。

ここで伺います。特別支援学校における看護師の配置状況と、医療的ケアが必要な児童生徒の宿泊が伴う修学旅行への対応について、教育長、お願いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 特別支援学校におきましては、今年度、8校に61名の医療的ケアが必要な児童生徒が在籍しておりまして、看護師を30名配置しております。

医療的ケアが必要な児童生徒の修学旅行につきましても、看護師や医師の同行で対応しておりますが、夜間につきましては、より安全への配慮としまして、学校が保護者に相談して、同行をお願いしております。

県教育委員といたしましては、引き続き、保護者や学校の意見を伺いながら、医療的ケアが必要な児童生徒が、安全で安心な環境の中で、充実した学びが可能となるよう支援するとともに、保護者の負担軽減にも努めてまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

現在は過不足がないというふうには伺っていますが、今後も、看護師の常勤化の検討も含めて、御対応をお願いいたします。

5問目、教育職員の休職者について伺います。共同通信は8月、「全国で公立小中学校教員の勤務状況が過酷になり、精神疾患による休職者が5,000人の高止まりが続いている」という記事を配信しました。少子化が進んでいるものの、デジタル対応などで業務は拡大、教員の半数は勤務時間中の休憩時間がゼロという調査結果も紹介されました。教員の疲弊は、子供の教育や成長にも悪影響を及ぼしかねません。

そこで、本県の教育職員の休職者数の推移と精神疾患による休職者への対策について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和2年度の教育職員の休職者数は、全国で7,635名で、うち精神疾患は67.8%に当たる5,180名でありました。本県は95名で、うち精神疾患は55.8%に当たる53名でありました。また、本県の過去10年間の休職者全体数の平均は102.7名で、横ばいの状況で推移しております。

次に、精神疾患による休職者への対策としましては、まず、予防や早期対応のために、心の健康状態を把握するストレスチェックや、管理職を対象とした研修を実施しているほか、専門医等による相談窓口を設置しております。

また、休職中の対応としましては、円滑な復帰を目的としまして、職場での復帰トレーニングを実施しております。復職後は、保健指導員が継続して支援に努めているところであります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

宮崎でも高止まりの状況が続いているようです。そこで、学校での働き方改革について伺います。

文部科学省は、2016年に勤務実態調査を行い、学校の働き方改革を本格化させました。宮崎でも、2018年度に調査を実施し、「毎日忙しいと感じている」「どちらかというと感じている」と答えた教員は全体の88%にも達し、2021年度時点でも、過労死ラインと呼ばれる1か月当たりの時間外業務時間が80時間以上に上る教員は、小学校で0.8%、中学校15.3%、高校では22.4%と厳しい現状が続いています。

今後の学校における働き方改革の方向性について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の学校における働き方改革のこれまでの取組の成果といたしまして、校長のリーダーシップを促し、教職員一人一人の意識改革や、会議の削減などの業務改善に取り組むとともに、スクールサポートスタッフや部活動指導員などの拡充、校務支援システムの導入などの環境が整備されたことによりまして、時間外業務時間は着実に減少してまいりました。

一方で、副校長や教頭をはじめとして、今、議員からもありましたように、いまだ長時間業務に従事している教職員が一定程度いる状況にあることから、今年度も引き続き、その改善に向けて取り組んでいるところであります。

県教育委員会といたしましては、勤務実態調査の結果を踏まえながら、今後とも、教職員の負担軽減に向けた取組を積極的に推進してまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

現在、教員の働き方改革、そして教員確保問題は喫緊の課題であり、抜本的な改革が必要なテーマだと感じております。宮崎の子供たち一人一人が尊重され、心豊かに学ぶことができる教育を止めないためでもあります。子供たち、先生たちが「宮崎で学びたい」とわくわくするような、全国初の全く新しい取組が宮崎から始まることに期待して、学びを止めない教育についての質問を終わります。

5つ目のテーマは、持続可能な農業を目指す視点から、5問伺います。

1問目は、生産拡大に向けた戦略についてです。宮崎市内で農業を営む40代と50代の方から、「頑張っても野菜の単価が上がらない。補助金が欲しいのではない。努力が報われる仕組みが欲しいだけ」「多額の補助金で立派な設備

をつくった彼らの5年後10年後が心配。問題はランニングコスト。自死に追い込まれた知人もいる」という声が寄せられています。私と同じ年代の、これからの宮崎の農業を担う方々が、意欲があふれているのに、厳しい現状に胸が締めつけられます。県議の立場から、持続可能な農業、努力が報われる農業について、粘り強く取り組みたいという思いを強くしました。

まずは、農畜産物の生産拡大に向けた今後の戦略について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、令和3年3月に策定した第八次農業・農村振興長期計画に基づき、農業産出額を平成30年度の3,429億円から、令和7年度までに3,569億円とする目標を掲げております。

この目標の実現に向け、耕種部門では、デジタル技術を活用した施設園芸の生産性向上、大規模水稻経営体の育成、産地加工機能の強化による露地園芸の作付拡大等の取組を進めているところです。

また、畜産部門では、家畜防疫の強化を図りつつ、繁殖センターの活用や飼料生産の外部化などの分業システムの構築や、搾乳ロボットの導入等による生産性向上等に取り組んでおります。

今後とも、本県の畜産物の生産拡大に向け、関係機関と一体となって推進してまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

デジタルやロボット技術などのスマート農業を進めていくというお考えを確認いたしました。

それでは、今後、県はスマート農業をどのように推進していくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、令和

元年度にスマート農業推進方針を策定するとともに、第八次農業・農村振興長期計画において、計画の最終年度の令和7年度に環境制御機器や発情・分娩関連機器等の導入する農家戸数を目標に掲げ、スマート農業の推進に取り組んでいるところです。

令和3年時点で、耕種部門で1,120戸の目標に対し615戸、畜産部門で2,000戸の目標に対し1,405戸という導入状況となっております。

これまでの取組により、専門知識を有する指導者の不足や、設備投資に係る農家負担の増加、圃場の条件等の課題が見えてきたことから、今後とも、人材育成をはじめ、品目や経営規模に見合った適正な機械導入、農地の集約大区画化等を促進し、スマート農業の普及拡大に取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

初期費用が非常に高額などの課題も伺っています。返済も含めた経営管理や農家、生産法人、それぞれの規模や方向性に寄り添った上での推進の判断をお願いしたいと思います。

3問目は、作った後に、いかに賢く稼ぐか、販売対策について伺います。共働きが増え、消費者は現在は、多少高くても手早く料理に入られるカット野菜や総菜をコンビニで買う時代に変化しました。そのような変化に対応して、他県では、市場の近くに野菜のカット・加工・包装などを行う施設を整備して、細かな注文にもその場で応えてくれるところもあるようです。

消費者ニーズや時代の変化に対応した販売戦略について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 県の販売対策につきましては、これまで、おいしさや品質などの消費者ニーズを踏まえ、完熟マンゴー「太

陽のタマゴ」や「宮崎牛」など全国に誇れるブランド品を創出してまいりました。しかしながら、近年では健康志向に加え、カットサラダや冷凍総菜の普及、ネット販売の拡大など消費者を取り巻く環境が大きく変化しております。

このため、県では「新しい価値観に対応した商品づくり」を販売戦略の一つに掲げ、栄養機能食品など消費者志向を捉えた商品開発、デジタルメディアを用いたネット販売等を展開しているところであります。

今後とも、時代の変化に対応した商品の創出と販売対策について、関係機関・団体と一体となって取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 県内の方からも県外の方からも、宮崎の野菜は本当においしくて、本当に安いということをよく伺っております。ポテンシャルが非常に高い野菜、宮崎の農産物だと思っております。伸び代があると期待していますので、今後ともお願いいたします。

4問目は、焦点を絞って伺います。2019年の特産果樹生産動態等調査によると、本県のマンゴーの収穫量は1,183.7トン。沖縄の1,837トンに迫る勢いですが、「生産量、情報発信量を、宮崎ももっと増やせるのではないか」という御意見もお聞きします。

そこで、マンゴー、日向夏、キンカンの生産量の推移と情報発信について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） マンゴー、日向夏、キンカンの生産量は、平成25年産と令和2年産とを比較すると、マンゴー、日向夏がそれぞれ110%、キンカンが103%となっており、いずれも増加しております。

県では、関係団体と一体となって、出荷の解禁日やピークとなる時期に合わせた量販店や飲

食店でのフェアの開催や、県にゆかりのある方々のSNSによる情報発信、LINE等を活用した販売キャンペーンなど、消費者に直接訴えかけるような取組を進めているところであり、引き続き、県産農産物の魅力発信に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

生産者は減少していると伺っていますが、生産量自体が増えているということは、関係者の皆様の御努力のたまものだと思います。ありがとうございます。今後もさらなる収益アップ、県の取組をお願いいたします。

農業の最後の5問目では、運ぶことについてお尋ねします。

日本の食料供給基地ともなっている本県の農業のネックは、消費地から遠いことです。青果物の6割以上は、大消費地である関東、関西、中京に出荷されますが、その輸送手段の94.3%はトラックに依存しています。

このトラック運送業界で今、喫緊の問題となっているのが、2024年問題です。2年後の2024年度からは、トラック業界にも時間外労働時間の上限規制が運用され、常態化していた長時間労働が改善される一方で、人手と時間が限られ、従来の運送方法、運ぶ場所の在り方の見直しが迫られています。

ここで質問です。本県農産物の安定的な輸送体制の構築に向けた取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(久保昌広君) 大消費地から遠い本県にとって、持続可能な輸送体制を構築することは、大変重要な課題であると認識しております。特に、お話にありましたように、2024年度からは、ドライバーの時間外労働の上限規制が適用されることから、物流の効率

化をさらに進める必要があります。

このため、県と関係団体等で構成する「みやざき農の物流DX推進協議会」では、荷下ろし箇所数の削減に向けた物流拠点の活用や共同輸送の実施、積卸し時間を短縮できるパレット輸送の実証、ドライバーの休息時間を確保できるフェリーの利用推進等に取り組んでおります。

県としましては、引き続き、関係機関と一体となって、魅力ある宮崎の農産物を消費地にしっかりと届けられるよう努めてまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

今後も、本県の農家の努力が報われ、日本の安全でおいしい食卓を守るためにも、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

以上で、持続可能な農業をテーマにした質問を終わります。

6つ目のテーマは、誰もが暮らしやすい宮崎づくりに向けた視点から、4問伺います。

1問目は、子供の貧困についてです。宮崎県は、宮崎大学や民間団体、企業とともに協議会を設置するなど、子供の貧困に特に力を入れてきましたが、実態調査はこれまで行われていませんでした。今回の9月議会に事業費が提案されている子どもの貧困実態調査の内容と、今後も定期的実施する考えはないか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 今回の調査は、新型コロナの長期化による生活困窮世帯の子供への影響が懸念されることから、今議会に必要な予算をお願いしているものであり、全市町村を対象とする、本県初の子どもの貧困に関する実態調査であります。

この調査の対象は、県内の中学2年生とその保護者の半数とし、国が示した共通調査項目に

加え、市町村や関係団体からの意見を取り入れ、県独自の調査項目を追加して実施する予定としています。

調査結果につきましては、行政や関係団体と共有し、さらなる施策の展開につなげるとともに、今後予定している子どもの貧困対策推進計画の改正に向けた資料として活用いたします。

なお、今後の調査の必要性につきましては、今回の調査結果を踏まえて検討したいと考えております。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

沖縄県では、毎年調査を行って、各年の比較や政策への反映も行っているようです。例えば、5年に一度などでも実施して、実態をつかみ、事業を効率化するためにも御検討いただきたいと思います。

2問目に、女性の管理職について伺います。意思決定の場に女性が足りないことが指摘されています。そのような中、本県が作成する男女共同参画プランの県の女性管理職の目標は、副主幹級以上の目標しか設定されていません。

一方、内閣府が毎年公表している「都道府県別全国の女性の参画マップ」では、副主幹級よりもクラスが上の課長級以上の数値で比較されており、2021年4月時点の調査で、本県は7.0%、秋田県に次いで全国ワースト2位と、非常に低い水準です。他県と客観的に比較するためにも、目標も課長級以上にそろえるべきではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。知事部局の職員について、女性登用の現状と将来的な女性管理職の目標設定について、県の認識を総務部長に伺います。

○総務部長（渡辺善敬君） 知事部局における女性登用については、管理職に占める女性の割

合は、10年前の4.4%に対して今年度は8.5%、また副主幹以上の割合では、10年前の9.3%に対して今年度は17.5%となっております。着実に進んでいるものと考えております。

女性管理職の登用目標につきましては、大変重要であると認識しておりますが、現段階では、職員の年齢や男女の構成比の関係から、まずは管理職となり得る人材を育成し、将来の管理職の増加につなげていくことが重要です。

このため、副主幹以上の割合について、令和8年度までに20%とする目標を設定しまして、働きやすい職場づくりや様々な研修機会の提供、企画・管理部門を含め幅広い分野への配置などに努め、意欲と能力のある職員の登用を進めております。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

女性の母数が少ないので、まずは副主幹級から増やすという趣旨は理解できますが、課長級以上の目標を設定しないという理由にはならないと思います。ぜひ、御検討をお願いいたします。

3問目は、男性も相談しやすい環境づくりに向けた質問です。DVや性暴力の被害者は、女性だけではありません。被害者も相談員も女性が多い中、男性が相談窓口に行くことは、女性の場合よりもハードルが高いかもしれません。

そこで伺います。現在、県男女共同参画センターに男性職員がいませんが、男性も相談しやすいように、どう取り組んでいるのでしょうか。また、今後どう取り組むのか、総合政策部次長に伺います。

○総合政策部次長（川北正文君） 県男女共同参画センターにおいては、家族関係や職場環境、DVに関する悩みなど、幅広いテーマについて、電話や面接での相談対応を行っており、

令和3年度の相談実績は1,676件、うち男性からの相談は218件、13%となっております。

相談対象者については、ホームページなどで、性別や年代等にかかわらず、どなたでも相談できる旨を周知しているほか、毎週水曜日は「男性相談日」と定めるなど、男性も気軽に相談できるよう取り組んでいるところです。

男女共同参画を推進するためには、性別による固定的役割分担意識の見直しなど、男性への働きかけや支援も必要でありますので、男性がより利用しやすくなるよう、どういった工夫ができるのか、検討してまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

男女共同参画センターさんは、私も講座に参加させていただくなど、非常によい取組をなされていると思います。ただ、もう少し工夫もいただけるとありがたいなと思います。他県では、男性相談日に男性の公認心理士が対応する取組もあるようですので、御検討をお願いいたします。

4問目は、LGBTQの相談窓口についてです。当事者の方から、「相談窓口が分かりづらい。他県のように相談窓口を設けてほしい」という御意見もいただきました。宮崎県人権啓発センターへのLGBTQに関する相談は、年間でわずか2件程度です。他県では、月1回、専用相談日を設けたり、弁護士会と連携したりして、無料相談も行っています。

そこで、お伺いいたします。LGBTQに関する専用の相談窓口について、県の考えを総合政策部次長に伺います。

○総合政策部次長（川北正文君） 県では、LGBTQなどの性的マイノリティーに関する相談については、総合的な人権相談に対応する宮崎県人権啓発センターや宮崎県男女共同参画セ

ンターなどの相談窓口において対応しております。

これらの相談窓口においては、まずは、相談者が抱える問題についてしっかりと聞きし、適切な助言を行うほか、相談内容に応じ、専門の相談・支援機関等を案内しております。

県としましては、県民が性的マイノリティーに関する悩みや困り事を抱えたときに、迅速に問題の解決や困難の軽減を図ることができるよう、関係機関や当事者団体の御意見を伺いながら、相談しやすい体制づくりに努めてまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

窓口の分かりやすさや体制について、ぜひ今後も御検討を進めていただくよう、お願いいたします。

以上で、誰もが暮らしやすい宮崎についての質問を終わります。

7つ目のテーマは、コロナ禍の観光について、3問伺います。

1問目は、観光戦略についてです。宮崎大学の杉山智行教授は、1月、新型コロナによる九州内地域観光の変化に関する研究結果をまとめました。九州内の233市町村にアンケート調査を実施。密集を避けて、健康的なイメージのアウトドア体験やサイクリングなどが注目され、各自治体も注力する一方、宿泊料金や飲食費の公的補助など対症療法が中心になりがちで、根本的な解決の決め手に欠く施策が目立つことを懸念されています。

その上で、移動が制限されるコロナ禍では、行きやすさよりも、まずは観光地に行きたいと感じてもらえることが重要で、そのためには、ぐっと人を引き寄せるための戦略、つまりブランド戦略が必要と訴えておられます。

調査結果では、2022年1月時点で観光ブランド戦略を策定済みの市町村の割合が高いのは、隣接する大分県で33.3%、宮崎県は九州で最も低い5.6%という結果でした。

ここで、お伺いいたします。ウイズコロナの県の観光戦略について、どのように考えているのか、商工観光労働部長にお願いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県では、令和元年度に策定しました観光振興計画に基づき、様々な観光施策に取り組んでいるところですが、今年度が最終年度であることから、現在、市町村や観光事業者等と意見交換を行いながら、改定作業を進めております。

コロナ禍におきまして、本県観光を取り巻く環境は大きく変化しており、自然の中での体験を楽しむアウトドアレジャーやワーケーションへの関心の高まりなど、本県の観光資源の魅力を一層生かせる旅行ニーズも生まれてきております。

新しい計画では、ウイズコロナ時代における旅行ニーズの変化に的確に対応しながら、食や自然、神話、スポーツをはじめとする本県の魅力を生かし、国内外から選ばれる「観光宮崎」を実現することができる観光戦略を検討してまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

今年度が見直しの年度だと伺っておりますので、ぜひ市町村とも連携して、行ってみたいと思っただけのような宮崎の観光戦略づくりをお願いいたします。

2問目は、団体旅行についてです。県内の観光業界の皆さんとの意見交換の中で、県の「ジモ・ミヤ・タビ」などの県民宿泊割引に大いに助けられているというお話も伺いました。

一方、その利用者は個人や家族など、少人数

がメインなので、団体旅行の誘致にも取り組んでほしいとの御意見もありました。

そこで、お伺いいたします。ウイズコロナにおける団体旅行誘致に、どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長、お願いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 団体旅行は、観光事業者にとりましては、一定規模の集客が見込め、観光客にとりましては、添乗員の案内等により、その土地ならではの魅力をより深く感じることができるなど、重要な旅行形態の一つでございます。

一方で、旅行の形態は、団体旅行から個人旅行にシフトしてきており、特にコロナ禍により、この傾向はより一層強まるものと考えております。

そのような中、教育旅行や企業研修は今後も高いニーズが見込まれることから、本県では、教育旅行につきましては、貸切りバスの費用などを支援するとともに、企業研修につきましても、市町村における研修メニューの構築を支援しながら、受入れ体制の整備を図っているところでございます。

今後とも、市町村や観光事業者等と連携しながら、本県の強みを生かした観光・体験メニューの磨き上げやセールス活動により、団体旅行の誘致に取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

「本県の強みである農業、サーフィンなどの体験とSDGsを絡めては」などの御意見もいただきましたので、御検討をお願いいたします。

3問目は、ダムについてです。「ダムカード、ダム旅、ダムカレー。ひそかに人気を集めるダムも、さらなる誘客に活用できるのでは」

との御意見をいただきました。

県内には40基を超えるダムがあります。椎葉村の上椎葉ダムは、完成当時、放水の高さ日本一を誇り、ダム愛好家からは「閣下」と呼ばれていることを初めて知りました。

ダムを活用した観光振興策について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 本県には、優れた技術力と歴史的価値を有する魅力的なダムが中山間地域を中心に各地にありますことから、観光資源の一つとして捉え、ダム管理者の協力を得て、ダムを生かした観光誘客を図っているところでございます。

具体的には、ダム及び周辺観光地をまとめたマップの作成や、周遊を促すためのスタンプラリー等を実施しますとともに、県内で実施される教育旅行では、ダムの側壁に設置されました「キャットウォーク」と呼ばれる作業用通路の歩行体験を取り入れるなど、ダムを活用したプログラムの掘り起こしを進めております。

今後とも、ダム管理者や市町村等と連携し、ダムや周辺地域の魅力を広く発信することにより、認知度向上を図り、ダムの愛好家はもとより、一般の観光客の誘客につなげてまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

ダムについて私は不勉強で、まだまだ魅力を勉強していかないといけないなと感じた次第でございます。

それでは、コロナ禍の観光について、質問を終わります。

8つ目のテーマは、誰もが親しみやすいスポーツで4問お尋ねします。

私も8月に、41歳にしてようやくサーフィンデビューを果たしました。「波に乗るのもいい

が、思いどおりにならない波にもまれるのも、またいい体験だよ」と、先輩からアドバイスもらったことがきっかけでした。宮崎は、私のような初心者から世界のプロまで楽しめる絶好の場所です。

1問目は、4月に開所した木崎浜サーフィンセンターの利用状況と、サーフィンを活用したスポーツランドみやぎきの推進に係る今後の取組について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 「ソラシドエアサーフィンセンター木崎浜」につきましては、令和元年に開催されましたワールドサーフィンゲームスのレガシーとして整備し、今年4月に供用を開始しております。

当センターの利用者数は把握できておりませんが、昨年度のサーフポイントの調査では、年間約21万人が木崎浜を利用していると推計しておりますことから、シャワーやロッカー等を備えた当センターは、多くのサーファーに利用いただいているものと考えております。

サーフィンは、スポーツランドみやぎきの大きな柱の一つであり、今後とも、恵まれた環境を生かし、市町村や関係団体と連携・協力しながら、国際大会の誘致をはじめ、国内外へのPRや体験教室を通じて、一層のブランド力向上に努め、サーファーや観客の増加を図るとともに、移住の促進にもつなげてまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

先日、私も初めてサーフィンセンターにも伺いましたが、非常にすてきな施設でした。サーフィンをしていなくても、例えば、絶好のロケーションですので、お茶を飲んでゆっくりしたりですか、あと、コワーキングスペースとして仕事をしての活用もどうかという御意見もいただきました。あとは、海岸部が減り続ける

中で、環境保全の問題を指摘される方もいらっしゃると思いますので、安全に楽しめる環境づくりも、ぜひお願いいたします。

2問目以降は、2027年に本県での開催が内定した国民スポーツ大会・障がい者スポーツ大会、いわゆる国スポ・障スポについて伺ってまいります。

会場となる施設について、障がい者や高齢者も利用しやすいユニバーサルデザインになっているのか、総合政策部次長に伺います。

○総合政策部次長（川北正文君） 現在、県が整備を進めております、陸上競技場、体育館及びプールにおきましては、障がい者関係団体等との協議を重ねながら、車椅子使用者の駐車場、多目的トイレやエレベーターの設置など、誰もが利用しやすい施設となるよう整備を進めているところであります。

また、障スポの競技会場につきましては、今年度から来年度にかけて、バリアフリーに関する調査を行うこととしており、競技団体や障がい者関係団体等の御意見を踏まえながら、移動時における安全性の確保や、音声・点字案内といった情報支援の充実など、大会参加者に配慮した会場づくりに努めてまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

調査結果によっては、既存の施設の改修をしたり、仮設トイレを設けるなど、設置して対応することも検討されていると伺いました。空港やホテルなどからの動線も含めて、当事者の声をしっかりと反映していただきたいと思えます。

3問目です。国スポ・障スポ開催に向けた宿泊や輸送・交通に関わる本県の受入れ体制について、課題と現在の取組状況を、総合政策部次長に伺います。

○総合政策部次長（川北正文君） 大会期間中は、選手・役員をはじめ、県内外から多くの来場者が見込まれますことから、宿泊施設や輸送交通手段の確保など、受入れ体制の準備は大変重要な課題となっております。

現在、宿泊につきましては、大会参加者の宿舎として使用可能な施設に対し、設備の状況や受入れの意向を把握するための宿泊施設基礎調査を実施しているところです。また、輸送・交通につきましては、貸切りバス・タクシーの県内保有状況や開閉会式会場周辺の臨時駐車場及び輸送ルートに関する輸送・交通基礎調査を実施しております。

今後、これらの調査結果を踏まえ、それぞれの課題を明確化させるとともに、関係機関・団体と十分連携しながら、その対応策について検討を進めてまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

宿泊や交通、弁当業界の関係者の方からも御意見をいただいているのですが、「現在、コロナ禍で非常に打撃を受けている。閉店や、さらなる人手不足に追い込まれているところもあります」ということでした。

「5年後の国スポ受入れのためにも、今を持ちこたえるための方策が必要です」という御意見もいただいています。早い段階からの連携をお願いいたします。

4問目は、国スポ後の運用についてです。今回、延岡市に新設する体育館については、合宿などの利用を優先されると、これまでの市民体育館のように利用できなくなるのではないかと、この心配の声があると聞いています。体育館、プール、陸上競技場、いわゆる主要3施設について、「プロスポーツの誘致だけがスポーツランドみやざきではない。県民がもっとスポーツ

しやすい環境づくりを」「プロや大型大会が優先され、市民、県民が使いづらくなってしまうのではないか」という心配の御意見もいただいています。

そこで、お伺いたします。国スポ・障スポ後も、競技者だけではなく県民が使いやすい施設となるかどうか、総合政策部次長に伺います。

○総合政策部次長（川北正文君） 主要3施設につきましては、大規模な大会やキャンプ・合宿としての活用とともに、広く県民の皆様にご利用いただける身近な施設となるよう、整備を進めているところであります。

それぞれの施設におきましては、メインとサブの2つの競技エリアがあり、競技者と一般利用者が同時に利用することもできることから、利便性の向上が図られるものとなっております。

議員から御指摘のありました体育館につきましては、廃止される延岡市民体育館の機能が担えるよう、設計の段階から延岡市や競技団体とも協議を重ねて整備を進めているところであり、具体的な管理・運営方法につきましても、さらに検討を進め、地元にも幅広く利用される施設となるよう努めてまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

「キャンプシーズン以外にも盛り上がるために、通年型の実現をしてほしい」という御意見もいただいています。県民が予約しやすい、利用しやすいための仕組みといったソフト面も含めた対策をお願いいたします。

以上、親しみやすいスポーツについての質問を終わります。

9つ目のテーマは警察です。

現在、建設候補地の調査を行っている高岡警

署の建て替えの進捗状況と今後のスケジュールについて、警察本部長に伺います。

○警察本部長（山本将之君） 高岡警察署建て替えの進捗状況につきましては、管轄区域内の住民の皆様の利便性、あるいは過去の災害の発生状況、こうしたものを勘案いたしまして、移転候補地として複数を選定いたしました上で、現在、不動産コンサルタント事業者と委託契約を行い、候補地やその周辺状況に関する調査を行っております。

今年度中には、この調査結果などを踏まえまして移転先を決定した後、来年度から移転先となる土地の取得手続を始めることとしております。その後、設計、建設工事などを経まして、令和12年3月末での新しい警察署の供用開始を目指しております。

なお、管轄区域内の住民の皆様に対しましては、土地を取得する過程の中で、今後丁寧に説明を行ってまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

住民の方への説明もいただけるということで、皆様、本当に今後どうなっていくのか期待を持って見ていらっしゃると思いますので、丁寧な説明をお願いしたいと思います。

現在、候補地としては、宮崎市と国富町の5か所を調査しているようです。供用開始までの約8年間、宮崎西警察署構想と併せて、エリアも人口も広範な宮崎北署、南署を含む県央部の各警察署の役割を整備する重要な時期でもあると考えます。高岡警察署の地元住民の方はもちろん、北署管内の関係者にも丁寧な説明や議論を行う機会を持ち、身近な警察であり続けるための御尽力を求めたいと思います。

10個目のテーマは自然を生かす観点で、質問は1問です。

霧島ジオパークの対象エリアの拡大を申請中と聞いています。現在の状況をお尋ねします。また、拡大による効果と地域資源に対する県の考えを、総合政策部次長に伺います。

○総合政策部次長（川北正文君） 本県と鹿児島県の5市2町で構成される霧島ジオパークは、現在、日本ジオパーク委員会に、対象エリアを霧島山を中心とした周辺地域から関係自治体全域まで広げることについて申請中であり、審査結果は9月中旬に発表されると伺っております。

エリアの拡大が認められた場合、地質学的な見どころを意味するジオサイトとして、火山と関係の深い地形、植生、文化などをこれまで以上に活用することができますことから、広く情報発信をしていく必要があるものと考えております。

県としましては、ジオパークの魅力を十分に引き出すことができますよう、地域住民の意識醸成やガイド等の人材育成、情報発信など、広域的に連携する関係市町の取組を、引き続き支援してまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

霧島ジオパークが認定されたのが2010年で、もうすぐ12年になります。新燃岳噴火からの復興とともに歩んできたこれまでの活動を検証し、ステップアップにつなげていただきたいと思います。

最後のテーマ、11個目は、移動できる故郷を守るということについてです。これまで当たり前私たちの生活を支えてきたバスや鉄道が、少子高齢化、コロナ、災害で、存続の危機に直面しています。通勤通学、通院など、運転できない子供もお年寄りも障がい者も、移動できる権利が保障され、住み慣れた場所にいつまでも

住み続けられる宮崎を守りたいという願いを込めて、質問いたします。

6月議会で県バス対策協議会のことを質問しましたが、その後、鉄道存続をめぐる議論があったほか、9月2日には本県の公共交通の活性化に向けた県地域公共交通協議会が発足するなど、交通政策をめぐる動きがありました。

これから地域公共交通計画を策定することですが、今後、具体的にどう取り組んでいられるのでしょうか。総合政策部次長に伺います。

○総合政策部次長（川北正文君） 今回策定します地域公共交通計画につきましては、まずは、昨年来大きな課題となっております地域間幹線バスについて、利用者数の目標やその達成に向けた取組等を定めることとしております。

また、鉄道を含め、その他の公共交通機関につきましても、バスとの乗り継ぎの円滑化など、利用促進の観点から計画に盛り込む予定としており、今後必要となるデータの収集等に取り組みながら、来年6月をめどに計画案を取りまとめ、修正を加えた上で、来年末までに完成させたいと考えております。

なお、現在、地域間幹線バスの在り方について議論しているところでありますが、協議会に設けた地域分科会等におきまして、計画の策定と並行しながら、引き続き検討を進め、本年度内に基本的な考え方や方向性を整理する予定としております。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

今回は、利用者の方々も入られる団体も協議会に加わると伺っております。この問題は、国だけでなく県だけでもない。事業者だけでなく、県民も一緒になって考えるべきテーマであると思います。その過程こそが、皆様と思

を一つにするための大事な時期でもあると思いますので、今後も丁寧な御議論をお願いいたします。

以上で、43問の質問は終わりました。

知事、執行部の皆様、丁寧な御答弁をいただき、誠にありがとうございました。また、昼夜を分かたず日々御奮闘いただいている職員の皆様にも、心より敬意と感謝を申し上げます。

冒頭では、現在、国民の間でも議論が分かれているテーマを取り上げましたが、知事、執行部、県議、立場や主義、主張の違いはあっても、宮崎を思う気持ちは同じであると信じています。

コロナや銃撃事件など、思いも寄らない災害、病気、事故に私たちは直面していますが、県民の皆さんが少しでも心穏やかに過ごせるよう、知恵と汗を出し合って、県民生活を一緒に支えていけたらと思っております。

以上で、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時24分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。

去る8月4日に宮崎市で開催されました「第27回N I E全国大会」の開会式におきまして挨拶に立たれた、黒木教育長のお話が心に留まりました。

少し引用させていただきますと、「最近、私たちは物事を判断するときに、あまり時間をかけないことに価値を見いだしているように私は感じます。手際によさとか効率とか、時間をかけないことのほうがすばらしいという考えです。そういうことに社会が重きを置いている気がしてなりません。それはそれとしていいのですが、一方で、時間をかけるということも、とても大事な気がするんですね。若い皆さんは好きとか嫌いとか、面白いとか面白くないとか、そんなことだけで判断をしていないですか。楽しいとか楽しくないとか、あまり時間をかけないで判断してしまう。でも私たちはきっと、正しいのか正しくないのかとか、自分にとって大切なのか大切でないのかとか、このことは効果があるのか効果がないのか、そんなことを考えることも、とても大事ではないでしょうか。そして、そのような物の見方や考え方、価値の判断には時間がかかります。時間がかかっていいんじゃないでしょうか。あるいは時間をかけるべきではないでしょうか。」と、そのような内容であります。

教育長御自身の思いを、実にストレートな表現で若い世代へ向けて呼びかけられていますが、それは私たちにも通じる、大変示唆に富んだお話だとお伺いしました。改めまして、私も大局を見、県政のため、県民の利益につながることを心がけて質問に入らせていただきます。

県の総合計画「未来みやざき創造プラン」の新しい長期ビジョンが今議会に示され、本県が目指す将来像について、展望する先が現行の2030年から2040年へと改められました。

今回の県総合計画長期ビジョンの見直しに当たり、まず現行の長期ビジョンをどう総括されるのか。また、次期長期ビジョンに示される県

の新たな将来像の方向性について、知事にお伺いします。

壇上の質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

現行ビジョンの策定から約10年が経過し、この間、口蹄疫からの復興や人口減少問題への対応など、県政が直面する諸課題に全力で取り組んでまいりました。

その結果、フードビジネスなどの成長産業の育成をはじめ、農畜水産物の輸出拡大や大型企業の立地、スポーツや文化を生かしたブランド力の向上、さらには、防災庁舎、新県立宮崎病院の整備など、全体として一定の成果が出ているものと考えております。

一方で、出生数の減少や若者の県外流出、中山間地域の維持など、取り組むべき課題は多々残されております。また、これからの10年20年は、高齢化のさらなる進展やデジタル化・ゼロカーボンへの対応、国際情勢の変化など、世の中が大きく変わっていく節目となります。

このため、新たな長期ビジョンでは、2040年を展望し、大局的な観点から、人口減少下にあっても誰もが幸せや豊かさを実感できる社会を築き上げることに軸足を置いて、「持続可能性」や「人材力」「きずな・つながり」など「未来に必要な5つの要素」を掲げ、今後の方向性を整理したところであります。

今後は、実行計画となりますアクションプランを策定し、安心と希望ある未来の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員 次期長期ビジョンにつきましては、私も時間をかけてじっくりと読ませてい

たきました。

2040年の宮崎の未来社会について、どうありたいか、理想の将来像を示しながら、県民が理解し、共有できるよう、課題や方向性をできる限り細部にわたって具体的に示そうとされており、よく練られたビジョンだと理解しております。

今回示された新しい長期ビジョンが目指す先は2040年、今から18年後の宮崎の将来の姿であります。私が今年57歳になりますので、18年後、このままいけば後期高齢者の仲間入りをして、まず間違いなくここにはおりません。恐らくは、この議場にいらっしゃる皆さんの多くも、県政に直接携わる立場ではなくなっているものと思われま

す。知事の御答弁にありました2040年の「人口減少下にあっても誰もが幸せや豊かさを実感できる社会」「安心と希望ある未来」について、私たちにはそれを見届けることぐらいしかできないのが、残念ながら現実であります。

今回、長期ビジョンに示されました理想の宮崎の将来像を実現していく上で、必然として、いずれ次の世代の人たちにバトンを渡さなければならぬわけですが、知事は、県政の課題や目標を次世代へ受け継いでいくことについてどのようにお考えか、お伺いします。

○知事(河野俊嗣君) この長期ビジョンは、安心と希望ある未来を築く上で、本県がこれから進むべき道筋を示す県民共有の指針であります。特に、これからの社会の中心となる若い世代の方々には、このビジョンの内容を御理解いただいて、積極的に県政に参加していただくことが大変重要であると考えております。

そのため、今回の長期ビジョンの策定に当たっては、高校生や大学生、企業の若手社員

との意見交換を実施するなど、若い世代にも策定作業の段階から参画していただいたところがあります。

今後は、分かりやすい概要版パンフレットの作成をはじめ、ホームページや広報紙など様々な媒体を活用した広報、さらには、出前講座や意見交換の場などを通じまして、若い世代の方々と本県の課題や目標等をしっかりと共有しながら、将来像の実現につなげてまいります。

○坂本康郎議員 この新しい長期ビジョンの実現に向けて、知事におかれましては、就任4期目になります次の4年間をどう位置づけておられるのか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県を取り巻く社会経済情勢は、世界人口の増加等に伴います食料、エネルギーの問題をはじめ、デジタル化の急速な進展や、気候変動問題など、世の中が大きく変わっていく節目を迎えているものと考えております。

このような変化の著しい時代だからこそ、長期ビジョンにも示しておりますとおり、誰もが安心して暮らすことができ、楽しさや幸せを実感できるような社会をしっかりと次の世代に引き継ぐ必要があります。

しかしながら、現在本県は、コロナ禍や原油価格・物価高騰の影響によりまして、未曾有の難局に直面しております。次の4年間は、そうした危機を乗り越え、さらなる成長のきっかけにしていく上でも、また長期ビジョンで目指す将来の道筋づくりに向けまして順調なスタートを踏み出していくためにも、極めて重要な期間になるものと考えております。

このため、県民の皆様から次期県政を負託いただけるのであれば、次の4年間を宮崎再生の期間と位置づけ、県民の力を一つにしてこの難

局を克服し、本県を次のステージへと飛躍させるための取組を進めてまいります。

まずは、コロナ禍等からの力強い復興を着実に進めていくとともに、人口減少対策をはじめ、総合交通網の整備や防災・減災、国土強靱化対策、医療や福祉、教育の充実など、本県の持続的な発展の土台づくりに努めてまいります。

また、豊かな自然や食、スポーツ環境、地域の絆など、全国に誇れる本県の強みや資源を生かしながら、農林水産業の成長産業化をはじめ、地域経済を支える力強い産業構造を構築していくこと。そして、デジタル社会、ゼロカーボン社会へ向けた取組の加速、「スポーツランドみやざき」のさらなる発展などの取組を進めてまいります。

何としても県民の命と暮らしを守る、そして明るく活力あふれる未来を切り開いていく、そのような強い気概と覚悟を持って、宮崎再生に取り組み、私はその旗振り役としてしっかりと結果を出してまいりたい、そのように考えております。

○坂本康郎議員 大変具体的な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

次に、若者の政治参画について質問いたします。

近年の国政選挙、地方選挙における本県の10代、20代の投票率の状況を、選挙管理委員長にお伺いします。

○選挙管理委員長（茂雄二君） 年代別投票率は、各市町村から一つの投票所を選定した抽出調査によるものですが、今回の参議院選挙におきましては、18歳・19歳が26.37%、20代前半が26.05%、20代後半が35.51%となっており、3年前の参議院選挙もほぼ同じ傾向にある中

で、今回は、各世代で5ポイントほど高くなっております。

また、昨年の衆議院選挙、3年前の県議会議員選挙、4年前の県知事選挙におきましても、20代前半が最も低く、次いで18歳・19歳、そして、20代後半以降、年代が上がるにつれ投票率も上がる傾向にあり、総じて10代、20代の投票率は、30代以降と比較して低い状況にあります。

○坂本康郎議員 次に、県内の若者の投票率が低い要因について、どう認識し、取り組んでおられるのか、選挙管理委員長にお伺いします。

○選挙管理委員長（茂雄二君） 若者の投票率が低い要因の一つとして、自分の1票が、選挙結果や政治につながっている感覚を持ってないこと等が考えられ、令和2年に県が行った調査でも、投票に行かない若者の約2割が、「投票しても政治や社会は変わらない」ことを理由に挙げています。

このため、県と宮崎大学の共催による政治や選挙を学ぶ講座では、昨年度、「若者と世の中をつなぐ」というテーマで、身近な例を基に「政治とは何か」を考えるワークショップを行いました。講座のまとめでは、政治に参加しても必ずしも自分の思いどおりの結果が得られるわけではないが、参加しなければ確実に自分の意見は反映されないことを、受講者と共有したところです。

このように、若者の投票参加のためには、政治が自分たちの生活の延長上にあるということを確認してもらうことが重要と考えておりますので、各種講座や出前授業等の内容を工夫しますとともに、教育委員会との連携をより強化し、若い世代の主権者意識の醸成や、家庭教育の推進に向けた親世代への啓発にも努めてまい

りたいと考えております。

○坂本康郎議員 若者の声を政策に反映させる活動に取り組んでいる「日本若者協議会」の室橋祐貴代表理事が、若者の低投票率について公明新聞の取材に答えています。「そもそも世代別の人口が違いすぎて若者の声が政治に届きにくい。ある調査では、日本の18歳は『自分の行動で、国や社会を変えられると思う』が26.9%で、諸外国の半分以上」と数字にも表れていること。「投票に行っていない若者の声を聞くと、自分たちが投票しても意味がないと諦めている人が非常に多い。実際に投票に行った人でも、現実是不変という感想も耳にする。」など、若者の投票率が低い要因を分析しています。

この見方は、NHKで紹介された旭川大学の「投票率考えてみた。」という学生座談会の中で学生たちから出された、「そもそも高齢者と若者の母数が違うので、結局高齢者の投票が勝つのではないかと感じてしまう。若者は自分の1票ぐらい入れても入れなくても結果が変わらないと感じてしまうのでは。」という意見とも重なります。

若者世代は、ひょっとすると私たち以上に、自分たちの世代に対して集団意識が高いのかもしれない。

これらの分析や意見が示している、若者の意見が反映されていないことへの反発として、その意思表示が低投票率に表れているとすれば、人口構造はますます少子高齢化が進んでいくわけですから、少なくとも向こう18年間、2040年までは若者世代の低投票率が続いていき、さらに同時並行で10代、20代から30代、40代へと低投票率傾向が一緒に持ち上がっていくことになります。低投票率の年齢層が、今後さらに広

がっていく可能性が考えられます。

若い世代の意識をどうやって政治に向かわせるか、私どもも日頃から思索し、試行錯誤を重ねているところで、これは各政党共通の課題のようでもあります。

選挙管理委員長の御答弁にありましたように、県の選挙、知事選、県議選においても明らかな、10代、20代の若者世代の低投票率の傾向について、知事はどうお考えかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 若者の投票率につきましては、平成27年の選挙権年齢引下げを受けて、これまで選挙管理委員会や教育委員会が選挙啓発や主権者教育等に取り組んできたところではありますが、他の世代に比べて低い状況にありますことは、大変残念に受け止めているところでもあります。国政であろうと地方であろうと、今、なされる政治的な決定というものの、その影響は、若い世代であればあるほど、より長い期間、また大きく受けるわけでもあります。

選挙は、国民が主権者として政治に参加し、その意思を反映させることのできる基本的かつ最も重要な機会であります。また、地方選挙につきましては、地域を取り巻く様々な身近な課題につきまして、各候補者の主張を通して、選挙人である住民が、自分事として再認識する機会でもあります。こうした意義というものをしっかり啓発に努めるとともに、一政治家としても政治に関心をより持っていただけるような取組というものを、これからも進めてまいりたい、そのように考えております。

今後、12月の県知事選挙、来年春の県議会議員選挙をはじめとした統一地方選挙が予定されておりますので、特に若い世代の皆様には、10年後、20年後の本県や地域の姿を思い浮かべながら、積極的に投票参加していただきたいと考

えております。

○坂本康郎議員 若者の低投票率につきましては、今に始まったことではなくて、これまでも、議会において度々取り上げられてきました。本県の改善すべき重要な課題の一つという認識に異論はないと思います。

今回、県の長期ビジョンと現行のアクションプランに目を通しながら、選挙や投票率について一切記載がないことに気づきました。

東京都中野区では、全体の投票率と若者の投票率の格差を指標として、「何%以内に縮めていく」と数値目標化し、行政評価してきた例がありますので、今後、より効果的な取組の在り方についてよく検討していただきますよう、要望いたします。

私ども公明党は、党の青年委員会が聞き取りをして集めた若者の声を基に、「青年政策2020」を策定し、一昨年、政府に提出いたしました。

この中で、「若者政策担当大臣」の設置や、政府や地方自治体が政策について意見を聞く審議会に若者を参加させ、その声を反映させる環境を整えることなど、「若者が行政や政治に自ら関わることができる社会」の実現を訴えてまいりました。

さらに、昨年10月の衆院選の重点政策には、政府や地方自治体の審議会に「若者枠」を設けること、生徒自らが校則や学校行事などの内容を決めていく「学校内民主主義」の実現を、そこに追加いたしました。政策決定の際に、若者が関与する度合いをもっと高めていくことが重要だと考えております。

知事の御答弁にありましたが、本県の次期長期ビジョンの検討過程では、「高校生、大学生、若手事業者との意見交換会」や「県民、若

者との意見交換会」が実施されていますが、この詳細を総合政策部次長にお伺いします。

○総合政策部次長（川北正文君） 意見交換会には、4回にわたって、高校生や大学生など計75名に参加いただき、「ひと」「暮らし」「産業」の3つのグループに分かれて、20年後に実現したい将来像や課題の解決策について議論を行いました。

「ひと」のグループでは、高等教育の充実による誰もが挑戦できる社会や、子供から高齢者まで一人一人がデジタル化に対応した社会を実現したいといった意見、「暮らし」のグループでは、若者が魅力を感じられる社会、そして自然豊かで、どの世代も暮らしやすい社会に向け、娯楽やアクティビティーが必要などの意見がありました。また、「産業」グループでも、ワーク・ライフ・バランスの取れた社会や、デジタル化など便利な機能を取り込んでいる社会にしたいなど、若者目線の将来像やその実現に向けた取組が示されたところでございます。

○坂本康郎議員 次期アクションプランの策定におきましても、若い世代の意見を積極的に取り入れてもらいたいと思いますが、県の考えを総合政策部次長にお伺いします。

○総合政策部次長（川北正文君） 新たなアクションプランは、今回の長期ビジョンに掲げる将来像を実現するための4年間の実行計画であり、その策定に当たっては、若者をはじめ、幅広く県民の意見を伺う必要があります。

中でも、本県では、若者の県外流出や出生数の減少が大きな課題となっており、若い世代が宮崎で暮らし、働き、そして子供を産み育てたいと思えるような魅力ある県づくりを進めていくことが重要であると認識しております。

こうした課題については、今後も意見交換の

場を積極的に設けるなど、ターゲットとなる若い世代の声をしっかりと伺い、アクションプランへの反映や効果的な施策の構築に努めてまいります。

○坂本康郎議員 私どもから提案が一つあります。

本県の若者の積極的な県政参画を進めていくために、ぜひ、若者政策担当部局の新設を御検討いただけないでしょうか。ここでは、若者を取り巻く状況の調査・研究や、調査に基づく政策のフォローアップ、若者の団体への支援事業、若者向けの広報、学校における主権者教育のコーディネートなど、若者に関わる一切の政策を一元的に取り扱うことを想定しております。

先ほどの若者の投票率の向上についても、ここに担当させればよいと思います。大変先進的な取組になると思いますが、県の新しいビジョンに沿って、宮崎の将来を担う若者を積極的に支援するための一つの取組として、ぜひ御検討いただきますよう、お願いいたします。あわせて、県の審議会における「若者枠」の設置につきましても、前向きな御検討をお願いいたします。

次に、超高齢化社会への対策について質問をいたします。

世界に類を見ない急速な少子高齢化が進む日本社会は、2025年に「団塊の世代」560万人全員が75歳以上になり、さらに2040年には、70年代前半に生まれた「団塊ジュニア世代」183万人が65歳を迎え、高齢者人口は約4,000万人とピークに達します。この人口構造の変化は「2040年問題」と称され、日本社会に大きな影響を及ぼすことが予想されております。

私どもも、この2040年をどう乗り越えるか、

「2040年問題」を我が国の最重要課題と位置づけて、「公明党2040年委員会」を2019年に設置いたしました。また、公明新聞・ビジョン検討チームでは、「2040年問題 新たな社会保障への一考察」と題した小論を発表し、社会状況がどんなに変化しても大衆福祉の理念を貫いていくこと、そして、それを具体化する一つの政策指標として「大衆幸福度」を策定し、社会保障制度の拡充と個人が実感できる幸福感を連結させることを提唱いたしました。

これからの超高齢化社会においては、3つの視点、1つ目は、真に支援が必要な弱者を把握するという視点、2つ目に、分断や格差、孤立や孤独を防ぐという視点、3つ目に、個人に軸足を置いた制度設計を行うという視点、この3つの視点をこれからの政策に反映させていくことが大変重要だと考えております。

希望と安心が持てる本県の未来を思い描きながらも、一方で、これから私たちが直面する厳しい現実も直視しなければなりません。そこで、支援を必要とする弱者を把握するという視点から、高齢者の生活困窮化の実情についてお伺いいたします。

本県の生活保護受給世帯のうち、高齢者の生活保護受給世帯数と全体に占める割合、今後の見通しについて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県の生活保護の受給世帯数は、10年前の平成24年度には全体で1万3,203世帯、うち高齢者世帯数は6,062世帯で、全体の45.9%でありましたが、令和4年5月現在では、全体で1万3,918世帯、うち高齢者世帯は8,446世帯で、全体の60.7%と増加してきております。

このような中で、平成31年度の国立社会保障

・人口問題研究所の将来推計によりますと、本県の高齢世帯数は、当面、増加することが予測されております。

このように高齢者世帯全体が増加する中で、高齢者の雇用環境は総じて厳しく、一般の方々と比較して経済的な自立が困難なケースが多いことから、生活保護を受給している高齢者世帯についても同様に、一定程度増加するものと考えております。

○坂本康郎議員 御答弁いただきましたように、生活保護受給世帯に占める高齢者世帯の割合が6割という数字を見ますと、大変厳しい現実を感じます。下の世代同様に、生活保護を受けていない世帯の中にも、実態としてそれに近い経済状態の高齢者も相当数いるものと思われま

す。直近では、物価高騰の影響が大変懸念されますので、今後も引き続き、高齢者世帯の生活実態の把握に努めていただきますようお願いいたします。

超高齢化社会の課題の一つに、多死の問題があります。戦後、日本の年間死亡者数が最も少なかったのは、1966年の約67万人。その後、高齢化を反映して増加傾向に転じ、2040年頃に約168万人とピークを迎えると見られています。

2019年の県の平均寿命、男性が81.25歳、女性が87.62歳とのデータを基に、本県の今後の見通しを質問いたしますが、本県の2040年時点の高齢者のうち、85歳以上の高齢者人口の見込み数を、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、本県の2040年時点での85歳以上の高齢者人口は、令和2年（2020年）の約6万8,000人から約10万3,000人に増加することが見込まれておりま

す。

○坂本康郎議員 今後増加する死亡者の大部分を85歳以上の高齢者が占めると見込まれることから、今後、終末期ケアの需要が急増することが予想されます。これは、人としての尊厳を守るという点からも、大変大事な問題であります。そのために、早くから計画的に体制整備を進めておくことが必要と考えますが、福祉保健部長に御見解をお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 高齢化の進展に伴い、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加が予想されることから、医療・介護サービスが相互に連携して提供される体制の構築が重要だと認識しております。

国民の約7割が自宅で最期を迎えることを希望しているのに対し、本県の在宅での死亡率は約2割となっており、特に終末期におきましては、訪問診療、訪問看護、訪問介護等が連携して在宅での療養生活を支えるとともに、在宅でのみとりを行うことができる体制を整備する必要があると考えております。

このため県では、在宅医療を担う医師や看護師の育成に努めるとともに、入退院時に医療側と介護側で情報共有するためのルールを定めているところであります。また、今年度から、望む医療やケアについて、前もって本人と家族等が話し合うアドバンス・ケア・プランニングの普及啓発を行うこととしております。

今後とも、高齢者自身が望む医療・介護サービスを受けながら、安心して、人生の最後まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、必要な体制整備に努めてまいります。

○坂本康郎議員 同様に、多死社会の課題として、死亡者数がピークを迎えたときに、火葬場の稼働が間に合わなくなることを危惧する見方

がありますが、県内の火葬場の整備状況を、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県内の火葬場につきましては、事業主体である市町村や一部事務組合等が、地域の実情に応じて11か所を設置しております。

また、県が把握しているところでは、事業主体である市町村等において、将来的な高齢化人口の推移を見ながら、必要に応じて火葬炉の増設や改修による火葬能力の向上、また、業務体制の見直しなど、将来亡くなる方が増えると言われている多死社会に向けた検討を進められているところでございます。

○坂本康郎議員 私にも104歳になる祖母がおります。その祖母からすると、おまえは罰当たりだと言われかねない質問をしておりますけれども、今年も間もなく敬老の日を迎えます。人生の大先輩の皆様には改めまして敬意を表し、御健康と御長寿を心から願うものであります。

次に、高齢者の独り暮らしなど、高齢者世帯の実態について質問いたします。

宮崎市内でも地域を訪問していると、仕事をリタイアされたと思われる高齢の御夫婦、御家庭が多くなっていることを実感しています。また、高齢者の独り暮らしのお宅も少なくなく、その雑然とした玄関回りの様子から、ふだんの生活にも不便を来しているのではないかと思わされることも多くなりました。

そこでまず、本県の高齢者世帯数について、世帯主が75歳以上の世帯数と今後の見通しを、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、本県の2040年時点での世帯主が75歳以上の世帯数は、令和2年(2020年)の約10万世帯から11

万9,000世帯に増加することが見込まれております。

○坂本康郎議員 では、世帯主が75歳以上の高齢世帯のうち、夫婦のみの世帯及び独り暮らしの世帯数と今後の見通しについて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 同じく、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、本県の2040年時点での世帯主が75歳以上の世帯のうち、夫婦のみの世帯数は、令和2年（2020年）の約3万3,000世帯から3万7,000世帯へ、単独世帯数は、約4万世帯から5万2,000世帯に増加することが見込まれております。

○坂本康郎議員 高齢者をめぐる世帯構成の変化、特に独り暮らしの高齢者の増加に伴う課題と取組について、県の見解をお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 高齢者が独りでも、住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けるためには、在宅での介護サービスの利用のほか、生活面での様々な課題を解決するための支援を行うことが重要と考えております。

このため、市町村におきましては、地域の支え合いを促進する「生活支援コーディネーター」を配置し、庭掃除やごみ出し等の生活上の困り事や買物等のための移動の支援について、住民やNPO法人等の団体が地域で支える仕組みづくりに取り組んでおります。また、県では、生活支援コーディネーター向けの研修やNPO法人等への支援を行っております。

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療、介護、生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを、引き続き推進してまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 高齢者の独り暮らしや、高齢

夫婦だけの世帯の増加は、災害発生時にも影響が懸念されます。高齢化の進行を踏まえた地域防災について、県ではどのように取り組んでいくのか、危機管理局长にお伺いします。

○危機管理局长（松野義直君） 高齢化の進行に伴い、災害時に高齢者の避難支援を行う人材の不足が予想されることから、地域においては、住民間の連携を深め、高齢者世帯の情報共有を図ることなどにより支援体制を構築し、共助を強化することが重要であると考えております。

このため県では、地域における防災のリーダーとなる防災士を養成するほか、市町村が選定した地区に防災士を派遣し、市町村の一定の区域内の居住者や事業者による、地域の特性に応じた「地区防災計画」の策定を支援しております。

今後、市町村や防災士と連携しながら、地域防災力の向上につながる取組を進めてまいります。

○坂本康郎議員 以前、一般質問でも取り上げさせていただきましたが、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成について、県内の進捗状況をお伺いします。

特に、要支援者ごとの個別計画につきまして、以前の一般質問に対する御答弁で、各市町村の取組が遅れている状況にあると伺っていましたが、高齢化の進行に伴う要支援者の増加を考えると、早急に進めるべき喫緊の課題であります。

次期アクションプランの指標として目標設定し、進捗に対して評価してはどうかと考えますが、県の御見解を含めて、危機管理局长にお伺いします。

○危機管理局长（松野義直君） 避難行動要支

援者名簿につきましては、令和4年7月1日時点で、県内全ての市町村で作成を完了しております。

個別避難計画につきましては、一部の避難行動要支援者分について、作成済みが14市町村、今年度中に作成に着手予定が8市町村となっておりますが、避難行動要支援者は、災害で犠牲となる可能性が高いことから、県では、市町村において速やかに個別避難計画が作成されるよう、研修会などを実施しているところです。

次期アクションプランの指標とすることにつきましては、避難行動要支援者の名簿登載の基準が市町村で異なるなどの課題もありますので、その妥当性などについて、今後検討してまいります。

○坂本康郎議員 次に、男性介護者の孤立の問題を取り上げます。

山梨県が、親や妻を介護する県内の男性の多くが孤立して、一人で悩みを抱えている実態を把握し、支援の強化に動き出しました。実態調査は、男性介護者がつくる「山梨やろうの会」に委託して、昨年12月から今年1月にかけて実施され、山梨県内のケアマネジャー143人と男性介護者268人が回答。ケアマネジャーに対する調査では、「担当する男性介護者の中で、介護のために孤立していると思われる人がいるか」との問いに対して、「いる」または「以前いた」を合計して65.1%に上り、孤立の原因としては、「一人で抱え込む」「弱音を言わない」「プライドがある」などが挙げられています。

一方、男性介護者に対する調査では、全体の63.1%が60歳以上であり、介護する人の高齢化が浮き彫りになっております。

山梨県は、今年度補正予算で「孤立防止支援事業」に着手し、男性介護者の意見交換会や、

ケアマネジャーによる企業訪問を実施し、男性介護者が気兼ねなく相談できる環境づくりに取り組むとしております。

一人で抱え込む、弱音を言わない、または言いたくない、プライドがあるなど、男性の私にはよく理解できますし、県内でも同様に、家族の介護や仕事との両立などで悩んでいる男性が既に多く存在しているのではないかと思います。

この男性介護者の孤立という問題について、県内の状況をどのように認識されているか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 国の調査によりますと、同居している主な介護者のうち男性の割合は、平成13年の23.6%から令和元年には35.0%と、年々増加してきております。

市町村では、介護者が集まり、語り合う交流会を開催しておりますが、西都市におきましては、認知症の家族を介護する男性から「同性同士で語り合いたい」といった声を受けまして、男性介護者の交流会も開催しております。同じ境遇の人が自らの経験を語り、共有することは、介護者の精神的負担の軽減等につながるものと考えております。

介護者には、様々な悩みや御苦労があると思われませんが、一人で抱え込み、孤立しないためには、交流会のほか、地域包括支援センター等での相談により、介護者自身の負担軽減を図るとともに、要介護者が適切な介護サービスにつながることを重要であると認識しております。

○坂本康郎議員 次に、新型コロナ対策について質問いたします。

今年の6月議会の一般質問で、私も、その時点の県の感染症対策について質問いたしました。6月の時点では、全国的にも県内において

も、感染状況は減少傾向が続いているさなかでありましたので、世間でもコロナ禍の長いトンネルの先ようやく出口の光が見えてきた、ほっとしたような、そのような空気の時期に、今さらワクチンの接種状況や検査体制について質問すべきかどうか、直前まで迷った記憶があります。ですから、その後の爆発的な感染の再拡大は、まさに思いも寄らなかったという印象であります。

7月12日に県内の新規感染者は1,000人を超え、8月に入ると4,000人を記録。以降、1,000人、2,000人と、それまでとは次元の異なる高止まりで、感染爆発の状態が続いています。8月以降、全国的にも、人口10万人当たりの新規感染者数で、10歳未満が最も高く、10代の感染も高い水準という傾向が見られました。

そこでまず、本県における10代及び10歳未満の子供の新規感染者数の状況をお伺いします。また、第7波におきましては、子供の重症化が増加傾向にあることを懸念していますが、本県の子供の重症化の状況についても、併せて福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県において第6波が始まった今年1月から8月末までの時点における10代以下の感染者数は、10代が2万6,951人、10歳未満が2万6,790人で、合わせて5万3,741人となっており、これは、同じ時期における全感染者の約3割を占めております。

子供の場合は、無症状者や軽症者が多いとされていますが、感染者が激増する中で、全国では子供の重症者や亡くなる方が増えてきております。

本県におきましては、これまで10代以下で亡くなられた方はおりませんが、ICUでの入院管理や人工呼吸器が必要となった重症者は2名

おられます。

○坂本康郎議員 ワクチン接種について、私も、ワクチン接種が感染拡大を抑える重要な手だての一つと考え、「打つリスクよりも、打たないリスクのほうが高い」との判断から、これまで接種を推進してまいりました。

9月からの国の小児接種の努力義務化に先立ち、日本小児科学会は、ワクチンの5歳から17歳への接種について、従来の「意義がある」との見解から「推奨する」へと改めました。

小児科学会によれば、5歳から11歳では、オミクロン株も含めた重症化の予防効果が40%から80%程度に上がるなど、有効性が確認されたとして、「重症化予防などのメリットが、副反応などのデメリットを大きく上回る」との判断を示しています。本県でも、小児接種用のワクチンバスの県内派遣や集団接種の実施をはじめ、ホームページ等で積極的な広報が行われています。

そこで、本県の5歳から11歳までの小児接種の状況と、同じく感染者の割合が高い10代の接種状況についてお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県の5歳から11歳のいわゆる小児のワクチン接種率は、対象人口約7万人に対しまして、令和4年9月5日現在で、2回目の接種率が22.0%となっております。また、12歳から19歳の10代の3回目の接種率は、2回目接種完了者約6万人に対しまして、52.6%となっております。

○坂本康郎議員 子供のワクチン接種につきましては、あくまでも本人と保護者が納得した上で判断するものでありますから、そのためには丁寧な情報の周知が必要です。

県の取組をお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 小児のワク

チン接種につきましては、県ではこれまで、その意義や効果、副反応等につきまして、ラジオや新聞、雑誌等での広報や、教育委員会と連携した、保護者へのチラシの配布等により、周知を図ってまいりました。

第7波では、子供や10代の感染が多く、家庭から全体へ広がったこと、また、小児接種の努力義務化を踏まえまして、県では、9月を「小児ワクチン接種促進月間」に設定し、SNS等を活用した広告などによる広報の強化に取り組んでいるところであります。

加えて、国に対しまして、先般の全国知事会におきましても、小児のワクチン接種に関する分かりやすい情報発信を求めたところであり、引き続き、市町村及び教育委員会と連携しながら、接種率の向上に向け、積極的な支援を行ってまいります。

○坂本康郎議員 今、御答弁にありましたが、学校を通じた保護者への情報周知については、教育委員会からも説明をいただきました。

ワクチン接種など感染症対策に関する情報が常に更新されていますので、現場の先生方も含め、最新の情報共有に努めていただきますようお願いいたします。

6月議会でコロナの後遺症について質問し、県内の後遺症の実態把握と、積極的な情報発信を要望しました。

改めまして、県内の新型コロナ感染症の後遺症の発症状況と県の取組状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） コロナ後遺症につきましては、倦怠感や息切れ、睡眠障害などが挙げられており、県内の医療機関におきましても、このような症状により受診している方がおられます。

このため県では、これまで県医師会と協議を進めてきたところであり、8月31日から、県医師会が取りまとめた、コロナ後遺症を診療していただける医療機関をホームページで紹介しております。

後遺症が疑われる場合、まずはかかりつけ医などに相談することをお願いしておりますが、県のホームページにおきましては、かかりつけ医がない方等のために、受診の目安や、どの診療科を受診すればよいかを確認できるセルフチェックシートを掲載しておりまして、症状に応じた診療科のある医療機関を検索できるようにしております。

当初、82の医療機関を紹介しておりましたが、その後も新たな医療機関からの協力の申出をいただいております。引き続き、県医師会と連携しながら、コロナ後遺症に悩む方への医療提供体制の充実に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 県のホームページ上で、大変詳しく情報発信をいただいております。ありがとうございます。

8月になりまして、アメリカでは後遺症のために最大400万人が働けないというニュースが入ってきました。NHKのニュースWEBによりますと、アメリカのワシントンにあるシンクタンク、ブルッキングス研究所は、アメリカ国内で新型コロナウイルスに感染した後、息が続かないなどの後遺症に苦しむ人の数がおおよそ1,600万人に上り、このうち最大で400万人が仕事ができない状態に陥っているという分析を発表しております。

後遺症につきましては、国内でも実態が明らかになっていない面が多いようですが、症状で日常生活に支障を来している人が県内にも一定数いると考えると、例えば後遺症で仕事

ができないケースなど、後遺症の情報提供によって、本人だけでなく、周囲や職場の理解にもつながることが期待されますので、その点も踏まえて、広く情報が行き届くよう努めていただきますよう、お願いいたします。

次に、宿泊療養施設について質問します。

県内のホテルなど、民間事業者の協力を得て借り上げている宿泊療養施設の開設地域と施設数、借り上げ期間について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では、新型コロナウイルスの軽症者向け宿泊療養施設を、ホテル関係者の御協力の下、宮崎市に3施設、都城市、延岡市にそれぞれ1施設の計5施設、開設しているところであります。

その借り上げ期間は、8月末時点で、最も長い施設で約2年4か月、短い施設で約1年1か月となっております。

○坂本康郎議員 コロナ禍の影響が、当初の予想以上に長引いているため、それに伴って宿泊療養施設としての借り上げ期間も、期間延長を何度か繰り返し、長期間になっているものと思われれます。

コロナ禍によって、本県でも旅行者、宿泊者の大幅な減少により、ホテルなど県内の宿泊業も大変な打撃を受け続けていますので、御協力いただいている事業者にも、県からの借り上げによるメリットもあるものと考えていましたが、これだけ長期間になりますと、本来のホテルとしての業務への影響や従業員への影響が気になります。

県では、長期化による施設等への影響について、どのように認識し対応しているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 宿泊療養施設

については、全体を借り上げておきまして、継続的に使用していない箇所や機能等もあることから、ホテルの機能を維持するための定期的な点検、整備等が十分に行き届かないところもあり、建物や設備に一部、劣化等が見られるところでもあります。

また、宿泊療養施設となったホテルにおきましては、従業員の雇用の維持に努めていただいておりますが、中には、本来の業務以外に従事されている方もおり、現場を長く離れることによるスキルの低下を心配される声もあると伺っております。

県といたしましては、借り上げ終了後の営業再開時におきまして、ホテル本来の機能が再び発揮されるよう、借り上げに伴い生じた課題等につきましましては、関係者の皆様と協議を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 一般的にホテルは、正社員の方のほかに、清掃や調理、駐車場係やフロント業務などパート・アルバイトで勤務する従業員で業務が成り立っています。宿泊療養施設として使われている間は、その人たちの仕事が基本的にないわけですから、終わりが見えない長期間になると、やむを得ず離職する人も出てきているようであります。御協力いただいている事業者、関係者からよく状況を聞いていただき、適切な対応に努めていただきますようお願いいたします。

次に、県の経済対策について質問いたします。

半導体の最大手メーカーTSMCの熊本県への新工場建設をはじめ、半導体製造の関連企業が、相次いで九州への新規進出や事業拡大を打ち出すなど、動きが活発化しております。

半導体関連産業の集積が一段と進むことで、

関係者の往来や製品輸出に伴う空港の活性化など、波及する経済効果に期待する声も多く上がっております。

九州の半導体関連企業の投資が活発化する動きの中で、本県はどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） デジタル化の進展に伴う様々な分野での半導体需要の増加や、世界的半導体メーカーの熊本県への進出などをきっかけとした九州全体における半導体関連企業の投資活発化の動きは、本県への新たな投資や県内企業の取引拡大等につながる好機と捉えております。

このため県では、県内外の半導体関連企業を訪問し、新規投資計画に係る情報収集を行うとともに、本県の立地環境のPRや支援制度の紹介などを行っているところでございます。

このような中で、本県の半導体関連企業におきましても生産拡大等の動きがあり、それらの企業の設備投資や雇用等に応じて、市町村と連携した支援を行っております。

また、県内企業に対し、技術力向上のための情報提供や商談の場を提供するなど、取引拡大にも取り組んでおり、県といたしましては、引き続き、半導体産業全体の動向を注視しながら、企業誘致及び県内企業の振興につながる取組を積極的に進めてまいります。

○坂本康郎議員 半導体関連企業の工場新設や増設が相次ぎ、それに伴って必要な人材の獲得競争が予想されています。

本県にとりましても、今後、半導体人材の育成が重要な課題になるものと思われませんが、「九州半導体人材育成等コンソーシアム」の目的と、本県はそこにどう関わっていくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 「九州半導体人材育成等コンソーシアム」は、半導体産業の復活に向けた国策としての取組を九州から推進し、九州における半導体産業のさらなる発展、言わば「シリコンアイランド九州」の復活に向けて、半導体人材の育成・確保やサプライチェーンの強靱化を図ることを目的としまして、九州経済産業局が事務局となり、今年3月に設立されたものでありまして、本県からは、県、宮崎大学、ラピスセミコンダクタ株式会社宮崎工場が参画しております。

県といたしましては、県内の半導体関連企業におきましても、人材育成・確保等は大変大きな課題であると認識しておりますので、今後の半導体をめぐる動きや、当コンソーシアムでの議論を踏まえまして、県内の産業界、教育界等と情報共有、意見交換等を重ねながら、当コンソーシアムの活動も含め、人材育成・確保等につながる取組を進めてまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 新型コロナウイルスの水際対策が緩和され、昨日7日から、1日当たりの入国者数の上限が、それまでの2万人から5万人へと引き上げられました。他県でもインバウンド需要を見込んだ支援策を打ち出す動きがあり、外国人観光客の誘客に、地域間競争も予想されます。

本格的なインバウンド再開に向けて、県はどのようなインバウンド戦略を描いているのか。目標や対象地域など、県のインバウンド対策の方向性について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 本県のインバウンド対策につきましては、これまで、宮崎空港に国際定期便が就航している韓国や台

湾、さらに鹿児島空港に路線のある香港などを重点的な対象地域として誘客に取り組んでまいりました。

その結果、本県を訪れる外国人観光客は、3つの国・地域を中心に増加し、令和元年には35万人を超えたところでございます。

コロナ禍により、本県を訪れる外国人観光客は実質ゼロとなりましたが、今後、入国制限の緩和により増加が見込まれておりますことから、コロナ以前を上回る誘客を目指し、本県ならではの強みを生かしながら、韓国、台湾、香港などに加え、訪日観光に関心が高いタイなどの東南アジアや欧米豪からの誘客に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 観光庁が、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」をまとめ、発表しました。この中で、「人口減少・少子高齢化を迎えている我が国において、インバウンドの重要性に変わりはない」こと、「今後のインバウンド戦略において（訪日旅行1回当たりの総消費額が100万円以上の）高付加価値旅行者の誘致は重要な柱である」とし、コロナ禍前に大都市圏に集中していた高付加価値旅行者の地方への誘客を重点的に促進するとし、今後、全国で10か所程度のモデル観光地を選定し、集中的な施策の実施を行うとしております。

県では、高付加価値旅行者、言わば富裕層の誘客について、今後どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 本県におきましても、観光消費額の増加が期待される海外の富裕層を対象とした誘客は、大変重要であると考えております。

国の調査によりますと、100万円以上を消費す

る訪日外国人旅行者の訪問先は、その大部分が大都市圏であるという状況であります。欧米豪の旅行者につきましても、日本独自の文化やアクティビティなどが最大の魅力となっていることから、本県の豊かな自然や文化を生かすことができるアドベンチャーツーリズムの推進に取り組んでいるところでございます。

今後、市町村や観光事業者等と連携しながら、質の高いガイド人材の育成などサービスの高付加価値化を図るとともに、欧米豪にセールス拠点を置く九州観光機構とも連携しながら、富裕層の誘客に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 次の質問に移ります。

今年、日本は77回目の終戦記念日を迎えました。また、ちょっと家族の年齢を申し上げますが、私の父は昭和12年、1937年生まれで、8歳のときに終戦を迎えています。私が子供の頃は、「戦時中はこうだった、ああだった」とよく聞かされたものであります。この父の年頃が、自分の戦争体験を語る最後の世代、年代ではないかと思っております。その父も今年85歳になりました。戦争経験者が年々減少していく中で、県内の戦時中の記録や記憶をどのように次世代に継承していくか、一度見直してみる時期に来ているのではないかと考えています。

戦争遺品の展示や平和学習の拠点になる施設の充実が必要と考えますが、いかがでしょうか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） さきの大戦から77年が経過しまして、戦争の記録、そして記憶を風化させることなく、次世代に継承していくことは大変重要であると考えております。

私も軍港だった呉に生まれましたので、度々空襲に見舞われて、その中を逃げ惑ったという祖父母の話でありますとか、列車が港のそばを

通るときは、機密を守るために海側のブラインドを下すように指示されたとか、そんな話を聞いたところでもあります。戦争を直接体験した祖父母のような世代も、そういう直接の体験者から直接話を聞いた私のような世代も、いずれいなくなる。その中で、平和の尊さ、戦争の悲惨さをいかに継承していくか。大変重要な課題だと認識しております。

県では、遺族会館内に宮崎県平和祈念資料展示室を整備しまして、戦争に関する資料や遺品など約300点を展示しております。新型コロナの感染拡大以降は、県内修学旅行の平和学習の場としても多くの児童等が訪れておりまして、受入れの際は、見学だけではなく語り部講話と組み合わせるなど、子供たちへの確実な継承に取り組んでいるところであります。

一方で、この施設の周辺の道路事情や施設の収容人数の関係から、大型バスの乗り入れや多くの来場者を一度に受け入れることが困難な状況にもありますので、学校等へ出向いて、語り部講話や朗読劇上演を行うなど、取り組んでいるところであります。

こうした様々な工夫を重ねながら、平和学習の拠点としての機能を高めていくことで、多くの県民の皆様にご利用いただけるよう、取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 今、知事の御答弁にありました、平和祈念資料展示室に私も足を運びました。私も、展示された遺品や遺書などを拝見し、大変心を打たれました。ただ、展示室が少し手狭で、職員の方に話を聞きますと、一度に20人程度しか入れないため、訪れる学校も限られてしまっているとのことあります。新しく建てるとまでは申しませんが、県内外から訪れやすい環境整備が必要ではないかと思っております。

ます。

また、展示できる展示品がスペース的に限られている上に、保管する場所も限られているため、新たに遺品の提供をしたいという申出があっても、やむなくお断りしているという状況もあります。

また、今、お話にありました語り部の方の高齢化で、学校等へ出向いていくにも体力的に限界にきているため、御本人が元気なうちに映像などで記録・保存することも考えていく必要があります。

加えて、教育旅行の県内誘致を進めていく上でも、充実した平和学習のための施設があるほうが、旅行先として選ばれやすいと思いますが、平和祈念資料展示室は、現状のままではその役割を果たせないでいます。こうした状況を踏まえて、今回、提案をいたしました。

遺族会館の展示室を訪れた際に、この宮崎から3万7,601人も多くの方が出征し、お亡くなりになったことを、改めて認識いたしました。戦争の記録と記憶を大切に次の時代へ残し伝えていくことで、それが多くの戦没者への追悼になるものと思います。一度調査をしていただき、御検討いただきますようお願いいたします。

以上で、用意しました全ての質問を終わります。御答弁いただきまして、ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で代表質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時6分散会

9月9日(金)

令和 4 年 9 月 9 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (37名)	
2 番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	山 内 佳菜子 (県民連合宮崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	佐 藤 雅 洋 (同)
9 番	安 田 厚 生 (同)
10番	日 高 利 夫 (同)
11番	川 添 博 (同)
13番	中 野 一 則 (同)
14番	冨 師 博 規 (無所属の会 チームひまか)
15番	有 岡 浩 一 (郷中の会)
16番	重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
19番	井 本 英 雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	徳 重 忠 夫 (同)
21番	外 山 衛 (同)
22番	山 下 博 三 (同)
23番	濱 砂 守 (同)
24番	西 村 賢 (同)
25番	右 松 隆 央 (同)
26番	日 高 博 之 (同)
27番	井 上 紀代子 (県民の声)
28番	河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
29番	田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
30番	満 行 潤 一 (同)
31番	太 田 清 海 (同)
32番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	日 高 陽 一 (同)
34番	横 田 照 夫 (同)
35番	野 崎 幸 士 (同)
36番	星 原 透 (同)
37番	蓬 原 正 三 (同)
38番	丸 山 裕次郎 (同)
39番	二 見 康 之 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 次 長	川 北 正 文
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 局 長	松 野 義 直
福 祉 保 健 部 長	重黒木 清
環 境 森 林 部 長	河 野 讓 二
商 工 観 光 労 働 部 長	横 山 浩 文
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	西 田 員 敏
会 計 管 理 者	矢 野 慶 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	山 本 将 之
監 査 事 務 局 長	高 山 智 弘
人 事 委 員 会 事 務 局 長	日 高 幹 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	坂 元 修 一
議 事 課 長	鬼 川 真 治
政 策 調 査 課 長	伊 豆 雅 広
議 事 課 長 補 佐	関 谷 幸 二
議 事 担 当 主 幹	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	内 田 祥 太
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎、立憲民主党の満行潤一でございます。

9月1日、私の64歳の誕生日、そして防災の日でありました。今日は9月9日、救急の日であります。

話は飛びますが、エリザベス女王がお亡くなりになりました。大往生だったと思います。世界中から愛され、慕われた女王。これこそが国葬にふさわしいなと感じているところであります。

さて、私、今回で引退することにしました。今期に残された質問は、今日と2月議会であります。これまでの20年間の質問を振り返りながら進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、地域交通網の整備についてであります。鉄道ローカル線再構築議論がまた進んでおります。今回は輸送密度による選別、県内では、日南線、吉都線、肥薩線が対象になるんだと思います。分割民営化のときには、赤字ローカル線を抱える3島会社は、経営安定基金をもらっています。JR九州には3,877億円。JR会社法では経営安定基金の取崩しを原則として禁じていますが、完全民営化（上場）を目指すJR九州の同基金については、国土交通省は国庫

への返納は行わず、JR九州に取崩しを認め、JR九州は取り崩した基金を長期借入金の返済、九州新幹線の施設使用料の一括前払いに充てています。

株式会社だから部門ごとの収支は重要だと言いますが、本業は赤字でも副業は順調で、黒字決算です。ローカル線の廃止やダイヤの改悪は認められません。鉄道は、民営化されても公共交通機関です。国民の財産に変わりはありません。

高校生の通学への影響も大きいものがあります。地元ふるさとで教育を受けられる環境を守りたいものです。ローカル鉄道をどう残していくのか、知事の見解をお聞きします。

次に、都城志布志道路、東九州道末吉バイパス道路についてであります。

毎年、都城市・三股町の行政懇話会、同懇話会の知事への政策提言に同行してまいりました。都城盆地の最優先の課題は、都城志布志道路の早期完成と都城市郡医師会病院への財政支援でありましたが、今年度の知事提言には、都城志布志道路は令和6年完成のめどがつき、この案件は完結したとの理由で、なくなっています。

次の課題は、都城志布志道路と東九州道の連結に移りました。国道10号線上に都城志布志道路五十町インター、その10キロ先の鹿児島県境に東九州道末吉財部インターがあり、両道路は、一旦国道10号に降りないと、直接乗り入れること（接続）はできません。

両道路のバイパスの建設を目指して、都城市と隣の曾於市で建設促進協議会を設立しました。このバイパスが実現すれば、鹿児島市と宮崎市とが大幅な時間短縮で結ばれることとなります。産業や医療、観光など幅広い分野で効果

が期待できます。現在の計画によれば、宮崎県側は本当に短い距離になります。バイパス道路建設について、現時点における県の認識を部長にお尋ねいたします。

次に、県地域公共交通協議会が発足します。このことについてお尋ねします。

県バス対策協議会を廃止し、新たに新協議会に統合するとのことのようなのですが、この協議会で、新たに地域公共交通計画を策定することです。新たな協議会の目的や構成団体・構成メンバーなど協議会の概要と、地域公共交通計画に盛り込む内容などをお尋ねいたします。

以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。

お答えします。県内のローカル鉄道の存続についてであります。

鉄道は、大量輸送における定時性、速達性に優れ、環境負荷も低い公共交通機関であり、通勤や通学をはじめ、県民生活を支える重要な基盤であります。

また、地域の歴史や魅力が詰まったローカル鉄道は、単なる交通手段にとどまらない存在であり、駅を中心としたまちづくりなど、地方創生を推進していく上でも、大事な地域インフラと考えております。

先日、小林駅に参りましたら、駅舎で電車を待っている高校生たちの姿が見えました。自分も高校時代は、JRと路面電車を乗り継いで片道1時間半、通学をしておりました。その頃のことを懐かしく思うとともに、鉄道のある風景、そして駅に人が集う風景というものが大変価値あるものだということを、改めて感じたところでもあります。

県におきましては、沿線自治体と一体となっ

て、鉄道を活用したイベントやツアーの実施など、様々な面から利用促進に取り組むとともに、私自身も、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会の会長として毎年度、JR九州を直接訪問し、路線の維持や利便性の向上などを要望しているところでもあります。

先日、フリー鉄道アナウンサーの田代剛さん——県として宮崎鉄道PR大使をお願いしておりますが——から、吉都線などはその景観なども生かしながら、観光鉄道としての魅力をもっとアピールすべきではないかと、そのような提言もいただいたところでもあります。

国におきましては、ローカル線の在り方等につきまして検討が進められておりますことから、今後、これらの動きも十分注視しながら、沿線自治体とともに、路線の維持・存続に向けた取組を進めてまいります。以上であります。

〔降壇〕

○総合政策部次長(川北正文君)〔登壇〕 お答えします。宮崎県地域公共交通協議会についてであります。

宮崎県地域公共交通協議会は、地域にとって望ましい地域交通の姿を示す地域公共交通計画を策定するため、県バス対策協議会を統合する形で設置したものであります。

委員には、これまでの市町村やバス事業者に加え、新たに、鉄道事業者や高等学校の保護者団体などの利用者代表、交通施策に精通した学識経験者等に就任いただき、幅広く議論していくこととしております。

今後策定します地域公共交通計画につきましては、まずは、地域間幹線バスについて議論を行い、利用者数や収支等に関する目標を定めるとともに、バスと鉄道との乗り継ぎの円滑化による利便性向上など、利用者目線に立った利用

促進等についても盛り込み、地域の移動手段の持続的な確保につながる計画にしていきたいと思いますと考えております。〔降壇〕

○**県土整備部長（西田員敏君）**〔登壇〕 お答えします。都城志布志道路と東九州自動車道を連結する道路についてであります。

高速道路をはじめとする高規格道路ネットワークの強化は大変重要であり、都城志布志道路と東九州自動車道を連結する道路が整備されますと、議員御指摘のとおり、宮崎－鹿児島間の移動時間が短縮され、南九州圏域の活性化などの効果が期待されます。

この道路につきましては、先月18日に、都城市と鹿児島県の曾於市が都城末吉道路建設促進協議会を設立し、今後、決起大会などを開催し、官民一体となって早期整備に向けた取組を進めていくと伺っております。

県としましては、このような大会を通じて、まずは、地元や関係団体の皆様の思いをお聞きしたいと考えております。〔降壇〕

○**満行潤一議員** 了解しました。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、脱炭素化支援事業についてお尋ねいたします。

補正予算「県民生活エネルギー価格高騰対策・脱炭素化支援事業」について伺います。

長期停電時の対策、防災・減災にも寄与する支援事業がやっと出てきたと思っています。「クリーンヒット」だと言って過言ではないと、私は思います。

現状では蓄電池や燃料電池など一連のシステムは大変割高ですが、量産化することにより価格が下がる。一般家庭への普及を後押しすることが重要だと思います。事業目的、期待する効果についてお伺ひいたします。

○**環境森林部長（河野譲二君）** 本事業では、エネルギー価格の高騰に伴い、県民生活が大きな影響を受けているため、購入する電力量の削減につながる自家発電や省エネの導入によるエネルギー自給率の高い住環境の整備を支援し、県民生活の安定を図ることを目的としております。

期待される効果としましては、温室効果ガス排出量が削減されるとともに、太陽光発電設備と蓄電池の一括導入や、電気と熱を同時に供給する高効率給湯器への転換により、災害時におけるエネルギー供給源としての機能を発揮することになります。

また、これらの導入費用は高額であります。今後、本事業などにより導入が進むことで費用が下がり、広く普及していくことも期待しております。

○**満行潤一議員** 支援策を続けることで、効果がもっとも高くなると思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、農業分野のJクレジットの利用促進についてであります。

温暖化ガスの排出減認証、農業分野での利用が進んでおりません。審査の複雑さ、高額な導入手続の費用負担等が要因だと考えられます。

先頃、注文住宅を手がける宮崎市のアイ・ホームが、自社ビルの太陽光発電にJクレジットを利用して、自社で使用した電力の再生可能エネルギー100%を県内で初めて達成したと報じられております。

企業にとって、SDGsを意識した企業戦略に、Jクレジットは今後ますます必要不可欠になっていくと思っております。農業分野にとってもイメージアップにつながります。「Jクレジット認証作物」として差別化を図ることも可能だと

思います。

Jクレジット活用の課題と今後の推進方法についてお尋ねします。

○農政水産部長（久保昌広君） Jクレジット制度は、省エネ技術の導入による生産コストの低減や、クレジットの売却益が見込まれるなど、農業分野でも推進するメリットがあると認識しております。

県内では、施設園芸において、CO₂排出量の削減効果があるヒートポンプの導入が進んでおりますが、議員御指摘のとおり、煩雑な認証手続や認証費用が負担となり、農家個人では制度活用に取り組みにくい状況にあります。

今後は、例えばもみ殻などを炭化し、土壌改良剤として農地に還元することで、CO₂の排出を抑えるバイオ炭など、農業分野においても温室効果ガスの削減手法として注目される技術もありますので、関係団体とも連携しながら、農家の理解醸成と制度の活用促進に努めてまいります。

○満行潤一議員 ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

次に、県職員の労働環境についてお尋ねいたします。

若年退職者の多さが気にかかるところです。都城市の令和3年度の休職者数は、身体で12名、メンタルで22名。同早期退職者は、20歳代以下が9名、30歳代が1名、40歳代が6名、50歳代が12名、合計28名だったそうです。この中には保育士や保健師、土木技師も含まれております。定年退職者が40名前後なので、その多さに驚きます。

代表質問で山内議員が、県立病院の若年退職の現状と対策、また、教員の休職者数と対策について質問しました。

私は、知事部局職員の早期退職の実態とその対策の現状をお尋ねします。

○総務部長（渡辺善敬君） 知事部局の令和3年度の退職者につきましては、定年退職者が127名、定年前の早期退職者が60名でありまして、年代別では、20歳代が13名、30歳代が14名、40歳代が5名、50歳代が28名となっており、特に若手職員の早期退職については、重要な課題と認識しております。

退職理由は様々であります。若手職員の早期退職を防止するためには、職員一人一人がやりがいを持ち、働きやすい職場環境整備も重要であると考えております。

このため、職場全体で若手職員に助言・指導を行うOJTサポーター制度の活用、職員の技術力や意欲の向上を図る研修機会の提供、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいるところであります。

○満行潤一議員 県庁も非常に早期退職者が多い、とりわけ若い世代が半分ぐらいを占めるということで、やっぱりこれは、しっかりとした対応を求めたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

次に、子供の安全と見守りについて5問質問させていただきます。

ヤングケアラー情報の市町村窓口を1部門に集約・一本化との報道がありました。

国はこども家庭庁を発足させましたが、ヤングケアラーといっても、その定義がはっきりしていません。福祉・教育・県関係機関との連携など多岐にわたり、市町村も戸惑っていると思います。先端自治体ではあるものの、国も県も複数の部署にまたがっているものを、市町村では窓口一本化と言われても、対応できるのか不安です。国の動きはどうか。まずは、市町

村に対して丁寧な情報提供、現状認識の共有、研修を重ねることが大事だと思います。国の動きと併せ、担当部長の見解を伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ヤングケアラー問題は、子供自身やその家族に自覚がないなど、自ら支援を求めることが難しい問題であると考えられますので、学校や在宅介護等で身近に接する大人が早期に発見し、適切な支援機関につなぐことが重要であります。

現在、国におきまして、具体的な支援体制を構築するため、学校等が把握し市町村の関係部署につないだ情報を、一元的に集約・把握する新たな枠組みづくりが検討されておりますが、詳細な内容はまだ示されていないところでございます。

このような国の取組は必要と考えておりますが、まずは、県として、学校現場へのアンケート調査を実施し、その結果を、担当者会議や研修会等を通じて市町村と共有するとともに、本県の実情に応じた支援体制の在り方を検討してまいります。

○満行潤一議員 ぜひ、県としても、市町村に寄り添って対応していただきたいとお願い申し上げます。

次に、子供の健康、特に視力の低下、肥満の増加、う蝕率など、本県の身体的健康順位は低いのではないかと心配しています。我が子の健康に関心が低い保護者が多いのではないのでしょうか。

直近の全国調査結果に対する認識と現在の取組状況を伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 国におきましては、毎年、子供の発育状態等を明らかにするため、学校保健統計調査を実施しており、本県におきましては、長期的には改善傾向にある

ものと認識しております。

しかしながら、令和3年度の調査結果につきましては、肥満傾向にある子供の割合や虫歯のある子供の割合は、全国平均を上回っております。一方で、裸眼視力1.0未満の子供の割合は、全ての年齢で全国平均を下回っております。

子供の健康は、生活習慣によるところが大きいことから、親世代を含めた社会全体での健康長寿社会づくりの普及啓発を進めているところであります。

このような中、学校現場におきましては、食生活改善に向けて、養護教諭や栄養教諭等に対する研修会の開催や、虫歯予防として、フッ化物洗口の実施、視力低下予防の一環として、子供や保護者に対し、ICT機器の正しい使い方の指導等を行っているところであります。

○満行潤一議員 学校とか保健サイドじゃなくて、家庭で子供の健康に関心を持つ、そういうふうな啓発を、ぜひ引き続き行っていただきたいと思っています。

次に、小学生のランドセルが重いという話題です。

これまでも、この議会で取り上げておられましたが、新聞報道を目にして、改善されたのが気にかかりました。

小学校3年生の孫に、ランドセルが重いかと聞いたところ、「重い、特に月曜日と金曜日が重い」そう返事が返ってきました。金曜日に持ち帰ったシューズとか、そういうものをまた月曜日に持っていくのだそうです。

教科書、副読本、教材、体育着、音楽のリコーダー・ピアノカ、箸箱、習字の道具、給食当番着、水筒、夏は水着、中学年（4年生・5年生）になったら部活動のユニホームなど。これに今回、タブレットも持って帰れ、そう言わ

れているわけでありませう。

デジタル化が進み、軽くなるはずのランドセルがもっと重くなっている。低学年には体に悪影響を与える可能性のある重さだと思います。教育委員会の対策の現状をお聞きいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 小学生のランドセルの重さにつきましては、体がまだ十分に発達していないことなどから、これまでも健康上の配慮をしております。

殊に、平成30年の国からの通知以来、教科書や教材等の持ち帰りにつきましては、学習上の必要性や通学上の負担等を考慮し、各学校で適切な配慮を講じるよう周知してきたところであります。

各学校におきましても、教科書等を置く場所を確保し、家庭学習で使用する教科書等のみを持ち帰らせたり、学校に置く教科書等の一覧を作成し、保護者に周知するなど、着実に改善が図られております。

しかしながら、今御指摘のありましたように、タブレット端末の持ち帰りなど、新たな課題も出てきましたので、引き続き、市町村教育委員会と連携し、適切に対応してまいります。

○満行潤一議員 よく分かりました。

孫の登校を見ていましたら、背中には重いランドセル、両手には体育着とか教材、肩には水筒を下げ、このかばんを量ったら4キロ近くあるわけですね、かばんだけで。これは大変だと思っています。

教育長がお答えになりましたけれども、平成30年には、置き勉可という通知が来ているんだそうですね。しかし、その宿題、「宅習」をするのに教科書がないとできないということで、やっぱり教科書を持って帰らなきゃいけないということなんです、

が、本県独特というか、なかなか他県にはない。「朝課外」と同じような感じなのかなと思っっているんですけど、自宅学習というのは一体どうあるべきか。本来、自主的にやることによって成果が上がる、家族で、家庭でやることによって効果が上がるものだろうと思うんですけども、残念ながら、保護者には、「うちの子は勉強しないから、もっと宿題をたくさん出してください」と、現実を聞くと、何か不思議だなど、家庭って何かなというふうに思うわけでありませう。

次に、ネットゲーム依存と不登校についてお尋ねいたします。

コロナ禍で生活リズムが乱れて不登校になっている子供がいると、周りで聞きます。

休校や学級閉鎖、また文化祭や体育祭・遠足など楽しい行事が中止になり、楽しいはずの学校給食の時間も黙食を強いられ、昼休み時間もなく、友達ともなかなか自由に遊ぶことができない。今、子供たちは大変な環境にいるんだろうと思います。そういう意味では、どんどんストレスを抱え、生活リズムが崩れ、昼夜逆転でネット上のオンラインゲームに没頭して、不登校に至るケースがあると思います。

ネット上は、子供向けに、課金されない無料のサービスであふれています。ユーチューブの動画配信や、ネット上での見えない相手との対戦ゲームなど、その道のプロが知恵を絞った、子供をターゲットにした幾つものコンテンツに夢中になる。

ゲーム依存の調査はないとは思いますが、相当数の子供がゲーム依存の実態にあるはずですよ。発達期の子供に影響がないわけがないと思います。その対策は急務だと思いますが、一義的には、家族でルールを決めるとか、家庭内で

解決すべき課題だとは思いますが。

教育長に、ネットゲーム利用の現状と対策についてお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 長時間のゲーム利用は、生活リズムの乱れや健康被害につながりかねないことから、学校では、児童生徒に規則正しい生活の重要性やスマートフォン等の適切な使い方について指導しております。

また、保護者へは、啓発用リーフレットを配付したり、参観日などの場を用いて、ネットゲームの弊害を含むネット利用上の様々な問題点に関する研修を実施したりすることで、家庭でのルールづくりを推奨しているところであります。

しかしながら、本年度、小学6年生と中学3年生を対象に実施された全国の調査によりますと、「平日2時間以上ゲームをしている」と回答した小学6年生は、全国50.2%に対しまして、本県48.5%、中学3年生は、全国50.3%に対しまして、本県44.1%という決して低くはない割合でありました。

子供たちのネットゲーム利用につきましては、全国調査も始まったばかりであるため、今後、国の動向を注視しながら情報収集に努め、子供たちの適切なゲームの利用に向けた指導啓発に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 50%、すごい数字ですね。2時間以上、3時間とか4時間とか、やる子はいらっしゃると思うんですね。ぜひ、家庭のルールというか、啓発を、引き続きやっていただきたいと思っています。

デジタル社会における子供の安全と見守りについてです。

九州県議会議員交流大会で那覇市に行った折に「アディッシュプラス」というIT会社を訪

問し、石川社長と意見交換しました。日南市油津商店街に事業拠点を置いている会社です。沖縄の会社が日南市に拠点を置いている理由とか、人材の確保とかが訪問の主な目的でしたが、この会社は社長の発案で、地域に貢献したいといろいろな事業展開をしているユニークな会社でした。

人材の確保については、日南拠点にも優秀な人材が採用できている、事業拡大に伴ってもっと人材が欲しいとのことでした。後日、日南拠点にも訪問させていただきましたが、UIJターンの若い人たち10人ほどが、元布団屋さんを改装した事務所で生き生きと働いていました。日南市マーケティング専門官が人材確保に協力してくれているということで、今後、もっと人材を確保するとのことでした。

さて、この会社では「スクールガーディアン」という事業名で、時代に合わせて変化する子供たちのコミュニケーションの健全化を支援する事業を展開しています。

学校非公式サイトからいじめに関連する投稿を発見し、いち早く学校に報告するサービスから、子供たちのソーシャルメディアの利用を見守るサービス、閉鎖的なコミュニケーションの場でも、子供たちが安全にインターネットを使用できるサービスを提供しています。

学校から全員にタブレットが配付され、自宅に持って帰る現状にあって、児童生徒一人一人のネット上の安全を、学校や家庭で子供を見守ることが困難になってきました。本県の取組状況をお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 子供を取り巻くネット上の様々な問題は、今後ますます複雑化、深刻化していくことが予想されておりまして、このような問題から子供たちの安全を守る

ことは、大変重要なことだと考えております。

そのため、現在、県教育委員会といたしましては、「みやざきの子どもを守る総合支援事業」を実施し、トラブルにつながりかねない個人名、心ない書き込み等を発見するためのネットパトロールや、児童生徒、保護者、教職員を対象としたSNS利用における危険性等についての研修を、いずれもITの専門家に委託して行っております。

さらに、ネット上で、児童生徒がいつでも気軽に悩み事を相談できるような仕組みも整えているところでありまして、今後も、ネットトラブルの防止に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 県が一括して26市町村分を委託しているということなんですけれども、市町村がそれで満足しているというか、そのサービスでいいかどうかというのは、今後、市町村ニーズも含めてまた検討もいただきたい、事業の展開もしていただきたいなと思っています。

教育環境の充実について続けます。

四国インターハイの総括について伺います。

カヌー競技の活躍が目立った今回のインターハイでしたが、その総括はどうだったのでしょうか。宮崎国スポ大会を見据えた視点で、教育長に伺います。

また、公立高校の活躍をどう見ておられるのか。設備が充実した私立の全国強豪校に公立高校が勝つというのは、大変なことだろうと思います。併せてお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 今回の四国インターハイでは、56種目が入賞し、63種目入賞と過去最高の成績であった昨年と比べましても、遜色のない大変すばらしい成績でありました。

特に県立高校につきましては、カヌー競技の優勝をはじめとする活躍がありましたが、選手

や指導者のたゆまぬ努力はもちろんのこと、宮崎国スポを見据えた強化対策をはじめ、県立学校のスポーツ推薦制度や、スポーツ分野で実績のある人材を教員として採用するといった取組も、今回の成果につながったものと考えております。

また、現在の高校生は、5年後の宮崎国スポにおきまして成年選手の年代に当たりますので、成年の中心選手として活躍できるよう、高校卒業後も引き続き、必要な支援に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 県立高校の活躍、カヌー競技をとれば、近隣の学校で合同練習をする。県立だから可能な合同練習だなと思ったりもしていますので、ぜひ今後とも頑張ってくださいと思っています。

読書習慣についてお伺いします。

読書習慣は子供のころから身につくものだと思います。日頃から読書に親しむ、大事なことだと思います。今年、県立図書館が創立120周年を迎えました。記念イベントなど計画されているのか、また、県立図書館としての取組についてお伺いします。

あわせて、読書活動の推進状況についても、教育長お願いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本年度、創立120周年を迎えました県立図書館は、「図書館」・「本」をテーマとしました県民短歌の募集、郷土の画家、塩月桃甫のデザインを基にリニューアルした貸出利用券の発行、県文化賞受賞者の尾崎真理子さんによる特別講演の開催など、コロナ対策を十分に行いながら、様々な企画を実施しております。

また、県民の読書への関心を一層高めていくために、読書の魅力を広く発信するシンポジウ

ムの開催や、県内どこでも県立図書館の本を貸出しと返却ができるマイラインサービスの提供などを行っております。

今後とも、このような生涯にわたって読書に親しむ「読書県みやざき」の取組を推進してまいります。

○満行潤一議員 分かりました。

公立小中学校でも、図書司書の配置など利用しやすい環境整備に努めてほしいと思います。公立義務制の学校図書館の利用状況についても伺いたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 公立小中学校及び義務教育学校におきましては、学校司書が、小学校の69.1%に、中学校の64.6%に配置されておりまして、授業支援や資料の準備等の業務に当たっております。

現在、各学校では、管理職を中心に環境整備等に取り組み、学校図書館が魅力ある場に生まれ変わってきております。

また、コロナ禍の中でも十分な感染対策を施した上で、学校図書館の利用が再開され、子供同士の読み聞かせや、ビブリオ・バトルなどの活動が行われております。これらを通して、子供たちが自主的に本を取る姿が見られるようになってきております。

その結果、学校図書館の利用状況につきましては、令和3年度は、小中学校ともに過去10年間を見ても最も多い年間貸出冊数となったところであります。

今後とも、市町村教育委員会と連携しながら、各学校の読書活動が充実するよう取り組んでまいります。

○満行潤一議員 学校司書の配置も70%近い小学校、大分改善はされてきたなという印象なんですけれども、もっともっと利用しやすい図書

館になりますようお願いしたいと思います。

博物館のお話をさせていただきます。

来年4月に施行される改正博物館法では、文化財の閲覧や体験活動などを推進し、地域の活力向上に寄与することを求めています。博物館の役割が多様化している中、本県では、夏休み期間中に大型イベントの開催や企画行事を行ったり、県民向けに魅力ある行事、情報発信に努めていると思います。

今回の改正で総合博物館はどう変わるのか、教育長の見解を求めます。

○教育長（黒木淳一郎君） 博物館法の改正では、博物館資料のデジタル化を行い、他の博物館や多様な機関と連携することで、地域の活力向上に取り組むことが求められております。

県総合博物館では、これまで、ホームページ上で疑似体験のできるバーチャル博物館や、スマートフォン等で活用できるARなどのデジタル技術の活用を図ってまいりました。

また、名古屋大学博物館等と連携するとともに、福祉施設との連携事業のほか、民家園を活用したイベントや体験講座など、様々な取組を行ってまいりました。

これらの資料のデジタル化や連携した取組などは、今般の改正とつながるものと考えております。

今後とも、県総合博物館では、従来の取組を充実させるとともに、本県の文化活動はもとより、観光や地域振興にも貢献できるよう取り組んでまいります。

○満行潤一議員 博物館といえば、大事なものを保存して研究するところという思いでしたけれど、その改正博物館法を先取りして本県では、開かれた、県民に身近ないろいろなサービス、企画展をとということですので、大変ありがたい

など思っています。ぜひ、引き続き開かれた博物館を目指してほしいと思っています。

私、今、120周年図書館のイベントとか聞いて、ああ、いろいろあるんだなと思ったんですけど、久しぶりに県立美術館に行ってきました、ホキ美術館名品展に、やっと間に合いましたが、3日前に行ってきました。写実作品の大作が並んでいまして、県立美術館に到着したのが5時前だったので、幼稚園児や小学生と一緒に家族連れが目立ちました。子供たちには本当にいい経験だなと思っています。

地方だからこそ、一步外に出れば、田んぼや畑、野山、海岸が近くにあって、また、農作物の成長や収穫、多くの体験ができるのに、せっかく都会と差別化できるこの貴重な経験ができる本県の家庭では何が行われているかという、親子で一生懸命スマホのゲームをやっている、本当に残念なところだと思います。

地域、家庭で、教育をみんなで支える、その思想を広げていただきたいと思っています。

次に、テーマを変えまして、地域の自主防災組織活動について伺います。

コロナ禍の自主防災組織活動が低下していると感じます。コロナ感染症の影響によって、公民館や自治会活動もままならない状況で、地域のつながりが希薄になってきているのではないのでしょうか。コロナ禍でも災害は待たなしにやってきます。研修・訓練もできない状況ではないかと危惧します。現状に対する県の取組をお伺いします。

○危機管理局長（松野義直君） 多くの地域住民が参加して行われる避難訓練や研修会などの地域防災活動は、コロナ禍の影響により、中止や延期が増えている状況にあります。

このため県では、テレビ、ラジオ、SNSなど多様なメディアを活用した啓発や、オンラインによる防災セミナー、少人数での地域出前講座などを実施し、防災意識の向上に努めているところです。

今後とも、市町村や防災士ネットワークなどと連携しながら、地域の防災活動が活発に行われるよう取り組んでまいります。

○満行潤一議員 もう一つ、感染症関連の家庭ごみについて伺います。

抗原検査キットのインターネット販売も解禁になりました。本県も陽性者登録センターで6万個のPCR検査キットを配布しており、また、自宅療養者も一時2万人を超えたという報道もありました。汚染されたごみが一般ごみとしてステーションに出されていないのか不安視する住民もいます。

家庭ごみの処理方法についての広報啓発・周知が弱いのではないかと感じますが、県の見解を伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナウイルスの第7波は、オミクロン株の特性もあり、軽症者が多く、療養先が自宅となる方が多くを占めております。

このため、自宅で療養される方に対しましては、県のホームページにおきまして、自宅療養中の注意事項として、家庭ごみの捨て方について御案内しております。

このような中、抗原検査キットにつきましては、県が自己検査用に配布しているほか、8月末からはインターネットでも購入できるなど、家庭で活用する機会が増えております。

県といたしましては、抗原検査キットの配布に際し、案内チラシに廃棄に当たっての留意事項を記載するとともに、改めて県のホームペー

ジにおきましても、抗原検査キットを含む家庭ごみの適切な捨て方について周知を図ってまいります。

○満行潤一議員 不安な方々もおられます。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ドクターヘリ等の広域連携等に触れていきたいと思ひます。

ドクターヘリの広域連携が進んでいます。しかし、九州7県の広域連携が進まない状況について、これまでも平成27年11月、令和3年6月にも質問しています。災害時はもとより、日常でも広域連携は重要です。広域連携の鍵は宮崎県北部の空白地帯解消にあります。県立延岡病院が基地病院となる本県2機目の配備が急務です。救急医を養成している宮崎大学も期待しているはずですし、県にも関係機関から要望があるだろうと思ひます。

救急ヘリ関係団体「HEM-Net」季刊誌最新号にも、九州の広域連携の課題として、本県北部エリアが課題として指摘されています。知事の認識をお伺ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） かねてより、ドクターヘリについて熱心に御提言をいただき、感謝を申し上げます。

導入10周年を経て、多くの方から評価や感謝の言葉もいただいているところであります。この県立延岡病院にドクターヘリを導入することにつきましては、県北地域や九州中央圏域における救急患者の救命率の向上など、救急医療体制の充実に有益であると考えております。

一方、新たにドクターヘリを導入するためには、基地病院での救急専門医や看護師などのスタッフの確保に加えまして、導入に係る初期費用や運航経費はかなりの額に及ぶということで、財政上の課題も大きいものと考えております。

す。

また、広域連携を進めるためには、隣接県とのヘリ運航の役割分担や財政負担の在り方などについても慎重に検討していく必要があります。

県立延岡病院では、昨年4月から延岡西臼杵・日向入郷医療圏を範囲としますドクターカーの運行を開始しております。

県としましては、このような取組や、宮崎大学と連携した救急医の養成と地域への派遣などを推進しまして、引き続き、県民の皆様が安心できる救急医療体制の充実に向けて取り組んでまいります。

○満行潤一議員 課題はあるとは思ひますが、県立延岡病院にドクターヘリを導入・配備する場合に想定される課題について伺ひます。

配備されれば、知事がおっしゃる財政持ち出しもありますし、当然、基地病院となる病院の財政の持ち出し、フライトドクター・フライトナースの確保も課題となるとは思ひますが、基地病院のメリットも大きいものがあります。

当然に1分1秒を争う急性期の患者を救えるようになる。研修医の確保にも高度の地域医療・救急医療が研修できると大変PRができる、研修にも魅力が高まる。地域医療の水準、救急医療の水準が向上し、地域住民からの信頼が高まる。いろいろメリットもあると思ひますが、病院局長、いかがでしょうか、見解をお伺ひします。

○病院局長（吉村久人君） 県立延岡病院では、これまで、広い中山間地域を抱える県北地域の病院前救急として、救急車型ドクターカーの導入のほか、救急救命センターの増築、心臓脳血管センターの機能強化など、救急医療体制の充実に取り組んできたところであります。

これらに加えて、ドクターヘリを導入した場合、議員御指摘のとおり、救命率の一層の向上が図られ、地域住民のさらなる安心につながるものと認識しております。

一方で、知事の答弁にもありましたように、フライトドクター・フライトナースと呼ばれる救急専門医・看護師の配置や、機体の運航・整備、搭載医療機器等の導入にかかる財源の確保のほか、近隣地における第2ヘリポート・格納庫の整備なども課題であると考えております。

病院局といたしましては、引き続き、福祉保健部のほか関係機関と連携しながら、県北地域における高度・急性期医療の提供体制の充実に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 2機目というのはなかなか大変だとは思いますが。しかし、学会で、九州では宮崎県北部と鹿児島県には必要だと言われて、鹿児島県はすぐに大島病院に2機目を配備したということもありました。全国的にどんどん広域連携が進んでいるのも、各知事の皆さん方の熱意だと思います。2機目も、知事の熱意でぜひ早期導入をお願い申し上げたいと思っています。

次に、消防行政6問、危機管理局に質問させていただきます。

消防の広域化に関しては、平成18年9月、19年6月、20年6月、21年3月と9月、令和元年6月と、毎年のように質問してまいりました。

過去、県下の消防本部を1か3に統合するという議論もありました。業務無線のアナログからデジタル化に併せての広域化議論もありました。これまで宮崎市の賛同が得られず、国が示す広域化計画は進んでいない、これは私の認識です。

これまで、市町村と県において消防指令業務

の共同運営化に向けた協議を重ね、新たな計画を策定されています。

この計画については、6月議会で坂口議員の質問がありました。今月にはこの協議会参加について合意が交わされるとお聞きしました。また、そのとき知事から、「今後、消防本部や消防非常備町村を個別に訪問し、参加に当たっての懸念等について聞き取りや意見交換を行う予定」、また「1つでも多くの消防本部の参加を望んでいる」との答弁がありました。

私は、優先すべき課題は非常備町村の解消にあると思います。全国に消防非常備町村は29存在し、うち21町村が島嶼地域です。残り8町村が本土、和歌山県が1町、徳島県が3町村、本県が4町村です。

小規模消防本部では、複雑化、多様化する災害への対応、人材の育成、財政運営上の課題などがあることは承知しています。だからこそ広域化計画なのでしょうが、県の役割として優先すべきは、非常備町村の解消ではないのでしょうか。

また、非常備消防解消に対する、国の本県に対する指導助言はないのか。あれば、その内容をお示してください。

○危機管理局長（松野義直君） 現在、県内の消防非常備町村は、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町の4町村であり、このうち東臼杵3町村では、平成28年12月に検討協議会が設置され、消防常備化に向けた検討が続けられておりますが、消防組織の構築をはじめ、必要な設備や人員、財源確保などの課題があり、常備化には至っていないところであります。

消防非常備町村の解消について、国から本県に対し、指導助言等はありませんが、県としましては、消防非常備町村に対し、引き続き必要

な情報提供や助言を行うこととしております。

○満行潤一議員 消防は県警察と違い、市町村固有の業務として、戦後定着しています。消防業務の効率化、消防力の向上のために、その多くは隣接市町村で共同運用を行っている現実があります。

国は管轄人口10万未満の消防本部を「小規模消防本部」と定義して、広域化を促しています。本県は市町村合併もあり、既に消防の広域化は一定程度進んでいると思います。

また、消防指令業務に従事する職員を削減でき、余剰となる人員を人員不足の他部署へ転換できるというメリットもあるとされていますが、本当に期待できるのか。国は本県に対してどのような消防の広域化を求めているのでしょうか、お伺いします。

○危機管理局長（松野義直君） 消防の広域化について、国から本県に対し、個別の求めはありませんが、国は、平成30年4月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、従来の消防本部の統合などによる広域化の推進に加え、消防指令業務の共同運用といった「消防の連携・協力」を進めることを新たに示したところであります。

これを受け本県では、平成31年3月に、県全体を一つの区域とする消防指令業務の共同運用化を目指すことを盛り込んだ「宮崎縣市町村消防広域化計画」を策定し、市町村及び消防本部・消防局とともに、この計画の実現に向けて取り組んでいるところであります。

○満行潤一議員 既に消防広域化計画が策定されている他県の計画を見てみると、都市部の消防が入っていない広域化計画、すなわち全県一つになってない地域が数多くあります。沖縄県を見てみると、那覇市、浦添市、沖縄市は県消

防指令センターに入っていない。それぞれの地域の意見を尊重した結果だとは思いますが。

質問ですが、市町村が広域化計画・共同運用化に加わらなかった場合に、機器の更新等の補助交付基準とか交付税算定基準などで国からペナルティーがあるのか、お伺いします。

○危機管理局長（松野義直君） 市町村が、消防の広域化や消防指令業務の共同運用化に加わらない場合、国から、県や市町村に対するペナルティーはありませんが、消防指令業務の共同運用化は、本県において予想される南海トラフ地震への対応、過疎化や少子高齢化の進行に伴う救急業務の増加、現場で活動する消防職員の確保といった課題の改善につながるなど、県民の安全・安心な暮らしを守り支える上で重要な取組でありますので、今後とも、市町村及び消防本部・消防局と連携しながら、取組を進めてまいります。

○満行潤一議員 消防の指令機能が宮崎市に1か所となる可能性もあるわけですが、防災の視点から考えると、他部門では拠点の分散化、リスクの分散というのを行っています。消防指令機能も分散化・複数化するほうが、危機管理本来の姿ではないのでしょうか。宮崎市が被災してこけたら、県内全域がこける。宮崎市一極集中で大丈夫なのか、県の見解を伺います。

○危機管理局長（松野義直君） 消防指令業務の共同運用化に当たりましては、危機管理上のリスクの分散、特に、消防指令センターが被災した場合を想定した対策を講じることが重要であります。

このため、消防指令センターの母体となる宮崎市消防局においては、被災しにくい場所または他の消防本部にバックアップセンターを構築する方法や、被災時に消防指令システムの一部

を持ち出して119番通報に対応する方法などについて、共同運用化に参加する消防本部・消防局と協議すると伺っております。

○満行潤一議員 課題はたくさんあると思うんですね、全県一つにするとすれば。ぜひ、市町村消防本部との丁寧な協議を重ねていただきたいと思っています。

次に、消防防災ヘリについて伺います。

平成16年10月に防災救急ヘリ「あおぞら」が導入され、翌年2月に運用開始しました。私は、その4年前の平成12年12月から4回にわたり、早期導入を求めてきました。

これまで、東北大震災発生翌日には岩手県に派遣されるなど、緊急運航件数は2,000件を超えています。事故もなく18年が経過し、機体の更新時期に差しかかってきました。更新に対する今後のスケジュールをお伺いいたします。

○危機管理局長（松野義直君） 本県の防災救急ヘリコプターは、救急救助、林野火災などでの出動件数が、運航開始以来2,000件を超え、県民の生命・財産を守る上で重要な役割を果たしておりますが、近年、機体の老朽化が進むとともに維持コストが増大しております。

このため、ヘリの更新に向け、今年度、「宮崎県防災救急ヘリコプター機種仕様検討委員会」を設置し、後継機に求められる能力等について検討を行っております。

それを受けまして、来年度、機体の選定、売買契約、発注を行い、約2年間の製造・組立て等を経て、令和7年度中に引渡しを受ける計画であります。

○満行潤一議員 了解です。

次に、消防学校に実火災訓練施設を整備してほしいと、消防の現場から要望が上がっています。

火災が減り火災現場に臨検する機会が減り、若い消防士の訓練施設が欲しいとの切なる願いです。聞くところによりますと、全国的に整備が進んでおり、九州で未整備は残り2県と聞きます。予算を伴いますが、より実践に近い命を守る訓練は重要です。実火災訓練施設の整備について、県の考えを伺います。

○危機管理局長（松野義直君） 実火災訓練施設は、火災時の炎や高熱、煙などを体験しながら消火訓練を実施することができるため、消防吏員の消火・救助の技能修得に有効な施設であります。

このため、整備の必要性、費用対効果、具体的な訓練方法、使用頻度、運用体制等について、今後研究してまいります。

○満行潤一議員 ぜひお願いします。残ったのは佐賀県と宮崎県、佐賀県は長崎県と福岡県の真ん中ですので……。ぜひお願いしたいと思います。

次に、最後になりますが、公共施設トイレの男女比についてお伺いいたします。

代表質問で山内議員が、国スポーツ施設のバリアフリー状況についてただしています。

「公共施設のトイレの男女比は面積が同等という基準だ」と、ある人から伺いました。そうなのでしょうか。女性トイレは全て個室ですから、当然、一度に利用する人数が男性トイレより少なくなるはずですが。イベント会場のトイレで、女性が列をなして並んでいる風景を目にします。男女の衛生器具類の設定基準はどうなっているのでしょうか。新たに建設される陸上競技場整備を例にとって説明をお願いいたします。

○総合政策部次長（川北正文君） 都城市に整備を進めている陸上競技場につきましては、大

会期間中は、陸上競技に加え開閉会式が行われ、大会後も、競技者や多くの県民の皆様が利用するものであるため、誰もが利用しやすい施設となるよう整備を進めているところであります。

トイレの整備における便器等の衛生器具につきましては、公共施設の建築設計で広く利用されている算定方法に沿って、施設の用途や想定される利用者数などを基に、男女それぞれの適切な個数を設定しております。

○満行潤一議員 面積にはよらないということですね。はい、安心いたしました。

以上で私の質問を終わりますが、残るのは、あと2月議会であります。2月議会で、河野知事と新年度骨格予算について意見交換し、答弁していただきたいと思っておりますので、オール宮崎で頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。公明党宮崎県議団の河野哲也でございます。

まずは、子供に関することでくくって、それぞれ1問ずつ、4問壇上で質問させていただきます。

初めに、子供の貧困対策でございます。

本県もやっと動き始めました。コロナ禍における子供の貧困緊急実態調査であります。

国は、昨年末、中学2年生とその保護者5,000組を対象に、子供の貧困に関する実態調査の結果を初めて公表いたしました。「貧困世帯」と位置づけされる世帯は、全体の12.9%が該当するとなりました。本県調査も、国の質問項目を基にアンケートを作成するとのこと。

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査

の事業の目的について、知事の考えをお伺いいたします。

次に、ひきこもり、不登校等の子供たちの居場所づくりについて伺います。

ひきこもりの子供たちを支援するには、その悩みを相談する窓口等が必要となるとともに、関係機関が連携して対応する必要があると考えますが、本県のひきこもりに関する相談体制について、福祉保健部長にお伺いします。

3つ目は、部活動の地域移行への支援でございます。

教員の働き方改革の一環として、公立中学校における部活動の地域移行が議論されています。国においても、6月6日にスポーツ庁、8月9日には文化庁の各有識者会議が、部活動の担い手を教員から地域人材へ移行するよう提言いたしました。

公立中学校の運動部の地域移行についてスポーツ庁の有識者会議がまとめた提言では、2023年度から2025年度までを「改革集中期間」に位置づけ、自治体などに対し、まずは休日の部活動から段階的に地域の民間スポーツ団体などに移行するよう求めています。

実現に向けた課題としては、受皿となるスポーツ団体や指導者の確保に加えて、経済的に困窮する家庭に活動費用を援助するための財源の捻出などが挙げられています。

一方、吹奏楽部など公立中学校の文化部活動の地域移行に関する文化庁の有識者会議の提言では、運動部と同様に2023年度から改革集中期間と位置づけ、2025年度末までに休日の活動を学校から地域の民間事業者等に移行するをいたしました。国は、2023年から2025年度末まで調整する期間を設けていますが、県内における部活動の地域移行に向けたモデル事業の取組状況

について、教育長にお伺いいたします。

壇上での最後の質問でございます。がん教育でございます。

子供たちのがんの正しい知識を身につけてもらおうと、全国の学校現場で「がん教育」が広がっています。中学校では昨年度から、高校でも今年度から全面的に始まっています。

年間100万人のがんと診断され、国民の2人に1人が一生のうちに罹患するがんは、まさに国民病でございます。

がん教育の推進については、2006年のがん対策基本法の制定を主導してきた公明党が、繰り返し重要性を訴え続けました。ようやく、政府が2018年3月に閣議決定した「第3期がん対策推進基本計画」（2017年度から2022年度）で、「地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める」と記され、新学習指導要領にも盛り込まれました。

がん教育が中学、高校で本格的に実施されていると言われていたのですが、全国の調査では、18年度に授業を実施した学校の割合は、小中学校、高等学校合わせて62%でございました。学校別では、中学校が実践率71%と高く、高校は64%、小学校は56%、ただ、外部の講師活用は8%にとどまっています。

県内のがん教育の実施状況について、教育長にお伺いいたします。

以上、壇上からの質問でございます。あとは質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。子供の貧困実態調査についてであります。

新型コロナの長期化に伴い、生活習慣や世帯収入状況が変化する中で、子供をめぐる貧困につきましても、改めて懸念される状況が生じてきております。

このため、今議会において予算をお願いしております調査を通じて、生活困窮世帯の子供に与える影響や必要とされるニーズをしっかりと把握し、きめ細かな施策の展開につなげたいと考えております。

子供の貧困という一つの切り口、視点を通じて、社会全体にどのような影響が及んでいるのかを把握、推測することができる調査になるのではないかと考えております。

この調査によりまして、生活困窮世帯等への支援に係る施策の構築に必要なデータが取得できますことから、調査結果につきましては、私を本部長とする「子どもの貧困対策推進本部」や市町村、関係機関、関係団体等で構成する「子どもの貧困対策協議会」において共有し、来年度に予定しております「子どもの貧困対策推進計画」の改定に活用してまいります。

今後とも、貧困の連鎖を断ち切るため、市町村や関係団体等と一層の連携を図りながら、子供の貧困対策に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（重黒木 清君）〔登壇〕 お答えします。ひきこもりに関する相談体制についてであります。

県では、ひきこもりに関する専門相談窓口として、ひきこもり地域支援センターを精神保健福祉センターに設置し、精神保健福祉士などの専門のコーディネーターが、電話や面接による相談対応や自宅への訪問などを行っております。

ひきこもりの方の年代や悩み、置かれた状況は様々であるため、相談対応に当たっては、福祉・教育・雇用など幅広い分野との連携を図りながら対応しているところです。

ひきこもりの子供たちに対しましては、在籍

する学校や県教育研修センターの「ふれあいコール」、県の子ども・若者総合相談センター「わかば」などを中心に対応しており、これらの機関等で構成する連絡会議において、支援内容や対応事例の共有を行うなど、関係者一体となって必要な対策に取り組んでおります。〔降壇〕

○教育長（黒木淳一郎君）〔登壇〕 お答えします。部活動の地域移行についてであります。

現在、県内のモデル事業としまして、昨年度より、運動部は小林市で、文化部は延岡市で実践研究に取り組んでおります。

小林市では、1年目は、三松中学校を対象に、市スポーツ協会から派遣された指導者により、陸上競技やバレーボールなど5つの部活動で検証が行われました。

さらに、2年目の本年度は、小林中学校と細野中学校を加え、対象を3校に拡充して取り組んでおります。

また、延岡市では、昨年度に引き続き、2か年をかけまして、旭中学校を対象に、市教育委員会から派遣された指導者による吹奏楽部での検証に取り組んでいるところであります。

次に、がん教育の実施状況についてであります。

議員御質問の、平成30年度の全国調査におきます本県の状況は、小学校では40.7%、中学校では63.8%、高等学校では50.8%、全体では49.6%でありました。また、外部講師の活用状況は5%でありました。

がん教育に関しましては、これまでは主に健康教育の一環として取り組んできたことから、学校においては、このような受け止めになったものと考えております。

現在は、学習指導要領に、がん教育は明記され、全ての中学校、高等学校の保健の授業の中

で取り組んでおります。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 それぞれ御答弁ありがとうございますございました。

子供の貧困調査について、知事のお考えは分かりました。この得た情報を今後スピード感を持って生きたものにする、ここが肝腎だと考えます。当事者は、コロナ禍の今、厳しい状況にいるわけですから、助けるシステムをつくっておいただきたいと考えます。

子供の貧困や虐待などの問題は家庭の外からは見えにくく、事態が深刻化してから分かる場合が多い。小さな兆候からでも早期発見・対応につなげるため、関係機関ごとに掌握する子供の情報を連携させ、データ分析し、役立てる試みが一部の自治体で進められています。

大阪府の箕面市が、子供の貧困対策として2017年度から運用する「子ども成長見守りシステム」は、それまでばらばらだった情報が一元化され、一人一人の状況を俯瞰して捉えやすくなったと言われております。

同システムは、学校や行政の福祉部局、児童相談支援センターなどに分散する子ども・家庭の情報を縦割りを超えて集約したデータベースを活用する。データベースでは、市内在住のゼロ歳から18歳までの子供の学力や健康・体力、登校状況、生活保護の受給有無などの情報が共有され、専任部署が定期的に分析。困窮などのリスクを抱えた子供・家庭を抽出し、関係機関を通じた見守りや支援につなげています。

分析が生かされたケースは多いとされております。急激な学力低下が認められた小学生の家庭状況を調査したところ、親が子供の世話を十分できていない実態が分かり、改善を図れた。就学援助の受給資格がありながら受けていない家庭の存在も、分析を通し掌握できた結果、受給

に至った例もあるそうです。

支援が必要な子供の見逃し防止にも効果がある。2018年下半期の時点のデータ分析で、重点的な支援が必要とされた小中学生は462人に上った。これは学校側が既に支援・見守り対象としていた数より116人多く、支援につながったという報告もあります。

切れ目ない支援で「貧困の連鎖」を防ぎたいと考えます。

そこで、関係機関ごとに保有する子供の情報を連携させ、データの分析により問題を抱える子供の早期発見に活用してはどうかと考えますが、県の考えを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 御提案の件につきましては、子供の貧困や虐待への対応に有効なデータ連携に向け、現在、デジタル庁により、全国7か所で実証実験が行われておりまして、今年度中には全国の自治体の参考になるモデルが示される予定と伺っております。

現在、県と市町村におきましては、貧困や虐待、不登校など様々な問題を抱える子供に関して、児童相談所や学校、市町村の児童福祉・母子保健部署等が構成員となります要保護児童対策地域協議会の会議等によりまして情報を共有し、支援につなげているところであります。

今後、子供に関する福祉・保健・教育等の情報を連携させ、分析・活用することで、潜在的に支援を必要とする子供を早期に発見し、より適切な支援につなげることなどが期待されますので、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 先ほど、ひきこもりに関する答弁をいただきましたが、大分県では、ひきこもりや子供・若者の不登校・ニートなどの諸問題に係る相談をワンストップで受け、サポート

する「おおいた青少年総合相談所」を設置し、年間12回ほどのケース会議を行っています。宮崎県でも、ひきこもりなどの諸問題をワンストップでサポートできる体制が必要だと考えます。検討をお願いいたします。

小中学校で不登校の児童生徒が過去最多を記録する中、文部科学省は、こうした子供たちに配慮した「不登校特例校」の設置を促進しています。

特例校のパイオニア的存在である「八王子市立高尾山学園」の取組を紹介いたします。高尾山学園は、統廃合で使われなくなった小学校を改修し、2004年に開設されました。

同学園に入学できるのは、八王子市内に居住し、年間30日以上欠席している不登校の小中学生。様々な理由で傷つき、学校に行きたくても行けなくなった児童生徒に寄り添う工夫がちりばめられているとされています。

特徴的なのが、「自由に授業を抜け出してオーケー」という独自ルールでございます。

「今日はつらいな」といった場合は、卓球台やカードゲーム、漫画などをそろえた「プレイルーム」や、スクールカウンセラーらが常駐する「相談室」などの居場所で過ごせる。

先生たちは「打倒！プレイルーム」を合い言葉に、子供たちが授業に出席したくなるような工夫を凝らしているということでございます。

それぞれのペースで学習を進められるよう、少人数教育とサポートの体制も整えられています。各学年1学級ですが、授業は習熟度に合わせて2コースに分かれており、教室には多くても10数人、ゆっくりと使えます。中学の英語、数学、国語は2～3人の教員で授業を担当し、教員免許を持つ指導補助員も加わります。

現在、小学生9人、中学生86人の計95人が在

籍。児童生徒の登校率は全体平均で約7割。卒業生の進学率は、民間のサポート校や専修学校も含めて95%超に上ります。

文科省の調査によると、不登校の小中学生数は全国で19万6,127人(2020年度)に上り、全体の2%を超えます。8年連続で増加しており、2017年度からは過去最多を更新しています。

県内も不登校の小中学生は、2020年度1,536人で過去最高。2017年度から462人も増えています。

誰一人置き去りにされない教育環境の整備に向け、特例校をはじめとする多様な学びの場の確保をしなければならないと考えますが、不登校の児童生徒に配慮した不登校特例校の設置促進が求められているようですが、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長(黒木淳一郎君) 不登校特例校の設置につきましては、不登校児童生徒数が全国的に増加する中、今年6月、国の「不登校に関する調査研究協力者会議」におきまして、今後重点的に実施すべき施策に挙げられており、現在、全国で21校が設置されております。

本県でも、議員から御指摘のありましたように、不登校児童生徒数が増加傾向にありまして、これらの児童生徒に対して教育の機会を確保することの必要性から、不登校特例校は学びの場の一つであると認識しております。

県教育委員会といたしましては、児童生徒の将来における社会的自立に向けた学びの場の確保に向けて、国や他県の動向を注視しながら、市町村に情報提供を行うなど、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 部活動の地域移行でございます。

これまで実施してきたモデル事業における課題について、教育長にお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 部活動の地域移行に向けた課題としましては、運営主体の選定や指導者の確保、会費などの負担の在り方等が課題であります。昨年度から行われておりますモデル事業におきましては、これらの課題に対応しながら活動しているところであります。

しかしながら、モデル事業終了後には、地域移行を拡充することによる新たな指導者の確保、また、指導者への謝金や保険の加入料金等の負担の在り方といった課題が挙げられております。

○河野哲也議員 部活動の地域移行の先行事例として注目されているのが、茨城県つくば市の谷田部東中学校です。

同校では18年度から、保護者らの任意団体「洞峰地区文化スポーツ推進協会(DCAA)」を立ち上げ、部活動の地域移行を進めてきました。

地域移行の主な目的は、教員の働き方改革を進めるため、1週間の部活動のうち1日を「地域部活動」としてDCAAに委任。指導者は、近くにある筑波大学の運動部の学生や、民間のスポーツクラブのインストラクターなどが担っています。外部の指導者が担当する日の参加は希望制で、毎月1,250円を会費として集めています。

教員からは、「平日の部活動指導日が減って負担軽減につながった」、保護者からは、「最初は、部活動でお金がかかるって何だろうとは思ったが、専門家に教えてもらえるメリットのほうが大きい」といった声が寄せられているようです。宮崎県に合った成功事例があればいいのですが。

スポーツ庁、文化庁の有識者会議の提言で共通しているのは、活動場所の確保のため、生徒を受け入れる民間事業者らの学校施設の利用が可能となるよう規則を改正するほか、スポーツ施設、文化施設などの利用料を安くする必要性も指摘したということでございます。

部活動の地域移行における会費負担の在り方に対する教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 公立中学校における休日の部活動の地域移行に伴い、指導者への謝金や保険の加入料金、施設利用などによる経費が発生すると考えております。

これらの経費は、国からも今後の課題として示されておりまして、もし、保護者の負担となった場合におきましても、過度な負担とならないようにすることが大切だと考えております。

そのことから、本年5月に、休日の部活動の地域移行に係る財源確保等について直接、国へ要望を行ってきたところであります。

今後引き続き、関係省庁へ要望を行ってまいります。

○河野哲也議員 がん教育でございます。

今までの教育現場では、ほとんどがんが取り上げられることがなく、知識を与えられる場がないという学校があったということでございます。学習指導要領に盛り込まれた以上、中学、高校ともに授業実施率100%を目指していただきたいと思っております。

子供へのがん教育を実施する意義として、東京大学大学院、中川恵一特任教授は、「がんは、禁煙や節酒、適度な運動などの生活習慣を見直すことでリスクを大幅に下げられる。今や、がんは全体で3分の2が治り、がん検診による早期発見・治療なら、9割以上完治する。

生活習慣を整えることと検診による早期発見が命を守る秘訣といえる。

大腸がんは日本で一番多いがんである。1年間に大腸がんで亡くなる人はアメリカとほぼ同数だ。アメリカの人口は日本の2.6倍でありながら。さらには、先進国では日本だけががん死亡数が増加している。これは日本人にがんの知識がないからだ。本来であれば命を守る上で必要なことは学校教育の中で教えるべきだ」と述べられています。

各学校におけるがん教育の学習効果を上げるためにどう取り組んでいるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） がん教育は、がんについて正しく理解したり、健康と命の大切さについて主体的に考えたりすることなどが求められておりまして、医療従事者等の専門家や、がんを経験した方々のお話を直接聞くことは、学習効果を高める上で大変有効であると考えております。

このため、県教育委員会におきましては、関係機関と連携を図りながら、学校が活用しやすい外部講師リストの作成を現在進めているところであります。

また、今後は、平成29年3月に県教育委員会が作成しました「がんに関する教育指導参考資料」に対しまして、現代の課題に即した内容や最新の情報等を取り入れるなどの見直しを行い、学校におけるがん教育のさらなる充実につなげてまいります。

○河野哲也議員 がん教育の目標は、1つ目はがんを正しく知ること、2つ目は、健康や命の大切さを主体的に考えることができるようにすることです。ですから、今、教育長の答弁にもございましたように、医師やがん患者、がん経

験者など外部講師を大いに活用していただきたいと思います。

中川教授の報告の中に、好事例が掲載されていたので紹介いたします。

香川県宇多津町は、教授が「がん教育」を行ったところがございます。がん教育を行うことで、大人世代の検診受診率が上がったそうであり、授業を受けた子供たちが親に受診を勧めていたということが分かりました。

子宮がんの検診——私こだわって今質問していますが——二十歳から対象になります。子供にとっても遠い将来じゃありません。受診率は欧米の半分だそうです。20代前半の受診率は1割台と日本は低迷しています。子供たちに広くがん教育が浸透することを望みます。

続いて、鉄道の存続についてでございます。

私ども公明党県議団は、先日、8月26日に上京し、斉藤国土交通大臣に、九州中央自動車道の早期事業化、東九州自動車道の4車線化等の要望活動を行ってまいりました。

後半の懇談は鉄道の話も加わり、大臣に九州の西と東の交通インフラの格差等を認識していただくことになりました。

鉄道につきましては、さらに令和2年度から、輸送密度2,000人未満に限定した線区別収支が公表され、利用者の減少や採算・収支を理由とした減便または廃線につながるということを強く懸念する事案になったと思います。

県内の鉄道をめぐる厳しい状況をどう捉えているか、総合政策部次長にお伺いします。

○総合政策部次長（川北正文君） 県内の鉄道につきましては、JR九州の経営状況を背景に、平成30年の大幅な減便や特急ワンマン化、駅の営業時間短縮などが実施されております。

また、先日、同社が公表した令和3年度の線

区別の平均通過人員及び収支は、新型コロナの影響により大きく落ち込んだ令和2年度に比べ、全体的に若干持ち直したところでありませ

しかし、コロナ禍前と比較しますと、依然として非常に厳しい数字となっており、楽観できる状況にはないと考えております。

そのため、県におきましては、JR九州に対し、路線維持の取組などを強く求めるとともに、沿線自治体と一体となって利用促進に努めているところであり、引き続き危機感を持って取り組んでまいります。

○河野哲也議員 経営状況が厳しいローカル鉄道の在り方を話し合ってきた国土交通省の有識者検討会は、7月25日に提言をまとめました。

ポイントは、利用者が少ない区間を対象にした「特定線区再構築協議会」の創設であります。鉄道事業者や沿線自治体の要請に基づいて国が設置し、バスへの転換を含めた運行見直しについて協議いたします。

対象となる目安は当面、1キロメートル当たりの1日平均利用者数（輸送密度）が1,000人未満としました。ただ、通勤・通学の利便性も考慮し、ピークとなる1時間に隣接する駅との間の乗客が500人を上回る場合は除外する考えも示されました。

しかし、県みやざき鉄道PR大使の——先ほど知事も紹介されましたけれども——田代剛氏が訴えたように、「鉄道は地域の足」という概念だけでは限界だと、生き残れないと。移動手段としての鉄道を「観光鉄道」にする、この考え方も大事だと私は思います。特定線区再構築協議会でも生かされることがあればと考えます。

鉄道の維持・活性化には、地域振興、観光振

興の視点が重要だと考えますが、県はどのように取り組んでいるのか、総合政策部次長にお伺いします。

○総合政策部次長（川北正文君） 県におきましては、JR吉都線及び日南線の沿線自治体とともに利用促進協議会を設置し、御当地駅弁の開発・販売や鉄道を活用した各種イベントに取り組むとともに、みやざき鉄道PR大使である田代剛氏の協力の下、高校生がガイドを務めるツアーの実施など、新たな需要の掘り起こしを行っております。

また、日南線では、平日に「海幸山幸」を貸し切る団体に対し補助を行うとともに、吉都線については、10月からの「ななつ星」の運行開始に向け、現在地元を中心に様々なおもてなしの企画を検討しているところです。

今後とも、日常的な利用促進に加え、地域振興、観光振興の視点から、地元とともにその魅力を磨き上げ、鉄道の維持・活性化につなげてまいります。

○河野哲也議員 続いて、マイナンバーカードの普及についてでございます。

特別委員会の県南調査で、都城市のDX推進の取組について調査をさせていただきました。

「誰もが恩恵を受けられるデジタル社会の実現に全力を注ぐ」と強調されている池田市長の思いが伝わる、環境整備事業の数々。行政サービスの拡充を含むマイナンバーカードの利活用の推進、都城市におけるデジタル人材の育成・確保について示唆を感じました。

都城市のマイナンバーカード普及の取組について、知事の所感をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） マイナンバーカードは、デジタル社会を支える重要な社会基盤でありまして、国が定めた「令和4年度末までに、

ほとんどの住民がカードを保有する」という目標を達成するため、県としても、全県的な広報や市町村と連携した普及啓発に取り組んでいるところであります。

そのような中、都城市は、全国の市・区で交付率第1位となっております。これは、職員が公民館等に出向いての申請手続のサポートや、子育て・おくやみ手続のワンストップ化を導入するなど、カードを取得しやすい環境の整備や利便性向上に取り組んだ結果であると考えております。

国が掲げる大きな目標に対して、様々な工夫・アイデアを凝らし、全国のモデルとなるような実践を重ね、実際に実績を残しておられることは大変素晴らしいことだと、心より敬意を表するものであります。

その他の市町村においても、こうした取組も参考にしながら、それぞれ工夫しながら取り組んでいただいているところでありまして、現在、本県は都道府県単位での交付率が日本一となっているところであります。

金子前総務大臣は、お会いするたびに開口一番、「マイナンバーカード頑張ってるね」と言っておられまして、手元の資料を見ながら、「宮崎はよく頑張っているね」とお褒めの言葉をいただいていたところであります。恐らく全ての首長に対しそのようなコメントをして、マイナンバーカード普及促進に向けて檄を飛ばしておられるんだと思います。

普及の取組をしておりますのは、総務省の自治行政局ではありますが、総務省同期が局長を務めておりまして、会うたびに「宮崎は頑張ってもらっていてありがたい」と言っております。全国的な普及促進に相当苦勞していることを感じるわけではありますが、今後とも、国や市

町村とも連携しながら、より一層の普及に努めますとともに、大事なことは、カード普及というものが最終的なゴールではないわけでありまして、マイナンバーカードを基盤として、県民誰もがデジタル技術の利便性を実感できる社会づくりを進めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 知事の答弁にありましたように、本県は、交付率が全国一だと。誰もが恩恵を受けられるカード利用を推進するために、マイナンバーカードの普及に向けて県はどのように取り組んでいるのか、総合政策部次長にお伺いいたします。

○総合政策部次長（川北正文君） マイナポイント第2弾が始まり、マイナンバーカードに対する関心が高まっていることから、この機会にカードの普及を図るため、県では、各種メディアを通じたPRや、市町村と連携した街頭啓発等に取り組んでおります。

また、全市町村を訪問し、マイナンバーカードの取組強化を依頼するとともに、交付率の低い市町村に対しては、地元スーパーでの出張申請受付を県と協力して行うなど、個別に支援を計画しているところであります。

さらに、カードの一層の普及のためには利便性向上が重要でありますので、全国知事会等を通じて、マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載や各種免許証との一体化など、カードを活用する機会の拡大について、引き続き国に要望してまいります。

○河野哲也議員 下請いじめについてでございます。

地元の支持者からの相談でした。親戚が大阪のほうで下請で仕事を受けたがトラブルっているようだ、何とかならないかと。詳しくは、塗装業をされている方で、マンション関係のまと

まった仕事をもらえたと思った矢先、受注額は変わらずに様々な変更を要求されて、材料費、人件費等で対応できなくなってしまったという内容でした。

大阪かと、少々ちゅうちょいたしました。そこはネットワーク政党公明党の真骨頂を示さねばと思ひまして、該当の市——ここはちょっと濁したいと思ひますが——の市議団団長に連絡を取りました。

大阪は、下請取引トラブルは日常茶飯事のように、市議団も年間1万件の相談事に携わっているとのことでした。

下請かけこみ寺等の相談窓口と連絡を取って、すぐ調査に入ってもらったということでした。親企業の態度が一変し、取引価格を改善してもらい事なきを得たとのことでした。

大阪府は重厚に相談窓口がありますが、本県における企業間の下請取引トラブルに関する相談窓口の設置状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 企業間の下請取引のトラブルに関しましては、中小企業庁の委託事業としまして、宮崎県産業振興機構に、議員の御質問にもございました「下請かけこみ寺」という相談窓口を設置しており、企業間取引に詳しい専任の相談員や弁護士が、問題解決に向けた無料でのアドバイスを行っております。

また、宮崎県産業振興機構では、企業間の下請取引のトラブルに広く対応するため、県内商工関係団体に下請かけこみ寺の事業内容の情報提供を積極的に行うことで、県内企業への周知が図られております。

○河野哲也議員 若者就職支援でございます。

8月6日、宮崎県就職説明会延岡会場を視察

いたしました。私は、「こんなものか」と正直思ってしまいました。もちろん、出席している若者も企業側も、お互い真剣な面持ちでありました。和やかな雰囲気でもありました。

私が視察した時間は、確かに後半部分でありましたが、1桁の参加者でした。企業ブースは、たしか50はあったと思います。

そこで、令和4年度宮崎県就職説明会の開催状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県では、県内で就職を希望する方と県内企業との出会いの場として、例年8月に大学生等の帰省時期に合わせて、宮崎県就職説明会を開催しております。

今年度も、新型コロナの影響を受けた中ではありましたが、感染防止対策を十分に講じた上で、8月6日の延岡会場を皮切りに、都城会場、宮崎会場で開催し、参加者数は、延岡40人、都城70人、宮崎73人の合計183人となっております。

また、参加企業数につきましては、延岡51社、都城62社、宮崎42社の合計155社となっております。

なお、本年2月には、コロナ禍以前は東京、大阪、福岡で開催しておりました「宮崎県ふるさと就職説明会」をオンラインで開催いたしまして、451人の参加がございました。

○河野哲也議員 答弁によりますと、オンラインの参加も多かったということですが、私の息子も神奈川のほうで就職説明会の説明責任者になったようで、様子を聞いてみたら、やっぱりSNSによる情報提供がほとんどで、都会でも説明会になかなか来なくなっているという話を聞いたところでございます。先ほども、参加企

業は、例えば延岡でも50社を超している。内容を見ると、中堅企業がしっかり来ていただいていた。そのように、人材確保のために県内企業も、貴重な出会いという認識の中で、少しでも多くの若者にチャンスがあるように、県は取り組んでいただきたいと思います。

県の就職説明会の課題と今後の取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県が実施しております就職説明会は、近年の有効求人倍率の上昇や、民間会社によります求人情報の充実等に加え、新型コロナの影響もあり、参加者数が減少傾向にございます。

しかしながら、人手不足感のある県内企業からは、例年、多くの参加申込みをいただいております。また、昨年度実施しました参加者へのアンケートでは、8割以上が「満足」または「どちらかと言えば満足」と回答されております。

県といたしましては、人口減少の加速化に伴い、人材確保が県内企業にとって今後ますます重要となる中、就職説明会は、県内企業と求職者との貴重な出会いの場でありますので、今後とも、労働局や関係機関と連携しつつ、開催方法の検討やさらなる周知広報の工夫を重ね、より多くの参加者に御来場いただけるよう取り組んでまいります。

○河野哲也議員 木材の利用促進についてでございます。

本県は杉素材生産量31年連続日本一です。30年を超えているんです。農林水産省が発表した「令和3年木材統計」によると、193万1,000立方メートルで全国の約15%を占めています。

一昨年末から世界的な木材不足による木材価格が上昇し、「ウッドショック」と呼ばれる事態が生じています。

輸入材の代替として国産材への期待が高まる中、製材品の7割を県外に出荷している本県は、国産材供給のトップランナーとして、しっかりと役割を果たしていただきたいと思いません。

関係者の声としては、「現在、再造林率が下がっている。日本一を取り続けるには、この率を下げることなく向上させていく」と奮起されていました。

杉素材生産量31年連続日本一についての知事の受け止めをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の杉素材生産量が31年連続日本一を達成しましたことは、全国トップクラスの生産基盤はもとより、どんな厳しい状況にあっても、将来を見据えて次世代への森づくりに長年にわたって取り組んでこられた先人のたゆまぬ努力のたまものであると考えております。

今後とも、この偉業を継続していくためには、本県が誇る豊かな森林資源を未来に引き継いでいく必要があります。また、「伐って、使って、すぐ植える」資源循環型林業の実現が大変重要であると考えております。

そのため、再造林の効率化・省力化や、林業・木材産業を支える担い手の確保・育成、木材の生産・加工・流通改革に取り組むことはもとより、出口対策として、非住宅分野への県産材利用の促進など、木材の需要拡大にも積極的に取り組んでまいります。

私は、この木材供給という産業面での重要性に加えて、国土保全や防災といった面での役割、さらには、気候変動問題に対応した地球規模での環境貢献といった面があるわけでありまして、誇りと自信を持って木材、森林、林業のトップランナーとして役割を果たしていくべき

ものと考えております。

50年先、100年先も豊かな森林が県土に広がり、将来にわたって林業・木材産業が発展していけるよう、資源循環型林業を推進するとともに、この先も素材生産量日本一を続けることによりまして、我が国を代表する木材供給県としての役割をしっかりと果たしてまいります。

○河野哲也議員 県内を見ますと、内装や外装に県産材を活用した、全国でも珍しい木造・木質の映画館が宮崎市に誕生しました。また、J3に参入したテゲバジャーロ宮崎の本拠地ユニリーバスタジアム新富では、座席やコンコースの床材に木材が使われています。

ところで、令和3年度の本県の県有施設における木材利用の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県有施設の木材利用につきましては、副知事をトップに、関係部局長で構成する「県産材利用推進委員会」において、建設予定施設の木造化・木質化について、施設ごとに具体的な検討を行うこと等により、全庁的な取組を推進しております。

令和3年度の木材利用の実績は、木造施設では、県立みなみのかぜ支援学校の教室棟の増築や、ひなもり台県民ふれあいの森のキャビンなど5件で、非木造施設では、内装木質化での利用が県立宮崎病院など3件であり、木材使用量は合計で約214立方メートルとなったところであります。

今後とも、関係部局と連携し、県有施設の木造化・木質化に取り組み、さらなる木材の利用拡大を図ってまいります。

○河野哲也議員 一つ要望でございます。

県内に木造の中高層建築物を誕生させたいなど。耐火性能・強度に優れたCLTなど挑戦す

る事業所が県内にもっと増えるといいかなと思います。学校は、今、更新時期ではないんでしょうか。建て替え時には木造がいいなと考えています。

最後の質問でございます。有機農業でございます。

本県で有機農業といえば「綾町」だと言えますが、本県の有機農業の実態について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 有機農業は、化学肥料や化学農薬を使わない安全で環境に優しい取組として、全国的に拡大しております。

本県の有機農業の先進地であります綾町では、令和2年度に11戸の農家が20ヘクタールの農地で露地野菜を栽培しており、これらの生産物は、町内の直売所や県内外の大手量販店でも販売され、安全安心を求める消費者からは高い評価を受けております。

また、お茶につきましては、近年の海外における安全安心な有機農産物への嗜好の高まりにより輸出が拡大しており、これに伴い県内各地でも有機栽培への転換が進んでおります。

なお、農林水産省が全国の有機JAS認証面積を公表しておりますが、本県の令和3年の面積は431ヘクタールで、全国第4位となっております。

○河野哲也議員 国は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現するため、「みどりの食料システム戦略」を策定しており、本戦略では、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%拡大するなど、8つの目指す姿を掲げるとともに、目標達成に必要な取組方向等が示されています。

私は、この戦略にある理念や取組の方向性と連動しながら、本県の有機農業を推進していく

ことが必要ではないかと考えております。

そこで、みどりの食料システム戦略を受けて、県はどのように有機農業を推進しているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 国の「みどりの食料システム戦略」を受け、県では、第八次農業・農村振興長期計画に掲げる、グリーン化に向けた温室効果ガスの削減や、化学肥料・農薬の低減といった、環境に配慮した取組について、本年3月に、「みやざき農水産業グリーン化推進プラン」として取りまとめたところで

県では、これまで関係団体と連携した「宮崎県有機農業連絡協議会」を中心に、技術の実証や有機JAS認証取得に向けた講習会の開催などを行ってきましたが、今後は、これらの取組に加え、有機農業の指導者の育成や、新たに有機農業に取り組む農業者への支援、販路拡大への支援など、有機農業の拡大に向け取り組んでまいります。

○河野哲也議員 具体的に県内で動いているところがあるのではないのでしょうか。

みやざき農水産業グリーン化推進プラン策定後の県内の有機農業の動きについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 現在の県内の有機農業の動きといたしましては、綾町が、有機農業への転換を目指す農業者を対象とした研修体制の構築に向け、取り組まれています。

また、高鍋町と木城町が共同で、有機農業確立に向けた技術の検証等に取り組むとともに、有機JAS認証機関としての認可を受けるため、国への登録を申請されています。

県といたしましては、今般の肥料価格高騰などにより、化学肥料を使用しない有機農業への

関心が高まっていることから、これらの動きを加速化し、有機農業の取組拡大に努めてまいります。

○河野哲也議員 以上で全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時0分再開

○二見康之副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党日向市選挙区、西村賢です。本日も傍聴いただき、ありがとうございます。

河野知事は、知事就任後から「日本一の子育て・子育て立県」を掲げ、県民全体で子供と子育て家庭を応援する「未来みやざき子育て県民運動」を展開し、時には知事自ら料理教室やシンポジウムに参加するなど、努めて子育て支援活動の先頭に立ってこられました。

子供の健全育成は、本県のみならず日本にとっても最重要課題ではありますが、長期のコロナ禍での教育・保育現場の状況、親の収入減による子供の貧困や虐待問題など、子供たちや子育て家庭を取り巻く環境は年々厳しい状況になっているように感じます。

現に、コロナ禍での婚姻率や出生率は下がり続け、今年上半期の出生数の速報値は全国で前年比5%減の38万4,942人。宮崎県では6.3%減の3,680人。長期のコロナ禍はこの日本の少子化を加速させ、ゆゆしき事態となっています。

そのほかにも、男女ともに生涯未婚率の増加

の問題などもあり、若い世代に結婚や子育てに対しての夢や希望を与えていくことも重要であります。

そこで知事は、長期のコロナ禍で影響を受けた現在の子育て環境や出生率の低下について、どのように考えているのか。

また知事は、4期目を目指すことを表明されました。令和5年はこども家庭庁も創設され、子供を取り巻く環境に対しての政府の対応も大きく変わってきます。これまで12年間の知事経験を生かした今後の子育て支援策や方針などがあればお示しいただきたいと思えます。

以下、質問者席より質問を続けます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

長引くコロナ禍の影響によりまして、出会いの機会の減少や、将来の不安などから、結婚や妊娠を控える傾向が見られ、さらなる出生率の低下が懸念されるとともに、子供の貧困や虐待といった子育て環境の悪化にもつながりかねないことに強い危機感を持っているところであります。

子育ては誰もが初めて経験する取組でありまして、私自身、3人の子供の父親として、子育てをしてきた中で不安を感じることもありましたが、それ以上に楽しさや喜びを感じ、また自分の人生の広がりも実感したところであります。こうした経験の中で、知事就任の1期目に「未来みやざき子育て県民運動」を提唱し、結婚サポートセンターの設立や、市町村長と連携した「子育て応援宣言」等の取組を通じ、県民全体で子育てや子育てを応援する機運の醸成を図ってまいりました。

また、九州地方知事会の取組としまして、父

親の育児参加を促すような動画の作成などにも取り組んできたところであります。

人口減少社会の中で、少子化対策は、本県が持続的に発展していく上で最も重要な課題の一つであります。

このため、今議会で提案しております長期ビジョン案の中でも、「将来の人口安定化に向けた社会づくり」を掲げたところであります。今、コロナ禍の中で、気持ちの上でも多少ブレーキがかかっている部分があるかもしれませんが、これはいずれ解消される状況にあらうかと考えておりますので、県として取り組むべきは、適切なアクセルというものを引き続き踏み続けていき、子育てを楽しいと感じられる宮崎づくりに向けて必要な施策の展開を図ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 関連して、福祉保健部長に伺います。

宮崎県は離婚率が高く、こども家庭課の調査によれば、離婚によるひとり親世帯のうち90%が母子世帯となっており、母子世帯全体の57%が年収200万円以下という状況であり、子供の養育費を受け取っている母子世帯は17%という状況です。

いわゆるシングルマザーは、勤務のしやすさ、育児のしやすさから、融通の利く非正規雇用で働けるサービス産業従事者も多く、長期のコロナ禍の影響で、仕事や収入の減少に拍車をかけたのではないかと危惧しています。

また、コロナの影響により生活が苦しくなった方が借りた生活福祉資金の貸付金の返済も令和5年1月から始まり、返済に対して不安を抱えている人も多いのではないかと思います。

そこで、相談業務の状況や支援体制も踏まえて、コロナ禍における生活に困窮するひとり親

家庭の現状について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 県と市では、各福祉事務所の母子・父子自立支援員を中心に、ひとり親家庭からの相談対応を行っておりますが、新型コロナの影響による休業や、陽性となった子供の看病のため、仕事を休まざるを得ない等、様々な相談が寄せられており、ひとり親家庭の現状は、経済面や生活面で困難な状況にあるものと認識しております。

このような中、県では、低所得の子育て世帯への給付金や生活福祉資金特例貸付等により、ひとり親家庭への支援を行っております。

なお、生活福祉資金特例貸付につきましては、今後、返済が始まりますが、返済にお困りの方に対しましては、福祉事務所の相談窓口で家計改善の相談等に応じていくこととしております。引き続き、ひとり親家庭の支援をしっかりと行ってまいります。

○西村 賢議員 よろしくお願ひいたします。

次に、行政改革の観点から2点伺います。

新型コロナウイルス対策を行う際に、日本の行政のICT化が遅れていた実態が明らかになりました。専門家から多くの指摘もありました。

その中で、都道府県、あるいは市町村が活用する行政ソフトの非効率性、高コスト問題も明らかになってまいりました。特に行政ソフトにおけるベンダーロックイン問題が、独占禁止法への抵触も含めて問題視されています。ベンダーロックインとは、システム導入時の納入企業が、その後も維持管理という既得権で継続して長期受注することで、維持コストの高コスト化が問題となっています。

県行政でも、ICTシステムの導入が多岐の

分野にわたり、提案企業側からの言い値ではなく、適正な導入価格や維持コストへの対策にどのように取り組んでいるのか、また、その取組がコストカットにどの程度寄与しているのかを、総合政策部次長に伺います。

○総合政策部次長（川北正文君） ベンダーロックインにつきましては、一般的には、導入したシステムの独自の規格や機能により、改修や更新の際に、他事業者が参入しづらいことや、保守費用の高止まり等の課題があると言われております。こうした課題への対応を含め、導入時のみならず、改修や更新までを見据えた上で、システム調達を行うことが重要であります。

このため県では、発注時の仕様書を汎用性の高いものにするためのガイドラインを整備するとともに、IT企業勤務経験のある任期付職員を採用し、各システムの発注方法や構成、見積内容等について、専門的な視点で確認・点検を行い、適正化を図っております。

このような取組により、令和3年度におきましては、当初の予定額から年間約2億3,000万円の費用が削減されたところであります。

○西村 賢議員 次に、新電力導入について伺います。

2016年、電力自由化されて以来、少しでも行政コストを下げるべく、県施設や学校施設などで電力を入札して、コスト縮減を実現してきました。しかし、近年の石油価格高騰やウクライナ情勢の悪化により、多くの新電力会社は売値より高値での電力購入を強いられ、電力自由化以来誕生した700社近い新電力会社のうち100社程度が、倒産あるいは自主廃業に追い込まれています。

報道で御存じのとおり、日向市では、市内小

中学校16施設で電力の供給を受けていた新電力会社が4月末で事業を撤退した影響があり、同施設の電気料金が最大で当初予算の約2倍まで膨らむ可能性がある」と発表いたしました。

電力供給を維持するための最終保障供給制度では、九電から通常料金の2割増しで電力供給を受けることとなります。今年度の同施設における電気代の当初予算は3,300万円でありましたが、今年度末まで同制度を利用した場合、試算では新たに3,870万円が必要になるとのことです。

新電力の導入を否定しているわけではありませんが、安く上げるつもりが、2倍以上ものコスト増になっていることは、住民に説明責任を果たす義務があると考えます。

宮崎県の新電力導入の状況はどうか、また、現在の入札状況と併せて、総務部長に伺います。

○総務部長（渡辺善敬君） 県におきましては、現在、教育委員会、県警を含め、おおむね庁舎ごとに128件の電気需給契約を昨年10月から今年9月までの期間で締結しておりますが、このうち15件をいわゆる新電力会社と契約しております。

次に、今年度の入札の状況につきましては、今年10月から1年間分の入札を8月に実施したところ、全施設において、応札者が全くいない入札不調となっております。

○西村 賢議員 不調ということで、新電力と契約した県の施設は、今後どのような契約を電力会社と行うのか。また、これまでと負担がどう変わっていくのかを、総務部長に伺います。

○総務部長（渡辺善敬君） 今回の入札不調を受けまして、10月以降の電力調達については、現在、新電力会社と契約している施設も含め、

次の2つのプランいずれかで契約を締結する必要があります。

1つ目が、電力の供給先がない場合に、九州電力送配電株式会社が最終的な供給の義務を負う「最終保障供給」、2つ目が、九州電力送配電株式会社の新プランで、30分刻みで料金変動する「市場連動型プラン」です。

いずれのプランも現在より割高ですが、両者を比較して、過去の電力の使用実績からより低い額になると見込まれる「市場連動型プラン」での契約を、法令の手續に基づき随意契約で締結する予定です。

現在、九州電力では、料金単価が固定の標準メニューの早期再開に向けて検討していると伺っておりますので、このような動きも注視し、引き続き、少しでも安い額で契約ができないか検討してまいります。

○西村 賢議員 次の質問に移ります。人口流出をどう食い止めるか。現在、優秀な人材を確保したい大企業が新卒初任給を大幅に増やす、または賞与を上積みして人材流出を防ぐというニュースが報じられました。

企業名は出しませんが、大卒初任給を22万円から42万円にする企業や、賞与を30万円上乗せした企業もありました。これまでとの桁違いの報酬や条件を出し、人材確保に努めています。大企業の少ない宮崎県や地方にとっては、さらなる人材流出につながりかねません。

また、都市政策でいえば、福岡市では「天神ビッグバン」と呼ばれる都市計画が実行され、特区制度により、ビルの高さ規制の緩和で高層ビル建築が進んでいます。

また、東京都をはじめ、全国の地方都市の一部では、都市再生特別地区を設け、建築物の法定以上の容積率緩和を実施するなど、都市部に

ますます人が集まる施策が進んでいます。

国も大都市部への人口集中は問題視しつつも、一方では規制緩和を進めているやり方には矛盾を感じます。

一方で、私にとって衝撃でしたが、2021年総務省消費者物価地域差指数によれば、宮崎県の家賃などの住居費は、全国平均を100とした場合に90.8ポイントで、熊本県、長崎県に次いで九州管内で3番目に高く、全国47都道府県で22番目の高さでありました。物価が安いことで知られる本県の家賃などの住居費が、実は安くはなかったということになります。

宮崎県の土地取引価格は安いのに、鹿児島や福岡県よりも住居費が高い、その一因は、都市計画法で定める容積率が低く、建築面積当たりのコストが高いことにあるのではないかと、また、実情に合わない市街化区域と調整区域を区分する、いわゆる線引きなどの土地利用の規制が一因ではないかと考えます。

本県の将来人口減少を少しでも食い止めていくためにも、県北地域においては、昭和の高度成長期に設定された日向延岡新産業都市計画区域における線引き区域を廃止することも、十分に現実的ではないかと思えます。

都城・三股地区では、既に線引きが廃止され、企業誘致や人口減少を食い止めている印象が私の中ではありますが、この件について、県土整備部長の考えを伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 都市計画区域における線引きにつきましては、都市計画法に基づき、都市の現況と将来の見通しを把握するために、おおむね5年ごとに行う「都市計画に関する基礎調査」の結果や関係市町村の意見を踏まえ、県の都市計画審議会での審議を経て、国の同意を得た上で定めることとされておま

す。

線引きを廃止しますと、これまで市街化を抑制していた区域における無秩序な開発や、市街地の空洞化が懸念されることから、慎重に判断する必要があります。

議員御質問の日向延岡新産業都市計画区域におきましては、最新の基礎調査の結果や、関係する2市1町の意向も踏まえ、当面、線引きを継続すべきと考えております。

今後とも、地域の実情等を十分に勘案し、市や町と連携・調整を図りながら、適切に対応してまいります。

○西村 賢議員 また、先ほど申し上げたとおり、全国の都市部では、都市再生特別地区を設け、建築物の法定以上の容積率緩和を実施しています。本県では、そもそも容積率を法定上限まで使っていないケースも多いと聞きました。

住宅建築可能な用途地域の容積率を緩和することも検討する必要があると思いますが、その点について、県土整備部長の考えを伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 建築物の容積率につきましては、建築基準法に定められた範囲内で、市町村が用途地域と併せて設定するものであり、国が示す都市計画運用指針では、市街地における建築物の密度や高さ、敷地の状況、道路の整備状況等を勘案して、適切に定めることとされております。

容積率につきましては、法律の範囲内で緩和することは可能ですが、当該地域のみならず、周辺地域の土地利用や環境などにも影響を及ぼすものであることから、慎重に議論を重ねる必要があると考えております。

県といたしましては、今後とも、地域の実情に応じた適切な土地利用が図られるよう、関係市町に対して助言を行ってまいります。

○西村 賢議員 この手の質問をしますと、国や県は、人口が増えれば市街地拡大などの開発を認めると言いますが、実際は、開発できないから企業も増えない、家も建てられない、家賃も高い、人も残れないのではないかと私は思います。人口減少に苦しむ地域こそ、実は規制緩和を進めるべきであると私は考えます。

知事には、この質問で申し上げたこと、問題点、矛盾点があれば、ぜひ知事会等を通じて国に訴えていただきたいと要望申し上げます。お願いいたします。

次に、インバウンド、観光振興について伺います。

インバウンドの再開に向け、政府は、外国人観光客の入国制限を2万人から5万人へと緩和し、また、コロナ検査等も緩和して、少しずつ外国人観光客が戻りつつあります。

県内にも、これまで外国人観光客をターゲットにしてきた飲食店やホテル・旅館、またゴルフ場などもあり、早期の海外誘客を望む声が高まっていますが、現在、国内では比較的大きな空港や過去実績のあった空港のみが受入れを再開しています。

宮崎空港発着の海外航空路線の再開はいつになるのか、国や航空会社、旅行会社への働きかけの状況はどうか、総合政策部次長に伺います。

○総合政策部次長（川北正文君） 地方空港における国際線の再開は、国において決定されることとなっており、コロナ前の入国者数が多かった空港から順次再開されている状況にありますが、現時点において、宮崎空港の再開時期については示されておられません。

このような中、県におきましては、ソウル線及び台北線を運航する航空会社への要望活動を

はじめ、韓国の旅行会社等を直接訪問するなど、路線再開に向けた働きかけを行っているところであり、航空会社からも、宮崎空港での受入れ体制が整い次第、運航したいとの意向を伺っております。

本県にとりまして、国際線は、観光をはじめとする交流拡大や県内経済の発展に大きな役割を果たしていることから、宮崎空港の国際線の日も早い再開に向けて、国への要望を行うなど、積極的に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 もし再開となった場合のC I Q体制及び入国者の新型コロナ検査体制は、受入れ再開決定後は速やかに対応できるのかを、総合政策部次長に伺います。

○総合政策部次長(川北正文君) 国際線が再開された際のC I Q体制につきましては、関係機関を訪問し、情報収集に努めているところですが、福岡検疫所宮崎空港出張所によりますと、再開している空港では、入国時の検疫手続において、ワクチン接種証明や健康状態の確認などに多くの人員が必要となっており、宮崎空港の場合も同様に、人員確保が課題であると伺っております。

また、入国者への新型コロナの検査体制につきましては、国の指導に従って、空港内での検査スペースや動線の確保などが必要になると伺っております。

県といたしましては、このような情報を基に、C I Qを所管する関係機関や宮崎空港ビルなどと連携し、必要な受入れ体制の確保に向けた準備を進めてまいります。

○西村 賢議員 長期のコロナ禍で観光産業は冷え込み、宿泊業、飲食業、お土産屋さん、バス・タクシーなど様々な産業に影響がありました。県の支援策の中でも特に効果的であったの

が、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンではないかと思えます。

宿泊費割引などのお得感があり、遠出せずに手軽に県内ホテルを利用した方も多いのではないかと思います。まず、このジモ・ミヤ・タビキャンペーンの県内経済効果はどの程度あるのかを、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(横山浩文君) 昨年6月から実施しておりますジモ・ミヤ・タビキャンペーンにつきましては、昨年度末までの利用実績は、宿泊割引が約50万6,000人、日帰り旅行割引が約3万6,000人となっております。特に昨年11月と12月には、宿泊の稼働状況を表す指数が全国1位となり、コロナ禍で厳しい状況にある県内観光の需要回復と観光産業の下支えにつながったものと考えております。

また、旅行会社や宿泊施設などを通じてキャンペーンを利用した県民や隣県等の方々から、本県のよさを再認識したとの声が寄せられており、今後の誘客促進にもつながっているのではないかと考えております。

○西村 賢議員 ジモ・ミヤ・タビキャンペーンの利用が広がったことで、今後は、この宿泊割引などが終了した後に、宿泊客の減少などの反動も心配されます。その対策はどうなっているのかを、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(横山浩文君) ジモ・ミヤ・タビキャンペーンは、国の補助事業であります県民割支援を活用しながら、9月30日の宿泊分まで実施することとしておりますが、国では、県民割支援の終了後、観光需要が大きく落ち込まないよう、全国を対象とした旅行需要喚起策「全国旅行支援」を新たに開始し、割引率を段階的に引き下げるソフトランディング措置を講じる方針を示しております。

このため、県としましては、国の動向や新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、全国旅行支援を活用するとともに、本県の強みを生かした誘客対策にしっかりと取り組むことにより、ジモ・ミヤ・タビキャンペーン終了後の旅行需要の喚起を図ってまいります。

○西村 賢議員 また、今さらではありますけれども、現在、九州内に利用拡大されているジモ・ミヤ・タビキャンペーンであります。このエリアに沖縄県が入らないのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） ジモ・ミヤ・タビキャンペーンは、国の補助事業を活用して実施しており、キャンペーンの対象範囲を拡大するためには、各県が相互に同意することとされております。

沖縄県では、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえまして、キャンペーンの対象を沖縄県民に限定して実施しており、現時点では、九州各県に拡大しない方針でありますことから、本県のジモ・ミヤ・タビキャンペーンにつきましても、九州の他県と同様、沖縄県は対象外としていたるところでございます。

○西村 賢議員 次の質問に移ります。

コロナ禍以前からペットブームはありましたが、さらにこのコロナ禍で、ペットを飼う人が増えたということも聞きました。ペットを家族の一員として旅行やアウトドアに連れ出す人も増えています。

今年就航した宮崎カーフェリーの新船でも、ペットと一緒に泊まれる部屋やペットが預けられるスペース、ミニドッグランも設けられ、海を渡り、共に旅ができるようになっていきます。

そこで、最近では、私のところでも、「宮崎でペットと泊まれるホテルが少ない」「ペット

と同伴できるカフェやレストランが少ない」という声を聞くことが増えました。旅行雑誌やネット検索でも、宮崎県内ではペット同伴に対応しているホテル数も少なく、カフェ・レストランなども少ない状況です。

担当課に聞きますと、レストラン等では衛生基準はあるものの、ホテル・旅館に関しては特段の規制はないということで、経営者の方針次第とも言えますが、今、ホテルや旅館、また外食産業の方々は、投資する余力がない方も多いのではないかと思います。

ペットと泊まれるホテル・旅館の増加、またペット同伴できるカフェやレストランの増加は、本県の観光産業の裾野を広げて、新たな誘客につながるのではないかと思います。県の支援策は考えられないのか、商工観光労働部長に考えを伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） コロナ禍におきまして、犬や猫の新規飼育頭数が増加傾向にある中で、愛犬家の多くがペット連れの旅行に強い意欲を示すなど、ペット同伴の観光に対するニーズは高まっていると考えております。

一方で、ペット同伴の観光客を受け入れるためには、宿泊施設はもとより、食事や休憩、移動等の様々な場面において、設備や衛生面への対応、ペットが苦手な方への配慮など課題も多いことから、現在、県内で受入れ可能な施設は限定的なものになっていると考えております。

このようなことから、県といたしましては、ペット同伴の観光の推進につきまして、今後、宿泊事業者をはじめとする観光関係事業者や市町村との意見交換を行うなどにより、どのような支援が必要なのかを含め検討してまいります。

○西村 賢議員 次に、教育関連について質問いたします。

近年、SNS等を通じて投資詐欺の被害者になる若者が急増しています。SNSには、多くの「副業で投資活動」や「副業で収入アップ」など違法すれすれのグレー広告があふれ、また、SNSのダイレクトメッセージ機能を使って勧誘され、大人でも投資詐欺や犯罪に巻き込まれる事例もあり、中には消費生活センターのような相談機関に相談しても解決できず自殺に至るケースなどが報道されています。

そこで、将来のある若者たちに、そのような投資詐欺などの被害に遭わないよう金融リテラシーに対する理解力を若い時期に持たせることが必要であると考えます。

ボランティアで金融教育を行っているファイナンシャルプランナーに伺ったところ、大人でも都会のマンション投資など、住んだこともない土地の物件投資を簡単に契約しているケースもあり、相談を受けたときに、そんなうまいもの話があるわけないと首をかしげることも多いとのこと。さらには、教育現場にはそのような金融知識を豊富に持つ人材が少なく、教育現場としても金融教育自体、導入に戸惑っているのが現実であるとのことを行いました。

このように、大人でも判断が難しいわけですが、本県の中学生、高校生向けの金融教育の現状と教育長の認識について伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 金融に関する教育につきましては、成年年齢が18歳に引き下げられ、これまで以上に若者が詐欺等の被害者にも加害者にもなることが想定される中、より早い段階から実践的な教育を行うことが重要であると認識しております。

現在、中学校では、家庭科や社会科におきま

して、消費者被害の実例や消費者保護の仕組みなど、基礎的な学習をしております。また、高等学校では、金融の仕組みや契約の意義、家計管理や生活設計も含めまして、適切な判断力や行動力を身につけられるような学習に取り組んでおります。

今後は、家庭や外部の専門機関との連携を深めるとともに、教員の課題を把握し、資質を向上させる研修の充実を図るなど、金融に関する教育をより一層推進してまいります。

○西村 賢議員 若者がこういった犯罪に巻き込まれるケースというのは非常に心苦しいものもありますし、また、警察当局の御協力も必要かと思えます。本県の子供たちをしっかりと守っていけるような教育の充実をよろしくお願いいたします。

次に、「国際バカロレア教育プログラム」を御存じでしょうか。世界基準・世界共通の教育システムで、日本では、令和3年に閣議決定された「成長戦略2021」において、国内における国際バカロレア認定校を2022年度までに200校以上にすることを目標としています。

現在、国内でも、この国際バカロレア教育プログラムを実施している小・中・高等学校、インターナショナルスクールは増加しており、現在177校が認定されています。広島県や高知県などでは、公立学校で導入されている県もあります。

私は、広島県にある私立の英数学館小学校と高等学校を訪問させていただきました。じかに、その授業の様子やバカロレア教育についてのレクチャーをいただきました。

小学1年生から、授業は英語と日本語で半々の授業。学年が進むごとに、ほぼ英語の授業へとシフトしていきます。授業内容は、先生が正

解を教えるのではなく、生徒自らが考え出し答えを見つける指導がなされ、個人個人が様々な考え方や意見があることを感じ取り、多種多様な考え方を子供たちが理解していきます。

高校卒業時に当たる年齢で、バカロレア共通試験での点数によって大学に進学することができ、現在、日本の国立大学でもバカロレア入学が広がっています。また、同様に世界中の大学に進学することもできます。

英語で授業ができる教諭の確保やバカロレア認定を受ける費用、維持コストなど課題も多くありますが、これからの宮崎県の子供たちに選択肢を増やしていくためにも、このチャレンジは必要だと思います。

本県の県立高等学校への国際バカロレア認定校設置について、教育長の考えをお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 国際バカロレアの教育プログラムは、課題発見・課題解決能力や論理的思考力、コミュニケーション能力等の習得に資する内容となっていることから、県教育委員会では、これまでも、認定校の取組の視察やカリキュラムの研究を行ってまいりました。

一方で、国際的な視野を持ち、グローバルに活躍できる人材を育成する観点から、国際バカロレアの認定校となるための審査要件も非常に厳しく、専門的指導者の養成や施設整備等の課題、学習プログラムの特殊性や、卒業後の進路が限定される等の問題点もあることから、現在のところ設置にまでは至っておりません。

しかしながら、価値のある取組であることから、今後とも情報収集を行ってまいります。

○西村 賢議員 広島県では、河野知事もよく御存じでしょう、湯崎知事の熱い思いで国際バカロレア認定校の公立校が誕生したと聞きまし

た。困難はあるでしょうが、トップのやる気で実現できると思います。

宮崎を担う子供たちのため、河野知事、黒木教育長には、実現を諦めずをお願いしたいと思います。

次に、吹奏楽部や合唱部など音楽系の部活動に対しての質問を行います。

娘が合唱部で活動しているために、初めて県の合唱コンクールというものを見に行きました。その際に、出場する学校の地域バランスが偏っていると感じました。吹奏楽部や合唱部は、いわばチーム編成が必要であり、複数の生徒が必要になります。地域に偏りがあることは、生徒の選択肢を狭め、大会出場の可能性も失います。

このことにつきまして、かねてより問題視している県北の音楽関係者の方々に話を伺いました。その理由に、「音楽の専門課程を出た指導力のある音楽教諭が少なく、偏っているのではないか」「子供たちが、学校カリキュラムの影響などで、生演奏を聴く機会が少なくなっている」などの意見を伺いました。

音楽は、音楽教室などで一人でも習い始められる部分もありますが、学生にとっては、部活動を通して複数で練習し、一緒に取り組むことで心身ともに成長することに大きな意義があると考えます。

今回は、中学校の活動に絞って伺いたいと思いますが、まずは、吹奏楽部、合唱部の地域偏在について、教育長の認識を伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県内の中学校におきましては、令和3年度は126校のうち吹奏楽部は84校、合唱部は2校で部活動が実施されています。

県教育委員会といたしましては、近年の少子

化による生徒数減少のため、特に小規模校の多い地域におきまして、多くの人数を必要とする吹奏楽部や合唱部などの設置や維持が困難な状況にあると認識しております。

なお、合唱につきましては、授業や学校行事など、日常的な教育活動の中で取り込まれていることもあり、このことが、合唱部の数が少ない要因の一つではないかと考えております。

○西村 賢議員 音楽の指導者が足りていないとの意見もありますが、中学校の音楽科教諭の配置状況と近年の採用状況はどのようになっていますか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 教員の採用につきましては、退職者数等を踏まえ、計画的な採用に努めております。中学校音楽科教諭の採用数につきましては、令和3年度に3名、4年度に3名を採用し、令和5年度は5名程度の採用を予定しているところであります。

教員の配置につきましては、学級数に応じた国の配当基準に基づき、県内の各学校に配置しております。中学校音楽科教諭等につきましても、100名配置しておりまして、基準上配置できない小規模校には、会計年度任用講師等で対応しております。

県教育委員会といたしましては、今後とも引き続き、音楽科教諭の人材確保と、全県的な適正配置に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 校内に指導者のいない学校や少ない地域では、外部指導者に頼ることも必要だと思いますが、音楽分野の外部指導者との協力体制はどのようになっているのかを、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、市町村のニーズに応じまして、吹奏楽部等へ部活動指導員を5名配置しており、担当教員と連携しながら、

専門的な指導や大会への引率などの業務を行っております。

その他の学校におきましては、外部指導者を独自に協力依頼し、技術的な指導の支援を受けているところもございます。また、昨年度から延岡市と連携し、モデル校におきまして、地域人材を活用した文化部活動の在り方についての実践研究を行っております。

県教育委員会といたしましては、その成果等を生かして、今後、市町村と連携を図りながら、地域からの協力体制の構築に向けて、指導者の確保等の課題に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 これを受けまして、知事に質問をいたします。本県は、国内外からすばらしい演奏家を招く宮崎国際音楽祭をはじめ、様々な音楽イベントがありますが、県民の音楽への関心は、当然ながら濃淡あります。音楽関係者からは、「関心の薄い家庭の子供たちでも音楽に触れられる機会の創出にもっと力を入れてほしい」との声も上がっています。

幼い頃から音楽や芸術に触れることは、人が生きていく上でも、その子の成長や可能性を広げるためにも重要なことだと考えますが、地域によっては音楽の指導者が少なく、本物の音楽に出会える演奏会などの機会が少ない地域も多いです。

知事は、音楽や芸術に関心が高いことは承知していますが、本県全域の子供たちが音楽に親しみ、本物の音楽に触れ合える機会の環境づくりについてどのように考えているのかを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 文化は、人々に感動をもたらし、互いに理解し、尊重し合う心を育むものでありまして、様々なものを吸収して、どんどん伸びていく子供たちに、音楽をはじめ

とする文化に触れる機会を提供し、その活動を支援することは、豊かな感性と創造性を育てる上でも大変重要であると認識しております。

県議のお子様はハーブを演奏される様子、大変素晴らしいことだと思っておりまし、自分自身のことを振り返っても、子供の頃、ピアノとチェロを少し習ったこともありますし、小学校の頃は少年合唱団にいて、また、小学校自体が上級生がトランペット鼓隊をやる学校でしたので、私自身はトランペットを少しやっておりました。やっぱりそういう体験が、音楽に対する感性のみならず、人生の肥やしになっているなということを感じております。

宮崎国際音楽祭におきまして、育てるということを重視しておりまして、県内全域から小学生を無料で招待する「子どものための音楽会」を実施しております。

また、オーケストラ公演におきます親子割の設定や、学校や保育園などの身近な場所で生の演奏に触れていただく音楽アウトリーチ事業などにも取り組んでいるところであります。

学校教育という面におきまして、国や民間団体等が主催する様々な事業を活用しながら、オーケストラや和楽器、声楽などを鑑賞したり、その中で子供たちが実際に楽器に触れる体験をしたりするなど、様々な形で芸術鑑賞に取り組んでおります。

今後とも、市町村や文化団体等と連携しながら、誰もが音楽をはじめとした文化に触れ親しむことができる環境づくりに努めてまいります。

○西村 賢議員 次に移ります。2027年に本県開催予定の国スポ・障スポ施設の建設が、県内複数箇所が始まっています。本県の国民スポーツ大会・障がい者スポーツ大会の成功を目指す

ことは当然であり、そのことに水を差すわけはありませんが、国スポ後の施設の維持管理を誰がどう負担していくのか、非常に心配になるところです。

今、建設中のシーガイアの屋外型トレーニングセンターの整備に向けて、常任委員会でも建設や維持費などについて議論がなされ、執行部からも収支計画等を伺いました。土地は無償貸与されているのに、これほど赤字補填をしなければならないのかと思いました。年月がたてば、また修繕費などもかさんでくるでしょう。

日向市では、新体育館建設に向け、市民の関心は高く、建設に向けての世論は二分しています。県は直接住民がいませんから、この議会で県民の代表として質問を申し上げますが、公共スポーツ施設の黒字化は非常に難しいことだとしても、赤字分をどのように補っていくのか。本県の10年先20年先の人口動態や進展する少子高齢化を前提にしているのか。他の分野での経済効果ももちろん大事ではありますが、そのビジョンがなければ、多額の後年度負担を次の世代に押しつけてしまうこととなります。

今、執行部席に座っておられる県幹部の皆さんのほとんどは、数年先には県庁を退職して、責任を問われることはないでしょうが、だからこそ、今の時点で、県内各地のスポーツ施設の必要性と後年の維持管理負担の責任を明確にしなければならないと思います。

国スポ後の維持管理について、コスト面も含めてどう考えているのかを、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県のスポーツ施設につきましては、令和9年度に本県で開催されます国スポ・障スポに向けまして整備が進んでおり、議員御指摘のとおり、今後の維持管理費

用は増加するものと考えております。

そのため、県教育委員会といたしましては、指定管理者と緊密に連携しながら施設の利用促進を図り、利用料金収入を安定的に確保するとともに、競技団体や関係機関の御意見を伺いながら、現有施設の取扱いについても検討を進め、可能な限り、県の負担抑制に努めてまいります。

さらに、ネーミングライツの導入など、新たな歳入の確保につきましても積極的に取り組み、施設を安定的に運営してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 これは、黒字化というのは非常に難しいことであると思いますが、どの程度の赤字が出て、それをどの程度経済効果で賄う、もしくは維持経費をどれだけ抑えていくかということ、しっかりと今の時点でビジョンをつくっていかなければ、少子高齢化が進み、人口減少が進んでいけば、恐らく、各地の使わなくなったスポーツ施設は本当に増えていくと思います。

特に国体で盛り上がっていくこの数年間の間に、そのこともしっかりと議論を尽くしていただきたいと思います。要望しておきます。

次に、警察本部長に伺います。

今年の6月末、宮崎市のデパート前交差点でのバイクの危険運転で逮捕されたニュースは、大きく報じられました。SNSなどで拡散され、多くのやじ馬が集まりましたが、幸いにして大きな事故につながらなかったことはよかったと思います。

このような二輪車の暴走行為、危険行為、迷惑行為は、宮崎市内の繁華街に限らず、日向市内でも農村部に至るまで、不快な騒音に迷惑を被っている方々は多く、自動車ドライバーや歩

行者には危険かつ脅威でもあり、日向市民からも対応の声が上がっています。

報道によれば、年間150件もの苦情が寄せられているとのことですが、このような二輪車等の暴走行為、危険行為、迷惑行為に対して、警察はどのように対処しているのかを、本部長に伺います。

○警察本部長（山本将之君） 二輪車等によります蛇行運転、あるいは信号無視などを繰り返す悪質で危険な暴走行為につきましましては、道路交通法の共同危険行為等により徹底検挙するとともに、騒音運転や整備不良などにつきましても、積極的に指導・取締りを推進しております。

特に、土日や夜間におけるイベント開催時、あるいは年末年始など、二輪車等による暴走行為が懸念される際には、所要の体制を構築して対策を強化しております。

また、検挙した違反者に対して、継続的な指導を行うとともに、運転免許の取消しや停止等の処分を行うほか、違法改造車両については、運輸支局と連携して整備命令を課すなど、再発防止にも努めているところであります。

○西村 賢議員 昼夜を問わず、騒音などで非常に迷惑を被っている住民も多く、これは聞いた話ですけれども、騒音を出す、危険運転をする若い二輪車に乗っている人たちも、自分の地元ではやらないそうです。隣町に行ったり、人が集まるようなところまでわざわざ出かけて行ってやるということを知りました。本当にいい迷惑だと思いますし、ぜひ、本部長が替わったから騒音が減ったとか、なくなったとか言われるように取り組んでいただきたいと思いません。よろしく願いいたします。

次に、細島港の振興について伺います。

細島港の南海トラフ津波対策として、現在、旭化成日向ハイポア工場では、工場の周囲に一周ぐるっと壁を造り、津波浸水対策を行っております。4.8メートルぐらいの壁を周囲に張り巡らせております。

旭化成に伺ったところ、周辺住民も合わせた人命救助、化学薬品等の流出防止、製品の供給責任を果たす役割から、マグニチュード8を想定して、3年をかけて工事を行っているとのことでした。

民間企業がこれほど津波浸水対策に力を入れる中で、細島地区に進出している国の出先機関、県の出先機関等を1か所にまとめた防災対応庁舎を造り、いざ地震や津波の際でも安全確保の後、復旧・復興の陣頭指揮を迅速に行えるような庁舎の設置は必要ではないかと考えますが、防災合同庁舎について県の検討状況はどうか、総務部長に伺います。

○総務部長（渡辺善敬君） 県では、老朽化した施設の更新に関しましては、エリアマネジメントの観点から、地域における施設の最適利用を推進することとしておりまして、更新時期を迎えた国や県の庁舎の集約化を図りつつ、地震や津波の際における復旧・復興の拠点となる施設を整備することは、有力な選択肢の一つであると認識しております。

現在、国、県、日向市で構成する「日向市における国公有財産の最適利用推進検討会」におきまして、適地調査や庁舎の在り方などの検討を進めているところであり、引き続き、国や市と連携してまいります。

○西村 賢議員 次に、本県の水素スマートコミュニティ構想について伺います。

今、世界の自動車産業は、ガソリン内燃エンジンから電気モーター利用のEVへ、さらに長

期的に見れば水素エネルギーであると、世界の先進国は、製造・運搬・貯蓄技術の研さんを競っているところです。

日本でも、トヨタがガソリン代わりに水素内燃エンジン技術を四輪で、川崎重工が二輪で確立し、大いに期待を寄せているところでありませぬ。

そのような水素活用が世界中で叫ばれる中、本県でも平成30年1月に、「みやざき水素スマートコミュニティ構想」を発表しています。構想には、水素ステーション設置などの計画策定なども書かれていますが、4年を経過し、水素社会に向けた本県の現実的な取組の内容について、総合政策部次長に伺います。

○総合政策部次長（川北正文君） みやざき水素スマートコミュニティ構想では、再生可能エネルギーを最大限利用する水素社会の実現を目指し、水素に関する県民への啓発や、太陽光を利用した水素製造など、本県の豊かな資源を生かした研究を支援しているところでありませぬ。

この中では、宮崎大学において、より低コストな水素製造装置の開発や、水素と二酸化炭素からメタンを効率的に合成する手法の確立など、実用化に向けた具体的な研究も進められております。

水素の本格的な利用には、コストをはじめ多くの課題がありますが、引き続き、大学や産業界と連携を図りながら、将来を見据えた取組を進めてまいります。

○西村 賢議員 政府は、現在、神戸港にしか設置されていない、輸送液化水素を抜き取り貯蔵する施設を、国内の港湾に複数整備する方針であることを打ち出しました。

このような施設ができればいいなと思ひますが、この政府発表に対して、県の認識はどう

か、総合政策部次長に伺います。

○総合政策部次長（川北正文君） 国は、水素について、脱炭素化の重要なエネルギーの一つに位置づけており、発電や輸送、産業など幅広い分野での研究や需要拡大に取り組んでいるところでもあります。

議員御紹介の水素受入れ港につきましては、地域における水素の将来需要や、次世代エネルギーへの転換が期待される製油所や火力発電所などの立地状況を踏まえ、複数整備する方向であるとされております。

本県における水素の需要拡大に向けては、現在、利活用に関する啓発等に取り組んでいるところであり、普及拡大にはいましばらく時間を要するものと考えておりますので、引き続き、受入れ港の整備も含めた国の動きや企業の動向を注視するなど、情報収集に努めてまいります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。しっかりと注視していただきますようお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○二見康之副議長 次は、川添博議員。

○川添 博議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。宮崎市選出、自由民主党の川添博でございます。

一般質問の機会を与えていただき、県民の皆様、そして県議会や執行部の皆様に感謝申し上げます。また、本日は傍聴においでいただき、感謝を申し上げます。

先日は、会派の視察で青森県と秋田県庁に出向きまして、子供の支援対策等について伺ってまいりました。

子供の貧困対策や様々な施策や事業が、宮崎

県を含めて3県ともほとんど同じような内容で、さらに言葉の言い回しまで同じだったのには驚きました。それぞれの県が、国の補助率の高い同じ事業を中心に行っているの、無理からぬところがございます。

3割自治と言われて、自主財源に乏しい県は特に財源や権限を握っている国の事業に頼らざるを得ず、なかなか県の独自性を出しにくいことを改めて感じたところです。執行部の皆さんも嫌というほど感じていらっしゃると思います。

知事は、「先人たちが築いてきたこの宮崎県を、100年後を見据えて、より持続可能な社会として高めて、次世代に継承していきたい」と言われました。ちなみに、人口減少社会の将来予測であります。国土交通省の推計では、現在の日本の人口約1億2,000万人は、80年後の2,100年には約4,900万人になります。そして、宮崎県の現在の人口107万人は、80年後の2,100年には何と約40万人になるとの推計が出ております。

実際には、この推計よりもさらに前倒して人口が減少していくことが予想されます。知事が言われる100年後を待たずして、80年後には県民人口は半減してしまうわけです。

さらに高齢化率も高まる中で、いかに就業人口を確保して人材を育成していくか、そして持続可能な社会をつくっていくか、また、そういった取組を次世代に継承できるか、私たちは重い課題を突きつけられております。

また、現在の政府の財源や権限、また、規制などを大幅に地方に移譲するような抜本的な改革、国の根幹から変革することが必要だと考えております。

地方税財政常任委員長であられる知事の手腕

に、大いに期待をしています。従来の地方分権から地方主権へ、憲法改正草案にも明記していただきたいものであります。

そういった思いを込めまして、通告に従い質問をさせていただきます。

まず初めに、知事の政治姿勢についてであります。

4期目の出馬を表明された知事にとって、12月の知事選挙まで残すところ、はや約3か月となりました。知事是对話と協働の姿勢で、県民の命と暮らしを守るという覚悟で、宮崎再生のために全身全霊で取り組んでこられました。知事として3期目も仕上げに入っていく中で、コロナ後、本県をV字回復させ、着実な再生へ、明るい未来を感じる道筋をより強く有権者に訴えて、理解していただく必要があります。

流浪の旅を繰り返してきた元知事の方も出馬されるやに聞いておりますので、厳しい戦いになるかと思えます。多くの県民にインパクトのある言葉で、より強く訴える、より特化した政策の主張も、私は必要ではないかと考えます。

選挙は政策を主張する場であり、その戦いでもあります。また、多くの県民も、知事にそれを期待しているのではないのでしょうか。次期知事選に向けて特に強く訴えたい政策や思いを、知事に伺います。

続きまして、もちろんたくさんの政策課題がある中で、私見ですが、宮崎は農業により特化していくべきではないかと考えております。宮崎の農業には、環境や食料安全保障、そして地域の文化、またICTを生かした技術革新など、世界に発信することができるほどの限りないポテンシャルがあることは言うまでもありません。そして何より、先人たちの血と汗と涙で

築き上げられた宮崎の農業こそが、持続可能な地域社会をつくり、次世代へ継承していくことができると思っています。

来月、鹿児島県で開催される全国和牛能力共進会は、本県畜産業にとっても最大のアピールの場であると思っております。今回の大会では、「脂肪の質評価群」や「高校及び農業大学校」といった出品区分も新設されたと聞いております。年々レベルも上がってきており、厳しい戦いだとは思いますが、コロナや物価上昇など、暗い話題が多い中、全共での活躍は明るい話題になるのではないかと、大変期待をしているところであります。

全共の3大会連続内閣総理大臣賞獲得に代表されます肉用牛をはじめ、養豚、養鶏といった本県の畜産業は、まさにこれまでの先人たちの苦勞の中で築き上げられたものであり、本県基幹産業として大きく成長を遂げてきました。その畜産業を今後、次世代にレベルアップした上で継承していかなければならないと考えます。

そこで知事に、本県の畜産業への思いを伺います。

続きまして、本県の農業産出額についてであります。

激変する世界情勢、特に世界人口の爆発的な増加やウクライナへのロシアの侵略戦争により、食料品の高騰や食料不足といった食料安全保障の問題に直面しております。

本県は、農業立県として、食料を全国各地に安定的に持続可能な形で供給していく責任があり、そのためにも、農業産出額の増額と農家の所得向上は喫緊の課題であり、より戦略的な政策が不可欠であります。

本県の農業産出額は、令和2年で3,348億円と全国第6位です。令和元年の第5位から落ちて

しましたが、これを再び5位、そして4位と、全国のより上位に上がっていくことが、本県の農業のアピールにもつながっていくと考えます。

また、新規就農者や企業参入も着実に増加しておりますが、それ以上に高齢化が進み、やめていく農家も多いのが現状であります。

農業における産業としての魅力をさらに高め、農家数を維持するためには、農家所得の向上が必要不可欠であります。そのためには、生産の拡大のみならず、流通や販売、それぞれの分野で政策を展開し、農業産出額の増加を農業所得に着実に結びつけていくことが重要であると考えます。

そこで、本県の農業算出額と農家所得の向上に向けた今後の展開について、知事のお考えを伺います。

以下の質問は質問者席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、私が強く訴えたい政策と意思についてであります。

本県を取り巻く社会経済情勢は、コロナ禍の長期化や原油価格・物価高騰の影響によりまして、未曾有の難局に直面しております。このため、県民の皆様から次期県政を負託いただけるのであれば、次の4年間で、しっかりと宮崎再生に取り組んでまいります。県民の力を一つにして、この難局を克服し、元の成長軌道に戻し、次のステージへと飛躍させ、夢と希望あふれる宮崎を実現させていきたい、そう強く感じております。

そのため、何よりもまずは、今議会で提案しております宮崎再生基金を活用しながら、厳し

い環境にある現下の県民生活や経済活動の早急かつ力強い復興を図るためのきめ細かい政策を、機動的、継続的に展開してまいります。

その上で、本格的に進行しつつあります人口減少の抑制に向けて、若者が学び、働き、子育てしやすい環境づくりや、移住定住の促進、交流人口の拡大に取り組めます。

特に、中山間地域におきましては、市町村等と連携しながら、来年度中に地域公共交通計画を策定し、地域交通網の維持・活性化を図るなど、地域住民が将来にわたり、住み慣れた場所で安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。

そして特に、議員も御指摘のとおり、本県の強みを生かした活力ある未来づくり、これも大変重要であると考えております。具体的には、世界規模での食料安全保障問題が危惧される中、全国有数の食料供給基地としての本県の役割はますます重要になるものと考えております。農林水産業の成長産業化を図るとともに、フードビジネスなど付加価値の高い産業を育て、地域経済を支える力強い産業構造を築いてまいります。

また、国スポ・障スポでの天皇杯獲得に向けた競技力向上や、それを契機とした地域振興、関連施設整備や、WBC日本代表の事前合宿決定等を追い風としたスポーツによる誘客など、スポーツランド宮崎のさらなる発展に取り組むほか、今、コロナでブレーキがかかっておりますが、インバウンドも含めたグローバル戦略等の展開、そして、ポストコロナを見据えた産業の成長や、地域課題解決につながるデジタル化の推進、ゼロカーボン社会へ向けた取組の加速化を進めてまいります。

何としても県民の命と暮らしを守る、そし

て、明るく活力あふれる未来を切り開いていくという強い気概と覚悟の上で、積極果敢に宮崎再生に取り組み、しっかりと実績を残してまいりたいと考えております。

次に、畜産業への思いについてであります。

本県の畜産業は、肉用牛や豚、ブロイラーの頭羽数が全国の上位に位置し、県農業産出額の約65%を占める本県を代表する基幹産業であります。

平成22年の口蹄疫発生は、本県経済や県民生活に甚大な影響を及ぼしましたが、関係者一体となった再生復興に取り組み、飼養頭数は一定程度回復をいたしました。

また、生産者をはじめ関係団体の並々ならぬ努力により、全国和牛能力共進会では、3大会連続で内閣総理大臣賞を獲得したところであります。

このことにより、口蹄疫や相次ぐ自然災害で打ち沈む県民の心に希望の光をともし、宮崎の魅力発信、また海外に向けての知名度向上にも大きく貢献したものと考えております。農業産出額や県産牛肉の輸出量が過去最高を記録するなどの成果も現れてきております。

本県の畜産業は、まだまだ高いポテンシャルを秘めていると、私は考えております。今後とも、その力を最大限引き出し、持続可能な魅力ある産業に発展させ、全国の畜産をリードするトップランナーへとさらに躍進を図ってまいります。

最後に、農業産出額と農家所得の向上についてであります。

本県が、今後とも我が国の食料供給基地としての役割をしっかりと果たしていくためには、本県農業が有するポテンシャルを十分に発揮しながら、農業産出額の増加と農家所得向上の両

立を図っていくことが重要と考えております。

このため、生産性向上や省力化に資するスマート農業技術など、持続的な生産基盤を強化することに加えまして、物流システムの高度化と拠点の集約化などによりまして、物流の効率化、供給機能の強化に努めてまいります。

これらに加えて、多様な消費者ニーズに対応した高付加価値化を推進し、生産・流通・販売対策が一体的となったサプライチェーンの最適化も進めてまいります。

県としましては、引き続き、基幹産業である農業の振興にしっかりと取り組み、我が国における食料供給基地としての地位をさらに高めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○川添 博議員 ありがとうございます。全国を代表する農業立県として、農業産出額と農家所得の向上は大変重要だと考えておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

次に、高騰する生産コストの問題についてであります。

折しも、資材や肥料、また燃料の高騰が、農家の収益を圧迫しております。ハウスの被覆ビニール等の資材については、値上がり分への補助事業が行われておりますが、一方、多くの農家が使用し、作物の生育に欠かせない肥料についても、価格高騰に対する支援策が必要だと考えます。

そこで、肥料の価格高騰に対する取組状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） このたびの肥料価格高騰を受け、国は、農業者が化学肥料の使用量を2割削減することを要件に、肥料価格上昇分の70%を補助する事業を7月末に措置したところです。

現在、県では、国の事業に係る情報収集や農

業者等への周知を行うとともに、この事業の実施主体となる県農業再生協議会が円滑に事業を進められるよう、準備を進めております。

また、農業者の負担をより一層軽減するため、国の事業に合わせ、県として、さらに15%の上乗せ補助を行う事業を今議会に提案しております。

さらに、畜産農家と耕種農家が連携し、化学肥料の代替となる堆肥の有効活用に向けた仕組みづくりなどを進めているところであり、引き続き、農業者の負担軽減にしっかり取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。肥料などの農業資材の価格高騰は、農家の努力だけでは対応し切れないレベルに達しており、食料生産を拡大しなければならない状況の中で、大変なブレーキがかかってしまうのではないかと危惧しております。

地元の方からは、「就農希望者が、ハウス用資材の価格上昇で、初期投資を回収できる事業計画が立たず、就農の足かせになっている」との話を聞いておりますし、意欲を持っている農家が規模拡大を思いとどまることを懸念しております。

そこで、農業資材の価格高騰が続く中、農家の規模拡大を後押しするための県の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 農業資材等の価格高騰などにより、厳しい農業経営が続いている中で、今後とも本県の農業生産力を維持していくためには、経営規模を拡大する意欲ある農家を確保・育成していくことが非常に重要であると認識しております。

このため県では、農業経営の安定に向け、経営コンサルによる指導や、税理士などの専門家

を派遣し、農家経営の発展段階に応じたサポートを行っているところです。

さらに、規模拡大に向けては、施設整備等に対する融資制度や補助事業による支援を行っているほか、省力化や生産性向上に有効なスマート農業技術の普及にも取り組んでいるところであります。

○川添 博議員 地方回帰の流れの中で、就農される方も見られます。また、既存農家の増設や増産により、当然、農業就業人口も増えて、さらにその方々が独立して新規就農につながるケースもあるのではないかと考えます。引き続き、前向きな取組をお願いいたします。

続きまして、児童虐待問題について質問いたします。

先日は、県議会のこどもの未来応援対策特別委員会で、県の中央児童相談所を視察させていただきました。県の中央児童相談所は、戦後間もない昭和22年6月に開設されました。その75年の歴史は、まさに多くの悲惨な境遇の子供たちを保護し、命を救い、当たり前の住環境や教育を取り戻させてきた歴史でもあります。

近年、児童相談所や地方自治体の相談窓口への通報を含めた相談件数は大幅に増加しており、また一時保護の件数も大幅に増加して、高止まりしている状況であります。

子供は宮崎の宝であり、人口減少社会の中で、宮崎の未来を担うかけがえのない大切な人材でもあります。何とか劣悪な家庭環境から子供たちを救出し、命を救い、適切な衣食住や教育の整った環境に戻すことが、県や県議会の使命であると考えます。

そこで、児童相談所や市町村における児童虐待相談の対応件数について、直近5年間の推移を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県の児童相談所における過去5年間の児童虐待相談対応件数は、平成29年度の1,136件から、令和元年度に過去最多の1,953件となり、令和3年度も1,843件と高止まりしております。

また、市町村における相談対応件数は、平成29年度の1,231件から、令和元年度に過去最多の1,466件となり、令和3年度も1,383件と、同様に高止まりしております。

○川添 博議員 ありがとうございます。児童相談所は、一時保護の専門的な技術や広域的な対応が必要な相談ケースに対応しております。また、市町村は、子供や家庭の身近な場所で、見守りや継続的な支援が必要なケースに対応するなど、適切に連携をしながら虐待防止に取り組んでいるということでございます。

いずれにしても、かなりの増加傾向であります。連日、日夜激務に当たっていただいている児童相談所や市町村の担当職員には、心から敬意を表します。

そこで、児童相談所における一時保護の件数の推移について、また、その後に児童養護施設や里親等に移行した件数の直近5年間の推移について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県の児童相談所における過去5年間の一時保護件数は、令和元年度の600件をピークに、400件台で増減を繰り返しております。

次に、一時保護をした後に児童養護施設や里親等に移行した件数は、令和元年度の111件をピークに、60～80件台で増減を繰り返しております。

○川添 博議員 ありがとうございます。児童相談所が一時保護の対応をした件数、児童養護施設等へ移行された件数もかなりの数に上って

おりますね。この間、政府も対応してきており、厚生労働省から平成30年12月「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の通達が出され、児童相談所における児童福祉司や児童心理司等の職員を増員するなど、児童虐待防止に向けた全国的な体制強化を促しております。

本県も、国の基準に基づき、児童福祉司等の職員の増員の対応をしてきたと思いますが、その推移を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 児童相談所に配置している児童福祉司及び児童心理司につきましては、国が平成30年度に策定した児童虐待防止対策体制総合強化プラン、いわゆる新プランの配置基準に基づき、計画的に増員を進めてまいりました。

この結果、新プラン開始前の平成30年度における児童福祉司は29名、児童心理司は12名でありましたが、新プランの最終年度である令和4年度には、児童福祉司を63名、児童心理司を24名配置し、国の配置基準に基づく体制強化を図ったところであります。

○川添 博議員 ありがとうございます。頻繁に報道される児童虐待の事案では、職員数を増やしても、一時保護の判断は結局、児童相談所の所長等に限られており、案件が多い分、判断が遅れがちで、悲惨な事件につながっております。

特に、一時保護の判断を迅速で適切に行うためには、地域の幼稚園や保育園、また小中学校、さらには病院やクリニックなどとの連携が不可欠であります。それらと情報を共有していく必要があります。すなわち、児童の外見や態度などに異常が見られるような場合は、児童相談所に連絡が行くような体制強化が必要ではないでしょうか。より地域に近い市町村のほうが

連携が取りやすいものと考えます。

せんだって、宮崎市長が県庁を来訪され、知事に対して、中核市である宮崎市が児童相談所の新設を検討している旨の申出をされたと聞いております。

他県では、児童相談所を設立した中核市は、奈良市、明石市、また横須賀市などが既にございます。あくまで宮崎市が新設を決定しなければ進まないわけですが、検討や協議の段階から、人員や経費の歳出など県の助言やサポートも必要かと考えます。さらなる児童相談所の新設に際しては、当然、県による、運営上のスキルや人材育成等の協力支援が不可欠であります。

宮崎市の児童相談所の設置に向けて、県は検討段階から全面的に協力する用意があるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 議員御指摘のとおり、このテーマにつきましては、県と宮崎市の連携会議を開催しましたときに、清山市長から提案、要請があり、協議の結果、県と市がしっかりと連携をして進めていこうと、そのような合意に至ったところでございます。

宮崎市に児童相談所が設置されることで、宮崎市民は、より身近な窓口で迅速な支援を受けることが可能になり、宮崎市においても、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能になるものと考えております。

一方で、児童福祉司等の専門職の確保・育成や一時保護所の整備など、様々な課題もあるところであります。宮崎市は、今年度中に設置の可否を判断することとしておりまして、県としましては、今後、検討に必要な情報の提供や先進市調査の共同実施など、諸課題の解決に向け

て、宮崎市との協議を進めることとしております。

その上で、宮崎市が児童相談所を設置するには、市職員の児童相談所での研修受入れや設置後の専門職の派遣など、必要な支援を積極的に行ってまいります。

○川添 博議員 前向きな御答弁、ありがとうございます。あくまで、悲惨な境遇にある子供の視点で進めていただき、県と市の設立検討の協議会など、積極的な取組を要望いたします。

続きまして、中小企業への金融支援の取組について質問いたします。

昭和24年に設立された県信用保証協会は、この73年間、県内の事業の新規創業資金や経営危機に瀕した企業への資金繰り支援など、県内の多くの中小企業を支え、また地域金融を支えてまいりました。

現在、新型コロナ禍の長期化に加えて、原油・原材料の高騰により、運送業や飲食業をはじめとした関連業種の経営は極めて厳しい状況にあります。その中で、新型コロナ関連融資を利用している企業は、現時点で9,619社に上り、うち約860社に対して、返済猶予などの条件変更に応じている状況と聞いております。

こうした経営危機に陥った中小企業への資金繰り支援として、金融上の公的保証人となって金融機関とのかけ橋となる信用保証協会の果たす役割は、極めて大きいものと考えます。

そこで、直近3年間の信用保証協会の保証債務残高の推移と、令和4年度の代位弁済の状況について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 宮崎県信用保証協会の令和元年度末時点での保証債務残高の件数と金額は、1万3,766件の約833億円、令和2年度末時点では、2万2,610件の約2,318

億円、令和3年度末時点では、2万2,976件の約2,193億円となっており、新型コロナウイルス感染症関連融資制度の創設以降、大幅に伸びている状況でございます。

また、令和4年4月から8月までの代位弁済の件数と金額は、45件の約4億円となっております。

○川添 博議員 ありがとうございます。信用保証協会の保証債務残高は、コロナ前の約830億円から、現在約2,200億円と、何と実に約2.7倍に膨れ上がっています。過去最高ですね。信用保証協会の面目躍如の感があります。職員や関係部局の皆様には敬意を表します。

また、今、部長の答弁にありましたとおり、今年度に入ってから代位弁済は45件、約4億円ということであります。新型コロナに加え、原油価格・物価高騰の影響など、経営環境がますます厳しさを増す中、今後、代位弁済がさらに増加していくおそれがあります。厳しい経営環境に直面する県内事業者の事業継続を支えるための金融支援が、より重要性を増してきており、県融資制度においても、制度の充実が必要ではないかと考えます。

そこで、中小企業にとって厳しい経営環境が続く中、県融資制度におけるさらなる保証料補助による、中小企業の負担の軽減を図ることはできないか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県融資制度におきましては、事業者が負担する保証料は、融資メニューによって異なりますが、全てのメニューについて、県が保証料補助を行い、事業者負担の軽減を図っているところでございます。

例えば、今年7月から実施しております原油・原材料高対策特別貸付では、影響が大きい事

業者には保証料をゼロとしており、既に50億円以上の保証承諾を実施しております。

保証料補助の割合につきましては、融資メニューの目的やその時々々の社会情勢が中小企業に与える影響の度合いなどを考慮の上、個別に定めているところでございます。

今後とも、適時的確な金融支援に努め、依然として厳しい経済環境下にある県内中小企業の事業の継続や経営改善を、しっかりと支えてまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。引き続き、時代の変化に即応した融資制度の改良と、中小企業の視点にも立った対応をお願いいたします。

中小企業が倒産すると、経営者だけが失業するわけではありません。社員とその家族も路頭に迷うこととなります。場合によっては、失業などにより、家庭不和や家庭崩壊につながりかねません。そして、子供たちが厳しい境遇に置かれてしまうことも考えられます。地方銀行とともに、地域経済や地域社会も支えている県信用保証協会であってほしいと願います。

さらに、新規の創業者を含めた、経営に真摯に取り組む中小企業者への円滑な資金繰り支援に際しては、担保や保証人といった保全面にこだわらず、事業計画の妥当性や将来性、経営者の資質やビジョンなどを適切に評価した上で、信用保証の承諾へつなげていていただきたいと考えます。これからも御尽力、よろしく願いいたします。

続きまして、防災対策であります。

南海トラフ地震の津波被害が想定されており、本県にも多数の死者を含めた甚大な被害が想定されます。1人でも多くの人命を救うために、日頃から防災・減災の意識を高めるために

も、準備や啓発に取り組むことが、県や県議会の使命であると考えます。

そこで、自主防災組織や自治会単位の毎年の避難訓練の実施状況ですが、令和元年度では、2,095件の自主防災組織の中で、防災訓練は延べ1,541回実施されており、令和2年度では、2,046の組織の中で、コロナ禍にもかかわらず、369回行われております。

さて、自主防災組織の構成員の一部は防災士であります。この防災士は、現在、県内に何名いるのか、また、日頃どういった活動をしているのか、危機管理局長に伺います。

○危機管理局長（松野義直君） 日本防災士機構に登録されている県内の防災士は、令和4年5月末現在6,147名であります。

防災士は、例えば、学校のPTA活動における防災啓発、介護施設など事業所内での避難プランの作成や訓練の実施、地域の防災リーダーとしての防災活動など、防災士となったそれぞれの目的に基づき、様々な活動をしておられます。

また、県内防災士の有志約900名で構成されるNPO法人宮崎県防災士ネットワークは、学校や地域からの要請に応じた出前講座の実施や、市町村が選定した地区の防災計画の策定支援などの活動をしております。

○川添 博議員 次に、災害時の高齢者や体の不自由な方々、いわゆる避難行動要支援者の避難が重要と考えますが、災害時の避難において、特に支援が必要な障がい者や高齢者等の避難支援対策はどうなっているのか、危機管理局長に伺います。

○危機管理局長（松野義直君） 東日本大震災で被災した東北3県においては、障害者手帳保有者の死亡率は、全体死亡率の約2倍に上り、

球磨川流域を中心に大きな被害を出した令和2年7月豪雨においても、死者の約8割が高齢者であるなど、避難行動要支援者が犠牲となるケースが多く見られました。

こうしたことを受け、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、要支援者ごとに個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となったことから、県では、計画作成を後押しするため、昨年度、市町村職員やケアマネジャーなどを対象に、3回の研修会を実施したところであります。

また、実際の避難では、地域住民の理解と協力が不可欠であることから、県民に対し、制度の周知に努めてまいります。

○川添 博議員 日頃から地域の高齢者の見守り活動をされているのが、民生委員・児童委員であります。ここのおばあちゃんは足が悪くて歩けない、こちらのおじいちゃんは耳が遠いといった、地域内の避難困難者の情報を保有しているのです、頼りになる存在であります。

今、民生委員の成り手がなくて困っていると、先日、地元の自治会長さんから相談がありました。この民生委員は、防災面においても重要な役割を担っていると考えますが、県内の充足率と、成り手を確保するためにどのような取組を行っているのでしょうか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 民生委員・児童委員は、議員御指摘のとおり、高齢者・障がい者など、自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難に関し、重要な役割を担っておられ、宮崎県地域防災計画においても、行政と相互に連携し、協力体制をつくっていく方々として位置づけられております。

本県の民生委員・児童委員は、令和3年度末

現在、定数に対する充足率が95.5%であり、成り手の確保が困難な地域もあると伺っております。

このため県では、民生委員・児童委員をされている方の活躍の様子、やりがいを伝える広報や、委員の活動に必要な資料・資材の提供、研修の実施などに取り組んでおります。

今後とも、市町村等と連携しながら、委員の成り手の確保を推進してまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。

次に、南海トラフ地震等の大規模災害が起きた直後に、逃げ延びた方々が身を寄せる避難所が指定されております。私の地元でいえば、木花中学校や学園木花台小学校、また、宮崎大学のそれぞれの体育館であります。

こういった場所は、やや高台にあるために、被災者のサポートが可能であるということです。こういった避難所は県内に幾つもあると思います。

また、災害直後は、県や市町村の担当者、自衛隊などもすぐには駆けつけられません。そこで、近隣の自治会の方々が、避難所の運営を臨時的に行う準備をしております。毛布や水などの支給や、住民の中にいる医者や看護師による応急手当等でございます。

指定された避難所運営のガイドラインが策定されております。自主防災組織や自治会による避難訓練、また災害発災後の避難所運営の訓練などを、県として市町村と連携して、より積極的に実施を啓発していく必要があると考えますが、地域での避難訓練を促進するためにどのように取り組むのか、危機管理局長に伺います。

○危機管理局長（松野義直君） 災害時の迅速で安全な行動につながるため、避難訓練は地域単位で定期的実施することが重要でありま

す。

このため県では、地域での避難訓練の実施を促すため、地域や企業等が行う避難訓練に対し市町村が実施する補助への支援や、防災士出前講座において、参加者が地図を使って避難経路などを検討するワークショップや、訓練実施時の助言などを行っております。

今後とも、市町村や防災士ネットワークと連携しながら、地域での避難訓練の促進に努めてまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。ぜひ、具体的な取組をお願いいたします。

災害は忘れた頃にやってくるとも言われます。また、南海トラフ地震は、周期活動ですので、いずれ遅かれ早かれ、必ず起きます。避難訓練で大事な役割を担っているのは、自治会と自主防災組織であります。ぜひ、避難訓練の実施状況や活動状況の実態を把握し、改めて啓発の徹底をお願いいたします。

日頃から、県と市町村が連携して対策を講じていくことと、避難訓練等を通じて、自助や共助の意識を高めるための啓発活動は不可欠であり、大規模災害において多くの人命を救えることになると考えます。危機管理局が、全ての部局、さらに県内全ての市町村と連携して、本腰を入れて引き続き、より一層の取組をお願いいたします。

続きまして、地元の橋梁建設についてであります。

宮崎市の学園木花台から清武川を渡り、宮崎第一中学高等学校へ抜ける、県道学園木花台本郷北方線の山下工区であります。橋梁を含む新設道路の整備事業であり、地元の長年の要望事項であります。

近年、特に通勤ラッシュ時には、県道中村木

崎線の木崎橋をはじめとして、近隣の橋の渋滞が顕著であり、近隣住民には御不便をかけてきました。

また、近隣の橋梁もかなり老朽化していることから、完成すれば、災害時には避難や輸送ルートとしても重要なインフラとなります。そういう意味でも、地元の長年の悲願でもあります。

おおむね用地買収が終わったとのことですが、山下工区の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 県道学園木花台本郷北方線につきましては、宮崎学園都市と国道220号を連絡し、高速道路や空港・港湾などへのアクセス性の向上、宮崎市南部地域の渋滞緩和などに寄与する重要な路線であります。

このため、未供用となっております清武川を渡る橋梁を含む約1.1キロメートル区間について、平成26年度から山下工区として事業に着手し、これまでに測量や設計、用地取得等を進めてまいりました。

昨年度からは、国の補助事業を活用し、整備推進に努めているところであり、用地取得についても、地元の御協力により順調に進んだことから、本年度は橋梁工事に一部着手することとしております。

この橋梁は約400メートルと長く、大規模な工事となることから、今後とも必要な予算を確保し、早期整備に取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。今年度から橋梁工事に着手されるとのことですね。橋の長さが400メートルとなり、大工事ですね。橋梁の建設は、夏場は河川増水のリスクが高いため、冬場の工事に限られると聞いております。そのため、恐らく5年以上の長い工事期間

を要します。また、資材高騰の折で、橋梁建設費用も当初計画を超える工事額になろうかと思いますが、ぜひ、国の補助事業を活用して予算確保に御尽力いただき、一年でも前倒しで完成にこぎ着けるよう、地元の声を代弁して、心から要望いたします。

ところで、この橋の名称はどうやって決まるのでしょうか。県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 橋の名称については、地元の市町村などと相談しながら、橋を架ける場所の地名や川の名前、地域のシンボルとなるような名前をつけるのが一般的となっております。

このため、山下工区で整備を進めております橋につきましても、長年にわたって利用者の皆様に親しまれるような名称となるよう、今後、宮崎市を通じて地元の皆様の御意見を伺いながら、決定していくこととしております。

○川添 博議員 ありがとうございます。この橋が完成すれば、九州自動車道や宮崎空港などへのアクセスが格段に向上するため、多くの人々がその利便性を感じると思います。地元の多くの皆さんの期待も大きいので、ぜひ、地元の意見も聞いた上で決めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後に、コロナ対応の雇用調整助成金をはじめ、様々な支援は継続されております。しかし、いつかその支援も期限付で終わると思います。問題は、その後の業況の回復への道のりです。

県内の全ての中小企業が、ピンチをチャンスにして、業績を回復して生き残り、県経済を活性化していかなければなりません。

そして、県内の全ての子供たちが健全な環境で育ち、これからの宮崎県を担う大切な人材と

令和4年9月9日(金)

なることを祈りつつ、私も引き続き、微力ですが努力をしております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○二見康之副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、12日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時40分散会

9月12日（月）

令和 4 年 9 月 12 日 (月 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)

2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
11番	川添博	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	冨師博規	(無所属の会 チームひまか)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	徳重忠夫	(同)
21番	外山衛	(同)
22番	山下博三	(同)
23番	濱砂守	(同)
24番	西村賢	(同)
25番	右松隆央	(同)
26番	日高博之	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	日高陽一	(同)
34番	横田照夫	(同)
35番	野崎幸士	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	二見康之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理局長	松野善義
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野讓二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	山本将之
監査事務局長	高山智弘
人事委員会事務局長	日高幹夫

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	川野有里
議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	山本聡

◎ 一般質問

○二見康之副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、窪菌辰也議員。

○窪菌辰也議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の窪菌であります。よろしくお願いたします。

知事は、平成23年1月に知事就任早々に、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火など相次ぐ災害からの復興と県民の命や暮らしを守るため、全力で取り組んでこられました。

本県が未曾有の危機的状況に直面しているのを分かっているながら、自分のエゴと都合で1期のみ務め、県民の期待もむなしく東京へと帰られた方もいらっしゃいましたが、河野知事におかれましては、一貫して対話と協働、現場主義を貫き、「復興から新たな成長へ」を県政の基本理念として、フードビジネスの振興やグローバルな市場開拓、企業成長、人材育成などに取り組んでこられました。そのことから、本県の農業輸出額は大幅に増加し、本県がこれまでなし得なかった成果が出ております。このことは、良識ある県民であれば誰もが認める場所です。

河野知事におかれましては、4日前に58歳になられたばかりでまだ若く、これから知事としての力を発揮できるものと、大いに期待いたしております。

全国知事会の地方税財政常任委員会委員長や政府税制調査会委員などの役職を通じて、総務省、国土交通省などの国とのパイプも一層強化され、県民の暮らしや命を守るため、本県が抱

える課題などに引き続き取り組んでいただきますようお願いしております。

コロナ感染症対策、ポストコロナへの経済対策、人口減少、高齢化対策、医療、福祉、国スポに向けた準備など、まだ道半ばで残された課題も多く山積しており、安定した県政運営が求められています。安全・安心で心豊かな暮らしの確保に向けて、次期4選は何としても果たさなければなりません。そこで、これまでの知事としての3期12年の実績と経験を踏まえ、本県の目指す将来の姿をどのように思い描いているのか、お伺いたします。

続きまして、医療提供体制の強化であります。

本県でも、病床使用率が一時は50%を超え、医療機関では医療崩壊という状況が続いています。感染が爆発的に広がった第7波では、逼迫する医療現場や保健所の負担を軽減するため、本県では、病床確保はもとより、入院に至る前に治療や処方を行う自宅療養者初期治療センターの開設や、抗原検査キットの配布で医療機関を経由せずに陽性確定を行う陽性者登録センターを開設するなど、対応が図られています。全国的に見ても、本県ではいち早くこれらの対応を進め、高い評価を受けており、医療機関の負担軽減に成果が出ているものと思われま

す。そのような中、私は、つい3週間前でしたが、日頃から大変お世話になっている知人を亡くしました。その人は、コロナに感染したわけではありませんが、基礎疾患があり、最近では車椅子での生活で自宅療養していました。先月22日の朝、容体が急変し、救急車を呼びましたが、コロナ禍で、しかも日曜日とあって受入先が見つからず、救急隊の懸命な対応で病院を探していただき、2時間近くかかってようやく

宮崎市の病院が見つかりましたが、その間に容体は悪化し、搬送中に亡くなったとのことでありました。まさにこのことが、医療崩壊という状況で、助かる命も助からなかったということをも身をもって感じたところでもあります。

専門家からは、早くも次の第8波の話も出てくる中、今後もまずは県民一人一人が感染予防に努め、感染拡大を防ぐための対策が求められています。県として、医療提供体制のさらなる強化に向けて、今後どのように取り組んでいくのかを知事にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、あとは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、本県の目指すべき将来の姿についてであります。

我が国の人口は、今後、本格的に減少していくと見込まれますことから、長期的な観点からは、できる限り減少を抑制し安定化させること、そして、人口減少下においても一人一人が生き生きと活躍し、安全安心で心豊かに暮らすことができる社会、力強い産業と魅力ある仕事があり、誰もが安心して働ける社会を構築することが何よりも重要と考えております。

こうした認識の下、私はこれまでの約12年間、困難な課題にも真正面から向き合い、ひたむきに県政運営に取り組んでまいりました。その結果、県民の悲願であります高速道路網の整備をはじめ、フードビジネスの振興やグローバルな市場開拓、防災医療の拠点である防災庁舎や県立宮崎病院の建設、宮崎カーフェリーの新船就航など、本県の安全安心な暮らし、将来の発展の礎となる基盤づくりが着実に進められてきたものと考えております。

しかしながら、直近では、コロナ禍等により県民の暮らしや地域経済に大きな影響が出ておりますことから、何よりもまず、早急かつ力強い復興を図り、本県の歩みをコロナ前の成長軌道に戻していく必要があるものと考えております。

その上で、AIやデジタル技術などを活用した産業の成長や労働力の補完、医療・福祉・教育の充実等の地域課題の解決など、安心して住み続けられる持続可能な地域づくりを推進してまいります。

さらには、全国有数の食料供給基地としてのポテンシャルを生かした農林水産業の成長産業化や、恵まれた自然環境を有効活用したゼロカーボン社会づくりへの貢献、充実したスポーツ施設等によるスポーツランドみやざきの推進、宮崎ならではの地域や人の絆、伝統文化に基づく地域活性化など、本県の強みを生かした活力ある未来づくりに取り組んでまいります。

県民の皆様から次期県政を負託いただけるのであれば、このような宮崎再生に全身全霊を傾けて取り組み、オール宮崎の体制で、誰もが安心して暮らすことができ、楽しさや幸せを実感できる、安心と希望あふれる宮崎県を実現してまいります。

次に、医療提供体制のさらなる強化についてであります。

議員のお知り合いの方が亡くなられたということで、心よりお悔やみを申し上げます。

今回の第7波では、感染者の爆発的な増加や医療従事者の感染等により、一部の医療機関においては、外来や救急の受入れが制限されるなど、一般医療にも大きな影響が及び、地域医療は危機的な状況に直面したところでもあります。

九州唯一の医師少数県で、医療提供体制が脆

弱な本県におきまして、感染拡大時に適切に医療を提供していくためには、外来診療や入院など、医療機関ごとのコロナ対応へのさらなる強化を図りながら、限られた医療資源を効率的に活用していくことが必要であると認識しております。

このため、医師会等とも連携しながら、役割分担に応じた医療機関の機能及び連携体制を充実させ、引き続き、宿泊施設、自宅も含めた総合的な医療提供体制の強化を進めてまいります。

また、全数把握の見直しや次の感染症危機に向けた感染症法等の改正の動きもありますので、こうした国の方針も踏まえつつ、今後、県として必要な対応をしっかりと検討してまいります。

このような取組を通じ、新型コロナをはじめとする感染症の脅威から県民の命と健康を守る、医療提供体制のさらなる強化に努めてまいります。以上でございます。〔降壇〕

○窪菌辰也議員 次に、新型コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

現在、県内のワクチン接種は、3回目から4回目へと進んでいる状況であります。最近では、B A. 1やB A. 5のオミクロン株に対応したワクチンが開発され、B A. 1のオミクロン株に対応したワクチンについては、近く高齢者や医療関係者の優先的接種が検討されておりますが、さらには、新たにB A. 2.75のオミクロン株が出ているという情報もあります。ウイルスがより感染力の強いものに進化すれば感染者が急増することから、第8波が来ることも予想され、さらなる接種率の向上が求められています。

また、先日、小児ワクチンの接種が努力義務

化されたことから、子供へのワクチン接種についてはどのようになるのかなど、本県のワクチン接種の状況と今後の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県の3回目のワクチン接種は、高齢者の接種率は9割以上となっておりますが、30代以下の接種率は約6割と低い状況にあります。また、高齢者の4回目接種は約7割、5歳から11歳までの小児の2回目の接種は約2割となっております。接種率の向上が課題となっております。

県内では、子供を含む若い世代の感染者が増加し、家庭内で広がることで、全体への感染が増えていることから、県では、9月を「宮崎県小児ワクチン接種促進月間」として、SNSでの広告や県内各地での集団接種を実施し、小児接種の取組を強化しているところであります。

引き続き、市町村とさらなる連携を図りながら、若年者や高齢者のそれぞれの世代に応じた効果的な広報を行うなど、接種率の向上に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 コロナの感染拡大に伴う県独自の緊急事態宣言や国のまん延防止等重点措置による様々な行動制限は、地域経済にも大きな影響を与えました。

県では、経済対策として様々な分野で支援事業を行っておりますが、商工業分野の県独自の支援事業として大きなものとしては、「県内事業者緊急支援金」と「緊急雇用維持支援給付金」があったと認識しております。

コロナによる影響は、業種や事業規模によって様々であり、効果検証が難しい部分はあると思いますが、支援を受けた事業者からどのような反応があったのかなどを含めて、この2つの事業の支給実績と事業効果について、商工観光

労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県内事業者緊急支援金につきましては、県の緊急事態宣言や国のまん延防止等重点措置等の影響を受けて、売上げが50%以上減少した事業者に、原則10万円の支援金を支給したものでありますが、延べ1万8,890件、21億5,430万円の支給を行っております。

また、緊急雇用維持支援給付金につきましては、労働者の雇用を維持するため、国の雇用調整助成金等の支給を受けた事業者に、その10分の1相当額を支給したものでありますが、延べ3,181件、約1億8,651万円の支給を行っております。

事業者が受けるコロナの影響の度合いは、事業規模や業種などによって様々でありますけれども、商工会議所や商工会等を通して県内事業者から、「事業運営や雇用維持の一助になった」という声を伺っており、一定の効果があったものと考えております。

○窪菌辰也議員 ありがとうございます。

次に、医師不足対策についてであります。

宮崎県は、医師偏在指標に基づいて、医師少数県に位置づけられております。医師の高齢化と若手医師の不足、偏在（地域偏在、診療科偏在）により、救急医療をはじめ、地域医療の確保は年々厳しさを増してきています。

私どもの西諸圏域では、唯一、分娩を受け入れてきた小林市立病院が本年度より外来診療週1日のみとなったほか、小児科・循環器内科の専門の医師も不在となっております。そこに働き方改革への対応が加わり、今後さらに厳しくなることが懸念されています。

このため、宮崎大学医学部や基幹型研修病院の研修医、専攻医を確保し、地域医療対策協議

会で協議しながら県内定着を図ることが必要となつてまいります。これまでの県・大学・医師会等によるオール宮崎での取組により、一定数は確保できていると思いますが、さらなる増強に向けて取り組むことが必要であると思っております。

そこで、本県の医師になることを目指す医学生を確保するため、令和4年度から宮崎大学医学部の地域枠が拡充されてきましたが、これまでの医学部地域枠の実績について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 平成18年度から開始した地域枠で入学した医学生は、令和4年度までに宮崎大学医学部に296名、長崎大学医学部宮崎県枠に22名の合計318名となっております。令和4年4月時点で168名が卒業し、医師になっておまして、このうち約8割の136名が現時点で県内で勤務しております。

○窪菌辰也議員 地域枠で入学した医学生に卒業後も引き続き県内で活躍してもらうためには、地域医療の重要性を伝え、県内でキャリアを積み、本県医療のために力を発揮してもらうためのキャリア支援に対する取組も重要となつてまいります。

そこで、地域枠の卒業医師の県内定着に向けてどのような取組を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 医師少数県である本県におきまして、地域枠卒業医師の県内着を図る上で、医師のキャリア形成への支援や勤務環境の改善に取り組むことは大変重要であります。

このため、まず、キャリア形成支援につきましては、卒業後、県内で9年間、そのうち4年を宮崎東諸県医療圏域以外の医師少数区域等

で勤務する「キャリア形成プログラム」の内容の充実を図るとともに、期間中におきましても、スキルアップのための県外研修や海外留学等に柔軟な対応をしております。また、専門医の取得支援や小児科などの特定診療科専門研修に係る資金貸与も実施しております。

勤務環境の改善では、女性医師の仕事と家庭の両立や復職支援等に取り組んでいるところがあります。

今後とも、関係機関と一体となって、医師の県内定着に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 次に、医師の働き方改革についてであります。

医師の働き方改革の施行が2年後の2024年に迫っており、各医療機関では、労働時間短縮計画の作成、宿日直許可の取得に向けて努力しているところではありますが、宮崎県は医師過少地域であり、小規模な病院や診療所にて、少数の医師により救急医療を担っている医療機関が多く、宿日直許可の取得ができない場合、救急医療の継続が困難となることが予測され、地域医療体制に大きな影響が出ると思われま

す。宮崎県医師会からは、医師独自の宿日直基準の策定、あるいは開始時期の延長や緩和をお願いしたいとの声を受けているところがあります。

そこで、この医師の働き方改革に向け、県としてどのような支援・取組を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 医師の働き方改革の推進は、医療の質・安全を確保するとともに、医師の県内定着を図る上でも非常に重要と考えております。

このため、県医師会や労働局とも連携し、医療勤務環境改善支援センターを活用しながら、

制度の周知や専門家による支援等を行うとともに、救急医療等を担う医療機関に対し、労働時間短縮に資するICT機器の整備費用等の補助を実施しております。

一方で、地域医療体制への影響につきましても懸念されることから、本県を含む医師少数県の知事で構成する知事会を通じて、国に対して、制度の運用に当たっては、地域の医療体制に影響が生じることがないように、医師確保対策や偏在対策と一体的に進めるよう要望を行っております。

今後とも、関係機関と連携した支援を行うとともに、国に対しても様々な機会を通じて地域の実情を訴えてまいります。

○窪菌辰也議員 次に、訪問看護ステーションへの支援についてであります。

訪問看護ステーションは、看護師などが利用者宅を訪問し、病気や障がいのために療養生活を必要とされている利用者に対しまして、看護等のサービスを提供しておりますが、令和4年4月1日時点において、県内では148か所が稼働しているということでもあります。

在宅における医療や看護ニーズの高まりにより、訪問看護ステーションは今後ますます重要になってくるものと認識しておりますが、令和元年度に宮崎県看護協会が行った調査によりますと、その約70%は小規模ステーションという結果になっており、経営者からは運営が大変であるとの声も聞くところでもあります。

そこで、訪問看護ステーションの運営が厳しい中、どのように支援していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。福祉保健部長の答弁が続きますけれども、よろしく申し上げます。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 訪問看護ステーションは、在宅医療と介護の連携、さらに

地域包括ケアシステムの構築を進めていく上で、大変重要な役割を担っているところであります。

県としましては、訪問看護ステーションが安定して運営を続けていくためには、体制の強化が必要と考えており、訪問看護職員の新規雇用や育成等に要する経費の支援を行うとともに、ICTの活用による業務効率化を進めるため、タブレット等のICT機器の整備や、訪問記録の作成などをサポートするソフトの導入等に要する経費の支援を行っているところであります。

今後とも、これらの取組を通じまして、訪問看護ステーションの運営を支援し、訪問看護体制の一層の充実に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 次に、訪問看護総合支援センターの設置であります。

地域包括ケア推進に伴い、在宅での療養が主流となっていく中で、国は、訪問看護従事者数は約12万人が必要であると示しています。そのような中、日本看護協会は、訪問看護師倍増を目指し、訪問看護総合支援センターの設置促進に取り組んでおります。

そのメリットは3つありまして、まず1つ目は、センターにおいて一元的に事業を実施することで、関係団体に個別に委託されている事業が効率よく展開できること、2つ目は、関係者が一堂に会する場を設定することにより、より効果が期待できること、3つ目は、新型コロナウイルス感染症や自然災害では、訪問看護ステーション間の連携が極めて重要であり、センターが調整を行う窓口となり、連携構築を担うことができるとしています。

県看護協会も、この構想に全面的に賛同しており、私も、このような訪問看護における総合

支援機能の制度化を図ることは重要であると思っております。そこで、訪問看護総合支援センターの設置に向けて、県としてどのような支援ができるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 訪問看護総合支援センターは、地域における訪問看護提供体制の安定化、人材確保や質の向上などの取組支援を総合的に行う拠点として、御質問にありましたように、日本看護協会が設置を推進しているものであります。

訪問看護につきましては、県ではこれまで、訪問看護師のキャリアに応じた人材育成や相談窓口の設置など、県看護協会と連携・協力しながら進めてまいりました。訪問看護総合支援センター設置につきましても、他県の事例や国の動向も注視しながら、看護協会とも十分に情報を共有し、県としての支援の在り方について研究してまいります。

○窪菌辰也議員 次に、医師会立看護師・准看護師養成所への財政支援についてお伺いいたします。

医師会立看護師等養成所の県内就職率は、県平均よりも高く、宮崎県の看護師確保に多大な役割を果たしておりますが、経営的に非常に厳しく、クラス数縮小等の再編成を余儀なくされ、継続運営に大変苦勞されているところであります。仮に今、養成所がなくなれば、県内の医療は崩壊すると言っても過言ではありません。特にこのコロナ禍において、ICTを利用した遠隔授業の導入や授業の効率化が求められるとともに、コロナの影響により、養成のために必要不可欠な実習が十分行えない等の障害が出ていると聞いております。

このため、県内の養成所が共通で使えるシステム構築や、感染症のパンデミックに備えた感

染予防・感染対策など、さらなる医師会立看護師・准看護師養成所への財政支援について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 看護師等養成所への運営費補助につきましては、県内就職率、看護師国家試験等の合格率などに応じた県独自の調整率を設定しており、県内就職率の高い医師会立養成所につきましては、補助が割増しとなっております。

また、コロナ禍においても学び続けることのできる環境を確保するため、令和2年度に、遠隔授業の推進や学内実習環境整備に係る経費について支援制度を設け、医師会立看護師等養成所を含む全学校全課程に御活用いただきました。

看護師等の確保における養成所の役割は大変大きいものと認識しておりますので、引き続き必要な支援に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 次に、看護師の専門性向上についてであります。

県内では、平成26年度から、県立看護大学が感染管理認定看護師の課程を開講しており、これまで多くの認定看護師を輩出しています。感染管理の専門人材として、感染管理認定看護師が今回のコロナ禍において、医療機関での対応や高齢者施設での感染拡大防止等で多大な役割を果たしたと聞いております。

しかし、この認定看護師の養成には約8か月の期間を必要とするため、代替人員の確保等に経費を必要とします。

また、国において、在宅医療分野など特定の行為について、医師の判断を待たずに、あらかじめ定められた手順書に基づき対応できる「特定行為に係る看護師」制度が施行され、県内でも1施設が研修機関として研修を開始してお

り、今後に期待されるところであります。この特定行為の研修に要する期間は約1年であり、eラーニングなどにより、働きながら研修を受けることができるようにカリキュラムが組んでありますが、受講料等の負担が大きいと聞いております。

県では、既に様々な支援を行っておりますが、このような認定看護師や特定行為研修など、看護師の専門性向上に係る研修受講へのさらなる支援ができないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 認定看護師や特定行為研修を修了した専門性の高い看護師の育成は、地域における質の高い医療の確保や在宅医療の充実においても大変重要なことと認識しております。

県では、これまで専門性の高い看護師の育成に向けて、特定行為の研修機関として指定を希望する医療機関に対し、開設に必要な資機材などの準備費用や、初年度の運営費の支援を行うとともに、特定行為研修を含めた専門性の向上に資する看護師の研修派遣費用について、補助を行ってまいりました。

引き続き、多くの看護師が専門性の向上を図ることができるよう、特定行為指定研修機関の拡大など必要な環境整備に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 次に、人口減少対策基金であります。

人口減少対策基金については、少子高齢化・人口減少が進む中、全庁的に基金を活用して人口減少を抑制し、本県の未来を支える人材の育成・確保に関する取組を加速させ、人口減少によって生じる課題など将来にわたって活力を維持し、地域づくりを進めることを目的に、令和元年度に創設されました。

これまでに、若者に情報を届け、地域とつなげる「若者の定住・Uターン」、ふるさと回帰や移住を拡大する「移住・UIJターン」、産業の魅力を高め、人材を呼び込む「産業人材の育成・確保」、中山間地域の暮らしや産業を支える「中山間地域づくり」、未来の人材を地域で育てる「出会い・出産・子育て支援」など、多くの事業を実施してきましたが、その中でも基金を活用してどのような少子化対策に取り組んできたのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県の少子化対策としましては、これまで、「未来みやぎ子育て県民運動」を展開するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施してきたところであります。

人口減少対策基金につきましては、議員の御質問にありましており、人口減少対策を全庁的に推し進めるため創設したものであり、少子化対策の分野におきましては、これまで十分に手が届いていなかった取組に活用してきたところであります。

具体的には、結婚支援としまして、若い世代を対象にした結婚の機運醸成や、グループ単位での出会いの場を提供する事業に、また、市町村支援としまして、子育て世帯を対象とした相談窓口の設置促進や、地域の実情に応じた少子化の課題解決事業などに取り組んできたところでございます。

○窪菌辰也議員 よろしくお伺いしたいと思います。

次に、金銭管理が難しい方々に対する支援についてお伺いいたします。

認知症などで判断能力が十分でない方は、自分で必要な手続きやお金の支払いがなかなか難し

いことがあります。こういった方々にとっては、日常生活も不安ですし、場合によっては、契約を結ぶときに内容が理解できなかつたり、悪意のある業者に気づかないうちに物を買わされたりといった困った状況にも陥りかねません。

こうした状況をつくらないための支援体制は、今後、高齢化が進むにつれ、ますます重要になってくるのではないかと考えます。

そこで、認知症などにより判断能力が十分でない方に対し、どのような支援があるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が低下し、日常生活に不安や支障がある方への支援といたしましては、日常生活自立支援事業と成年後見制度がございます。

日常生活自立支援事業は、各市町村社会福祉協議会が利用者との契約に基づき実施するもので、福祉サービス利用のための手続や利用料の支払い等、日常的な金銭管理などに対する援助を行うものであります。

また、成年後見制度は、民法上の制度で、判断能力が十分でない方が法律行為で不利益を被らないように、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、福祉施設の入退所など様々な契約や財産管理などを代理で行うものであります。

○窪菌辰也議員 主に支援制度には2つあるということだと思えますが、そのうち成年後見制度について、8月13日の宮崎日日新聞に、大幅改正に向けた議論の記事がありました。

現在の仕組みでは、成年後見制度の利用を始めると、原則、途中でやめたり後見人を替えたりすることができないため、必要な人が必要な

ときだけ使えるようにするほか、後見人を柔軟に交代できるようにする方向で、法務省が有識者検討会を設置し検討を進めているということのようであります。

今後、法務省が検討する課題も含め、課題はできる限り解決して、必要な方が適切な支援を受けられるよう、支援体制を整えておく必要があると思います。

そこで、成年後見制度の本県の課題と取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 議員御指摘のとおり、現行の成年後見制度については、途中で後見人等の変更ができないことや、報酬の算定が分かりづらいこと等の課題があるとされておりますが、認知症の方の増加に伴い、本制度の利用者がさらに増えることが予想されますことから、後見業務の担い手の確保も重要な課題と考えております。

このため県では、弁護士等の専門職に加え、新たな担い手として、市町村社会福祉協議会等の法人による受任を促進しており、法人の職員に対する研修を行っているところであります。

県としましては、国の制度改正の議論を注視しつつ、判断能力が十分でない方が必要な支援を受けられるよう、市町村等と連携して必要な体制整備に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 福祉保健部長には、長々ありがとうございました。

次に、東京ビル再整備事業について伺います。

東京ビルは、東京都千代田区九段南の県有地に昭和47年に建設されて以来、我が国の政治・経済・学術の中心である東京において、本県発展につながる施策推進の戦略拠点としての役割を担ってきたところであります。

一方、ビルの老朽化に伴い、本来の機能が十分に果たせない状況から、県では、昨年3月に再整備に向けての基本計画を策定、その後、施設内容の提案募集を公募で実施し、優先交渉権者を決定したと伺っております。

そこで、東京ビル再整備事業の進捗状況と今後のスケジュールについて、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(渡辺善敬君) 東京ビルにつきましては、建設から約50年が経過し、老朽化などの課題を抱えておりましたので、今回、学生寮、職員宿舎、フロンティアオフィス等の機能を有する首都圏の戦略拠点として再整備を行うものです。

事業実施に当たりましては、民間の創意工夫が発揮され、県財政にも貢献できるよう、民間活用手法のうち、いわゆる定期借地権方式により公募を行い、県産木材の活用や女性が利用可能な個室の整備など、新たな機能・価値を備えた提案の中から、本年5月に優先交渉権者を決定いたしました。

今議会にお願いしております債務負担の議決後、設計に着手し、令和6年10月までに既存ビルの解体を終え、令和8年10月から供用開始する予定です。

○窪菌辰也議員 ありがとうございます。

次に、2020年の農林業センサスによりますと、総農家戸数は3万940戸となり、20年前に比べ45%減少しております。また、基幹的農業従事者の平均年齢は65.9歳となり、20年前に比べ6.6歳上昇しているなど、担い手の減少と高齢化は確実に進行していることが分かります。

実際、私の住む小林市でも、後継者は20軒に1軒程度しかいない上に、これまで何とか農業を続けてきた我々70歳以上の農家が、あと10年

もするとリタイアを余儀なくされ、担い手の減少はさらに進むものと危惧しております。

このようなことから、農業の担い手対策、中でも新規就農者の確保・育成は、農業の最重要課題だと考えています。

そこで、新規就農者の確保・育成に向けた取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県農業を支える担い手は大幅に減少しており、新規就農者の確保・育成は喫緊の課題であります。

このため本県では、新規就農者を幅広く確保するため、県農業振興公社のほか、市町村やJA等に就農相談窓口を設置し、就農から定着に至るまで切れ目のない支援を行っております。

具体的には、県内外での就農相談会の開催、県内14か所のトレーニング施設等において技術習得に向けた研修などを実施するとともに、国の事業を活用し、就農準備段階及び農業経営開始に必要な資金の交付などを行っております。

今後とも、関係機関・団体と連携を図りながら、新規就農者の確保・育成に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 就農相談から定着まで切れ目のない支援に取り組んでいるということであり、中でも新規参入に対しては手厚い支援が行われているようではありますが、私は、親の資産をそのまま引き継げることや、親の協力により早期に安定経営が期待されている親元就農をもっと進めるべきではないかと考えています。

そこで、親元就農者に対する支援について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、令和元年度より、国の事業の対象とならない親元就農者に対して、市町村と連携し、早期の経営安

定に必要な資金を交付しております。また、国に対して、親元就農者に対する支援を継続して要望した結果、経営開始時の機械や施設等の導入に伴う初期費用を国と県が一体的に支援する「経営発展支援事業」が本年度創設されたところであり、現在、活用の推進を図っているところです。

県としましては、引き続き、市町村や関係団体と連携しながら、親元就農者の支援に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

新規就農者の確保・育成によって、将来の地域農業を若者が中心に担う農業構造への転換が図られることを期待しておりますので、引き続き、担い手確保に向けた取組についてよろしくお願ひいたします。

第12回全国和牛能力共進会が、いよいよ来月6日から10日まで、鹿児島県で「和牛新時代 地域かがやく和牛力」のテーマの下で開催されます。

全共は、大会ごとに時代の要求に応じたテーマを掲げ開催されますが、昭和52年に都城市で開催された第3回全共においては、「和牛を農家経営に定着させよう」でありました。農家経営の安定と和牛の定着が、当時の時代が求めていたものであったと想像できます。

今回の「新時代」とは、和牛肉の食味の新たな価値観の創造として、サシだけでなく、和牛の特徴を打ち出すことであり、「地域かがやく」は、昔からその地域で飼われてきた牛の遺伝資源の血統の意義を指すとなっております。

全国第3位を誇る令和2年度の畜産の産出額2,157億円のうち、肉用牛は708億円と約3割を占め、本県農業を維持するためにも大変重要

な産業となっております。こうした評価を将来確かなものにするには、現状にとどまることなく、常に成長・発展が求められております。

今回の全共を通じて、本県の和牛の生産・流通・消費がお互いに連携し、共に宮崎牛の魅力の向上と本県農業を支える基幹産業としての成長を実現するためには、本県の宮崎牛の生産基盤の強化をさらに進めなければなりません。

そこで、全共の取組を通じて、宮崎牛の生産基盤の将来像をどのように描いているのか、全共の年でありますので、これは知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 全国和牛能力共進会は、和牛の日本一をかけた戦いではありますが、好成績を上げるというその結果に加えて、その過程におきまして、優秀な雌子牛を地元に残すことで「牛が育ち」、牛の飼養管理技術を競うことで「人が育ち」、これらを地域ぐるみで行うことで「産地が育つ」という、牛・人・産地を育てていく長期的な視点で取り組むことも重要であります。また、全国的な和牛生産のレベルアップを図っていくことも重要なテーマであろうかと考えております。

本県は、これまでの全共で、3大会連続となる内閣総理大臣賞を獲得し、宮崎牛は大きく躍進を遂げ、全国の和牛生産をリードするまでに至りました。全国におけるモデルとして、その一つの目標にも今、なっているところであろうかと思えます。

4大会連続に挑む今回は、これまでの経験者に加えて、新たな若い後継者や技術員が多数参加しており、頼もしく感じているところであります。今朝、宮崎中央の子牛競り市に参加して、関係者を激励してきたところでありますが、若い担い手が随分多いなど、大変心強く

思ったところであります。

今回、高校生の部に出品します小林秀峰高校をはじめ、しっかりと将来に向けての人材を育てていくこと、これも生産基盤の将来像を考える上で非常に重要な課題でありますし、もう一点、宮崎中央からは第5区高等登録群に出品されるわけではありますが、その出品者、増田純一さんともお話をしてまいりました。本県における最終予選選抜会におきましては、なかなか牛を立たせるところに苦労されておりましたが、牛自体が極めて優秀だからということで代表牛に選ばれた。そうすると今、毎日、技術員がその牛を立たせるというような技術を——産地が一体となって牛を育てているというチーム宮崎の底力も、お話を伺う中で感じたところであります。

今回の全共に携わる全ての方々がお互いに切磋琢磨することで技術力を高め合い、その成果を地域につなげることで、将来を担う若い後継者が夢と希望を持って畜産に取り組める、そのような力強い生産基盤を築いてまいります。

○窪菌辰也議員 生産基盤がまずしっかりしないと、牛も育たないということでございます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、宮崎牛の販売戦略についてです。

宮崎牛は、全共の成績をいち早く有効に利用し、今や全国のトップブランドにまで成長してまいりました。この原動力となったのは、県内各地域にあった銘柄牛を「宮崎牛」という統一名称で、関係機関が連携して一体となって販売・PRに取り組んできたからではないかと思えます。

今回の全共でも、日本一をぜひとも獲得したい気持ちは皆さんと同じですが、全共の成績い

かんにかかわらず、しっかりと販売戦略を持って宮崎牛のブランド力の強化を図る必要があると思います。

そこで、宮崎牛のブランド力強化に向けた販売戦略について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、本年3月に、「県産食肉販売・輸出戦略」を策定し、食肉の生産から流通・販売に関わる関係機関と連携して、販路拡大や輸出力の強化などの取組を進めております。

この中で、宮崎牛については、「より良き宮崎牛づくり対策協議会」を中心に、県内対策として、食育活動を通じた理解醸成や、毎月29日の「お肉の日」に合わせたフェアの開催、県外対策として、ふるさと納税を活用したPR、海外対策として、日本食の調理方法や食べ方の普及、さらに、コロナ禍における巣ごもり需要に対応したECサイトの充実や、SNSを活用した情報発信を強化するなど、様々な販売戦略に取り組んでおります。

県といたしましては、このような取組を通じて、宮崎牛のブランド力強化に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 今回の全共は、コロナ禍での開催ということでもあるために、他県の出品牛についての情報もほとんどないところがございます。厳しい条件の下での出品となっており、出品牛については出たところ勝負というほかありません。今回の全共を通じて本県の肉用牛がさらに認知され、世界に誇れる宮崎牛のブランドがさらに確立し、本県肉用牛の基盤強化が図られますようお願いいたします。

今回は、鹿児島県が開催県となっておりますが、次の全共は北海道が名乗りを上げていま

す。その次の10年先の全共は、ぜひとも本県で開催してほしいものだと思っているところがございますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

次に、ゴルフツーリズムであります。

関東近郊のゴルフ場は、プレーする人が多く混雑しており、利用料金も高いと聞いております。また、隣の韓国では、日本に比べてゴルファー数に対しゴルフ場が少ないと言われております。

一方、本県では、ダンロップフェニックスやリコーカップなどメジャーな大会が開催されるトーナメントコースが複数あるなど、ゴルフ環境に大変恵まれております。また、本県は食に強みがあり、ゴルフと食を絡めることによって、リピーターの獲得にもつながるのではないかと考えております。

スポーツランドみやざきを推進する本県として、これらの魅力を生かし、プロ選手だけではなく、一般のゴルファーを国外や関東近郊など首都圏からより多く誘客できれば、大きな経済波及効果が見込まれるのではないのでしょうか。

そこで、ゴルフツーリズムを推進するため、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県はゴルフ王国を掲げておりまして、ダンロップフェニックストーナメントなどの大規模大会の観戦を目的とした観光客や、自らプレーするゴルフ愛好者の誘客を図るゴルフツーリズムの推進は、ゴルフ場の利用はもとより、観光や宿泊などの消費拡大にもつながる大変重要な取組と考えております。

これまで、本県の優れたゴルフ環境と豊かな観光資源を生かしたプロモーション等に取り組んできたところでありますが、来年3月には、

国内外から約600名が参加する「アジアゴルフツーリズム商談会」が、日本で初めて本県で開催される予定であります。これは、コロナで延期延期であったわけではありますが、主催者がぜひ宮崎で開催したいとの強い思いを持っておられるということ、そして、本県としても、ぜひこの宮崎の環境をアピールしたいということで実現したところであります。

このような機会を捉え、宮崎におけるゴルフの魅力というものを世界に向けて効果的に発信する。日本が海外旅行先として魅力度ナンバーワンになった、これも大きな追い風だというふうに考えております。本県の強みである食・自然・文化等を組み合わせたゴルフツーリズムを、スポーツランドみやざきの柱の一つとして力強く推進してまいります。

○窪菌辰也議員 ぜひ、アジアゴルフツーリズム商談会を成功させて、多くのゴルファーを誘客していただきたいと思っております。

また、今、申し上げましたゴルフツーリズムについては、知事の力強い答弁もありがとうございました。ぜひ成功するようにお願い申し上げたいと思っております。

次に、安倍元首相の国葬への対応についてお伺いいたします。

9月27日には、安部元首相の国葬が執り行われることとなっております。先般の代表質問の中で、知事は、「国葬への参列については、正式な案内が来たら、国会の議論を踏まえながら適切に対応する」とされ、また、県内での対応についても、国の方針等を踏まえ適切に対応する旨の答弁をされました。その後、先週末には、知事にも参列案内が届いたと伺っております。

そこで、改めて国葬について、県としてどの

ように対応するのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 国葬への参列につきましては、県産品の様々なPRをはじめ、安部元首相に多大な御貢献をいただいた自治体の長として、感謝と哀悼の誠をささげるため、出席することといたします。

また、県内での対応につきましては、県内自治体や県民の皆様にも黙禱などの弔意を求めるところはいたしません、県庁本館のみで半旗を掲揚する方向で対応いたします。

○窪菌辰也議員 国葬については賛否両論あるところでございますが、国の方針に沿った対応になると思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、インボイス制度についてであります。

来年10月に導入されるインボイス制度は、消費税額を正確に計算するための制度であるということですが、この制度の適用を受けるためには、本年度中に国に登録申請を済ませなければならないとなっております。

私どものJAでも、生産物の取引に不公平が出ないように説明会等が実施されていますが、インボイス制度が複雑であり、いまいち理解できない人が多いのが実情であります。

そこで、インボイス制度の概要について総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(渡辺善敬君) インボイス制度につきましては、令和元年10月から消費税が10%と8%の複数税率になったことで、事業者が適正に税額控除を受けられるよう、令和5年10月から導入されます。

事業者が納付する消費税額の計算では、売上げの消費税額から仕入れ等に係る消費税額を差し引く仕入税額控除が可能です。制度導入後

に、仕入れをした買手がこの控除を受けるためには、売手がインボイス発行事業者に登録し、取引に関する請求書等に税率ごとに区分した消費税額を記載して、買手に渡すことが必要になります。

現在国では、インボイス発行事業者の登録を受け付けておりまして、制度開始から適用を受けるためには、令和5年3月31日までの登録申請が必要となっております。

○窪菌辰也議員 仕入額に対する消費税を控除するためには、仕入先がインボイス登録事業者であることが必要であります。登録していない事業者については、取引先から外される可能性があるとの指摘や、現在1,000万円以下の免税事業者であっても、インボイス制度に登録すると課税事業者となることから、経営への影響もあるのではないかと考えております。

インボイス制度の登録申請は、自分には関係ないと思っている人や、制度の理解ができないなどの理由で、ほとんどの事業者が様子見の状況で、取引先や同業者の対応をぎりぎりまで見て判断したい人が多いのではないかと考えております。現在のインボイス制度の登録状況について、総務部長にお願いします。

○総務部長（渡辺善敬君） インボイス発行事業者の登録状況につきましては、国の取りまとめによりますと、令和4年7月末現在、全国で81万2,324件で、これは、令和2年における消費税課税事業者の約24%となっております。

県としましては、インボイス制度の円滑な導入に向けて、国と連携して、周知・広報に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 消費税課税事業者の24%と、非常に進まないところですが、現在のように登録が進まないと、来年10月の制度開始時には混

乱を来すというようなことが考えられるところでは、早期の登録を進めるには、早めに分かりやすい周知・広報に努めるべきだと思いますので、今後ともよろしく対応いただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○二見康之副議長 次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕（拍手） 通告に基づいて質問をまいります。

まず、国葬と知事の政治姿勢について質問いたします。

岸田政権は、安部元首相の国葬を閣議決定し、9月27日に強行しようといたしております。

「国葬」とは、一言で言って、国を挙げて、故人となった安倍氏に弔意を表すことであります。岸田首相自身が8月10日の記者会見において、「故人に対する敬意と弔意を国全体で表す儀式」だと述べております。これは、いまだに変更されておられません。

もともと国葬とは、戦前、天皇や皇族とともに天皇と国家に貢献したとされる者に対して、天皇から賜るものとして行われ、天皇中心の専制国家を支える儀式の一つであり、その根拠となったものが「国葬令」であります。

戦後、日本国憲法の国民主権や基本的人権に反するものとして、国葬令は失効しました。2017年10月、内閣法制局は、「制度全体として、現行憲法の本質とは相入れないような性格を有する」と、失効の理由を述べております。

現行憲法の下では、安倍氏に限らず、誰であろうと国葬は相入れないものです。同時に、なぜ安倍氏だけを特別扱いするのか。これは、法

の下に平等という憲法第14条に、また、弔意を国全体として表す儀式とは、国民全体で表すというものであって、これは、思想及び良心の自由を定めた憲法第19条に違反するものであることは明らかであります。

岸田首相が強行しようとしている国葬は、憲法上、重大な問題があるだけにとどまりません。法的根拠がない国葬を、一遍の閣議決定によって強行できるのか、まさに法治主義を破壊し、法の支配を人の支配に代える、許し難いものであります。

こうしたことも相まって、国民の批判と怒りは高まり、どの世論調査においても、国葬に反対、もしくは評価しないが過半数を超えております。

知事に伺います。

国葬は憲法に抵触すること、法的根拠がないこと、国会にさえ諮ることもなく強行しようとしているなど、重大な問題があります。国葬についての所見を述べていただきたいと思います。

あとは質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

国におかれては、安倍元首相が、憲政史上最長となる8年8か月にわたり内閣総理大臣の重責を担われたことや、東日本大震災からの復興、地方創生への尽力、日米関係を基軸とした外交など、極めて重要な役割を果たされたものと評価をされておりまして、私としましても、同じ思いを持っているところであります。

また、本県にとりましても、霧島連山硫黄山噴火の際には、生産者に向けた激励をいただきました。当時の写真を、ちょうどこの前見直しておりましたが、家畜市場を訪れていただき、

模擬競り市も実施していただいた、そんなことも思い出したところであります。

宮崎牛や完熟マンゴー、宮崎キャビアなど、本県の農畜水産物のPRの後押しをいただいております。その多大な御貢献に対し、深い感謝と敬意の気持ちを持っているところであります。

このたび、安倍元首相の御功績等を踏まえて、国葬を行うことを国において決定されたものと理解しておりますが、その経緯や進め方について、国民の間で様々な議論があることも承知しております。国においては、より多くの国民の理解が得られるよう、丁寧な説明に努めていただきたいと思います。以上であります。[降壇]

○来住一人議員 安倍元首相に対する評価については、あなたと私は全く逆であります。集団的自衛権の容認だとか、さらには森友学園、加計学園、桜を見る会など、そして今、最大の問題になっている旧統一協会との関係は、多くの国会議員が問題になっていきますけど、安倍元首相は親子三代にわたって最も長く、最も深く、彼以上に統一協会とつながっている人はいなかったと、これ一つとっても、国葬に値しないというふうに思います。

国葬問題は、世論を二分しており、どの世論調査においても、国葬に否定的な国民が多数を占めております。ここに、国葬は憲法に違反しているのではないかという国民の意識が反映されていると、このように思います。

憲法上、大問題となっているのに、知事は憲法判断をされませんでした。憲法判断をされないこと自体が、私は重大だと思います。

岸田首相は、安倍元首相に対する敬意と弔意を国全体で表す儀式だと、このように述べております。敬意と弔意を表すことができるのは、

人間以外にありません。国民です。国全体とは、まさに全国民のことを指しております。

政府がここまで規定しているのに、今の話では県職員等に黙禱を求めないということだったと思います。なぜ求めないんですか。お聞きしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) そのように国のほうで方針が決定されているところでありまして、これまで、例えば内閣葬等によって行われた場合には、様々な弔意の示し方についても方針が示されたところで、それに従って対応してきたところでもあります。

今回につきましては、国民に弔意の表明を求めるものではないという方針に基づいて対応するものであります。

○来住一人議員 弔意を表すか、表さないか、それは内心に関わる問題であります。黙禱を求めるのは、まさに憲法第19条に反することは明白だと思います。憲法第19条との関係で、県職員に対して黙禱を求めることができないと私は思います。あなたが決定した、その求めることができないとは、憲法上求めることができないのか、イエスかノーかで答えていただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 憲法上についての御質問でございます。

これについても、国のほうでしっかりとした考え方で整理をされているというふうに考えておるところであります。私が答弁申し上げましたように、今回は弔意の表明を求めるものではないと、そのように対応を考えております。

○来住一人議員 質問に教えてください。なぜ求めないのかと言っているんです。なぜ求めないのか、それは、憲法第19条との関係じゃないのかと言っているんです。

○知事(河野俊嗣君) 求めないことについては、先ほどお答えしましたとおり、国において、そのような様々な御指摘も踏まえて整理がなされた、その方針に基づいて対応いたします。そういうことでございます。

○来住一人議員 このままやってもしょうがない。国に責任を転嫁していらっしゃる。自分としての態度は明らかにされないんです。知事として、僕は駄目だと思います。

憲法の基本原則から、国民に弔意を求めることはできません。したがって、現憲法の下では、誰の死亡に際しても国葬はできないと、私はこう思います。弔意を公式に求めなければ憲法に抵触しないのかというと、私はそうじゃないと思います。

国葬と銘打って6,000人の人を集めて施行し、テレビで同時中継もする。県庁に弔旗も掲げる。しかも、多額の予算をかける。こうしたこと自体が、国民に弔意を求めることになって、憲法違反であることは明白だと、このように述べておきたいと思います。

知事は、国葬に参列するようでありますけど、これは公務として参加されるんですか。

○知事(河野俊嗣君) 国葬は国で決定された国の公式行事でありまして、公職である知事宛てに国から参列案内が来たものでありまして、自治体の長の立場で、公務として参列いたします。

○来住一人議員 憲法違反の国葬に、我々県民の税金を使って行くことはやめてほしい。行くなら私費で行ってほしいということを強調しておきたいと思います。

次に、旧統一協会に関する問題で質問いたします。

旧統一協会の特徴について、私なりに述べて

おきます。

まず第1に、異常な教義にあります。彼らの教義解説書である「原理講論」では、人間の祖先が天使と淫行を犯すことによって、全ての人間がサタンの血統により生まれるようになったとされています。簡単に説明すると、アダムとエバ(イブ)の時代、エバが天使と不倫関係を結んだ後にアダムと関係を持つようになったことによって、全ての人類は生まれながらにサタンの血統という原罪を背負った。これを清めるために、選ばれた女性が文鮮明に祝福される必要がある。この「祝福」とは、「血分け」と呼ばれる儀礼的性交を指して、文鮮明と女性信者との肉体関係こそ、教義の核心にあります。

「祝福」を象徴的な形に変えて行っているのが、合同結婚式であります。もちろん、結婚の相手は協会が勝手に決めたものです。「血分け」こそが唯一の救いの道とうたっているから、ジェンダー平等に反対し、中でも同性婚を許し難いものとして攻撃的としているものがあります。

第2の特徴は、多数の献金と靈感商法による異常な金集めであります。これも、「万物復帰」という教義から来るものであります。一言で言うと、サタンの下にある宝を、本来の所有者の神である文鮮明に復帰させることが善であり、救いであるということになります。これによって大変な被害を多くの方が被っていることは、御承知のとおりです。

第3の特徴は、反共主義です。単なる反共産党ではなくて、共産主義の思想そのものを抹殺するというもので、その組織として、1967年に文鮮明、笹川良一、児玉誉士夫、岸信介元首相らが集まって、勝共連合の日本導入を決めたものであります。

こうして旧統一協会は、宗教の名を借りた、人々の精神をコントロールする収奪組織であり、反共謀略組織であります。今日、この組織の反社会性が、改めて日々明らかになっております。この団体が政党や行政に深く入り込み、影響を及ぼしていることは御承知のとおりです。

「ピースロード2022」においても、少なくとも2人の県会議員さんが関係しております。ピースロード2022を後援したことについての県執行部の答弁は、反省が弱いと思いましたが、実行委員会形式を取っていますが、実態は旧統一協会系の団体であることは、明白であります。

ですから、改めて聞きますけど、今からでも遡って後援を取り消すことが大事だと思いますが、答弁を求めたいと思います。

○商工観光労働部長(横山浩文君) 「ピースロード2022in宮崎」につきましては、旧統一協会と接点のある団体が共催しておりましたが、当イベントの後援名義使用の承認の是非を判断する時点では、承認基準上、共催者について、主催者と同様の承認条件を設けておらず、イベントの趣旨・目的のほか、事業内容が宗教的、政治的なものではないことなど、当該基準を満たしていたことから、後援名義の使用を承認したものであり、取消しは考えておりません。

一方で、今回のような社会的に問題が指摘されている団体への対応につきましては、県民に疑念を抱かれることのないよう十分留意する必要があることから、共催者について主催者と同様の承認条件を設けるなどの承認基準の見直しを行ったところであり、今後は、より厳正な審査に努めてまいります。

○来住一人議員 旧統一協会とジェンダー平等について質問いたします。

旧統一協会がジェンダー平等を頭から否定することは、彼らの異常な教義にあることを先に述べました。そのことを私自身が身をもって体験したのが、都城市議会議員時代でありました。平成15年12月議会で、男女共同参画条例が成立したのでありますが、この条例の最大の特徴は、性的指向にかかわらず全ての人の人権を守る、つまり、人の性を男・女と2つに限定せず、性的マイノリティーの方々を含む全ての方を含めることが分かるようにしたものであります。

これにかみついたのが、旧統一協会であります。彼らは、この条例の成立を阻むために、ありとあらゆる手を打ってまいりました。彼らの新聞「世界日報」が「あきれた男女共同参画条例。成立すれば、同性愛解放区に」という見出しをつけて、ばらまく。私には、抗議文まで送りつけてきました。世界日報や抗議文などの資料は、今日議場に持ってきておりますから、関心のある方は後で見ていただきたいと思います。

こうした大変な妨害がありましたが、心ある市議会議員が、性的マイノリティーの方々、都城女性団体連絡会など、市民と力を合わせ、妨害をはねのけて成立させました。

あれから19年が経過いたしました。今年7月1日現在、8府県を含む222の自治体、本県においては、9月1日現在、6市3町がパートナーシップ宣誓制度を導入しております。導入した自治体の人口は、全国では52.9%、県内は66.9%であります。今年11月には東京都が導入します。札幌地裁は、「同性婚を認めないのは憲法違反」という画期的な判決を出しました。都城での激しい闘いのときから見ると、まさに隔世の感を感じるものであります。真理というもの

は必ず人の心を捉えるものだというのを、改めて思ったところであります。

そこで、宮崎県におけるパートナーシップ宣誓制度の導入に関して、質問いたします。

先の6月議会での前屋敷議員の質問に、「パートナーシップ宣誓制度の導入につきましては、県民の理解と市町村の協力が重要でありますので、引き続き、当事者の方々の御意見を伺うとともに、市町村ともしっかりと協議してまいります」と、知事が答弁されております。県民の理解とは、市町村の協力とは具体的に何を指しているのか、部長に答弁を求めたいと思います。

○総合政策部長（松浦直康君） パートナーシップ宣誓制度は、性的マイノリティーのカップルの方の生きづらさの解消等を図ることを目的として、宣誓を行ったことを自治体が証明することにより、地域において、婚姻に準じた行政や民間のサービス等を受けられることが期待されるというものであります。

このため、まずは県民の皆様が、性的マイノリティーの方の抱える悩みや困り事を知り、制度の内容や導入が求められる理由を理解していただくこと、そして、性的マイノリティーの方たちが地域の中で生き生きと暮らしていけるよう応援していただくことが重要であると考えております。

また、この制度によって受けられる行政サービスや手続につきまして、基本的には、全ての市町村において同じ対応が求められますので、県が導入する場合には、市町村の理解と協力が不可欠であり、市町村ともしっかり議論していくことが重要であると考えております。

○来住一人議員 今の答弁に対して質問しますが、つまり、県民の理解が必要だということ

であります。

パートナーシップ制度の内容や導入について、県民の理解が必要だということでありまして、あなた方は、マイノリティーの実態や制度を説明するパンフさえ作成しておりません。理解してもらうために、県民の方にどういう努力をしてきたんですか。答えてほしいと思います。

○総合政策部長（松浦直康君） まず、人権に関する条例というものを制定いたしたところでございますし、人権を大切にしなければならない、それぞれに尊重されるべき人権があるということについては、一般的な研修等において進めているところであります。

それから、6月議会の中で御質問いただきましたパンフレット等につきましても、今後の取組の中で何とかしていきたいというような動きを今、やっているところでございます。

○来住一人議員 大変苦しい答弁のようです。そういう県民に理解していただくパンフレットさえ、我々にも渡っていない。それでどうやって県民にそれを通すことができるか。

市町村の協力を得るために、どこも何回協議をしたのか。また、当事者の意見を伺うというふうに言われていますけど、当事者の意見をどうやって伺ったのか、これも具体的に教えてください。

○総合政策部長（松浦直康君） 現在、パートナーシップ宣誓制度を導入しております9市町のうち、8月に延岡市及び日向市を訪問いたしまして、制度を導入した経緯や利用状況、運用に当たっての課題等について意見交換等を行ったところでありまして、残りの7市町及び導入していない市町村につきましても、順次行っていくこととしております。

また、宮崎県人権尊重の社会づくり条例の制定過程におきまして、昨年度、当事者団体の方と意見交換を行いまして、パートナーシップ宣誓制度に関する御意見をいただいたところではありますが、今後、市町村との意見交換等を踏まえて、改めて行いたいと考えております。

○来住一人議員 延岡市と日向市において話を聞いたということでありまして。

延岡、日向の市のほうから、導入をするときには全市町村が同時でないと都合が悪いですよというような指摘があったのか、これも答えてほしいと思います。

○総合政策部長（松浦直康君） 都合が悪いといえますか、御意見としていただきましたのは、自分のところの自治体の範囲内でのいろいろな手続はできるんだけど、これが転入・転出をされるような場合の取扱いが変わってくると、そういったところがやはり課題があるというような御意見はいただいたところでございます。

○来住一人議員 とにかく、全自治体が同時に、一緒にパートナーシップ宣誓制度を導入しないとまずいというような話はなかったと、確認します。パートナーシップ宣誓制度の課題に限って、当事者の団体の方々から意見を聞くことはされていないと、これも分かりました。

それでは、質問いたします。

現在、県内9市町が導入しておりますけど、導入する際に、9市町は県とどのような協議を行ったのか、述べてください。

○総合政策部長（松浦直康君） 県内では現在、御質問にありましたように、9の市町がパートナーシップ宣誓制度を導入しておりますけれども、それぞれの市町村が制度を導入するに当たり、県に対しての協議は来ておりませ

ん。県といたしましては、それぞれの市町において、この制度について検討が行われ、導入に至ったものと考えております。

○来住一人議員 導入する際に県との協議はなかったということでもあります。つまり、協議をする必要がなかったのであります。導入は、各自治体が自主的に責任を持って決定して、施行しているものであります。

もう一度聞きますけど、市町村にどのような協力をいただかないと、この制度は導入できないんですか。もう一遍、みんなが分かるように話してください。

○総合政策部長（松浦直康君） 県として、この制度を導入しようとするような場合には、やはりそれぞれの市町村のレベルでサービス等に違いが出てくるというのはよろしくないというふうに考えております。

御質問にありましたように、全ての市町村がそろわなければならないのかというところについては、検討の余地はあるというふうに思いますけれども、やはり、その当事者の方々が望んでおられるような形をできるだけつくっていかうということを考える場合には、各市町村に同じような取扱いをしていただくように求めていく必要があるというふうに考えております。

○来住一人議員 導入している自治体は、導入をするときに県に伺う必要もなかった。また、現にしていない。そして、導入し、施行して、そういうふうに県に対して伺いもせず独自にしていると。県は、市町村の協力が条件であるかのように言う。しかも、本気で市町村と協議を持った実績もなければ、これから行う意思もない。県民に理解を求めるパンフレットも作成しない。もちろん当事者の意見を聴くこともない。これでは支離滅裂ではありませんか。

知事選挙も近いので、知事にお聞きしますが、ぜひ知事に明確にさせていただきたい。知事は、このパートナーシップ宣誓制度を導入すべきという立場に立っておられるのか。あるいは、導入する必要はないと思っていられるのか。2つに1つですけど、明らかにしてください。

○知事（河野俊嗣君） 先ほどより部長が答弁しておりますように、県としてのパートナーシップ宣誓制度の導入につきましては、県民の理解と市町村の協力が重要であろうと考えております。そうした理解の醸成の上に立って、県としての制度というものがあろうと考えているところであります。

本年3月に施行しました「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」におきまして、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現を目指すことを、改めて明記したところであります。

議員より様々な御指摘もいただいておりますが、県としては、これまで性的マイノリティーの方の人権の尊重、生きづらさの解消に向けまして、当事者の方を講師とする講演会の開催や県内の大学と連携した啓発事業などに取り組んでまいりました。また、私自身も直接の意見交換を行ってきたところであります。

今後とも、この制度を含めた性的マイノリティーに関する人権問題の県民への周知・啓発をしっかりと行っていくとともに、そういう理解の輪を広げることによって、その先に県民の理解、そして市町村の協力、それからさらに、県としての制度の導入いかんと、そのような判断がなされるべきものと考えております。

○来住一人議員 私の質問に明確な答弁はありませんでした。導入する立場に立っていること

を明確に述べておられませんし、今回の答弁も、その特徴は、制度の導入については県民の理解と市町村の協力が重要で、ここが進まない限り導入できないというようにも受け取れる。つまり、導入できない原因を県民の理解と市町村の協力に求めている。これが特徴だというふうに思います。

性的マイノリティーに対する差別や不理解は存在します。だからこそ導入して、解消する立場に立つべきだと思います。9市町をはじめ、導入している全国の自治体が、住民の理解の度合いで導入したとは考えられません。市町村の協力についても、今日の議論の中で、導入は自治体独自に行って施行しております。特に重要な問題が発生しているわけでもありません。もし発生したなら、協議を進め、解決を図ればよいことでもあります。佐賀県は、導入後に全市町村と連携協定を結んでおります。

議論を通じて判明したことは、県民の理解、市町村との協議、当事者との協働など、ほとんど進んでいないし、また、進める計画もない、進める意思も感じられないというのが私の思いです。

宮崎県人権尊重の社会づくり条例は、「性的指向、性自認を理由とする人権問題等が存在している」と述べ、「私たち宮崎県民は、全ての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、不断の努力を続けていく」とうたっています。この条例にサボタージュしているのが県当局ではないかと、このように私は思います。

本気で制度の導入を考えてもいないのに、こうした条例はつくる、県庁舎をライトアップして、いかにも性的少数者に心を砕いているような形は見せる、これは、私は二心者のやることだと思います。県民に対して二重の重大な誤り

を起こしているというように指摘しておきたいと思います。

知事にもう一度お聞きします。

何事も事業というのをを行う場合は、期限を決めて、予算と人員の手だてを打って、計画的に進めるものだと思います。知事選で負託を受けて、次の任期中、次の4年の間に導入する思いはありませんか、答えていただきたいと思いません。

○知事(河野俊嗣君) 大事なことは、県民の理解と市町村の協力、そのような基盤の上に立って、県としての制度をつくっていく、そこが非常に重要だと考えております。そういう基盤のない中で、頭ごなしに県が方針を定めるのは問題ではないかという認識の下に取り組んでいるところでもあります。

先ほど来、議員が御指摘されております、条例を定め、様々な啓発活動に努めているところではありますが、パンフレットの作成も含め、より理解してもらうための能動的な働きかけ、そして説明に努めていくこと、その取組というのを今後ともしっかりと進めてまいります。

○来住一人議員 導入を行っている佐賀県にしても、そして、県内においては宮崎市など、そういうところに住んでいる住民の皆さんが性的マイノリティーに対する理解が他のところより特別高いと、そういうことはあり得ないというふうに思います。ですから、それをもって導入しないということになりますと、それはずっと続くということになります。聞きたいけど、じゃあどこまで県民が理解をしたときにこれは導入できるか、答えられないと思います。これは質問いたしません。

最後の答弁においても、性的少数者の方々に希望を持たせるようなものは、残念ながらあり

ませんでした。県内においても、人口比66.9%のところで導入されているのに、これまでの答弁とまさに一寸一分も変わらないというものでありました。

これはなぜか。私は、導入に強力に反対している旧統一協会や日本会議などの圧力があって、これに付度してはいないのか、それとも、知事の中に性的少数者に対する蔑みの思想があるのかと、こういうことを思うものであります。性的少数者が尊厳を持って生きられる社会づくりの流れは、誰においても止めることはできないということを強調しておきたいと思えます。

この問題は、これで終わります。

次に、屋外型トレーニングセンターに関連して質問をいたします。

同施設は、オーシャンドーム跡地に県が18億2,600万円を投入して建設を進めているものであります。同施設の収支計画によると、管理運営などの経費は年間6,119万1,000円、これに対して、入ってくる利用料金は827万5,000円、差引き5,291万6,000円の不足となります。この収支計画はいつ作成されたのか、商工観光労働部長の答弁を求めます。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 屋外型トレーニングセンターの収支につきましては、昨年8月の整備方針の決定、同年9月の定例県議会への債務負担行為の議案の提出、さらには、今年2月の定例県議会での整備費の計上といった過程をたどる中で、年間の支出額を6,000万円程度、利用料金の収入額を700万円程度と見込んでいたところでございます。

本年度に入りまして、当センターに指定管理者制度を導入し、その指定管理候補者を公募するに当たりまして、詳細に精査を行った結果、

今年の6月に支出額を6,119万1,000円、利用料金収入額を827万5,000円と見込んだところでございます。

○来住一人議員 私はこの質問を作る上で、非常に反省しながらこの質問を作ったのであります。

なぜかといいますと、結局、債務負担行為でも、実際に議会では18億2,600万円の事業を行うということが決定している。しかし、実際にその施設の収支はどうかというのは、その時点では発表されていない。私が反省しているのは、その時点でなぜ聞かなかったのかと。議員としての役割を果たしていないなというのを、正直感じたところです。そういう思いをもって今日、質問しているところであります。

それで、私が思うのは、この事業が決定されて、しかも債務負担行為が議会で決定され、その後、いわゆる収支の計画書が作られる。僕は、これはこの事業の最大の特徴だというふうに思います。本来は、こういうことはあり得ないというふうに思います。

年間の利用者見込みが1万7,280人となっております。競技団体ごとの利用見込みを、部長に報告をお願いしたいと思います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 屋外型トレーニングセンターの年間の利用者数につきましては、延べ1万7,280人を見込んでおりますが、その内訳としましては、Jリーグとラグビーリーグワンがそれぞれ3,000人、ラグビー日本代表が2,400人、県外の陸上競技実業団が1,000人、県内のスポーツ関係団体が2,400人、社会人や大学などの県内外のアマチュアスポーツ団体が3,280人、その他、県民の利用などを2,200人と見込んでいます。

○来住一人議員 利用者見込みが1万7,280人

で、これを下回ると、当然利用料も下回ってまいります。この1万7,280人の見込みを達成するために、今後どのような対策を取るのか、また、その対策を取るためにはどれほどの予算が想定されるのか、教えていただきたいと思えます。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 屋外型トレーニングセンターにつきましては、来年4月からの供用開始に向けまして、Jリーグやラグビーリーグワンなどのチームの誘致のため、今年度、399万円の予算を計上しております。具体的には、当センターをPRするためのパンフレット作成に100万円、屋外型トレーニングセンターやその整備効果を全県下に波及するための誘致セールスに要する職員の旅費として299万円を計上しております。

今後とも、県観光協会や競技団体等とも連携を図りながら、当センターの利用者の確保に努めてまいります。

○来住一人議員 最後に、技能検定実技試験手数料の減免の復活を求めて質問いたします。

技能検定試験は、技術者を目指す人にとっては登竜門であって、合格すると「技能士」と名乗ることができるものでございます。

まず、部長にお聞きします。この試験において、試験手数料の減免措置というのが取られてきたわけですが、この制度に対してどう評価をされていたんでしょうか、お答えいただきたいと思えます。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 技能検定は、働く上で身につける、または、必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度であり、試験に合格すると「技能士」と名乗ることができることから、就職や転職に有利となり、また、資格の取得という目標を持つことに

より、学業や仕事への意欲を高めるなどのメリットがあります。

平成29年度後期試験から昨年度まで、国において、技能検定実技試験の2級及び3級を受検する35歳未満の若年者に対し、減免措置が講じられましたことは、若年者が技能検定を受検しやすい環境を整備し、将来にわたってものづくり分野を支える若者の確保や育成を支援するためであり、高校生等が検定を受けやすくなるという効果があったと考えております。

○来住一人議員 結局、今年度より、政府によって減免対象の範囲が縮小されて、これによって高校生などが対象から外されまして、プラス9,000円払うということになりました。

県は、国の決定をそのまま実施することになったのでありますけど、この県の決定に至るまでの経過と決定の意義について、述べていただきたいと思えます。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 技能検定実技試験の減免対象範囲の縮減につきましては、財源が枯渇する中、国において検討がなされ、対象者を25歳未満の雇用保険被保険者に絞ることとされたものであります。

このため、県の独自措置によります減免措置の継続につきましても検討を行いました。この減免措置は、国の方針・財源措置により開始され、今回の縮減も国の方針変更によるものであること、県独自の措置を行うこととした場合、一定の財政負担が後年度にわたり生じること、さらに、他県においても国の方針どおり縮減を行う県が多いことなどを総合的に勘案し、県独自の予算措置については見送り、国に減免措置の継続を要望することとしたものでございます。

○来住一人議員 最後に、知事にお申し

す。

高校生に9,000円の負担増を求めたわけですが、その求めた意義というのは語れないと思います、意義はないんですから。分かりますか。高校生に9,000円出させることにどんな意義があるかと。意義はないです。逆だと思います。むしろ、「高校生に新たな負担を求めるのか」「ほかに方法はなかったのか」という意見が、高校生を含め、その親御さんや県民の皆さんの中にはあるというふうに思います。若い方々の夢をかなえるために寄り添ってあげるのが、行政だと思います。

佐賀県、長崎県、大分県では、県が独自に減免措置を行っております。私の調べでは、全国では、この3県を含めて18都県が現在行っているようであります。

ざっと計算しましたけど、500万円あれば、これまでどおり高校生に減免措置を残すことができるわけであります。高校生に新たな負担を求めなくてもよいのでありますから、県独自の措置は取れないか、知事に答弁を求めたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) この技能検定制度は、労働者の技能習得意欲を増進し、技能に対する社会の評価を高め、労働者の技能と地位の向上を図るものでありまして、将来にわたりものづくり分野を支える若者の確保の観点からも、大変重要であると認識しております。

今回の減免措置の縮減は、先ほど説明がありましたように、国の雇用保険財政の悪化を背景としたものであります。高校生に対しては、一定の減免措置がなされておりますが、それに加えて、さらに特段の減免措置がなされていた、その部分が今回、国の財政悪化を原因として対象外になったということでもあります。一定の減

免措置は残っているというところは、まず御理解いただきたいと考えております。

対象から除外される、高校生をはじめとする若年者の試験手数料の負担が、その特段の減免の部分については大きくなるということで、県独自の減免措置についても慎重に検討を行ったところでありましたが、昨年度までの減免措置は、国において全国一律に行われたものであることや、一定の財政負担が後年度にわたり生じること、他県の対応状況なども勘案して、県独自の措置については見送ることとしたものであります。

このため、県としましては、昨年11月に、国に対し、減免措置の継続を強く要望し、本年5月には、「みやざきの提案・要望」においても、減免措置の対象を昨年度までの水準に戻していただくよう要望したところでありまして、引き続き、あらゆる機会を捉え、国に強く要望してまいります。

○来住一人議員 これで終わりますけど、屋外型トレーニングセンターは、毎年5,000万円を超えるお金をつぎ込まなければなりません、管理費だけでも。高校生は500万円です。単純な比較はよくないです、単純な比較は絶対よくないですけど、しかし、500万円の予算を捻出してあげる。そして、高校生たちに、やっぱり今までどおりに受検をしていただく。それはあってもいいんじゃないかなと、それをやったらまずいかなと思います。ぜひ検討をしていただきますように改めてお願いして、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

○二見康之副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、日高利夫議員。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。自由民主党の日高利夫でございます。通告に従い、順次質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺いします。

ペレストロイカ、グラスノスチでソビエトの民主化を推進した、ゴルバチョフ元ソ連大統領が死去されました。1989年(平成元年)11月9日、私の32歳の誕生日にベルリンの壁が崩壊し、東西冷戦終結とともに人類の融和を信じた多くの人々は、世界の現状を皆、大いに憂いているに違いありません。核の使用をちらつかせ、ウクライナ紛争に加え、極東地域でも大規模軍事演習を実施し、脅しをかけるロシア。我が国の排他的経済水域内に平気でミサイルをぶち込む中国と緊迫化する台湾海峡問題。北朝鮮も加え、いまだに覇権主義を国家の基本戦略とする許されざる国々に、我が国は取り囲まれております。

収束しないコロナ、先の見えないウクライナ紛争、現実味を帯びる小型戦術核の使用、あろうことか原発までが標的にされるという、おぞましき蛮行です。これは、人としてやってはならない禁じ手のはずですが、日々配信される信じ難い映像に、戦争は何でもありだという現実を、私たち日本人も肝に銘ずるべきです。

しかし、戦争を知らない私たち多くの日本人は、この現実をどう受け止めたらいいのでしょうか。極東アジア情勢も一層の緊迫化を呈して

きております。世界の中の日本の未来と平和に対する国家安全保障体制の確立は、国民一人一人が真剣に考えなければならない重要課題であり、我が国の政治力が問われようとしております。

このような状況下、本県においても、ウクライナ紛争に起因する平和の尊さ、食料品の高騰や燃油高騰などによる生産現場への影響など、各種産業界などへの打撃はさらに深刻な状況を招いていると思われま

そこで、国の安全保障、燃油高騰・物価高、円安、コロナ禍などが県民生活にも大きな不安の影を落としている現状に、今後どのように対応していかれるのか、知事にお伺いします。

次に、食料供給基地としての本県の役割についてお伺いします。

国家安全保障上、エネルギー、軍事、食料は国家存続の三本柱と言われているそうです。我が国のエネルギーの自給率は11%前後、軍事を自給率で表示はできないでしょうけれども、食料は38%前後の自給率、世界の先進国の中では最低レベルであります。

このような中、世界の人口は、2011年に70億人を超え、2022年には80億人に達すると予測されています。実に、1分間に約150人、1日で約22万人、1年で約8,000万人以上増えているとこのことで、人口増加の多くはアフリカなどの発展途上国であります。

このように、人口減少に転じた我が国の状況とは逆に、世界の人口は著しく増加していることから、今後の食料需要は、発展途上国を中心に大幅に増加することが見込まれることや、地球温暖化に伴う気象変動、さらにはウクライナ紛争等による燃油や肥料等の各種資材の高騰等により、農産物の主要な輸出国の安定生産、供

給体制の脆弱化などが予測されており、これまでのような食料輸入依存型の我が国の将来は、大きな危機にさらされるのではと懸念されます。不測の事態が起きれば、食料の奪い合いが危惧されます。金を出せば食料が輸入できるような状況ではなくなる。ウクライナのような世界情勢の悪化で輸入が困難になるなど、現状は我が国の食料安全保障上、重要な局面を迎えているのではと心配でなりません。

このような現状の中、国は本年6月、食料安全保障の強化に向けた政策を展開するため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改定し、食の安全保障の確立に関する新たな項目を設定しました。今後は、肥料価格、燃油・飼料等の価格高騰対策、輸入依存穀物（小麦・大豆・トウモロコシなど）の増産、そして米粉の需要拡大、米粉製品の開発等を中心とした新たな我が国の農業政策を展開しようとしております。

そこで、食料安全保障について国が本格的な検討を始めようとする中、食料供給基地としての本県の役割をどのように受け止め、果たしていく考えなのか、知事にお伺いします。

壇上の質問は以上とし、以下は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、県民生活の不安への対応についてであります。

長引くコロナ禍や国際秩序の不安定化、世界人口の増加等に伴う食料・エネルギーの問題をはじめ、デジタル化の急速な進展や気候変動問題など、私たちは予測困難で、また、予想を超えるスピードで大きく変化する時代の節目を迎えているものと認識しております。さらには、

現下の県民の暮らしや地域経済は100年に一度とも言える未曾有の難局に直面しているものと考えております。

このような先行き不透明で厳しい環境の中において、トップリーダーに求められますのは、不安や苦悩を抱える県民に、明るく希望の持てる未来のビジョンとその道筋を示す構想力であり、そして、自ら先頭に立って力強く推進していく実行力であると考えております。

そのような認識の下、今議会でお示しした長期ビジョンに描く宮崎の輝かしい未来を実現していく上でも、まずはこの難局からいち早く立ち上がり、力強い元の成長軌道に回復させるための取組として、国の交付金等の積極的な確保・活用に加えて、今議会で提案しております宮崎再生基金を創設し、商店街の活性化や観光誘客の促進、農林水産業・商工業への支援、生活困窮者への対応など、きめ細かな施策を機動的かつ継続的に展開していくこととしております。

その上で、県民の皆様から次期県政を負託いただければ、将来を見据えた取組として、農林水産物を核としたフードビジネス等の産業振興や、豊富な太陽光やバイオマスを活用したゼロカーボン社会の実現、充実したスポーツ環境を生かしたスポーツランドみやぎのさらなる発展、豊かな自然環境や地域の絆・つながりに基づく交流人口・関係人口の裾野の拡大など、本県の強みを生かした活力ある未来づくりを展開し、宮崎再生を果たしてまいります。

変化の大きいこれからの5年、10年の取組が、宮崎の未来を方向づける極めて重要なものになると考えております。将来を担う若者をはじめとする県民の皆様が、この宮崎に住んでよかった、いつまでも暮らし続けたいと実感でき

る郷土宮崎の実現に向けて、この時に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、食料供給基地としての本県の役割についてであります。

海外に食料供給の多くを依存する我が国にとりまして、食料安全保障は重大な課題であり、昨今の世界情勢の急激な変化を受け、私としても強い危機感を感じております。また、農業を基幹産業とし、全国第6位の農業産出額を誇る本県の役割と責任がますます大きくなっているものと受け止めております。

また、議員が指摘された米につきましては、我が国が自給できる重要な穀物として、そして、様々なこれまでの改良の成果により、極めて生産効率の高い農業技術が確立されているということを、改めて見詰め直す必要があるものと考えております。

県におきましては、農地の集約によります大規模化や先進技術を駆使した生産性の向上を図るとともに、燃油や化学肥料など海外資源に依存しない農業への展開に向けた取組を推進することにより、農業生産のさらなる強化と併せ、持続可能な本県農業の実現に努めてまいります。

私は、本県農業が、我が国の食を支える食料供給基地としての役割をしっかりと果たし、次世代へつなげられるよう、強い使命感と責任感を持って取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○日高利夫議員 ありがとうございます。強い使命感と責任感、しっかりとお聞きしました。

次に、水田農業の確立について伺います。

私は、これまで何度も食料自給率の問題を質問してきましたが、今回はさらに、水田農業、

米、そして、米粉のパン・麺・スイーツの生産振興などによる自給率の向上について質問をしてみたいと思います。

まず、農政水産部長に7問お伺いします。

日本人の主食である米は、消費者の米離れが急速に進む中、本県においては、ここ数年、毎年約300ヘクタールの主食用米の作付が減少している状況です。全国でも、令和4年の米の生産量の見込みは、ピーク時だった昭和42年の半分以下になったとのこととあります。

しかしながら、現在においても、今後においても、我が国の主食が米であることに違いはなく、水田農業を維持していくことは、日本農業の根幹をなすものと考えております。

したがって、私は、世界の食料事情の悪化が懸念される中、我が国の主食である米を中心に、早急に食料自給率を高めていく必要があると強く考えております。

そこで、初めに、本県の水田の状況を確認させていただきます。平成22年度、令和2年度の農林業センサスにおける、本県の水田に占める主業農家以外の割合を、経営耕地面積、農家戸数について、それぞれお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 本県の水田に占める主業農家以外の経営面積割合は、平成22年は約57%、令和2年は約50%です。また、主業農家以外の戸数割合は、平成22年は約68%、令和2年も同じく68%です。

○日高利夫議員 主業農家以外の農家、つまり兼業農家が、水田の農家戸数の約7割、面積にして約5割を所有している現状は、今後の水田農業の大きな課題となると思います。近い将来、この兼業農家は、高齢化やトラクター等の機械更新時に、次々にリタイアすることが予測されますが、果たして誰がその水田を担ってい

くのか、現在の農村地域の大きな課題となっております。

また、水田での作物の作付は、主食用米の価格が低迷する中、野菜などの高収益作物への転換も必要だと思いますが、湿田対策をはじめ、品目転換による新たな栽培技術の習得や機械・施設等の整備に係る投資、さらには労力の確保等を考慮すると、水稻専門のほうがより効果的だと考えます。

そこで、水田農業を効率的に維持していくためには、大規模稲作専門農家の育成が重要と考えますが、県の取組について伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 水田農業を効率的に維持していくためには、経営規模の拡大に取り組む大規模稲作経営体などの担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、生産基盤の強化が重要と考えております。

このため県では、水田地域において合意形成を担う集落営農組織での話し合いを活性化させ、水路や畦畔管理などの地域内の連携や担い手への農地の集積・集約化を進め、集落と担い手が連携した水田の維持管理体制の構築に、市町村や関係団体と一体となって取り組んでおります。

また、実需者のニーズを的確に捉えた生産体制を構築するため、必要な機械・機器の導入支援を行うとともに、スマート農業技術の導入を積極的に推進しているところです。

○日高利夫議員 今後、リタイアが予測される兼業農家等の水田を責任を持って担ってくれるよう、大規模稲作専門農家の育成をしっかりとお願いしておきます。

また、少ない労力で大規模稲作経営を実現するためには、スマート農業技術の導入に向けた圃場の区画拡大など、圃場環境の整備が極めて

重要であると考えます。

そこで、農作業の省力化が期待できる、水田圃場の区画拡大への取組について伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 水田における農作業の省力化・効率化を図る上で、スマート農業に対応した圃場の区画拡大は大変重要であり、各地域からの整備ニーズが一層高まっております。

このため県では、第八次農業・農村振興長期計画において、令和7年度までに725ヘクタールの整備を目標に掲げ、経営体育成基盤整備事業等による大規模な圃場整備に加え、農地耕作条件改善事業等での畦畔除去による簡易な区画拡大に取り組んでおります。

現在、22地区で事業を実施しておりますが、今後、さらに33地区で事業化を目指しているところであり、引き続き、市町村や関係団体と連携し、水田の整備を積極的に推進してまいります。

○日高利夫議員 おやじさんと息子さん2人、所有水田は1ヘクタール、これに借りた水田23ヘクタールの農家があります。作付品目は、主食用米、加工用米、飼料用米、WCS用稲となっています。24ヘクタール全てが水稻です。条件のいい水田なら、さらに10ヘクタールでも20ヘクタールでも拡大が可能というような話でした。

圃場の区画拡大は、今後の水田農業維持の必須要件だと思いますので、事業推進の強化を要望しておきます。

次に、飼料用米の関係であります。トウモロコシなど家畜の濃厚飼料のほとんどは輸入頼みですが、飼料用米は、養豚や養鶏用ではトウモロコシの代替飼料になるとの試験結果もあるようです。飼料価格が高騰し、農家経営を圧迫す

る中では、飼料用米は自給飼料の確保につながるなど、食料自給率の向上が期待されることから、より一層の推進を図るべきと考えます。

そこで、畜産農家における本県の飼料用米の活用事例と、配合飼料の代替としての飼料用米の可能性について伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県では、採卵鶏において、JA宮崎経済連が、飼料用米を配合した飼料による卵のブランド化に取り組むとともに、都城市やえびの市などの養豚農家では、飼料用米を使った豚肉のブランド化に取り組んでいる事例などがございます。

飼料用米は、畜産農家には、価格高騰が続く配合飼料の代替として利用することで生産コストの低減が可能となり、耕種農家には、国の直接支払交付金等が活用できるため、安定した収入が期待できます。

このように、飼料用米の活用は、畜産農家、耕種農家の両方にとりまして有効な取組でありますことから、県としましては、引き続き、飼料用米の生産・利用の拡大を図ってまいります。

○日高利夫議員 飼料用米も水稻です。主食用米の生産技術を応用し生産性を高めることで、農家経営の安定につながり、また、副産物のわらの利用促進は、畜産農家からの要望が強い状況にあります。SDGsやみどりの戦略の推進、並びに飼料高騰への対応が求められる今こそ、耕畜連携のさらなる強化を図るタイミングだと考えております。

そこで、水田における耕畜連携による粗飼料確保や、堆肥利用及び飼料用米生産に関する県の取組について伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 県ではこれまで、畜産農家における自給粗飼料の安定確保の

ために、耕種農家と連携し、直接支払交付金活用によるWCS用稲の推進や、効率的な粗飼料生産を担うコントラクター組織の育成に取り組んできたところです。

また、昨今の飼料や肥料の価格の高騰を踏まえ、6月補正により、飼料用米の生産拡大に向けた収穫機械などの導入支援を行うとともに、耕種農家における堆肥の利用拡大に向けた体制整備に取り組んでおります。

今後の配合飼料や肥料価格の状況が不透明な中、飼料用米の生産拡大や堆肥の有効活用は、生産コストの低減や環境に優しい農業を進める上でも有効でありますことから、引き続き、耕畜連携のさらなる強化に取り組んでまいります。

○日高利夫議員 飼料用米の生産拡大は、大幅な自給飼料の確保や多様な水稻を組み合わせた水田農業の確立を後押しすることにつながり、大いに期待をしております。やはり水田には水稻が最適であると思います。

では、少し話を変えますが、今年は昨年度行われたたばこ廃作により、水田から多くの葉たばこが消えていきました。昨年の9月議会では、葉たばこ廃作農家への支援について、国庫事業の活用により、品目転換に必要な機械導入などの支援に努めるとの答弁をいただいたところであります。

そこで、葉たばこ廃作農家の品目転換の状況と、補助事業での支援についてお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 昨年度、県内の葉たばこ農家257戸に対し、日本たばこ産業株式会社が実施した廃作の募集に応じた農家は119戸で、このうち117戸が品目転換して農業経営を継続されています。

転換した主な品目としましては、廃作農地174

ヘクタールのうち、約93ヘクタールにカンショや里芋などの露地野菜が、約43ヘクタールに主食用米やWCS用稲などの水稲が作付されています。

また、品目転換に当たりましては、施設整備等も必要となりますことから、本県からも国に要望し、昨年12月に国で創設された「葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業」により、カンショの集出荷貯蔵施設の整備や、露地野菜の収穫機等の導入など、総事業費で約1億1,600万円の事業に対し、支援しているところです。

○日高利夫議員 露地野菜が43ヘクタールということですから、廃作農地の約53%は露地野菜、そして25%は水稲の作付とのことで、十分な支援をいただいているようです。ありがとうございます。

一方、県は、大規模土地利用型経営体を育成し、麦や大豆などの穀物の生産拡大を図っています。では、葉たばこ廃作農家に対し、麦・大豆の生産拡大を推進する考えはないか、お伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 麦や大豆で安定した所得を確保するためには、農地の集積・集約に加え、生産基盤の整備を進め、機械化体系によるスケールメリットを生かした効率的な経営を行うことが重要です。このため県では、30ヘクタール規模の土地利用型経営体を育成する中で、麦や大豆を作付する取組を推進することとしております。

一方、今回の葉たばこ廃作に係る農家1戸当たりの面積は、平均で約1.5ヘクタールであり、麦・大豆で所得向上を図ることは難しいと考えられることから、現在、カンショや里芋といった高収益作物を中心に、作付転換の支援を行っているところです。

○日高利夫議員 30ヘクタール規模が目標ということになれば、中央地域や中山間地域では麦や大豆の生産は難しいようではございますけれども、麦も大豆も、どちらも9割前後が輸入作物です。国産化は重要です。

今後は、大豆は県南に、県北には麦を、そして県央や中山間地域には米、飼料用米、WCS用稲、加工用米の生産による水稲を中心とした複合的水田農業の推進が適作ではないかと思えます。地域の特性を生かしたピンポイントのブランド化など、宮崎らしい水田農業の研究をお願いしておきます。

次に、水田を守るための極めて重要な制度である、水田活用の直接支払交付金制度についてお伺いします。

本県の令和3年度における水田活用の直接支払交付金は、WCS用稲や加工用米、飼料用米などに加え、施設園芸、飼料作物の生産など、各種転作作物の生産が定着し、96億5,000万円となっておりますが、主食用米の価格低下が続く中では、今後とも持続可能な水田農業を展開し、農家経営の安定につなげてくためには、重要な対策として位置づけられていると認識しております。

しかしながら、国におきましては、今後の交付対象水田については、今後5年間に一度も水稲作付が行われない農地は交付対象水田としないという方針を打ち出したところです。このことに対し、産地からは反対の意見も多く聞かれるところではありますが、県におかれましても、さきの6月議会答弁の中で、地域の課題を丁寧に把握していくとのことでした。

では、国は、水田活用の直接支払交付金の見直しについて、現場の課題を集約するとしておりましたが、本県からはどのような回答を出さ

れたのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 県では、農業者の代表や関係機関等で構成される地域の農業再生協議会を通じて、今回の見直しによる現場の課題等を把握・整理し、7月末に回答したところです。

主な内容としては、1点目に、食料自給率向上の観点から、畑地化して交付対象外となっても、引き続き飼料作物への支援が必要であること、2点目に、交付金を活用し、農地を守ってきた中山間地域においては、耕作放棄地が発生しないよう、地域条件を踏まえた支援が必要であること、3点目に、ハウスが整備された水田では、水田機能は維持しているため、継続して交付対象とするべきであるといったものです。

○日高利夫議員 畑地化水田、中山間地域の耕作放棄地、ハウス園芸水田などの問題は十分に把握されているようです。

では、現状の見直しのままとした場合、どのような品目にどれくらいの影響があるか試算できないのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 今回の見直しにより影響を受ける品目としましては、ハウスなどが建てられているため、当面の間は水稻作付を行うことが困難である施設栽培品目や、生産性を上げるため、排水対策を行い、畑地としての利用が定着している飼料作物などが想定されます。

また、これらの品目への影響につきましては、具体的な栽培面積等が、野菜等の品目ではハウス栽培と露地栽培の交付実績が合算されるなど、国の詳細な公表データがないことや、農家の作付意向は、今後の情勢によって変化することなどから、現時点での試算は難しいと考えております。

○日高利夫議員 影響額の試算は難しいとこのことですが、特に水田の畑地化による露地野菜作付農家などには、事前に十分な情報を提供できるように、市町村との連携をお願いしておきます。

本交付金は、農家の経営に深く関与し、地域農業の基盤となっていることから、農家が納められるような見直しでなければなりません。

そこで、見直しに対する現場の声をどう受け止め、また、国に対して今後どのような要望を行っていくのか、知事の考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 今回の水田活用の直接支払交付金の見直しによりまして、耕畜連携による飼料生産や、中山間地域等の条件不利地域の農地保全など、本県の農業者が築いてきた水田農業の仕組みが損なわれることがあってはならないと考えております。

このため、今後とも、現場の課題を丁寧に把握し、地域の実情に即した対策が講じられるよう国に訴えていくとともに、昨今の世界情勢から食料安全保障への危機感がかつてないほど高まっている中で、いかに国の農業を守っていくのかという高い視点から、対応を強く求めていきたいと考えております。

○日高利夫議員 当選を重ねるごとに国とのパイプが太くなると言われております。さらに宮崎県のために影響力を発揮されるよう、期待しております。引き続き、国に対してしっかりと地域の課題を訴えてください。

次は、食物アレルギーとグルテンフリーについて伺います。

ここまでの質問で、食料自給率向上のためには、主食である米の生産が重要であり、そのためにはどのような営農体系で水田を守っていかなければならないかなどを述べてきたつもりで

す。

そして、ここからは、主食である米の消費拡大に向けて、米からできる米粉のパン・麺・スイーツの生産振興について質問をしてみますが、その前段として、第2の日本の主食と言われる小麦について、幾つか質問をさせていただきます。

日本人の米の年間1人当たり消費量は、昭和37年度の118キログラムをピークに、一貫して減少傾向にあり、令和2年度には50.7キログラムと、ピーク時の半分以下にまで減少いたしました。今後、我が国の人口減少や高齢化の進展等もあり、米の消費量はさらに減少すると予測されております。

減少の半分近くは、パンや麺の小麦に取って代わられたということです。それだけ食生活がバラエティー豊かになったわけですが、御承知のとおり、小麦の90%近くは輸入作物であります。ウクライナ紛争等で、世界で自給率が問題視されている現在、食の安全保障上、大きな課題と考えられます。一方、小麦は、一部の人には食物アレルギーの原因になることは、皆様も御存じのとおりです。

そこでまず、児童生徒の食物アレルギーの現状について、毎年県が実施している「学校給食の指導・運営管理に関する調査」における小中学校、義務教育学校の食物アレルギーを有する児童生徒数について、全国の状況と併せて教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 全国の食物アレルギーを有する児童生徒につきましては、統計数値の残る平成25年度の調査で、公立小中学校の児童生徒約734万人に対しまして約33万6,000人であり、全体の4.6%でした。一方、同じ年の県の調査では、児童生徒約9万2,000人に対しまし

て3,526人であり、全体の3.8%と、全国に比べて若干低い割合となっております。

なお、令和3年度の県の調査では、児童生徒約8万7,000人に対しまして3,745人であり、全体の4.3%と、県内の公立小中学校におきましては、平成25年度から令和3年度の8年間で、食物アレルギーを有する児童生徒の人数、割合ともに若干増えております。

○日高利夫議員 食物アレルギーを持つ児童生徒は近年増加の傾向にあり、子供の健康を守る食育上の観点からも重要な課題と考えます。

子供の食物アレルギーは、鶏卵、乳製品、小麦などによるアレルギーが多いとのことですが、保護者や栄養士の皆さんには大変な御苦労があると思います。

そこで、学校給食における食物アレルギー対策と課題について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 各学校におきましては、毎年、食物アレルギー調査を行い、個別の留意事項や緊急時の対応等について、年度初めに校内研修を行いまして、全職員の共通理解の下、対応しているところであります。

また、児童生徒の状況や調理場の実態に応じまして、一人一人に対応した除去食や代替食の提供、あるいは弁当持参を求めています。

課題といたしましては、多様化している食物アレルギーに対応するため、食物アレルギーの原因となる食品が入らないような献立の作成や、調理工程の中で、個別に複数の調理作業が求められることなど、通常業務に加えた対応が必要となることが挙げられます。

○日高利夫議員 本県では、1週間に5日の学校給食のうち、小中学校では、御飯が平均3.2回、パンが平均1.8回の割合で出されているそう

です。パンのうち、米粉パンは年間で7回程度だそうです。小麦でできているパンには、食物アレルギーの原因となるグルテンというたんぱく質の一種が含まれており、このグルテンが、一部の人には消化不良や便秘、下痢などを引き起こすとされています。米粉には、このグルテンは一切含まれておりません。

大阪府では、この小麦アレルギー対策として、米粉パンを学校給食に提供しております。豊中市の学校給食課にお聞きしましたところ、平成21年度から米粉パンを導入し、現在でも市内全小学校41校で実施しているとのことでした。しかし、コスト面で米粉パンは高くなることから、2か月に1回程度の提供となるため、残念ながら、小麦アレルギー対策の効果については検証データが取れていないとのことでした。

米粉のパンの導入は、米の消費拡大にも、また、小麦アレルギー対策にもつながるものと思われる。そこで、小麦アレルギー対策の一環として学校給食に米粉パンを推進していくことについてどのように考えるか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員御指摘のとおり、米粉100%のパンを学校給食に提供することは、小麦アレルギー対策につながるものと考えます。

しかしながら、現在提供されております米粉パンは、製造におけるパンの成形のしやすさや食感などから、米粉85%に小麦が原料であるグルテンを15%使用しております。小麦アレルギー対策には適さないのではないかと考えております。また、1個当たりの単価が約60円でありまして、通常提供されるパンの単価約50円と比べますと、価格の面でも高くなっております。

米粉100%のパンを提供するための課題といたしましては、専用の製造機が必要となることや、1個当たりの単価が現在提供している米粉パンよりさらに高くなることなどが挙げられます。

このような課題もありますことから、小麦アレルギー対策の一環としての米粉パンの提供につきましては、今後、市町村や関係機関との情報共有に努めてまいります。

○日高利夫議員 価格差が大きな支障となるようですけれども、国の未来を担う子供たちの健康問題は、私たちの身近な課題でもあります。国も米粉の生産・消費拡大を推進していますので、食育の観点のみならず、食物アレルギー対策の観点からも何か検討できないものか、ぜひお願いしておきます。

また、欧米においては、小麦に含まれるグルテンを摂取することにより、小腸に炎症が生じ、吸収不良を起こし、下痢や体重減少を引き起こすと言われている——日本人には少ないんですけれども——セリアック病の発症が多いと言われております。このため、最近、小麦に含まれるグルテンを含まないグルテンフリー、ノングルテンの食物として、日本の米粉のパン・麺・スイーツの人气が急速に高まっているということでもあります。

米粉はグルテンを含んでいないので、アレルギーの心配がありません。パン100グラム当たりのカロリーは、小麦約360キロカロリーに対し、米粉は約260キロカロリー。米粉は低カロリーでダイエット効果が高い。油の吸収率が小麦38%に対し、米粉は21%でヘルシーである。さらに、人間の体をつくるのに非常に重要な栄養素となるアミノ酸の値が、小麦41に対し米粉は65で、小麦より米粉のほうが人間の食物として優

れていると、国も米粉を評価しております。

そこで、国が平成30年度から開始した「ノングルテン米粉第三者認証制度」の内容と実績について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 近年、グルテンフリー食品の需要が増加傾向にあることから、国は、これらの需要を取り込むことにより、米粉製品の普及拡大を図るため、世界で最も厳しいグルテン含有量の基準や、工場での製造工程等を規定したガイドラインを策定しました。ノングルテン米粉第三者認証制度は、この国のガイドラインに沿って、グルテンをほとんど含まない米粉として、日本米粉協会が認証するものです。

この制度は、平成30年度から運用が始まり、現時点での認証実績は、全国で4社の8製品となっておりますが、国は今後、認証の拡大を通じて、国内外における米粉製品の販売を支援することとしております。

○日高利夫議員 日本では既に忘れ去られた感のあるグルテンフリー、ノングルテン食物である米粉のパン・麺・スイーツが、欧米で新たなブームとなって、日本にも広がってきてつつあります。既に我が国もその準備はしているということですね。

では、果たして、小麦のパン・麺・スイーツに味、価格とも匹敵するものが米粉でできるようになったら、どのようになるのか。

近年の米粉パン発祥の地は、新潟県胎内市です。米粉は小麦粉と違い、ふわふわのパウダー状にすることが困難で、パンには不向きであるとされてきましたが、平成6年に新潟県の食品研究センターが中心となって、「米粉の製造方法及びその利用食品」という特許を取得し、「微細製粉技術」という新たな技術が開発さ

れ、小麦粉に引けを取らないパンが米粉で作られるようになり、米粉パンはその後、日本にブームを引き起こすこととなります。本県においては、ほとんどはやりませんでしたけれども。20年以上も前の話です、平成13年だったと思います。

当時、役場の水田農業の担当だった私は、東京で購入した米粉のパンを持って、県の農産園芸課に宣伝に行ったことがあります。評判は上々だったんですが、その後、米粉のパンは徐々に忘れ去られていくこととなります。

なぜ駄目になったのか、それは単純でした。やっぱり小麦のパンのほうがおいしい、米粉のパンはちょっと高いよねと、消費者の心をつかむことができませんでした。

それでも国が、米消費拡大と自給率向上という大義名分の下、地道に米粉の生産拡大を推進したおかげで、近年では製粉技術も格段に向上し、おいしさの点では引けを取らない米粉のパンや麺、スイーツができるようになりましたが、宮崎市内のスーパーでは、熊本県産の米粉ですが、1キログラム当たりで薄力小麦粉の1.7倍でした。そして、今度は宮崎市内の小麦の価格は、昨年4月と今年の4月では1.2倍に値上がりしております。

政府の小麦の買い支えがいつまで続くかも不透明です。そして、ここに来て、ウクライナ紛争等による食の安全保障、食物アレルギー対策やグルテンフリーブーム、小麦価格の高騰、持続的な水田農業など、米粉を取り巻く食料事情は、また大きな転換期を迎えようとしております。

では、全国における米粉用米の作付状況と本県の状況を、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 米粉用米の令

和3年作付面積は、全国では7,632ヘクタールで、県別では、新潟県が2,145ヘクタールで最も多く、次いで栃木県が1,099ヘクタール、埼玉県が912ヘクタールの順となっております。

本県では、約16ヘクタールの作付があり、そのうち約8割に当たる11.6ヘクタールが新富町で作付されているほか、綾町と延岡市で作付されております。

○日高利夫議員 本県は16ヘクタールで、ほとんど農業生産としての実績はないということのようです。

せんだって、熊本県流通アグリビジネス課に聞きましたところ、熊本県では、令和3年度に300ヘクタールの米粉用米の作付があったとのこと。また、平成25年度に大津町、平成26年度に菊陽町で、米粉からできる玄米パンの製造販売を行う事業者に対し、国の事業を活用し、店舗整備等に1億5,000万円の支援を行ったとのことでありました。「米粉からできる玄米パンです。お客さんが多いです」と、近くのコンビニの店長は言っておりました。

では、本県の米粉用米の生産拡大に向けた課題と支援策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 米粉用米の生産拡大には、その出口となる確実な需要が必要であると考えております。

このため県では、農家と加工業者等とのマッチング支援による生産拡大や、学校給食における利用促進、JAグループとの連携による米粉料理コンテストの開催、地域の加工グループへ材料となる米粉の提供を行っているところであり、引き続き県民への啓発など、米粉利用の裾野の拡大を進めてまいります。

○日高利夫議員 消費者のニーズがなければ、

生産拡大は望めないというようなことだと思いますが、検討は十分されてきたということでもあります。

では、出口サイドとなる商工観光労働部長に、県内食品製造事業者における米粉を使用した製品開発の状況について、お伺いいたします
○商工観光労働部長(横山浩文君) 小麦の価格高騰やグルテンフリー製品の需要拡大を背景として、米粉を使用した製品開発への関心が全国的に高まっております。

このような中、これまで県内では、米粉を使用したパンやマフィン、パスタなどが製品化されており、国内販売だけでなく、海外へ輸出されているものもあります。

また、現在、食品開発センターにおきましては、既存製品で使用している小麦粉を米粉へ変更するための相談に加えて、揚げ物の衣への米粉の活用や、新商品における米粉の配合割合に関する相談などが寄せられており、指導・助言等を行っております。

さらに、今後も米粉を活用した食品開発のニーズが高まっていくことが見込まれますことから、高品質の米粉を製造できる気流式製粉機を導入するなど、食品開発センターの支援機能強化を図ることとしております。

○日高利夫議員 商工部門では、この課題に対してはほとんど手つかずだと私は思っておりましたので、気流式製粉機の導入は、ちょっとびっくりしたところでもあります。

米粉のパン・麺・スイーツは、国内外で多くの消費者に受け入れられ、既に米粉の豚骨ラーメンは輸出されるまでになっており、製品開発はさらに進化していくはず。パンや麺とはちょっと違いますけど、例えば、ギョーザ日本一の宮崎です。米粉のギョーザの皮で包んだ綾

の有機野菜とか、宮崎牛をふんだんに利用した「宮崎県オーガニック・グルテンフリーギョーザ」とか、いろいろ考え出すと何か楽しいですね。

では、今後、米粉を使用したパンや麺、スイーツなどを開発するための課題とその対応について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 米粉は、グルテンフリーでアミノ酸バランスに優れており、また、小麦粉に比べて油の吸収率が低いため、天ぷら粉に使用するとさくさく感が長持ちしたり、パンに使用した際にはもちもちした食感が得られます。さらに、だまにならないため、粉をふるう必要がなく、調理しやすいなどの特徴がございます。

一方、活用する際の課題として、小麦粉に比べ、パンなどに使用した場合に膨らみにくい、冷めると固くなりやすいなどのほか、小麦粉よりも価格が高いことが挙げられます。

こうした課題を解決するため、食品開発センターにおきまして、米粉の加工ノウハウを持つ職員による助言や技術指導を行うとともに、新たに導入しました気流式製粉機を活用し、試作品の製造等の支援を行うほか、事業者に対する新商品の開発や、改良に要する費用の補助等も行いながら、付加価値の高い米粉製品の開発を促進してまいります。

○日高利夫議員 消費者が買ってくれる、おいしさと値段が根本的な課題であります。これをクリアできなければ、その先の展開はあり得ません。

秋田県では、米粉の商品開発に1件50万円を限度として補助金を、新潟県では、首都圏バイヤーとの商談会や和食給食調理講習会の実施、

栃木県では、栃木県米粉食品普及推進協議会が米粉食品開発を支援するなど、幾つもの県が米粉に特化した支援策を実施しています。

県内においても、ミヤベイ直販をはじめ、高千穂町の精米業者さん、串間市の製麺業者さん、あちこちのパン屋さんなどが、米粉や米粉を使った製品の開発に取り組んでおられます。本県もしっかりと支援すべきではないでしょうか。本気でやろうと思えば、幾らでも方法はあるんじゃないかと思います。

米粉のパンや麺、スイーツは、米を御飯にするか、米粉にするかですから、農家は問題なく生産が可能です。米粉の需要が拡大すれば、農家所得の向上、新規参入者の増加や耕作放棄地の減少が期待され、大規模農家や専業農家の営農環境が整い、災害防止としての田んぼダム機能は維持され、田舎の田園風景はしっかりと守られていくのではないのでしょうか。

農家は、将来にわたり安心して米を栽培し、食料自給率の向上による食の安全保障に大きく寄与することになります。消費者は、グルテンフリーによるアレルギー対策や低カロリーによる健康志向が目指せ、これまでにない新しい食文化を楽しむことができるかもしれません。お店や企業は、パンとかラーメン、うどん、焼きそば、パスタ、ケーキ、洋菓子等のスイーツなどの食品開発による経済効果が期待でき、ユネスコの無形文化遺産としての和食文化の世界へのさらなる発信にも夢が膨らみそうです。

多くの課題が山積することは十分承知していますが、県民の英知を結集すれば、決して乗り越えられない課題ではないと考えております。子供や孫たちにしっかりと食の安全保障を残してやれるように、米が米粉として世界に共通する食料となり、小麦とともに地球の食料自給に

大きく貢献できるような時代が来ることを、私は願っております。

国策としての米粉の需要拡大、米粉製品の開発です。日本の食料供給基地を目指す本県としては、この宮崎の地方から、ピンチをチャンスに変える新たな行動を起こすべきときではないでしょうか。ライバル熊本県は、既に8年以上も前に米粉に着手しております。宮崎県はどうしますか。

では最後に、米粉を使用したパンや麺、スイーツの将来性について、永山副知事の感想をお聞かせください。

○副知事(永山寛理君) 私も単身赴任生活が長くなっておりまして、スーパー、コンビニでも、議員御指摘のようにパン、麺、ケーキ、ピザ、スイーツ、様々な米粉製品を目にするようになりまして、ほぼ10年前の米粉ブーム以降、様々な商品開発が進んできたと感じております。私の田舎の沖縄の銘菓「ちんすこう」も、米粉を使ったものが最近出てきているということで、技術開発が進んでいると感じております。

米粉には、小麦粉とは違う味や食感もございますし、グルテンフリーというような特性もございますので、小麦粉の代わりに使用するほか、米粉ならではの特徴を生かした、価格に見合うおいしい製品を開発していくことで——まさにこの出口の戦略が非常に重要でございますが——米粉を活用した製品が国内や海外へ一層広がる可能性があると考えております。

御指摘のように、米の消費量の減少や食料自給率の問題は以前から指摘されてきたことでございますけれども、今後の世界的な人口増加や昨今の国際情勢などを踏まえますと、その重要性は高まるばかりだと考えております。

米粉の活用は、食料自給率の向上はもとより、議員御指摘のように、国土の保全や水源の涵養に重要な役割を果たす水田の活用促進にもつながるものでございますので、国としても積極的に取り組むこととしておりまして、県としましても、先ほど両部長から答弁がありましたように、米粉の利用促進につながる支援を実施していきたいと考えております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

以上をもって、私の一般質問を終わります。
(拍手)

○中野一則議長 次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党、小林市西諸県郡選出、丸山裕次郎です。

先月8月26日に、小林青年会議所主催の「ウクライナの今」「国を護るとは」の講演会に参加してきました。「ウクライナの今」の講師であるグレンコ・アンドリー氏は、ウクライナ生まれで、2010年に早稲田大学に語学留学され、その後、京都大学へ留学し、今でも日本に在住し、ウクライナ情勢や世界情勢等について講演されております。

講演会終了後にグレンコ氏の著書「ロシアのウクライナ侵略で問われる日本の覚悟」を購入させていただきました。その著書の冒頭に、このように記載されております。少し紹介させていただきます。

皆さん、クイズをしませんか。ある国の特徴を幾つか言いますので、どこの国か、当ててみてください。

「ある国」の特徴。

1、国は平和ボケしていた。2、「軍隊はなくてもいい」という論調が強かった。3、近年、国益を明らかに損なった売国政権を経験した。4、外国にこびた弱腰外交を行っていた。

た。5、愛国者は「ナショリスト」「ファシスト」とレッテル貼りされていた。

ひどい特徴ですね。このような国は遅かれ消滅する運命にあると誰もが思うでしょう。

さて、皆さん。この「ある国」とは、どの国でしょうか。「日本」だと思われたでしょうか。

残念ながら違います。この「ある国」とは、「ウクライナ」です。日本とウクライナは、国防・安全保障の面や、国家意識・民族アイデンティティの面で、驚くほど似ているのです。

と記載されており、びっくりいたしました。日本の危うさを感じつつ、国防・安全保障の重要性を改めて感じました。また、ウクライナでの戦争が一日も早く終わることを願っております。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、知事の政治姿勢について伺いたします。

これまで代表質問を含め、数名の方が次期知事選について伺いしておりますが、私も多少重なる面がありますが、質問させていただきます。

私が議長のとときに、知事は、全国知事会の地方税財政常任委員長に就任されました。約2年前の2020年11月、「自民党予算・税制に関する政策懇談会」に私は、全国議長会の代表として参加し、知事は、全国知事会の地方税財政常任委員長の立場で参加しました。あの頃から知事は、政府や与党、国会議員、各省庁と協議・面談し、地方創生交付金の増額やコロナ対策について積極的になったと感じております。

そこで、全国知事会の地方税財政常任委員長として、新型コロナウイルス感染症対応地方創

生臨時交付金の確保に向けた、これまでの取組について、知事にお伺いいたします。

あわせて、地方税財政常任委員長を支える事務方として、どのような取組が求められているのか、政策調整監にお伺いいたします。

次に、新型コロナ対策について伺いいたします。

政府が、新型コロナウイルス対策の地方創生臨時交付金について、2020年度分の効果検証を取りまとめた報告書によりますと、2020年度中に使われた2兆393億円のうち、25%に当たる5,141億円が、中小企業などに対する事業継続関係の補助金に活用され、地域経済を下支える意義があったと評価しております。

一方、会計検査院が、厚生労働省と経済産業省から2020～2021年度の申請データの提供を受けて調査したところ、雇用調整助成金で約63億2,300万円、休業支援金で約3億4,700万円、持続化給付金で約32億8,500万円、家賃支援給付金で約2億4,600万円、総額100億円を越す不正受給があったと報道されております。

今回見つかった不正受給は、特定の労働局を対象にした抽出調査の結果も含まれており、会計検査院関係者は氷山の一角と見るとも報道されております。

そこで、県の事業者支援に係るコロナ対策事業に関して、その効果をどう検証しているのか、また、国における不正受給の報道もあるが、県の状況について商工観光労働部長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終え、以下の質問は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。地方創生臨時交付金の確保についてであります。

比較的自由度の高い地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染の長期化が多方面に影響する中で、感染拡大防止に加え、地域の実情に応じ、事業者や生活者を支援する上で大変重要な財源となっております。地方税財政常任委員長就任以来、状況が異なる地域の財政需要を取りまとめ、また、その都度、全国における活用状況調査を行いながら、その結果を基に政府や関係省庁等に繰り返し要望を行ってまいりました。

その結果、昨年度は、総額で7.4兆円の予算が措置され、本県には県分として約330億円、市町村分を合わせると約413億円が措置されております。また、今年4月には、原油価格・物価高騰対策として総額1兆円が措置され、県分として約58億円、市町村分を合わせると約106億円が交付限度額として示されているところであります。

また、全国知事会に設置されました「くらしの安心確立調整本部」の副本部長にも就任しまして、現下の物価高騰等に対応するため、これも、交付金の活用状況調査等を踏まえて交付金のさらなる増額等を求めてきた結果、先週、岸田首相から6,000億円の新たな交付金の創設が発表されたところであります。

先行きが見通せない中で、地域経済や住民生活を守り抜くため、今後とも必要な財源確保に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○政策調整監（吉村達也君）〔登壇〕 お答えします。事務方の取組についてであります。

主な業務は、年末に国が決定します地方財政対策及び税制改正への地方の意見の反映や、地方創生臨時交付金など、地方が必要とする財源の確保などに向けました各提言の作成、また、委員長であります知事による政府等への要請活動の調整になります。

提言の作成に当たりましては、例えば、実情が異なる都市部と地方の意見の調整、客観的データ等に基づく論理的内容、国側の視点にも立った伝わる工夫に、特に留意しております。

また、提言内容等をより多くの方々に知っていただくため、要請活動の都度、知事による在京報道関係者への説明や、全国知事会及び県のホームページにおける活動状況の公表も行ってまいります。

今後とも、地方が必要とする財源の確保等のためにしっかり取り組んでまいります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（横山浩文君）〔登壇〕

お答えします。事業者支援に係る効果検証と不正受給の状況についてであります。

県では、国の臨時交付金を活用し、資金繰り支援をはじめ、売上げが減少した事業者に対する支援金の支給や、新たな事業分野への進出を目指す事業者への支援など、様々な取組を行ってまいりました。

こうした取組の結果、昨年度の本県の負債額1,000万円以上の倒産件数は20件と、コロナ禍前の令和元年度の34件を下回るなど、これまでの事業者支援に係る取組が、事業者の事業継続に一定の効果があったものと考えております。

また、県が直接支給した支援金等に係る不正受給につきましては、令和2年度に、遊興施設等への休業要請に係る協力金に関し、暴力団員であることを隠して協力金をだまし取った事案がありましたが、既に逮捕されるとともに、当該協力金は県に対して返還済みでございます。以上であります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 答弁ありがとうございます。

知事の政治姿勢について再質問を行います。

新型コロナ対策に必要な経費としての地方創生臨時交付金の確保・増額や、原油・物価高騰対策につきましては、知事のリーダーシップの下で上げられた成果の一つではないかと感じております。

しかし、私の地元の県民には、全国知事会の地方税財政常任委員長として何をしているのか、全くと言っていいほど知られていない状況であります。知事は、真面目で人はよさそうだけれども、知事がどういうビジョンを持っているのか理解していない人も多いと思われま

す。3期までの選挙は、対立候補はいたものの、楽な選挙だったと思います。言い換えれば、冒頭に紹介した本に書かれていることを引用しますと、「平和ボケしていた選挙」だったと言え

ると思います。次期選挙は、全国的にも珍しい現職と元職の争いで、元職といえども非常に知名度が高く、発言力がある候補ですので、厳しい戦いになると思われます。

そこで、次期知事選に向けての意気込みと、県民に対しどのようなことを主張していかれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 知事就任以来、3期12年にわたり、愛する宮崎のため、様々な課題にも真正面から向き合っ

て、ひたむきに県政発展に邁進してまいりました。その結果、口蹄疫からの再生復興という極めて困難な課題にも道筋をつけ、その後は、県民の悲願であります高速道路網の整備をはじめ、フードビジネスの振興やグローバルな市場開拓、防災・医療の拠点である防災庁舎や県立宮崎病院の建設、宮崎カーフェリーの

新船就航など、本県の安全安心な暮らし、将来の発展の礎となる基盤づくりがしっかりと進められてきたことに、確かな手応えを感じているところであります。また、先ほど御質問いただきました、知事会の委員長としての役割を果たす中で、知事会としての役割の高まり、また、国とのパイプをより太いものにしてまいりました。

これからの5年、10年を見据えると、時代は大きく、そして予想を超えるスピードで変化していくものと考えております。特にAIやデジタル技術などの活用によりまして、地域課題の多くが改善されていき、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方も一般的となり、人々が仕事や暮らしに求める条件や価値観さえもが変わってくるものと考えております。これは、見方によっては本県にとって追い風であると、そのように前向きに捉えているところであります。

ウクライナ情勢によりまして浮き彫りとなった食料や資源確保の問題は、世界的な人口増加により、ますます厳しくなることが想定されます。こうしたことを背景とし

て、食料供給基地としての本県の役割は極めて重要なものとなってまいりますほか、恵まれた自然環境や充実したスポーツ施設、地域や人の絆など、宮崎ならではの価値が改めて見直され、本県のブランド力はさらに高まっていく可能性があると考えております。

県民の皆様から次期県政を負託いただけるのであれば、このような全国に誇れる本県の強みや魅力、ポテンシャルを生かした地域づくり、産業づくりにオール宮崎の体制で取り組み、誰もが安心して暮らすことができ、楽しさや幸せを実感できるような社会を目指してまいります。

○丸山裕次郎議員 次期選挙は厳しい選挙になるとは思いますが、知事が本物の政治家になれるチャンスだとも思っております。自由民主党も全会一致で推薦を決めております。候補

者である知事がまず、火の玉になって頑張る姿勢を見せることが必要です。よろしく願い申し上げます、次の質問に移ります。

次に、新型コロナ対策について再質問を行います。

答弁にありましたとおり、本県でも中小企業等に対する支援策で、ある程度地域経済を支えることができたということでもありますけれども、壇上で述べましたとおり、会計検査院により、様々な事業で不正受給が行われたと指摘されております。

また、経済産業省の職員による不正受給や、家族ぐるみでの大規模な不正受給が摘発された事件が報道されております。税金を食い物にした行為は、許されるものではありません。本県では、中小企業対策で、不正受給に関して大きな問題は生じていないと理解いたしました。

さて、新型コロナ対策の一環で、不足する病床などを補完する目的でのホテルの借り上げや、重症化予防対応として臨時に点滴等を行える施設を設けるなど、命を守る様々な対策が行われました。これらの事業に対して様々な御苦勞があったことと、敬意を表します。

新型コロナ感染症は、第1波から現在の第7波まで、ウイルスの変異により病状も変わるのを受けて、当初は全員入院していたのが、ホテル療養、自宅療養などが認められるようになりました。コロナ感染のフェーズに応じ、新型コロナ病床として登録されていた病院への補助についても変更されておりますが、不足する病床を補完する目的で借り上げているホテルの使用状況等が気になっております。

そこで、宿泊療養施設及び宿泊療養施設に併設する臨時の医療施設の借り上げ費用と稼働率について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 宿泊療養施設は、家庭内感染のおそれや自宅療養ができない事情等がある方に、適切な療養環境を提供する目的で設置しており、感染拡大に備え、年間を通じてあらかじめ確保しておく必要があることから、県では、5施設で合わせて500室を確保しております。その借り上げ費用は、月額約9,600万円で、稼働率は、感染状況によって入所者数に大きな変動があり、例えば、令和4年4月から8月末までの開設期間におきましては、31.2%となっております。

また、県が運営しております臨時の医療施設では、第6波におきましては、重症化リスクのある軽症の方に対し、中和抗体薬による点滴治療を、また第7波においては、自宅療養中に症状悪化を訴える方に対し、処方や点滴治療を実施しております。なお、臨時の医療施設に係る借り上げ費用は月額110万円で、稼働状況は、今年4月から8月末までの開設期間につきましては延べ267名、1日平均で5.5名の方に治療を行っております。

○丸山裕次郎議員 新型コロナウイルスは未知のウイルスということで、大変御苦勞のある中、これまで経験していない事案に対応していただいていることに感謝しておりますが、対策費の原資は貴重な税金であります。医療現場など大変なことに変わりはないと思いますけれども、初期の混乱期の取組を継続するだけでなく、見直しも必要だと思っております。

そこで、新型コロナウイルスの医療提供体制について、今後、ウイルスの特性に応じた見直しも必要と考えますが、福祉保健部長の見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 新型コロナ対策の初期段階におきましては、従前からの感

感染症指定医療機関だけでは患者を受け止め切れなかったことから、新たに入院医療機関や宿泊療養施設を確保しながら、医療提供体制を拡充してきたところであります。

その後、国の療養方針の変更等を踏まえまして、医療機関だけでなく、宿泊療養施設、自宅等を含めた総合的な医療提供体制の確保を進めております。

さらに、オミクロン株による感染拡大に伴い、病床確保のほか、特に重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者に対する医療提供の支援策を講じるなど、状況に応じた対策に取り組んできたところであります。

新型コロナウイルス自体も変異を繰り返す中、国においても、療養期間や全数把握の見直しなど、対応方針の変更がなされてきておりますので、県といたしましては、本県の実情を踏まえ、引き続き、柔軟かつ迅速に必要な見直しを行いながら、医療提供体制の確保に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 次に、インボイス制度についてお伺いいたします。

インボイス制度は、午前中、窪菌議員からの質問にありましたように、来年10月1日から導入される制度であります。

窪菌議員の質問に対する答弁のとおり、インボイス制度が始まると、インボイス発行事業者は、取引に関する請求書に、税率ごとに区分した消費税額を記載して買手に渡すことにより、仕入税額控除を受けることができます。逆にインボイス発行事業者にならないと、買手が控除できなくなり、ひいては取引を変更されてしまう可能性が生じてしまいます。

そこで、インボイス制度について、県としてどのように対応してきたのか、今後どのように

対応していくのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（渡辺善敬君） インボイス制度につきましては、令和元年10月1日から、消費税が標準税率10%と軽減税率8%の複数税率になったことで、売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるために、令和5年10月から導入されるものであります。

現在、国におきましては、同制度についての理解を深めるために相談窓口を設置するとともに、中小事業者のIT導入補助金、免税事業者からインボイス発行事業者となる事業者の販路開拓を行うための持続化補助金などの支援が行われております。

県におきましては、ホームページにこれらの内容を掲載して、事業者に対する情報提供を行ってきたところであり、今後とも引き続き、国と連携して周知・広報に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 ありがとうございます。

先日、宮崎県シルバー人材センター連合会を訪問した際、シルバー人材センターは、農家や個人から農作業や草刈りの作業費用として、消費税込みで1万1,000円と手数料の収入を基に運営してきましたが、来年10月からインボイス制度が始まると、会員がインボイス発行事業者になることは極めて厳しく、1万1,000円全てを会員に支払っても、仕入税額控除を受けることができず、負担が増え、運営危機に陥ってしまうとの悲痛な声を伺いました。

国においては、シルバー人材センターの運営の激変緩和策として補助金を検討していると聞いておりますが、私の地元、高原町シルバー人材センターは、小規模なため、法人格を有していないことから補助対象になっておらず、今後の運営が危惧されております。

そこで、インボイスの導入により大きな影響があるとされるシルバー人材センターに対し、県はどのように対応していくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） シルバー人材センターは、高齢者の就労機会の提供等の重要な役割を担っておりますが、インボイス制度の導入により、免税事業者である会員との取引で仕入税額控除ができなくなり、新たな税負担が発生し、運営に影響が生じることが危惧されます。

一方、受注料金の引上げや会員への支払い額の引下げも、コロナ禍の影響等により契約高が減少傾向にある中、発注離れや会員減少につながりかねず、各センターにおいては、対応を慎重に検討されていると承知しております。

このため、県としましては、受注の大きな割合を占める市町村等に、価格転嫁への理解と予算の確保を依頼したところでありますが、制度導入は全国共通の課題であることから、国に対し、あらゆる機会を捉えて、制度の適用除外や支援策について要望してまいります。

○丸山裕次郎議員 インボイス制度の周知については、先ほど総務部長から、「ホームページを通じ、事業者へ情報提供を行っている」と答弁をいただいたところでありますけど、県内の小規模事業者においては、制度の周知など、十分に行き届いていないことが懸念されております。

そこで、小規模事業者に対し、インボイス制度の導入をどのように支援していくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） インボイス制度の適用を令和5年10月の制度開始から受けるためには、令和5年3月31日までの登録申

請が必要でありますことから、県内各地の商工会議所や商工会において、事業者に対するセミナーや説明会を開催するなど、広く制度の周知が図られているところでございます。

しかしながら、特に小規模事業者については、制度の内容や登録のための具体的な手続等、十分な理解が得られていない部分もあると思われま

す。このため、商工会議所等では、経営相談や巡回指導等を通じて、県内の個々の小規模事業者に対し、制度の周知や登録に必要な手続の支援を行うなど、丁寧に対応していただき、県といたしましても、引き続き、商工団体等と連携して周知に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 次に、吉都線・日南線についてお伺いいたします。

経営状況が厳しいローカル鉄道の在り方を話し合ってきた、国土交通省の有識者検討会は、7月末に、利用者が少ない区間に関し、関係者間で、バスへの転換を含めた運行見直しの協議に入る枠組み「特定線区再構築協議会」（仮称）の創設を提案しました。

新たな協議会の対象として、1キロメートル当たり1日平均利用者数が1,000人未満といった目安が報じられております。県内でこれらの目安に合致するのは、吉都線・日南線の一部区間等であります。

今回の検討会の案に対し、宮城県の村井知事は、「国やJR、地方鉄道、沿線自治体が手を携えることで、路線を継続できるのか、できないのか、みんなで知恵を出し合うことが重要」と発言しております。

また、福島県の内堀知事は、「国や自治体、事業者などによる積極的な議論が必要な時期に来ている」と発言しております。

そこで、ローカル鉄道に関する国の検討会の提言について、どのように受け止めているのか、知事にお伺いいたします

○知事（河野俊嗣君） この国の検討会は、危機的状況にありますローカル鉄道の利便性及び持続性を確保するために設置されたものでありまして、利用者数が著しく少ない線区につきまして、国が中心となって協議の場を設置することや、制度面・財政面における国の支援の必要性などが提言されたところであります。

地方におきましては、人口減少やマイカーの普及などによりまして、鉄道に限らず、公共交通機関の利用者数が減少していることなどから、将来を見据え、今のうちから議論していくという考え方は、非常に重要であると考えております。

また、広域的な公共交通機関である鉄道については、国鉄改革の経緯等も踏まえ、国が責任を持って、しっかりと技術的にも財政的にも支援していくことは、大変重要な視点であると考えております。

本県では、既に地域・沿線の皆様、また、関係団体と連携しながら、様々な議論を進めているところでありますが、今回の提言を受けて、さらに今後、国がどのように対応していくのか十分注視しながら、引き続き、沿線自治体と共に、路線の維持・存続に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 今回の提言を受け、本県でも、吉都線・日南線で地域交通をいかに維持していくかを議論していくためには、JRや地元事業者等からの情報提供が不可欠であります。しかし、これまでJR九州は、利用者の少ない区間のみの一方的な情報開示のみにとどまっております、この姿勢は不愉快に感じております。

国鉄から分割民営化が行われた際、37兆円余

りの長期債務処理や経営安定基金設置など、国が大きく関わって実現されたことと思います。このようなことから、今後、JRからの情報提供がしっかり行われることを期待しております。

そこで、JR九州の情報提供の在り方についてどのように考えているのか、総合政策部長にお伺いいたします、

○総合政策部長（松浦直康君） JR九州は、令和2年以降、輸送密度が2,000人未満の線区のみ収支を公表しておりますが、鉄道ネットワーク全体で、その在り方や利用促進など維持・活性化に向けた取組を検討するためには、より詳細な情報をいただき、関係者間で共有していくことが大変重要であると考えております。

このような中、JR九州も参加している線区活用の検討会等において、駅別の乗車人員など利用状況の一部については、説明をいただいているところでありますが、国の有識者検討会の提言では、鉄道事業者の果たすべき責務として、積極的な情報公開を求めていますことから、全ての線区別収支の公表など、さらなる情報提供を強く要望してまいります。

○丸山裕次郎議員 危機的状況にある吉都線・日南線について、単なる現状維持ではなく、真に地域の発展に貢献し、利用者からも感謝され、人口減少時代にふさわしくコンパクトでしなやかな地域公共交通に再構築していくことが必要だと思っております。

そのためには、国、地方自治体、交通事業者等が、役割分担を踏まえて協力・協働しながら取り組んでいくことが不可欠で、ノウハウを持った人材が必要だと思っております。

そこで、公共交通に関するノウハウを持った人材の確保が重要だと思っておりますけれども、どの

ように考えているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 新型コロナの影響等によりまして厳しい状況にあります地域の公共交通を、今後の人口減少等も踏まえた上で、将来にわたり持続可能なものとするためには、公共交通に関するノウハウを持った人材の育成が大変重要であると認識しております。

また、今般設置いたしました宮崎県地域公共交通協議会では、地域間幹線バスを中心とした5年間の計画を策定することとしておりまして、今後、市町村や交通事業者等と共に議論をまいりますので、県だけでなく、それぞれの関係者が長期的視点で将来を考えることのできる人材の育成に努めていく必要があると考えております。そして、そういった人材育成を求めてまいりたいと考えております。

このような中、国の有識者検討会では、自治体における人材育成や学識経験者等の確保について、国の支援策の充実を提言しておりますので、今後、その動きも注視してまいります。

○丸山裕次郎議員 次に、デジタル田園都市国家構想についてお伺いいたします。

政府は、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」を推し進められております。構想に基づき、新たに「デジタル田園都市国家推進交付金」が設けられ、デジタル実装タイプと地方創生テレワークタイプの2種類の事業が進められております。

デジタル実装タイプでは、マイナンバーを活用した行政サービス提供の取組、オンライン診療などデジタルを活用した健康・医療サービス提供の取組、オンライン授業などデジタルを活

用したGIGAスクール構想の推進の取組、農林水産業におけるIoTなどデジタル技術を導入し生産性向上等を図る取組、観光アプリなどのデジタル化による観光振興の取組など、様々な取組ができることになっております。

一方、地方創生テレワークタイプでは、「転職なき移住」を実現し、地方へ新たな人の流れを創出するため、サテライトオフィス等の整備や運営を行い、県外からの企業の進出や定着化などを支援することができることになっております。令和3年度補正予算で、200億円規模の交付金事業により、全国で531団体、843件が採択となっております。

本県では、デジタル実装タイプとして、県事業では、森林クラウドシステム構築事業ほか2件や、都城市、延岡市が採択されております。しかし、地方創生テレワークタイプでは採用ゼロでした。

そこで、今回のデジタル田園都市国家構想推進交付金の採択状況について、どのように評価しているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 地方では、デジタル化を進めるために、財源や人材の確保が大きな課題となっております。このような課題に対応する今回の交付金につきましては、デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む実装タイプに、本県から8つの案件が採択され、九州で4番目の額となる約3.5億円の交付が決定されたところであります。

採択された事業につきましては、産業振興や暮らしの利便性につながるものでありまして、デジタル社会の実現に寄与するものと期待しております。

なお、都市から地方への新たな人の流れの創

出に取り組むテレワークタイプには、今回、本県からの申請はありませんでしたが、昨年度までの地方創生テレワーク交付金では、4団体が採択を受けておりまして、通信環境が整った共有オフィスの整備などに取り組んでいるところでもあります。

○丸山裕次郎議員 デジタル田園都市の交付金を生かせば、様々な事業展開ができると思いますが、市町村では、交付金を活用したいが、デジタルに詳しい人材が不足しているなどで事業につなげられない状況ではと思っております。新型コロナウイルスを経験し、全世界と比較し、日本のデジタル化の遅れを痛切に感じており、宮崎のような地方ほど遅れていると思っております。

コロナというピンチをチャンスに変えるためには、デジタルの有効活用が不可欠だと思っております。今後、地方が抱える様々な課題の解決や、県民生活の利便性の向上のためには、デジタル田園都市国家構想に沿ったデジタル化の取組を全県下に広げるべきだと考えております。

このことにつきましては、内閣府地方創生推進事務局の参事官として、スーパーシティ構想の準備等に取り組まれた永山副知事に、前職の経験を踏まえてお伺いいたします。

○副知事(永山寛理君) 議員から御紹介いただきましたとおり、私は、内閣府時代にスーパーシティ関連法の整備に携わった経験がございます。これは、国家戦略特区として、デジタル改革と規制改革により未来社会を実現しようとするものでございまして、その後のデジタル田園都市国家構想につながっていったものでございます。

この構想は、デジタルの力で地方の個性を生

かしながら、社会課題の解決と魅力の向上を図るものであり、少子高齢化をはじめ、様々な課題に直面している本県でこそ、積極的に進めるべきものと認識しているところでございます。

このため、今年1月には、構想策定の中核メンバーで、私の元上司でもありました、デジタル庁の村上敬亮統括官を講師に招いたセミナーを開催いたしまして、県内の様々な産業分野の事業者や市町村職員の意識の醸成を図ったところでございます。

今後とも、私の、国との人的ネットワークやこれまでの経験を生かし、デジタル化の取組を県内全域で広げられるよう努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 永山副知事の人脈等を活用しまして、デジタル田園都市構想が全県下に広がることを要望しておきます。

次に、医師確保についてお伺いいたします。

私の住んでいる西諸医療圏では、残念ながら、小林市民病院の産科が休診になったので、お産をする病院がなくなってしまいました。妊婦検診は、宮崎大学・県立病院の派遣で、どうか週に1回程度行っておりますが、妊婦や家族からは、産科を早く復活してほしいとの声を聞いております。

子育てに必要な小児科についてですが、小児科医の高齢化が進んでいると聞いております。私の住んでいる西諸県では、小児科の病院が少なく、若い小児科医師が少ないので、10年先はどうなるのか心配です。

そこで、県内の小児科の二次医療圏ごとの人数と平均年齢、並びに年齢構成を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 令和2年12月末時点の県内の小児科医師数は139名で、平均年齢は50.7歳となっております。年齢構成につ

きましては、30代以下が41名、40代が30名、50代が22名、60代以上が46名となっており、60代以上が全体の約3割となっております。

二次医療圏ごとの人数と平均年齢につきましては、宮崎東諸県圏域は全体の約半数の75名であり、平均年齢も、最も若く47.5歳となっている一方で、延岡西臼杵圏域は13名で55.0歳、日向入郷圏域は7名で54.0歳、西都児湯圏域は9名で59.0歳、日南串間圏域は10名で59.9歳、都城北諸県圏域は21名で49.5歳、西諸圏域は4名で56.0歳となっております。

○丸山裕次郎議員 県政の大きな課題である人口減少対策として、県内どこに住んでいても、子供を安全に安心して育てるためには、産科・小児科の医師や看護師等のマンパワーが必要です。

そこで、産科・小児科医師の確保、さらには偏在についてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 国が令和元年に発表しました医師偏在指標におきまして、本県は九州で唯一の医師少数県となりましたが、中でも産科・小児科は、医師数も少なく、地域偏在が顕著となっております。

そのため、県ではこれまで、宮崎大学、県医師会、教育委員会等と連携し、高校生向けのフォーラムの開催をはじめ、宮崎大学医学部の地域枠の拡充、医師修学資金の貸与の拡大、キャリア形成の支援等に取り組みますとともに、産科・小児科に関しましては、専門研修資金の貸与や産科医の処遇改善のための支援を実施してまいりました。また、今年度新たに、産科医のやりがいや魅力を伝えるためのPR事業にも取り組んでいるところであります。

引き続き、市町村や関係機関と連携を図りな

がら、産科医・小児科医を含め、地域医療を担う医師の育成・確保を図ってまいります。

○丸山裕次郎議員 産科・小児科の医師数を確保することは大変重要だと理解はしますが、先ほどの二次医療圏ごとの平均年齢の状況を考慮しますと、このままでは偏在がさらに進むことを懸念しております。偏在是正を強く要望しておきます。

次に、農業における事故防止対策等についてお伺いいたします。

J A共済連は、共済金支払いデータを基に、農作業事故の発生要因や傾向の分析結果を今年4月末に発表しております。前回の2018年の結果と比べ、果実や資材などの運搬に伴う農用運搬機事故の重症度が上昇しております。死亡や後遺症などにつながる重大事故は、農業機械で多く、中でもトラクターの危険度が高い傾向は変わらないなどとなっております。

9月1日からは、農作業安全確認運動が始まりました。農業新聞によりますと、農作業事故で亡くなる人の数は、近年減少傾向にありますが、従事者10万人当たりでは10.8人、10年前と比べると24%増加しております。一方、建設業では5.2人で、10年間で24%減少しております。全産業平均は1.2人で減少傾向にある中、農業と他産業の差は拡大傾向にあるなどと報じております。

そこで、直近3年間の本県の農作業死亡事故の発生状況と防止対策の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 本県の直近3年間の農作業死亡事故の発生状況は、平成30年に5名、令和元年及び2年に7名の方がトラクターの転倒などで亡くнаられております。農業従事者10万人当たりでは、それぞれ9.7人、13.8

人、15.8人となり、いずれも全国平均を上回っております。

県では、これまで事故防止対策として、研究会などでの啓発活動を行うとともに、春と秋の農作業安全確認運動推進月間には、関係機関が一体となり、重点的に農業者の安全意識の醸成を図ってきました。

また、昨年から安全啓発のための指導者育成を行っており、今後は、農政水産部ホームページ「ひなたMAFiN」を活用した情報提供など、事故防止対策のさらなる啓発に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 7月の農業新聞に、「農家の健診さらに低調 コロナ禍、他職種より」という記事が1面に掲載されました。令和2年度の特定健診の受診率は、農家や自営業が加入する市町村国民健康保険では34%にとどまっており、前年度比で4%減と、他の健康保険より減り幅が大きくなっております。

そこで、令和2年度の本県の市町村国民健康保険での受診率はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 令和2年度の本県市町村国民健康保険における特定健診実施率、いわゆる受診率は、全国平均を2.2ポイント上回る35.9%となっております。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響による受診控えのほか、感染拡大防止のための集団健診の規模縮小や延期によりまして、前年度を2.8ポイント下回っております。

○丸山裕次郎議員 答弁にありましたとおり、全国平均よりも多少は受診率はよいようではありますが、受診率は低い状況ですので、受診率の向上が図られるよう要望しておきます。

私の知り合いで、若手畜産農家で頑張ってい

た方が急死した事案や、脳梗塞で手足に障がいが残ってしまった事案が昨年続き、大変ショックを受けました。脳梗塞で倒れた方からは、「以前、建設業で従事していたときには毎年健診を受けていたが、専業農家になってからは受けていなかった」という話も伺いました。改めて健診の重要性を感じました。

そこで、農家の健診受診率の向上、健康増進にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 特定健診の受診率の向上は、農業者の健康面だけでなく、本県の農業生産力の維持の面からも大変重要だと考えております。

現在、関係機関が一体となって、健診の周知・啓発を行っているところでありますが、議員の御指摘を踏まえまして、今後は、農政水産部のホームページ「ひなたMAFiN」においても、各地域の健診に関する情報提供とともに、健康管理に関する注意喚起を行うなど、農業者に対する周知・啓発に取り組んでまいります。

さらに、保険者として健診を実施する市町村とも連携を図りながら、様々な機会を捉えて受診を案内するなど、受診率の向上に取り組み、農業者の健康の維持・増進を目指してまいります。

○丸山裕次郎議員 答弁にありましたとおり、ホームページ「ひなたMAFiN」において、各地域の健診に関する情報を提供していくとのことではありますが、現場で起きている事案等を紹介したり、健康診断の大切さや事故防止についての啓発について工夫する必要があることを要望しておきます。

次に、持続的な畜産経営についてお伺いします。

世界の穀倉地帯であるウクライナへのロシア侵攻や、今後、新型コロナウイルスの収束に伴い、世界経済の回復や、世界的には人口増加が続いており、穀物をこれまでのように容易に輸入できない状況が迫っているのではないかと考えております。トウモロコシ・小麦・大豆のほとんどを輸入に頼っている日本にとって、食料安全保障が大きな課題となってきました。

国においても、食料安全保障としての予算の概算要求で、飼料用米やトウモロコシなどの国産飼料の生産・流通の拡大、さらに、国産小麦・米粉などの生産・需要拡大や、価格転嫁の円滑化も掲げております。

本県農業産出額の6割を超す畜産経営においては、多くの飼料を輸入に頼っており、今後、飼料価格の高値が続くことが予測され、今後の畜産の行方が心配であります。

そこで、今後の畜産振興にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、畜産を取り巻く様々な課題を解決し、持続可能な魅力ある畜産業の発展を目指して、昨年「みやざき畜産共創プラン」を策定しました。

本プランでは、家畜防疫の強化を畜産経営の土台として、スマート畜産等を活用した生産性向上、分業体制の構築などによる担い手の育成、耕畜連携による飼料自給率の向上、販売力の強化や輸出拡大など13の項目を立て、畜産の振興を図ることとしております。

また、このプランを機動的に進めるため、3つの部会を立ち上げ、推進しているところであり、配合飼料価格の高騰をはじめとする喫緊の課題に対しても、この中の「持続可能な畜産振

興部会」により、輸入飼料依存からの脱却に向けて、スピード感を持って取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員 畜産経営をするのに不可欠なのは、堆肥の処理であります。これまで、化学肥料を製造するために、リンやカリウムなどの多くの原料を輸入に依存しておりましたが、ロシアのウクライナ侵攻や円安により、化学肥料が一気に高騰したことを受け、堆肥の有効活用に注目が集まっております。

また、環境保全型の農業や土づくりの観点からも重要性が増す一方、堆肥の広域流通や品質の安全には課題があることから、九州農政局では、熊本県で堆肥活用のモデルとなる仕組みをつくり、九州各県に普及させたいという報道がされております。

そこで、本県の堆肥活用の状況と取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 畜産県である本県では、良質な堆肥の生産と農地への還元を基本に、県外や農業外などへの広域流通にも取り組んでいます。

このような中、昨今の化学肥料の価格高騰とも相まって、県内における良質堆肥の有効活用が今まで以上に重要となってきました。

このため県では、専門的な技術指導ができる畜産環境アドバイザーを養成し、畜産農家への適正な管理指導を行うとともに、堆肥供給者リストを耕種農家向けに公表するなど、良質な堆肥生産と利用促進に取り組んでおります。

今後は、これらの取組に加え、輸送効率の改善に向けた堆肥のペレット化や、化学肥料と堆肥を混合した複合肥料の製造への支援に取り組むなど、県内での堆肥活用の促進に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 最後に、和牛の振興についてお伺いいたします。

5年に一度の和牛の祭典、全国和牛能力共進会鹿児島大会が来月行われます。前人未踏の4大会連続内閣総理大臣賞獲得に向け、畜産農家・JA・関係団体・県市町村が「日本の努力と準備」を合い言葉に、懸命に今でも頑張っていることに敬意と感謝を申し上げ、ぜひ4連覇という栄冠を望んでおります。

そのような中、7月の和牛子牛取引価格を見ますと、鳥取中央は72万1,000円余の平均であるのに対し、宮崎中央は57万8,000円余、都城は62万8,000円余、小林は59万5,000円余となっております。鳥取県の取引数が少ないのを考慮しても、10万円以上の価格差が出ているのが気になります。

また、和牛生産地帯となった北海道南北海道では71万7,000円余、北海道十勝では72万8,000円余、北海道北見は71万8,000円余となっております。北海道とも10万円以上の差が出ております。

全国平均の取引額は64万3,000円余になっております。本県の平均は60万2,000円余になっており、全国よりも4万円以上安くなっております。

そこで、和牛子牛取引価格が低下しているが、その分析と対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 子牛価格の低下の要因は、肥育農家がコスト低減を図るため、導入を控えたことによると分析しておりますが、その背景には、配合飼料等の価格高騰により生産費が増加し、今後の経営が見通せないという現状があります。また、競りの状況を見ると、発育のよい子牛は高値で取引される一

方、発育の悪い子牛は価格が上がらない状況が見受けられ、肥育農家がより生産性の高い子牛を求めているためと考えています。

このため、県としましては、肥育農家に対しては、国の経営安定対策事業の活用を推進するとともに、子牛生産農家に対しては、改めて、子牛育成マニュアルに基づく飼養管理の徹底を関係機関と連携して指導することにより、肥育農家の求める子牛づくりを推進してまいります。

○丸山裕次郎議員 さて、今回の全共では、枝肉の審査項目に「脂肪の質」を本格的に取り入れることになっており、これまでひたすらサシを求めてきた和牛改良に新たな評価軸が加わり、和牛新時代への転換点となるとも言われております。

食肉市場では、脂肪の質に関わるオレイン酸をはじめとする、一価不飽和脂肪酸の含有率を測定する技術が確立し、実際に取り入れる市場が徐々に増えてきております。

隣の大分県では、オレイン酸含有率55%以上で、配合飼料に米油を混ぜて与えた牛肉を「豊味（うま）いの証」として、2011年に銘柄化しております。

鳥取県では、「鳥取和牛オレイン55」の銘柄を打ち出し、2021年4月から、雌子牛の競り名簿に、一般的な6形質に加え、おいしさに関する判断材料として「ゲノム育種価」の表示を始めております。

本県としても、日本一・世界一の和牛ブランド県として、脂肪の質について積極的に取り組むことが必要だと思っております。

そこで、今後の和牛振興に欠かせなくなる脂肪の質について、どのような戦略を持って取り組むのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、これまで、肉量や肉質の向上を目指した和牛の改良を進めてきたところであり、その結果、世界に認められる宮崎牛ブランドをつくり上げました。

近年では、牛肉のおいしさの要因の一つとして脂肪の質が注目されており、今後は、これに着目した改良や飼養技術の研究が必要となっております。

このため、畜産試験場において、県内で生産された肥育牛の脂肪の質に関するデータを収集・分析し、おいしさの検証を進めることに加え、脂肪の質に着目した種雄牛の造成を図るため、関係団体と共に、関連する遺伝子を解析し、選抜を行うなど、県内肉用牛の脂肪の質の向上に努めているところです。

○丸山裕次郎議員 答弁にありますとおり、脂肪の質に着目した種雄牛の造成に努めているということでありまして、一日も早い種雄牛の造成をお願いしておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時50分散会

9月13日（火）

令和 4 年 9 月 13 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)

2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
11番	川添博	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	凶師博規	(無所属の会 チームひまか)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	徳重忠夫	(同)
21番	外山衛	(同)
22番	山下博三	(同)
23番	濱砂守	(同)
24番	西村賢	(同)
25番	右松隆央	(同)
26番	日高博之	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	日高陽一	(同)
34番	横田照夫	(同)
35番	野崎幸士	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	二見康之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野讓二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	山本将之
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	日高幹夫

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	川野有里
議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	山本聡

◎ 一般質問

○二見康之副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎・立憲民主党の岩切達哉でございます。ありがとうございます。

足元の悪い中、県議会に関心を持っていただきまして、傍聴にお越しいただいた県民の皆さん、そしてまたネット配信を視聴いただいている皆様に感謝いたしたいと思っております。

さて、本議会に提出された宮崎県総合計画長期ビジョン案には、50年後の2070年、県人口は57万人とあります。57万人の人口の宮崎の姿はどうなのか。

就業人口は29万人ほどで、結果として、荒れた田畑、山林、活気のない繁華街、はたまた多くの労働はロボットが請け負う社会になっているのか、そんな心配や想像をしています。だからこそ、今から変えなければならぬ、取り組まなければならないことが山ほどあります。

法律によらない政治、不公正な人治政治から公正な政治への早期回復と、人権尊重を基礎とする真っ当な政治が行われる必要性をひしひしと感じているところであります。そのような思いで、通告に従い質問を行いたいと思っております。

最初に知事に伺います。

7月4日、県・宮崎市連携会議が開かれました。私は、大変よい取組と評価しております。

知事が県内各市町村の首長と信頼関係を築くことはもちろん、行政のそれぞれのセクション

の担当レベルにおいて、県と市町村は縦の関係ではなく、共に宮崎県を発展させるために、横の関係でスクラムを組んで進むべきだと考えます。宮崎市との関係においては、これまで以上に連携を取り、課題に取り組んでいただきたいと考えます。

今回開かれました県・宮崎市連携会議は、どのような経緯で開かれたのか、またその内容はいかがなものであったか。さらに、知事として開催したことをいかが受け止めているのかをお聞かせいただきたいと思います。

次に、その連携会議では、宮崎市児童相談所の設置に向けて前向きな議論があったということでもあります。私は過去にも、児童相談所設置を宮崎市に努力いただくことを期待し、県にはその後押しをしてほしいと述べてまいりました。

市長が交代したことから、設置に向けて前向きになられたと理解しておりますが、今後、市とどのように議論を進めていくのか伺います。

続けて、冒頭述べました人口問題について伺います。

今年1月1日、この国の人口は昨年同日に比べ72万人減少したと報じられました。宮崎県は9,059人減少ということで、いずれも住民基本台帳に基づく推計値なのですが、本当にすごい減少です。

72万人とは、高知県丸々の人口に匹敵し、鳥取県、島根県の人口は優に超える数であります。それが1年で減少しているのが日本の現実です。

宮崎県の将来人口について冒頭に申し上げました。一方で、当県に移住してこられる移住人口は、3年連続して増加したとの報告を聞いています。これまでの取組を踏まえて、人口減少

対策に対する知事の思いはいかがなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

まず、宮崎県・宮崎市の連携会議についてであります。

県と市町村の連携に関して言いますと、例えばブロックごとに首長が意見交換をする円卓トークも行っておりますし、26市町村と知事が一堂に会して行う県連携推進会議、そのような取組を行っているところでありますが、御質問の宮崎県・宮崎市連携会議は、中核市である宮崎市の政策を進めていく上で、県との一層の連携が必要という、清山市長の考えの下に提案をいただき、私としても、ぜひそれは実施したいという思いでお応えをし、7月4日に県庁で開催したものであります。

会議の内容としましては、子供のSOSへの対応と、県庁所在地である宮崎市の都市機能を生かした観光誘客、この2つの議題につきまして、私と清山市長のほか副知事、副市長及び関係部長が出席し、意見交換を行いました。

この中で、宮崎市における児童相談所の設置検討や、海外からの観光客誘致に係る取組強化など、実際にトップ同士が膝を突き合わせて議論することにより、課題や方向性を共有し、スピード感を持って連携を深めていくことができるということ、また、今後とも常に知事や市長、副知事、副市長が出席せずとも、担当者同士でよりスムーズに話が進むということについて、手応えを感じたところであります。

次に、宮崎市児童相談所の設置についてであります。

さきの会議で清山市長から、中核市である宮崎市における児童相談所の設置について、本格的な検討を始め、今年度中に設置の可否を判断するとのお話がありました。

住民に身近な市に児童相談所が設置されることで、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となり、虐待にも迅速に対応できるなど、市民にとって大きなメリットとなりますので、大変すばらしい取組であると受け止めたところであります。

県としましては、これまでも、宮崎市が中核市になって保健所を設置するときにも同様に支援に取り組んだところでありますが、最大の課題である専門人材の確保・育成につきまして、できる限りの支援を行うこととしており、今後、双方の担当部署が連携して、検討に必要な情報収集や先進市調査の共同実施など、必要な協議を進めてまいります。

最後に、人口減少問題についてであります。

本県では、平成23年に策定した現在の総合計画におきまして、当時としては、全国に先駆けて、将来人口の見通しと人口減少がもたらす生活や産業への影響について、県民の皆様にお示しし、その対策に真正面から取り組んでまいりました。

その結果、課題でありました高校生の県内就職率の改善をはじめ、移住世帯の増加など、社会減の抑制に一定の成果が見られ始めた一方で、出生数の減少が続くなど、人口減少に歯止めがかかっておらず、改めて強い危機感を持っております。

このような中、デジタル化の進展により、地域交通をはじめ、教育や医療、産業面における生産性の向上など様々な場面において、人口減少社会が抱える課題の解決につながる、新しい

技術の実装が進みつつあります。

私としましては、人口減少問題は、我が国全体として極めて重要な課題であり、国として、より真剣に取り組んでいく必要があるという思いの下で、本県としましては、今後も長期にわたって人口減少が進む見通しの中、これらの技術の積極的な活用も進め、人口が減っても県民の暮らしや経済を維持できる仕組みを早急に整えとともに、少子化対策等に強力に取り組むなど、この問題にしっかりと道筋をつけてまいります。以上であります。〔降壇〕

○岩切達哉議員 人口減少そのものには歯止めがかかっていないんだという認識、御答弁がございました。

人口減少社会の結果、起こり得る問題について、デジタルさらにはロボットというものの力で克服できる課題は今後、将来あるかもしれませんが、何よりやはり人口減少を止める、このことに力点を置いて、これから我々は生きていかなければならない、そういうふう思うところであります。

その視点で、移住のことについて商工観光労働部長に伺いたいと思います。

8月10日付の宮日新聞には、今、移住増のチャンスという記事がありました。課題として、宮崎県では賃金増、雇用安定が急務だと記載されておりました。

移住を決断される皆さんにとっては、移住先での収入をどうするか、大事なことだと思います。宮崎県での賃金増、雇用安定についての取組が必要であって、部長はこの賃金増、雇用安定について、その責任を背負っているという役割だと思います。

部長として、移住者の賃金増、雇用安定についてどう捉えて、どう取り組んでいるのか伺い

たいと思います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 人口減少が加速化する中、給与面も含めた安定した雇用の場の確保を図ることは、移住の促進はもとより、若者等の県外流出を防ぎ、本県の人材確保を図る上で大変重要であると考えております。

このため県では、「みやざき産業振興戦略」に基づき、フードビジネスなどの成長産業の振興や中核企業の育成、企業立地の推進等により、付加価値の高い産業の振興を図りますとともに、「ひなたの極」認証制度や「仕事と生活の両立応援宣言」登録制度、働き方改革に関する講演会の開催等による働きやすい職場づくりにも取り組んでおります。

今後とも、これらの取組をしっかりと進めることで、安定した雇用の場の確保に努め、移住の促進にもつなげてまいります。

○岩切達哉議員 都市部との賃金差で県外流出するということについては、防いでいかなきゃならない。さらには、逆に生活しやすさを前面に出して、県外からの転入、外から吸収していく、そういう宮崎になっていくために、今、部長としてそういう重責を担っていらっしゃると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、一つの例を示しますが、県北・美郷町では、高校通学バスを維持するに当たって、年間3,600万円を支出しておられると伺いました。町が負担して、地元から高校に通えるようにすることで、町外転出を防ぐということでありませう。

そのように自治体も必死でありますけれども、このような課題のほか、様々な困難を抱えている町村において、どこで生活していくにしても不安や格差がないように、県と市町村で手

を組んで取り組んでいく必要があると思います。

移住者を含めて、中山間地域で生活できる環境を維持し、人口減少に少しでも歯止めをかけたいと思いますが、県の具体的支援はいかがなのか、総合政策部長に伺いたいと思います。

○総合政策部長（松浦直康君） 人口減少の進んでおります中山間地域におきましては、買物、交通、医療、福祉など、生活に必要な機能やサービスの確保が厳しくなりつつあります。

このため、県におきましては、市町村や地域住民と一体となって、複数の集落が連携して日常生活の機能を確保する「宮崎ひなた生活圏づくり」に取り組んでおりまして、移住者を含めた中山間地域の方々を将来にわたり安心して暮らすことができる環境づくりを進めております。

特に、地域の担い手として期待される移住者の方々には、新たな生活に一刻も早くなじみ、末永く定住していただきたいことから、県では、移住サポーターの設置や移住者向け交流会の開催といった、移住に伴う不安や困り事に対応する市町村の取組を支援しているところであります。

○岩切達哉議員 さらに人口減少問題に関連して、教育長に質問します。

宮崎県教育振興基本計画では、魅力ある多様な教育の振興・支援として、特色ある小中連携・小中一貫教育を支援するという事になっております。

これは人口構成の問題だと思うんですが、宮崎市内の大型団地である生目台では、急速に高齢化、少子化が進んでおりまして、14歳以下の人口が、ここ10年で35%も減少したということでもあります。2つある小学校のいずれもが、各

学年1クラスという状況になりまして、中学校では、各学年で2クラス維持が風前のともしびとなっているということでもあります。地元の中学校に通わない生徒も増えております。

このため地元では、中学校施設を活用して、そこに小中一貫教育の体制を取ってほしいと、宮崎市教育委員会に要望を提出したということでもあります。

人口減少が進む、そして人口構成が変化する中で、小中一貫校設置に対する教育長の所見を伺いたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 小中一貫校では、中学校の教員が小学生に専門性を生かした学習指導を行ったり、教員全員で、小中学校の接続期を含め、児童生徒の成長を見届け、個に応じた対応を行ったりするなど、丁寧な指導が行われております。さらに、議員御指摘のとおり、人口減少が進む中での設置という側面もございます。

小中一貫校の設置につきましては、学校の設置者であります市町村教育委員会が、保護者や地域住民と協議を重ねるなどして進めてまいります。そのような中、現時点では、宮崎市からの正式な設置についての連絡は届いておりません。

県教育委員会といたしましては、今後も小中一貫校の設置に係る情報の収集や提供等を行うことで、各市町村教育委員会をしっかりと支援していくこととしております。

○岩切達哉議員 宮崎市から相談があれば、ぜひ支援をお願いしたいと思います。

県内至るところで少子化が進んでいる、そういうあかしであろうと思います。人口が減少しても、適切な教育が維持される社会、そのような体制が急がれると思います。

続いて、これから教育の課題について何点か質問させていただきます。

まず、校則の問題で、「中学生らしい」「高校生らしい」または「男子らしい、女子らしい」、そういう主観的になりやすい基準で、着衣や履物など、形や色を指定することが批判されたこともあって、校則の見直しを行う機運が高まっています。

県教育委員会は、校長たちに十分対応するよう指導したと伺っております。このことは去年6月議会で、安田議員の質問に教育長は答えられました。

では、もう1年近くたちまして、この期間、どのような校則改正があったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、これまで地域の状況や時代の進展、保護者へのアンケートなどを踏まえ、生徒同士、また教師と生徒が話し合う場を通じて、校則の見直しを積極的に進めるよう指導してまいりました。

今年2月に行った調査では、全ての県立学校で、これらの視点に基づいた検討がなされ、頭髪や服装に関する細かな規定が廃止されるなど、見直しが図られてきております。

また、国が12年ぶりに公表した生徒指導提要の改訂案におきましても、生徒会などで校則について議論する機会を通して、能力や自主性を伸ばすことが求められております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、児童生徒のよりよい成長・発達につながるものとなるよう、校則の見直しを継続的に働きかけてまいります。

○岩切達哉議員 次いで、今年8月には、日南市で来年度以降の制服をジェンダーレス化する

ことが発表されました。

このことに対する教育長の受け止めを伺いたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 日南市の新制服につきましては、生徒や保護者へのアンケートなどを基に、令和2年度から令和3年度にかけ、校長やPTA代表等で構成された制服検討委員会において、繰り返し協議がなされ、先日の制服の発表に至ったと聞いております。

新制服は、性の多様性に配慮できることをはじめ、動きやすさや防寒などの機能性のほか、経済性や生徒による自己決定など、多くの利点があると考えます。

さらに、今回の導入に向けて、生徒や保護者、地域、教職員など学校に関わる方々が一緒に考え適切に判断されたという、この議論の過程にこそ大きな意義があると考えております。

○岩切達哉議員 テレビの報道に市長がにこにこしていたわけなんですけれども、よいデザインと併せて、選べることが高い評価を受けていると思います。

夏場にプールで使用するスクール水着についても、このような議論がありますので、ぜひ情報の提供を進めてほしいと思います。

次に、特別支援教育の体制強化はどのように進められているかという課題であります。私としては、毎年伺っている課題であります。

小中学校での特別支援教室の担任については、昨年度、臨時職員の率が増加したが、特別支援教育の免許取得率は向上したということでございました。

同じ質問なんですけれども、本年度の状況はいかがなのか、確認させてください。

○教育長（黒木淳一郎君） 小中学校の特別支援学級担任における臨時的任用講師の割合につ

きましては、前年度が全体の35.5%、本年度が32%となっております。

また、特別支援学級担任の当該免許状の保有率につきましては、前年度が全体の39%、本年度が36.9%と低下しており、その理由としまして、本年度、学級数が40学級増加したことに起因していると分析しているところであります。

県教育委員会といたしましては、学級数が増加傾向にある中、特別支援免許状取得に必要な単位を無料で修得できます免許法認定講習を実施したり、教員採用試験におきまして、特別支援免許状保有者に対して加点したりするなど、専門性の高い教員の人材確保に向け取り組んでいるところであります。

○岩切達哉議員 臨時教員の率は特別支援学級において低下したと、それでも3割が臨時の先生方をお願いしているところと。

もともとこの問題は、支援学級で学ぶ子供さんを持つ保護者から、その担任の発達障がいに対する無理解や、基礎的な知識がないまま担任をされていた結果、お子さんが登校渋りになった、不登校の状態まで追い込まれたという相談から、実態としていかがなのかということを知ってまいります。

特別支援教育において大変重要な任務を背負う先生方であります。どういう体制がいいのか、ぜひ対策を進めていただきたいと思います。

次に、特別支援学校の教室不足の問題です。

今起きている教室不足の状況と対策を知りたいと思いますので、教育長の答弁をお願いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 文部科学省が令和3年度に実施した調査によりますと、全国の公立特別支援学校におきまして、3,740教室が不足

しているという結果が出ております。

本県では、今年度、4校で16教室の不足が判明し、当該校では年度当初より、特別教室の転用や教室の間仕切り等で対応しております。

県教育委員会といたしましては、これまでも教室の改修や増設を行ってきておりまして、昨年度は、みなみのかぜ支援学校に10教室の増設を終えたところであります。

今後、特別支援学校教育整備方針を踏まえ、子供たちが安心して学べる環境整備を進めてまいります。

○岩切達哉議員 みなみのかぜ支援学校に10教室増やしていただいたと、大変ありがたい。それでも、県内で16の教室が足りない。特別支援教育を必要とする子供たちは、教室が足りない状態に置かれているんだと。さらに、一般の小中学校、支援学級では、臨時の先生方に託している、そういう実態なんです。

国連の障害者権利委員会は、特別支援教育の在り方、分離教育をやめて一緒に学ばせるインクルーシブ教育を促すとなりました。これから国も考えていかれると思います。

ぜひ、県としては先取りするような対応をしていただきたい。強く要望したいと思います。

次に、他県で起きました、学校設備の老朽化に伴い事故に遭ったということで、各学校は一斉に点検するように文部科学省からの指示があったということをごさいます、宮崎市では55か所に課題があったという報道を見ました。

宮崎市以外の市町村への対応はどうだったのか、お聞かせください。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校施設及び設備の安全確保につきましては、昨年5月の文部科学省からの通知を受けまして、直ちに市町村に

向け、緊急点検の通知を行ったところでありませ

す。
宮崎市以外の市町村につきましても、学校設置者として点検を実施したと承知してお

りまして、必要に応じて使用禁止や修繕等の適切な措置を講じるよう依頼しております。

なお、学校の施設及び設備につきま

しては、毎学期、定期点検することになっておりまして、本年5月にも、県内市町村に対して、その旨周知したところでありませ

す。
では次に、福祉保健部長に質問させていただきます。

3年前、令和元年6月議会で質問させていただいてお

りませ

す。3年前、令和元年6月議会で質問させていただいてお

りませ

す。
○福祉保健部長（重黒木 清君） 保育所等に

通っていない背景や事情までは調査できておりませ

す。現在、国におきまして、来年4月のこども家庭庁設置に先行して、未就園児の把握、支援の在り方

に関して調査研究が進められているところでありませ

す。
○岩切達哉議員 しっかりと取り組んでいただくということでありませ

す。既に宮崎県で研究がスタートして

いて、国を参考にするということまであればよ

かったん

です。この母子生活支援施設は、何より不採算なん

お願いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 児童虐待やDVに関する相談が増加する中、母子の自立を一層支援するため、県では、DV対策宮崎県基本計画の中で、令和5年度までに母子生活支援施設を県内に1か所設置することを目標に掲げ、これまで市町村や社会福祉法人など関係機関と協議を重ねてきたところであります。

現在、同施設の令和5年度の設置に向けまして、設置の意欲を示す関係者も交えた具体的な協議を進めておりまして、必要な支援策についても検討しているところでございます。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。ぜひ十分な支援をいただいて、設置いただきたい。大変な思いをしている母子が飛び込むところですから、そこを支えられるところとして、県が間接的に十分な支援をお願いしたいと思えます。

次いで、障がい者福祉のことを数問伺います。

我が県は、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」という条例を持っています。そして手話言語条例もです。知事は前向きに対応していただきました。

昨日の来住議員の質問でも取り上げられた、人権尊重の社会づくり条例というの、知事は積極的に取り組んでいただきました。

国においては、障害者差別解消法の改正が進んでいるところであります。

ここで伺います。実は、JRを利用した電動車椅子利用者の声を紹介するところなんですけれども、御本人は、跨線橋を渡ることとなる駅で乗車、下車したいということだったんですけれども、様々な課題があるということで、一部利用させてもらえなかった、残念な思いをされ

たというお話を直接伺いました。

詳細を省いているので申し訳ないんですけども、こういう場合に必要なのは——この場合はJRですけども——企業の合理的配慮の問題だと思うのですが、福祉保健部長に伺いたいのは、企業の合理的配慮義務はどのようになっているのか、なっていくのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 障害者差別解消法におきまして、行政機関や事業者は、過重な負担がない範囲で、障がいのある方々が社会生活を営む上での様々な制約に対し、必要かつ合理的な配慮を行うことが求められております。

現在、この合理的配慮の提供につきまして、事業者の場合、努力義務とされておりますが、令和6年6月までの間に施行される改正法によりまして、義務化されることとなっております。

今後、国から示される新たな基本方針等の内容を確認し、改正の趣旨を県民や事業者の皆様に丁寧に周知してまいります。

○岩切達哉議員 企業はいずれ義務化されるという御答弁でございました。

残念な思いをしたこの車椅子利用者が、県の先ほど紹介した共に暮らす条例に基づいて相談をしたいという場合の相談先はどうなっているのか。あわせて、相談を受けた場合、県はどのように対応されるのか、お聞かせください。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では条例に基づき、障がい者やその家族等からの障がい者差別に関する相談に対応するため、県障害者社会参加推進センターに相談窓口を設置しております。

相談窓口では、2名の相談員を配置しており

まして、相談を受けた場合は、相談者に対して助言や情報の提供を行うほか、必要に応じて関係者間の調整などを行っております。

○岩切達哉議員 試しに、宮崎県のホームページから「障がい者相談」と打ち込みましても、なかなかたどり着きません。ぜひ確認をしてほしいと思います。

このような相談でも、今御紹介いただいた相談窓口で解決しないときは、先ほどの宮崎県条例によると、宮崎県障がい者差別解消支援協議会で対応されると書かれていますが、近年のその開催状況についてお聞かせください。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県は、障がい者差別の解消に必要な調査審議や、県の相談窓口で解決できなかった事案に対する助言やあっせんを行うため、学識経験者や障がい者団体・関係行政機関等で構成される「宮崎県障がい者差別解消支援協議会」を平成28年度に設置しており、その年度に協議会を開催し、本県の取組状況の説明や意見交換等を行っております。

その後につきましては、県の相談窓口で解決できずに、協議会が助言またはあっせんを行う事案がなかったことから、開催事例はございません。

今後、事業者の合理的配慮の提供の義務化に向けまして、この協議会の役割や機能につきましても、周知を図ってまいります。

○岩切達哉議員 いろいろありがとうございました。ここ数年、開催されていないということは、解決しない課題はなかったという理解もできると思いますし、相談しづらさとか、いろんなものも背景にあるかと思います。ぜひ研究いただいて、協議会の皆様方が、共に暮らす宮崎づくりのための中核となって、県の皆様と一

緒に動けるように御尽力いただきたいと思います。

別の視点で、障がい者への支援について伺いたと思います。

都城市では、障がい者の特性ごとに、災害時の対応マニュアルを作成していらっしゃるということでもあります。

この障がい者の特性ごとの対応マニュアルを県として把握されているのか、また把握しておられるなら、県内へ広げる考えはないかお聞かせください。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 障がいのある方の災害時の安全・安心の確保のためには、心身の状態や特性に合わせた備えに加え、誘導の際や、避難所での配慮が重要でございます。

このため県では、災害時に障がい者本人やその支援者が取るべき行動や、避難所の運営に必要な配慮をまとめた「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」を作成し、市町村や団体等に配付しているところであります。

議員から御紹介のありました防災マニュアルは、この県のマニュアルを基に、当事者の意見を参考に、障がいの種別ごとに作成されたものであり、内容については承知しているところであります。

このような取組は、地域における支援体制づくりに資するものでありますので、県としても、今後とも広く紹介してまいります。

○岩切達哉議員 元は県のマニュアルだったということは、大変誇らしいと思います。それを障がい種別ごとに分けることで、もっと使いやすようにしたということは、またヒントとして受け止めていただけたらと思います。

次に、関東を中心に広がっている、発達障がい児、または発達障がい者が困り感を抱く場面

において支援を円滑に受けるための「サポートカード」というのがあると聞いておりますが、宮崎県の取組はいかがなのかお聞かせください。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 発達障がいのある方は、外見からは障がいがあることなどが分かりにくいことから、医療機関を利用するなど、日常生活の様々な場面で不安を感じた際に、必要な支援や配慮が受けられないことがあります。

議員から御紹介のありましたサポートカードは、本人の障がい特性やサポートしてほしい内容を記載し、周囲に伝える支援ツールであり、川崎市など一部の自治体で導入されております。

本県では、障がい種別を問わず、障がいのある方が周囲からの援助を受けやすくするヘルプマークの普及を進めているところであり、引き続き、他県の事例や当事者団体の意見を参考にしながら、県民の障がい者への理解を深め、障がい者の社会参加の促進に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 いろいろ障がい者福祉のことを質問させていただきました。

県では平成28年度に、先ほど紹介した、共に暮らす条例をつくっていただきました。「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」といいます。障がい者に対する温かい社会、差別のない社会を目指すという内容なんです。

国においては、障害者差別解消法が充実してきておりまして、合理的配慮が義務となる社会が目の前であります。残念ながら、問題が発生する、繰り返される。当事者に残念な思いをさせている現実が、一方であります。

知事に伺いたいと思います。これから宮崎県は、この障がい者福祉分野に限らず、福祉についてどうすることが必要なのか、知事の姿勢をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 一連のお尋ねをいただいているところでありますが、障がいのある方が、障がいを理由として差別されることなく、個人の尊厳が尊重され、住み慣れた地域の一員として、社会・経済・文化といったあらゆる活動に参加し、生き生きと暮らせる社会の実現を目指していくことは、大変重要であると考えております。

このため県では、紹介をいただきましたように、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」を制定し、日常生活において障がいのある人の活動を制限し、社会参加を制約している物理的、あるいは意識上の障壁を取り除くため、様々な取組を進めているところであります。

その結果、バリアフリー化の進展や、おもいやり駐車場の普及など一定の成果が上がってきており、県におきましても、定例記者会見時に手話通訳と字幕の導入を図ったところであります。

県庁の内部で行っております幹部会議、庁議におきましても、毎回必ず手話を勉強し、引き続き意識を高めていこうという取組をしているところであります。

我々の社会の中には、誤解や偏見、理解不足等、取り除くべき障壁が、まだまだ残されているものと考えております。改正障害者差別解消法の趣旨につきまして、広く県民や事業者への周知を図るとともに、障がい者理解のための普及啓発や、意思疎通支援などの取組を通して、共生社会の実現につなげてまいります。

○岩切達哉議員 知事は、今期中に、重度障がい者（児）医療費助成制度、いわゆる外来の現物給付化について、実施の判断をしていただきました。とても喜んでいただいている内容であります。慎重に検討いただいた結果、実施となりました。

障がい者福祉に積極的、そう捉えていいのではないかと思います。少し時間がかかったなという思いもありますけど、結果的には前向きに捉えていただいております。

差別のない共生社会、ぜひ次期も取り組んでいただきたいと、期待をさせていただいているところでもあります。

さて、今度は視点を変えますが、次いで、西都市の食肉処理場建設に関連して伺いたいと思います。

立て続けに福祉保健部長になりますけれども、この処理場建設に対応する、食肉衛生検査所の設置予定についてお聞かせください。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 食肉処理施設では、と畜場法により都道府県知事等の任命した獣医師による検査が義務づけられております。

今回、新たに設置される食肉処理施設につきましては、施設の所在地や処理される家畜の種類及び処理の規模等を勘案し、現在のところ、新たに食肉衛生検査所を設置するのではなく、設置区域を所管する都農食肉衛生検査所職員による出張検査で対応する計画としております。

○岩切達哉議員 それならば、出張で対応できる獣医師が必要になります。

いずれにいたしましても、獣医師の確保については、畜産県である宮崎を守るために大変大事な課題と、過去から強く申し上げてきております。

食肉衛生検査所や保健所、家畜衛生保健所などで働く獣医師、県の公務員獣医師は十分に確保できているのか。また、確保のための工夫はどのようにしているのか、総務部長に伺います。

○総務部長（渡辺善敬君） 獣医師の確保につきましては、これまでに、修学資金の貸与や関係部局と一体となった大学訪問等による本県獣医師の魅力アピール、初任給調整手当などの処遇改善、また、採用年齢の上限引上げや県外での試験実施等の試験制度見直しなどに取り組んできたところであります。

今年度の試験では12名を採用予定としており、受験者のニーズも踏まえ、例年より1か月程度前倒しして試験を実施するなど、必要数の確保に向けて取り組んでおりますが、現時点で採用見込みは4名となっていることから、随時実施している免許取得者を対象とした試験について、引き続き関係部局と連携し、求人活動を一層強化するなど、さらなる受験者の掘り起こしを図り、必要な獣医師の確保に最大限努めてまいります。

○岩切達哉議員 12名必要なところに4名という本当に厳しい状況で、新しい処理施設もどうするのか、本当に危機的な状況です。

宮崎県は、畜産というのは非常に大きい影響を持つ産業で、それを支えるために獣医師が必要と、こういう理屈からすると、宮崎県が獣医師確保にここまでできる限りの工夫をいたしましたというものが必要だと思うんです。

先ほど幾つか、修学資金の貸与だとか、初任給調整手当の処遇改善、サーフィンができますとか——これも事実聞いた話なんですけれども、宮崎の魅力としてですね。

それでもこういう状況ということでもありますので、ぜひ12分の12と満たせるように、様々な

工夫、具体的措置というものをぜひ判断いただきたい。そういうタイミングが来ていると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと強く求めさせていただきます。

総務部長に重ねて伺いますが、コロナ対応のために、様々な部署、特に保健所だと思いますけれども、時間外の上限を超えた自治体職員の存在であります。これは実は国内で4万人いるという報道がありました。

過労死ラインと言われる100時間を超える、そのような働き方をした方の宮崎県での実態をお聞かせください。

○総務部長（渡辺善敬君） 知事部局職員の時間外勤務につきましては、近年、新型コロナやそれに伴う経済対策、また災害対応や原油・物価高対策等への対応により、増加傾向にあります。

お尋ねの月100時間を超える時間外勤務を行った職員の状況であります。各年度の延べ人数といたしまして、令和元年度が71名、2年度が124名、3年度が183名、今年度は7月末までの状況としまして56名となっております。

○岩切達哉議員 代表質問で山内議員が取り上げた保健所の保健師、また、そのほかの県行政の中で、月100時間を超える職員が増加しているということを今聞かせていただきました。満行議員も、早期退職の問題に絡めて、こういう実態がそれを加速化させているのではないかとこの質問をされました。ぜひ対策をお願いしたいと思えます。

次に、警察本部長に交通政策について伺いたいと思えます。

宮崎市では、橘通りから橘橋以南の中村通りにおいて、朝と夕方のバスレーン規制をしております。この中で、中村通りは片側2車線しか

なく、そのうちの1レーンをバス専用とすることになっている結果、渋滞の発生や、規制を守らない車両を多く見る印象なんですけれども、警察本部長のこの規制に対する評価はいかがでしょうか、お聞かせください。

○警察本部長（山本将之君） バスレーン規制につきましては、通勤や通学の足としての公共交通手段であるバスの定時性を確保しつつ、マイカーからバス利用への転換を図ることで交通総量を抑制し、交通混雑の緩和を図るものでございます。

御指摘の宮崎市内のバスレーン規制につきましては、県民の皆様や関係機関等からの意見を反映し、平成28年2月、規制時間を朝夕それぞれ2時間であったものを1時間に、また規制区間を約500メートル短縮して約3キロにしたほか、バス優先レーンを廃止し、バス専用レーンに統一し、分かりやすい規制に変更をいたしました。

規制の見直し以降、バスの定時運行はおおむね維持され、朝夕のラッシュ時間の渋滞による通行時間の遅延は少なく、交通の円滑化も維持されており、バスレーン規制による効果は認められると考えております。

○岩切達哉議員 効果はあるということでございますけれども、バスレーンを通過する一般車両が多いと感じておると、今申し上げました。要は決まりを守らない体験をするわけです。

そうすると、別の場所でも守らなくても大丈夫ということになっていくんじゃないかという心配をしています。かと言って、取締りを強化してくれということではなくて、2車線しかないのに一方をバス専用レーンにしてしまう、このことに対する難しさがあるんじゃないかと私は見ているんですが、解除する思いはないのか

お聞かせください。

○警察本部長（山本将之君） 議員御指摘の2車線道路におけるバス専用レーン規制では、まず、中央側の第2車線に一般車両が集中することによる渋滞発生が懸念されますけれども、現行の規制では、朝夕のラッシュ時間帯においても、第2車線の通行時間の遅延は少ない状況でございます。

また、第2車線を走行する一般車両が左折する際には、バス専用レーンに入ってから左折せざるを得ないということございまして、このことにつきましては、ドライバーの理解が必要となることから、チラシやホームページ等を通じて周知徹底を図っているところでございます。

こうしたことから、当面は宮崎市内のバスレーン規制を維持してまいりますけれども、今後、交通総量等に大きな変化がある場合などにつきましては、このバスレーン規制の在り方について、必要に応じ検討してまいりたいと思っております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。

次に、県土整備部長に伺いたいと思います。

宮崎駅西口から西に向けまして、デパート前交差点、橘通り交差点にかけて高千穂通りというのがあります。その高千穂通りのありようを考える、「高千穂通り周辺地区の道路空間利活用協議会」というのがありますけれども、その議論の状況を報告してください。

○県土整備部長（西田員敏君） 御質問の協議会につきましては、宮崎駅西口の再開発など、高千穂通り周辺地区の活性化に向けた機運が高まる中、まちのにぎわい創出と回遊性の向上につながる「歩きやすく、楽しく過ごせる道路空間づくり」に幅広い意見を反映させるため、学

識経験者、国、県、宮崎市、商工会議所、バス事業者などを構成員とし、昨年11月に設立したものであります。

現在、道路利用者の多様なニーズや課題を把握するため、協議会での議論を踏まえつつ、平日や休日、昼間や夜間など、条件を変えながら、食や花などをテーマとしたイベントを開催する中で、歩行者や自転車の通行状況、駐輪や荷さばきの状況等を調査・検証する社会実験を行っているところであります。

今後とも、高千穂通り周辺地区の活性化につながるよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 宮崎駅西口からの通りは、宮崎市の中心でもあり、宮崎県の中心に位置する美しい道路だと思っています。その意識から、ぜひ今後の議論を期待したいと思います。

次に、国道10号の問題でございましてけれども、この夏、8月のちょうど真ん中あたりなのですが、沿道に除草剤で茶色く立ち枯れた草が延々と続いておりました。県の中心国道がこのような惨状であることは、観光面でも問題であると思います。

過去の質問に対しまして、除草剤利用は研究の段階と答弁がありましたが、今、沿道の除草は、除草剤利用が主流となったのでしょうか。

除草剤の利用について、沿線の住民への影響や景観上の問題はどうか整理されているのか伺いたいと思います。

○県土整備部長（西田員敏君） 国道10号の除草については、良好な沿道環境を形成するため、沿道修景植栽地区に指定している箇所については県が、その他の箇所については道路管理者である国が行っております。

除草剤につきましては、労働力不足や限られ

た予算の中で、より効果的な除草対策を実施するため、周辺環境や近隣住民の皆様にも十分配慮しながら、従来の草刈りと併用して活用しているところであります。

また、除草剤を使用する場合、散布や刈取りの時期によっては、景観への影響が懸念されますことから、県としましては、景観向上のため、適切な使用方法を徹底していくとともに、国に対しても働きかけを行い、良好な沿道景観の保全に努めてまいります。

○岩切達哉議員 景観の保全というのは大事にさせていただきたいと思っておりますし、除草作業への従事者確保の課題があると思っておりますけれども、ICT時代ということで、草を取っていく作業の機械化について、とても研究してほしいなど何回も繰り返し申し上げておりますので、ぜひ部長の下、景観保全という目標で、草刈りの機械化について御検討、研究をしてください。

最後の項目になります。異常気象から気象危機へという題でございます。

環境と気候の非常事態宣言を宮崎県も行うことが求められていると思っております。この宣言は、令和3年3月26日に沖縄県玉城知事が「沖縄県気候非常事態宣言」を、そして令和3年2月17日に岩手県で、岩手県地球温暖化対策推進本部会議での決定を受けて、達増知事が「いわて気候非常事態宣言」を発表しています。

最初に伺いたいのは、宮崎県としての意見はどうかという立場で、環境審議会が開かれておりますが、議論の状況を環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、第四次宮崎県環境基本計画の策定時に、環境審議会において、本県の平均気温が、何も対策を取らなければ今世紀末には4度程度上昇するおそれ

があるとの将来予測や、大雨の増加による河川氾濫、土砂災害の懸念といった気候変動の影響などをお示しし、本県に求められる対策について議論していただきました。

委員からは、「気候変動は、環境分野にとどまらず、社会、経済全般にまたがる横断的な問題である」という意見や、「気候変動の影響で山が荒れるなど、大変な状況になる」といった意見などがありました。

こうした審議会での議論を経て、第四次計画に、災害に対する備えなどの気候変動への適応策を盛り込んだところであります。

○岩切達哉議員 実は、気象の変化を見詰めていただいております気象庁の年間予算は、600億円ほどだと伺っております。額的には、国家予算の中では相当低い割合、少ないなと認識しました。

今、台風が連続して発生し、台風14号も気になるところであります。国民の安全保障のために、気象庁こそ予算増を行うタイミングではないかと思っております。

それで、今世紀末に4度上昇するかもしれない、それを防ぐんだということですが、質問の冒頭に、暮らしづらさというのが59万人とか、数字になっていく人口減少、それに加味されているのかどうかというのもあるかと思いません。

いずれにいたしましても、いつ宮崎が災害に見舞われるか分からない状況でございまして、県民の理解と関心、具体的な準備を求めていく、それを促すために知事は、他の県に見られるような気候非常事態宣言を行う気持ちはないのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 本県に大きな爪痕を残した昨年9月の台風14号など、近年、甚大な被

害をもたらす豪雨や台風などの異常気象が日本各地で頻発している状況は、私たちの生存基盤を揺るがす危機的な状況であると認識しております。このような状況から、気候変動ではなく気候危機という言葉も使われるようになっております。

私が非常に印象に残りましたのは、2019年にイギリスの辞書編さん会社が今年の言葉として、「Climate emergency」という気候非常事態という言葉を選んだということ。もう一つ別の辞書は、気候ストライキという言葉を選んだというようなことがございました。

その同じ年に、日本の、やはり今年を象徴する言葉が、ラグビーワールドカップのときの「ONE TEAM」、それとか何とかペイという言葉であったと。あまりにも内向きではないかということも含めて、大変危機感を持ったことであります。

県では、県民の命を守る備えとしまして、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策に取り組むとともに、庁内に気候変動適応センターを設置しまして、気候変動の現状や温暖化の影響などの情報発信に取り組んでいるところであります。

しかしながら、気候変動による災害リスクは年々増大しておりますので、気候変動への備えの重要性に対する県民の関心と理解をさらに高め、県民一人一人が危機を認識し、行動変容につなげていくためにも、御提案がありましたような手法も含め、様々な角度から効果的な情報発信を検討し、危機感を県民に強く訴えてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 気候に関しては、非常に関心を持って見せていただいております。非常につらい思いをすることになるんじゃないかと思う

ものですから。今発生したばかりの台風14号、九州に真っすぐ来るんじゃないかと言われております。民家の軒先に蜂の巣がつくられると台風は寄ってこないという話も、まことしやかに言われていますが、そうであればいいなと思うんですけれども。

世の中には、巧みに言葉を使って人気を得ていこうとするタイプの方もいらっしゃいます。極めて真面目な知事でありますけれども、真っすぐに言葉を出すということも時には必要と、認識させていただいております。

そのことで、たくさんの方の皆さんが河野知事の違う側面も見ることによって、これまで積み重ねてきた実績に関心を寄せていただけるんじゃないかと思っております。最後に申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○二見康之副議長 次は、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。いまだに新型コロナ感染拡大の収束の兆しが見えないまま、ウクライナ情勢や円安の影響等による物価上昇など、県民の生活も将来が見通せない不安な日々が続いております。このような事態が一日も早く解消され、平穏な日々が訪れることを願ってやみません。

河野知事は就任以来、口蹄疫からの再生・復興や新たな成長の創出、防災・減災、国土強化、医療・福祉・教育などの分野での人づくり、高速道路整備の進展のほか、幅広い分野にわたり政策を推進され、着実に結果を残してこられたと思っております。

これまで、知事自身が振り返って、できたこともできなかったこともあろうかと思っております。

そこで、知事は3期12年にわたる県政の実績について、どのように評価されているのかをお

伺います。

以上で壇上からの質問を終わりました、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

本県では、これまで、基幹産業であります農林水産業の振興はもとより、食品加工業などのフードビジネスや、東九州メディカルバレー構想に基づく医療関連機器産業の振興、海外への輸出拡大など、本県の強みや地域資源を生かした様々な産業施策に取り組んできたところであります。

このような取組によりまして、県民所得をその総額で見ますと、私が就任する前と比べて、直近の令和元年度の数字では、会計基準等により単純比較はできないものの、約2,400億円増加しております。

1人当たりの県民所得を見ても、全国との比較が可能な平成30年度の数字では、その伸び率は18.5%で、全国の16.4%を上回っている状況であります。

また、本県の安全・安心な暮らし、将来の発展の礎となる基盤づくりにも努めてきたところであり、その結果、東九州自動車道をはじめとする交通インフラの大幅な整備の進展をはじめ、防災庁舎や県立宮崎病院の建設、宮崎駅西口広場の再整備、宮崎カーフェリーの新船就航、国スポ・障スポに向けた関連施設の整備などが着実に進められてきたことに、確かな手応えを感じております。

これらの成果は、私が政治姿勢として対話と協働を掲げ、国や県、市町村、経済団体との連携を深める中で対応を図ってきたところであり、このような成果に結びついているものと考

えております。

直近では、3年に及ぶコロナ禍に加え、昨今の原油価格・物価高騰の影響によりまして、県民の暮らしや地域経済は、100年に一度とも言うべき難局に直面をしております。

さらに、中長期的にも急激な少子高齢化、人口減少を背景に、産業や医療、介護、福祉を支える人材の確保、地域経済の活性化、中山間地域対策など多くの課題があり、しっかりと腰を据えて、こういった難題にも取り組んでいかなければならない、そのように考えております。

将来を見据えて、こうした課題を解決し、持続可能な宮崎県の土台をつくるための道筋を立てていくことが、トップリーダーである私に課せられた使命であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○外山 衛議員 本県の財政状況は、自主財源が乏しく脆弱な財政基盤であり、国の交付金に頼らざるを得ないことは明白であります。

これからコロナ禍からの脱却を目指していく中で、本県は他県より先に厳しい状況となるおそれがあるのではないかと危惧しております。今まさに、厳しい局面にあるものと思われま。今後、国と協力することはもちろんのこと、県民が一体となって、経済の再生を目指していくことが求められています。

これまでの河野知事の発言は具体的な話が多いように感じますが、もっと将来的な展望、ビジョンを県民に訴えていくことも必要ではないでしょうか。

そこで、次の4期目で知事が取り組みたいことは何であるのかをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 県民の皆様は次期県政を負託いただくことが前提ではありますが、次の4年間を宮崎再生の期間と位置づけまして、

県民の力を一つにして、このコロナ、原油高・物価高で直面しております難局を克服し、本県の歩みを次のステージへ飛躍させるための取組を進めてまいりたい、そのように考えております。

本県の人口は、今後、本格的に減少していくと見込まれますことから、長期的な観点からは、できる限りその減少を抑制し、安定化させること。そして、人口減少下においても、一人一人が生き生きと活躍し、安全・安心で心豊かに暮らすことができる社会、力強い産業と魅力ある仕事があり、誰もが安心して働ける社会を構築すること、これが何よりも重要と考えております。

そのための取組としまして、まずは、コロナ禍で生じた地方回帰の動きを持続的なものとすべく、若者が学び、働き、子育てをしやすい環境づくりや、移住・定住の促進、交流人口の拡大に取り組むとともに、特に中山間地域におきましては、市町村等と連携しながら、持続可能な地域交通網の実現や産業の担い手の確保など、地域住民が将来にわたり住み慣れた場所で安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

また、ウクライナ情勢や世界的な人口増加、物価高騰等によりまして、食料や資源確保の問題が強く意識されている中、全国有数の食料供給基地としてのポテンシャルや、豊富な太陽光とバイオマス資源、充実したスポーツ環境などの強みや資源を持つ本県は、これから大きく飛躍をする可能性があるものと考えております。

それらを生かしたフードビジネスの振興や、ゼロカーボン社会の実現、スポーツランドみやぎのさらなる発展などを通じて、力強い産業や魅力的な雇用を生み出してまいります。

また、今月中にも全国旅行支援が再開されるというようなことでありますとか、入国制限の撤廃も視野に、今、国では検討が進められているということでもあります。

このコロナの中で、2年以上に及びインバウンドも制約を受けておりましたが、海外からの観光誘客、さらにはMICE、またサーフィン等の国際スポーツ大会、そうした海外の活力を取り込んでいくことによる宮崎のさらなる発展、このグローバル戦略も今後4年間、極めて重要になってくると考えております。

このほか、働く場所や時間にとらわれない柔軟な働き方の普及や、物消費から事消費、時消費への転換などの、価値観や行動の変化に対応して、本県ならではの地域資源や産業構造を生かした、個性的で魅力ある地域づくり、産業づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

こうした取組を通しまして、将来にわたってこの宮崎に若者が残り、県民が安心と希望を持って暮らし続けることができる、明るい未来の道筋づくりに、私が先頭に立って取り組んでまいります。

○外山 衛議員 河野知事は、これまで、国とのつながりを非常に大事にしてこられました。最もよい例として、2人の副知事のうち1人を、3代続けて国土交通省から迎えられています。

社会資本整備の遅れている本県にとりまして、この期間に、高速道路の整備やミッシングリンクの解消は大きく前に進んでおり、国土交通省出身の歴代副知事の貢献度は非常に高いものと考えております。

私は、知事のこの路線は間違っていないと思っていますので、今後も継続していただき、

本県の社会資本整備の遅れを取り戻し、一日も早く、他県と肩を並べるくらいまで発展させてほしいと願っております。

また、国土交通省に限らず、総務省や農林水産省など他省庁ともいい関係を築いており、このことは知事の強みの一つであると思います。

そこで、知事は国との連携についてどのように考えておられるのかをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 私はこれまで、総務省の出身という経歴から、専門分野であります地方自治、地方行財政の知識・経験を踏まえた県政運営に努めますとともに、各省庁との緊密なネットワークをしっかりと構築し、地方の実情を共有しながら、必要な施策の実現や財源の確保につなげてきたところでもあります。

また、私の任期中におきましては、県政課題の解決に資する豊富な知識と経験を有する人材として、現在の永山副知事をはじめ、国から4名の副知事を招いたところでもあります。

これらの方々には、出身省庁の関連分野にとどまらず、多方面にわたって御活躍いただき、また県民との交流を深めていただき、そして本県の立場に立って、国との連絡調整や折衝に当たっていただき、本県の成長発展に大きく貢献をいただいたものと考えております。

特に、口蹄疫からの再生復興といった政策課題、そして、県民の悲願である高速道路網の整備というものがぐっと進展をいたしまして、ミッシングリンクの大幅な改善につながったことなどは、農林水産省及び国土交通省出身の副知事を選任したからこそその成果であると考えております。

鎌原さんが離任されるときに辞令交付の場で、鎌原さんを国土交通省宮崎県出張所長に任命をすると——これはあくまでしゃれでありま

すが——その思いで仕事をしてほしいということをお願い、また内田さんにもそのように話をしたところではありますが、在職中はもとより、本省に戻られた後も、本県の実情を把握した宮崎の協力的な応援団として、また、国と宮崎県のパイプ役として重要な役割を果たしていただき、大変心強く思っているところでもあります。

この間、私自身、知事としての任期を重ねる中で、一昨年11月には、本県の知事としては初めて、全国知事会の地方税財政常任委員長という要職を任されました。

さらに昨年は、政府税制調査会の特別委員及び国土強靱化の有識者会議であります「ナショナル・レジリエンス懇談会」の代表委員に、また今年も、全国知事会の「くらしの安心確立調整本部」の副本部長にも就任したところでもあります。

こうした国と地方に関する政策決定の最前線で仕事をする中で、知事会における存在感や、国に対する発言力、影響力が強まってきたものと自負しております。

国とのパイプということもございますし、自分が総務省時代にいろいろお世話になった審議会の学識経験者等とは、今も様々な交流を行い、そういう委員会に所属する中で、そういう人間関係というのも非常に生きている。

先日も、地方財政審議会のヒアリングを、知事会を代表して受けたところではありますが、その様々な委員からも、引き続き御指導もいただいているところでもあります。

防災・減災、国土強靱化対策や、新型コロナ、物価高騰などに対応した臨時交付金の増額なども、地方を代表して国に強く要請してきたからこそ実現したのと考えております。

引き続き、国と密接に連携を図りながら、ま

た、私自身がこれまで丁寧に築き上げてきた国との人脈なども活用しながら、宮崎の発展に向けて、実績を積み重ねてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 知事におかれましては、これまでと同様に、国との良好な関係、つながりを保っていただき、本県のさらなる発展に尽力していただきますよう、お願いいたします。

次に、県内経済状況の実態についてお伺いします。

民間調査会社の令和4年度上半期における全国の企業倒産状況を見ますと、件数では、前年同期比0.5%増の3,060件、負債総額は、前年同期比179.3%増の約1兆7,088億円となっております。

上半期としては、2年ぶりに前年同期を上回っており、コロナ関連倒産の状況は、前年同期比1.3倍増の1,015件となっており、コロナ関連支援で抑制されていた倒産が、増勢の兆しを強めているとされております。

倒産の内訳を見ますと、コロナ関連倒産が全体の3分の1を占めるとともに、業種別に見ますと、やや減少は見られるものの、サービス業その他が最も多く、農・林・漁・鉱業、建設業、運輸業、情報通信業の4つの産業が前年同期を上回っている状況であります。

このような中、県別の状況を見ますと、九州・沖縄では、本県の倒産件数が最も少ない8件であり、負債総額は佐賀県に次いで少ない19億円となっております。

本県では、倒産件数は少ない状況にありますが、長期化する新型コロナの影響や原油・原材料高の影響により、先行き不透明な中、借入金の元本返済が始まり、資金繰りに窮している事業者も多くいらっしゃると思います。

そこで、中小企業融資制度の新型コロナウイルス感染症関連融資の返済状況と対応について、商工観光労働部長へお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 令和4年8月末における、新型コロナウイルス感染症関連融資の保証債務残高は、1万1,816件の約1,450億円でありまして、このうち約7割の事業者で現金返済が始まっております。

こうした中、借入金返済が困難な事業者に対しましては、まずは、元金返済の据置期間の延長などの条件変更による負担軽減が必要となりますことから、国及び県から金融機関に対しまして、繰り返し、事業者の実情・要望に添った対応を要請しているところでございます。

これを受けまして、金融機関や県信用保証協会におきましては、事業者からの条件変更について、最大限柔軟に応じていただいているところでありまして、新型コロナ関連融資以外の融資を含めて、令和4年4月から8月までの5か月間で、1,042件、約125億円の条件変更に応じているところでございます。

○外山 衛議員 国と県、保証協会、金融機関が連携して、新型コロナ関連の債務につきましては、返済猶予などの条件変更に対応されているということではありますが、それ以外の、最近の中小企業融資制度における金融支援等の取組状況について、商工観光労働部長へお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県では、原油価格や仕入価格の高騰分を価格に転嫁できず、利益が減少している中小企業者を対象としまして、今年7月に「原油・原材料高対策特別貸付」を創設し、中小企業の資金繰り支援を行っているところであり、8月末現在の信用保証協会による保証承諾の実績は、421件、50億円

以上となっております。

また、県、信用保証協会、金融機関、商工団体等で構成します「中小企業支援ネットワーク」におきまして、事業者の経営改善などに向け、関係機関が連携しながら、支援者向けの研修や相談体制の充実を図るとともに、依然として厳しい経済環境下にあっても、新たな販路開拓に果敢にチャレンジする事業者を支援するため、合同商談会の実施などを予定しているところでございます。

○外山 衛議員 本県の倒産件数を見ますと、今のところ低水準で推移しており、これまでの金融対策の成果が出ているとは思いますが。

しかしながら、経営者としては、当面の運転資金の確保は、日々頭を悩ます切実な問題でありますので、引き続き血の通った支援をお願いしたいと思います。

また、資金の融通にとどまらず、アフターコロナを見据えた上で、ピンチをチャンスと捉える発想により、県内企業の競争力を高めていく取組を強力に推し進めていくことが求められると思います。

そこで、本県の中小企業振興対策の現状と今後の方向性について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の経済主体はほとんどが中小企業でありまして、地域経済の活性化や雇用の創出をはじめ、地域コミュニティーの担い手として地域づくりにも貢献をいただくなど、本県経済にとって極めて重要な役割を果たしております。

県ではこれまで、こうした中小企業の持続的な発展に向けまして、フードビジネスなどの成長産業の振興や、本県経済を牽引する成長期待企業への集中的な支援などに取り組むとともに、長期化するコロナ禍や原油価格・物価高騰

等に直面する中小企業に対し、円滑な資金繰りの支援をはじめ、新たな事業分野への進出を支援するなど、様々な施策を講じてきたところであります。

今後、重要性が高まりますデジタル化やゼロカーボンなど、中小企業が取り組むべき課題は多数ありますが、県としましては、今議会にもお願いしております「宮崎再生基金」等も活用しながら、引き続き、市町村や商工団体などと連携し、中小企業の経営基盤の強化や生産性向上に向けた取組を支援するなど、一日も早い本県経済の再生に向けて、全力で取り組んでまいります。

○外山 衛議員 ただいま知事からも力強い答弁をいただきました。今後の企業の状況について注視していただくとともに、引き続き、事業者の業績が早期に回復するよう、有効な対策や支援を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

次に、生活困窮者への支援についてお伺いします。

新型コロナの長期化により、生活に困窮する方々への影響が懸念されます。令和2年3月から、国の生活福祉資金特例貸付制度が導入され、休業等により、一時的に収入が減少した世帯向けの緊急小口資金、失業等により生活の立て直しが必要な世帯向けの総合支援資金が多くの方に利用されていると思います。

そこで、本県における生活福祉資金特例貸付の現状について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県における令和4年8月末時点の生活福祉資金特例貸付の実績としましては、緊急小口資金、総合支援資金の合計で、約2万2,000件、96億3,000万円

の貸付け決定が行われているところであり
ます。

令和4年3月末時点の実績では、約2万1,000
件、91億8,000万円でありましたので、ここ5か
月間で約1,000件、4億5,000万円の貸付け決定が
行われており、いまだ需要がある状況が続いて
おります。

このため、国におきましても、先月末までの
予定としていた申請期限を1か月延期し、9月
末までとされたところであります。

○外山 衛議員 この貸付けの償還は、当初、
借入れ後1年以内に開始される予定でありまし
たが、新型コロナの影響を受け、引き続き経済
的に困難な状況にある方への配慮から、これま
で複数回にわたり延期されてきました。

しかしながら、いよいよ来年1月から、順次
償還が開始される予定と聞いております。

住民税非課税世帯につきましては、償還が免
除されるなど一定の配慮が行われているところ
ではありますが、収入がコロナ前の水準まで戻
らないまま償還が始まる方もいらっしゃるの
ではないかと思えます。

そこで、令和5年1月から生活福祉資金特例
貸付の償還が開始されるに当たり、県はどのよ
うな支援に取り組んでいかれるのかを福祉保健
部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では、今
後の償還が、借入れを行われた方の生活の立て
直しの妨げにならないよう、必要な方には、福
祉事務所の生活困窮者に対する自立相談窓口で
個別に自立支援計画を作成し、ハローワークと
の連携による就労支援や家計改善の指導など、
計画的な返済に向けて支援を行っているところ
であります。

しかしながら、コロナ禍の物価高騰等の影響

により、他の借入れも含め、予定どおりの返済
が困難となることも予想されます。

このため、返済や債務整理の法律相談を希望
する方につきましては、法テラスの無料法律相
談を案内するとともに、収入要件等により対象
外となる方については、法律相談料を支援して
いるところであります。

今後とも、これらの事業を活用しながら、必
要な支援に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 コロナ前のように生活の立て
直しを図ることは、簡単なことではないと思い
ますが、これからも生活に困窮されている方々
一人一人に寄り添った取組を行っていただきま
すよう、お願いいたします。

次に、介護人材確保対策についてお伺いしま
す。

少子高齢化のさらなる進展に伴い、高齢者は
増加する一方で、その方々を支える若い世代の
人口は減少していくため、様々な分野で将来の
人材が不足すると見込まれております。

介護分野におきましても、令和3年3月に策
定されました「宮崎県高齢者保健福祉計画」に
よりますと、2025年には約2,600人、2040年には
約9,600人の介護人材が不足すると推計されて
おります。

そのような中、県内の介護人材の不足は、低
賃金であることがその要因であると指摘した報
道がございました。

そこで、本県の介護職員の給与の状況と、給
与の引上げに向けた県の取組について、福祉保
健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県の福祉
施設などで働く介護職員の給与は、国の調査に
よりますと、令和3年で月額21万2,400円であ
り、全産業平均と比べ、5万円余り低い状況に

あります。

このような中、県では、介護職員の給与に配分される処遇改善加算の取得促進を図るため、介護事業所を対象にしたセミナーの開催や、社会保険労務士による個別の助言等に取り組んでおり、県内の取得率は、令和4年9月現在、介護職員処遇改善加算で91.7%、また、経験や技能のある介護職員に重点配分される介護職員等特定処遇改善加算で、59.2%となっております。

県としましては、介護職員の給与の引上げに向けて、引き続き加算の取得促進に努めてまいります。

○外山 衛議員 多くの事業者が介護職員の給与引上げに向けた国の加算制度を活用できるよう、県としての取組も引き続き行っていただきたいと思っております。

しかしながら、この職業に就職したい、こういう職場で働きたいと思ってもらえるかどうかは、確かに賃金も一つの要素であるとは思いますが、仕事のやりがいや、安心して働き続けられる職業という、いいイメージを持つことも、非常に重要なポイントになっているのではと思います。

厚生労働省の令和3年度介護労働実態調査によりますと、本県では、「腰痛など身体的負担がある」という回答が33.3%、「業務に対する社会的評価が低い」という回答が23%という結果が出ております。

今後も増加が見込まれる介護ニーズに対応していくためには、こういった職員の悩みや不安の解消により、介護人材の確保につながる取組が求められていると考えております。

そこで、要介護者の増加等により介護人材の不足が課題となる中、人材確保に向けた県の取

組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 議員御指摘のとおり、介護人材の確保のためには、給与だけではなく、労働環境の改善や介護の魅力発信も大変重要だと考えております。

このため県では、職員の負担軽減や介護現場の業務効率化を図るため、ベッドから車椅子への移動支援等を行う介護ロボットや、介護記録の作成等をサポートするソフトなどのICTを導入する経費の補助を行っております。

また、介護に対するイメージアップを図るため、福祉系高校生が中学生に介護のやりがい等を伝える交流会の開催や、テレビ番組を活用した幅広い世代への情報発信等に取り組んでおります。

県としましては、今後増加する介護ニーズに対応するため、引き続き介護人材の確保に努めてまいります。

○外山 衛議員 ほかに、保育士等の人材確保も課題となっていると思いますが、一方で、新型コロナの影響や少子化等に伴い、全国の待機児童は過去最少となっております。

これまで待機児童ゼロを目指して整備してきた保育所等につきましては、定員割れの問題が懸念されますので、今後の見通しを分析した上で、適正な定員数などについても検討していただきますよう、お願いいたします。

次に、観光関連産業についてお伺いします。

新型コロナの影響により、県内の宿泊事業者をはじめ、旅行業やお土産販売、交通事業者など、県の観光を支える事業者は非常に厳しい経営を強いられております。

県では、感染防止対策を講じながら経済対策に取り組んでおりますが、コロナ収束が見通せない中、経済対策を効果的なものにし、継続的

に取り組む必要があると思います。

県は、県内の観光関連事業者を支援するため、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンや教育旅行の推進など、様々な観光施策に取り組んできております。

そこで、コロナ対策として取り組んできた観光施策の効果について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県では、新型コロナの影響を受けている観光関連事業者を支援するため、様々な観光施策に取り組んでおりますが、このうち、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンの昨年度末までの利用実績は、宿泊割引が約50万6,000人、日帰り旅行割引が約3万6,000人となったところでございます。

また、県内での教育旅行に対する貸切りバス費用の支援などにより、昨年度の受入れ実績は315校、延べ2万4,730人泊となり、コロナ前の令和元年度と比較をしますと、学校数で5倍以上、参加者数で7倍以上と大きく増加しました。

これらの事業によりまして、県内旅行需要の喚起が図られ、観光産業の下支えに役立ったものと考えており、今後とも、感染状況を見極めながら、本県の強みを生かした観光施策に取り組むことにより、県内経済の早期回復を図ってまいります。

○外山 衛議員 次に、インバウンド対策についてお伺いします。

国は今月7日から、1日当たりの入国者数の上限を2万人から5万人に引き上げ、入国時の陰性証明を不要とするなど、水際対策を緩和いたしました。

今後、外国人観光客の入国が増加するものと考えますが、国際線の運航は一部の空港に限ら

れ、海外クルーズ船も日本の港への寄港が解禁されていないことから、本格的にインバウンドを回復させるためには、少し時間がかかるものと思われま

しかしながら、このような中であっても、本県のインバウンドを早期に回復させるため、宮崎空港国際定期便の再開や、海外クルーズ船の寄港再開に向け、できることは少しでも早く取り組む必要があると思っております。

県では、宮崎再生基金を創設し、インバウンド拡大準備に取り組んでいくとのことですが、本県のインバウンド対策について、今後どのようなところに重点を置いて取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県では、早期の本格的な外国人観光客の受入れ拡大に向け、宮崎再生基金を活用し、まずは、国際定期便の運航が再開されている福岡空港などの他県空港を経由した誘客対策に重点を置くこととしております。

具体的には、今議会にお願いしております「インバウンド緊急誘客促進事業」におきまして、韓国・台湾・香港を対象に、海外旅行会社等と連携した取組を実施し、宮崎空港発着の国際定期便の早期再開につなげてまいりたいと考えております。

また、大きな経済効果が期待できます海外クルーズ船につきましては、現在、寄港再開に向け、国の動向や船会社の運航計画等について情報収集を行っているところでございますが、今後は、地元自治体等と連携し、船会社に対して本県への寄港を積極的に働きかけてまいります。

○外山 衛議員 次に、「日本のひなた」プロモーションについてお伺いします。

「日本のひなた宮崎県」のキャッチフレーズと、ひなたロゴマークは、平成27年から本県プロモーションに活用されているところであります。

令和9年に本県開催が内定しております、第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会においても、愛称が「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」に決定しております。

全国から競技者やその関係者をお迎えする大会であり、愛称に「ひなた」という言葉が用いられていることは、温かいイメージにふさわしいようにも感じられます。

しかしながら、プロモーションに活用するキャッチフレーズは、数ある地域の中から宮崎県が選ばれるための強さを感じられるものであることも必要ではないかと考えます。

「日本のひなた」は、温かく、優しいゆったりしたイメージであり、打ち出しが弱いようにも思っているところであります。

そこで、「日本のひなた」は、プロモーションに活用するキャッチフレーズとして、やや強いイメージに欠けるのではないかと考えますが、知事のお考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 「日本のひなた宮崎県」のキャッチフレーズは、温暖な気候や温かい県民性、太陽の恵みで育まれた豊かな食、神話の地など、本県の様々な魅力を象徴的に表現するものとして、県民アンケートや各種団体との意見交換を経て決定し、積極的にプロモーションを展開しているところであります。

「ひなた」というのは、まさに本県を象徴するイメージであり、かけがえのない資源でもあり、そして誇るべき価値でもある。そのように考えております。

これまでの取組で、県内企業・団体におい

て、ポスターや商品パッケージにロゴマークを採用いただくことによりまして、県全体の一体感が醸成されてきたほか、全国展開の企業でも様々なタイアップ企画が実施されるなど、本県の認知度、魅力度の向上につながっているものと考えております。

各自治体には、それぞれの狙いを込めて、様々なキャッチフレーズが使われております。例えば、香川の「うどん県」といったようなものは、とても直接的でインパクトはありますが、それで広がりがあるかという点、そうではないということがありますし、一方で、本県は以前「太陽と緑の国」ということが言われておりました。まさに宮崎はそうだよねと思わせる力があり、その言葉自体は今頻繁に使われているわけではありませんが、我々の意識の奥底にしっかりと定着している、そういうコンセプト、キャッチフレーズではないかと考えております。

「ひなた」には、人々に希望と活力をもたらす力があり、宮崎の魅力はそういった「ひなた」の力で育まれたものであり、本県の強みである食もスポーツも、まさに「ひなた」の力に支えられたものである。そういう広がりがある言葉ではないかなと考えております。

「ひなた」という、今御指摘がありましたような、明るくぼかぼかと、のんびりした温かいイメージ、そういったイメージを具体的な宮崎の魅力と結びつけながら、この「日本のひなた宮崎県」を、引き続き全国に向けても発信してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 人口減少が進む現在、地域間の魅力の競争時代を迎えております。

これから、この厳しい競争を勝ち抜いていくためにも、「宮崎の最高の栄養素」である力強

い太陽の光のように、全国さらには世界へ、引き続き本県の魅力を発信していただきますようお願いいたします。

次に、水産業についてお伺いします。

カツオ・マグロ漁業は、本県の主要な漁業であるとともに、特に県南の地域経済を支える重要な産業の一つであります。

このような中、長引く新型コロナの影響や、今春からの急激な資材等の高騰の影響を大きく受けていると考えており、今期のカツオ・マグロの漁模様につきましては、大変気になるところであります。

そこで、今期の本県カツオ・マグロ漁業の状況について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 今期のカツオ・マグロ漁業の状況につきましては、漁協への聞き取りによると、漁獲の対象となるカツオやキハダマグロなどの来遊が少なかったことから、8月末現在の1経営体当たりの漁獲量は、平年と比較して1割程度減少しております。

一方、単価は、両漁業ともに平年の約2割高の高値で推移しており、1経営体当たりの水揚げ金額は、カツオ一本釣り漁業で平年比108%、マグロはえ縄漁業で平年比111%となっており、いずれも平年を上回っております。

○外山 衛議員 漁獲量は少ないものの、漁獲金額につきましては、平年を上回っているということで、ひとまず安心しております。しかしながら、カツオ・マグロ漁業は遠方まで出漁することから、燃油や資材高騰の影響を非常に大きく受ける漁業であります。

地元漁業者からは、燃油高騰に加え、漁船の運航に不可欠な潤滑油や、漁労に不可欠な漁具、修繕に必要な船底塗料などが値上がりしており、今後の経営継続に不安があるという声を

聞いております。

そこで、カツオ・マグロ漁業に対する物価高騰対策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 物価高騰の影響により、スチロール箱などの漁業用資材の価格が令和2年度と比べ約15%上昇しており、資材の費用が経費の約2割を占めるカツオ・マグロ漁業においても、早急な影響緩和対策が重要であると認識しております。

このため、県漁連などに対して資材販売に係る経費への補助を行い、価格上昇を抑制するための対策に取り組んでいるところであり、加えて、カツオ・マグロ漁業者に対しては、負担が大きい漁船の整備・修繕費用への支援を行っております。

県としましては、今後も物価高騰による水産業への影響に注視し、漁業者が安心して経営を継続できるよう努めてまいります。

○外山 衛議員 今後の漁業経営継続への不安解消に向けて、一層の努力をお願いいたします。

一方、今年のうれしい話題としては、3月の総務省家計調査で宮崎市が、1世帯当たりのカツオの購入頻度と購入額で高知市を初めて上回り、全国1位となりました。ギョーザに続いての日本一であります。

また、県内の水産物には、カツオやマグロのほか、まき網漁で漁獲されるアジ、サバ、イワシ、養殖ブリやカンパチ、ほかにもウナギも有数の産地であります。

安定的な漁業経営を維持するためには、積極的な消費拡大対策が必要と考えます。

そこで、県産水産物の消費拡大に向けた知事のお考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、近海カツオ一本釣り漁業や沿岸マグロはえ縄漁業の生産量が全国1位であるほか、全国3位の生産量を誇るウナギや、まさに今、旬を迎えておりますイセエビ、さらには養殖ブリやカンパチなど、豊富な水産資源に恵まれております。また、官民一体となって作り上げました、「みやぎきキャビア1983」といった、世界に誇れるブランドもございます。

私は、本県の水産物は高いポテンシャルを持っており、これらの魅力を全国に発信していくことが重要であると考えております。私自身、宮崎初かつおフェアなど、様々な機会を捉えて情報発信に努めているところであります。議員から御指摘のあった、カツオの消費量日本一、私も宮崎初かつおフェアで、カツオを抱えた写真をポスターに使っていただいておりますので、個人的にも大変うれしい思いがしたところであります。

高齢化の進展や担い手不足に加え、燃油の高騰など厳しいものがありますが、漁業者が安心して経営を維持発展していくためには、県産水産物の消費拡大が何より重要でありますことから、今後ともその魅力を最大限引き出せるよう、私が自ら先頭に立って、これからもPRに努めてまいります。

○外山 衛議員 引き続き、本県水産業の成長産業化を目指し、積極的な施策に取り組んでいただきたいと思います。

次に、東九州自動車道の整備についてお伺いします。

東九州自動車道の清武南―日南北郷間は、平成10年度に事業化されましたが、地盤が特に悪く、芳ノ元トンネルなどにおきまして、計画時には想定していなかった地滑りが発生するなど

し、その対策に長い時間を要しております。

その間には、遅れて平成15年度に事業化されました日南北郷―日南東郷間が、平成30年3月に、先に開通いたしました。

この開通により、県南地域に、観光や経済の面で一定の効果をもたらしましたが、高速道路は途切れなくつながってこそ、本来の効果を発揮できるものであります。

事業開始から25年という長い年月がかかりましたが、ようやく今年度予定されている清武南―日南北郷間の開通を目前に控え、九州全体の高速交通ネットワークによいよ県南地域が組み込まれるという意味で、大変期待をしているところであります。

また、東九州自動車道の県南区間におきましては、清武南―日南北郷間のほか、日南東郷―油津間、油津―南郷間、奈留―夏井間で事業が進められているところであり、これら事業中区間の整備促進も図る必要がございます。

そこで、県南区間における事業中区間の整備状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 東九州自動車道の県南区間については、まず、清武南―日南北郷間では、開通に向けて舗装工事などが発注されたほか、芳ノ元トンネル周辺の地滑り対策工事も順調に進んでいると伺っております。

次に、日南東郷―油津間では、日南市の益安地区や平野地区で工事が進められており、今後、広渡川と酒谷川の合流部に架かる橋梁工事に着手すると伺っております。

最後に、油津―南郷間と奈留―夏井間では、トンネルや橋梁などの調査・設計が進められており、日南市及び串間市のそれぞれの区間において、今年度、工事に着手すると伺っております。

県としましては、今後とも、国や沿線自治体と一体となって用地の先行取得を行うなど、事業促進を図ってまいります。

○外山 衛議員 清武南一日南北郷間につきましては、順調に工事が進んでいるとのことで、開通の知らせを期待して待ちたいと思います。

また、油津－南郷間、奈留－夏井間につきましては、来月29日に日南市及び串間市で着工式を行うと、先週金曜日に国から発表がございました。

このように、事業中の各区間におきまして、整備の状況が徐々に形となって見えてきており、大変うれしく思っております。

しかしながら、南郷－奈留間が未事業化区間として取り残されているなど、全線開通はいまだ道半ばであります。

そこで、東九州自動車道の全線開通に向けた知事の意気込みをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 東九州自動車道につきましては、今年度、待望の清武南一日南北郷間が開通予定でありまして、いよいよ日南市から北九州市までが結ばれる。この効果というものは、県南地区にとって地域振興を考える上では極めて大きなインパクトがあるものと楽しみにしているところであります。

また、今御指摘がありましたとおり、来月29日には、油津－南郷間と奈留－夏井間の着工式を日南市及び串間市それぞれで開催する予定であるなど、着実に整備が進んでおります。

一方で、南郷－奈留間が唯一の未事業化区間として残されております。全長436キロのうち、唯一ここは最後に残るということでありまして、広域観光や地場産業の振興、南海トラフ地震など災害時における人命救助や物資の輸送のためにも、早期のミッシングリンクの解消が重

要と考えております。

このため、コロナ禍にありましても、例えば、オンラインで国交省幹部への要望活動を行うとか、政府要人が来県された場合の要望活動を行うなど、あらゆる機会を捉えて、国に対して、整備が遅れている本県の実情を強く訴えてきているところであります。

今後とも、私が先頭に立ちまして、沿線地域の皆様と心をつにし、県議会の皆様の御協力もいただきながら、一日も早く全線開通するよう全力で取り組んでまいります。

○外山 衛議員 知事におかれましては、東九州自動車道建設促進協議会の会長として、建設促進地方大会や中央大会のほか、地元の日南市や串間市との合同の要望活動などにおきまして、全線開通にかける地域の熱い思いを繰り返し国へ届けていただいております。

東九州自動車道の全線開通は、県民の悲願であります。知事、我々議員、沿線自治体などの関係者の皆様及び地元の皆様が一体となって、地域の声を上げ続けていく必要があると考えます。

一日も早い全線開通に向けて、私たちも一緒になって活動していきますので、知事におかれましても、取組をしっかりとお願いしたいと思います。

次に、油津港についてお伺いします。

油津港は、県南地域の物流の拠点として、地域経済を支える重要な社会基盤であることから、これまで県には、岸壁や防波堤等の整備に取り組んでいただいております。

このような中、先ほど答弁にございましたように、東九州自動車道清武南一日南北郷間が今年度開通予定ということで、これにより高速道路と油津港とのネットワークが充実し、油津港

に対する需要がより高まり、貨物のさらなる増加に期待をしているところであります。

また、先ほど申し上げましたが、国が新型コロナの水際対策を緩和しましたので、今後さらに制限が緩和され、油津港へのクルーズ船の寄港が再開し、本県の経済活性化につながっていくことを期待しております。

このように、今後、油津港の果たす役割がますます重要になってくると思われませんが、油津港の今後の整備について、どのように取り組まれるのかを県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 油津港につきましては、近年、原木の取扱量が増加しているところであり、議員御指摘のとおり、東九州自動車道清武南―日南北郷間の開通により、港へのアクセスが大きく向上し、貨物のさらなる増加が期待されております。

このため、現在、効率的な荷役作業を目的とした防波堤の延伸工事や、岸壁などの老朽化対策工事を計画的に進めているところであります。

さらに、船舶の大型化や貨物の増加に対応するため、昨年度末、港湾計画において、10号岸壁延伸の一部変更を行い、現在、早期事業化に向けて、国と協議を進めているところであります。

今後とも、社会・経済情勢の変化を的確に捉えながら、地域の産業発展を力強く後押しできるよう、油津港の整備に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 10号岸壁は、王子製紙のチップなど、県南地域の経済を支える岸壁であり、大規模災害時の緊急物資の受入れやクルーズ船の寄港にも使用される、本県にとりまして大変重要な岸壁であります。

岸壁のさらなる機能向上を図るためにも、延伸工事の早期事業化に向け、しっかり取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

最後に、G I G Aスクール構想についてお伺いします。

文部科学省がG I G Aスクール構想を打ち出し、本県でも、小中学校では令和3年度から、高校でも今年の1年生から順次、1人1台端末環境での学習がスタートしております。

先日、文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の速報値が出されました。

調査の内容では、I C T環境の整備状況に関し、コンピューター1台当たりの児童生徒数の割合などが改善されている一方で、教員のI C T活用指導力は、全国の平均を下回る結果となっております。

そこで、先日公表されました「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の結果について、教育長はどのように受け止めているかをお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校におけるI C T環境の整備状況につきましては、教育用コンピューターの整備率や、統合型校務支援システムの整備率など、前回から数値が大きく向上し、8項目のうち5項目で全国平均を超えるなど、順調に進んでいると感じております。

しかしながら、教員のI C T活用指導力につきましては、前回よりも数値が向上し、伸びは全国平均を上回ったものの、4項目全てで全国平均を下回る結果となっております、まだまだ不十分であると重く受け止めております。

今後、I C Tを活用した学びがより一層加速する中、G I G Aスクール構想の狙いである多様な児童生徒一人一人に応じた学びを実現する

ためには、教員のICT活用指導力のさらなる向上は喫緊の課題であると考えております。

○外山 衛議員 先生方が忙しい毎日を送る中で、ICT活用に関して自己研さんをされた結果が、今回の伸び率につながっているものと思いますが、教育長が受け止めておられるとおり、GIGAスクール構想の着実な推進のためには、教員のICTを活用した指導力の向上は大変重要な課題であると思っております。

そこで、教員の指導力を上げるために、具体的にどのような取組をされているかを教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、全ての公立学校のICT担当者を対象とした研修会や、ICT活用を苦手とする教員を対象に、アプリケーションの基本操作を身につけるための研修を実施したり、研究モデル校を指定して、デジタル教材の活用や授業公開を行うとともに、活用事例をまとめた動画を配信するなど、教員のICT活用指導力に差が出ないよう取組を強化してきたところであります。

また、情報モラル教育を重要な課題と位置づけ、モデル地域で実践研究を行っておりまして、その成果の県内全域への普及に、今後取り組んでまいります。

今後も引き続き、教員の力を最大限に引き出し、先生方に自信を持ってもらい、誰一人取り残さない教育活動を実現するため、教員のICT活用指導力の向上を進めてまいります。

○外山 衛議員 子供たちの学びが大きく変わる大事な時期を迎えております。地域や学校の規模にかかわらず、全ての学校で子供の力を最大限に伸ばす授業が展開されますよう、引き続き、教育行政と学校が一丸となって頑張ってくださいようお願いいたします。

以上で質問を終わります。お疲れさまでした。（拍手）

○二見康之副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕（拍手） トリを務めさせていただきます。

今年の7月24日午後3時15分頃、都農町尾鈴山で開催された尾鈴滝めぐり登山イベントに参加した男性が遭難したおそれがあると、高鍋署に通報がありました。高鍋署や消防など約70人体制で捜索が行われましたが、当日も翌日も男性は発見されることなく、人命救助において72時間の壁と言われる、生存率が著しく低下するタイムリミットが迫る3日目になって、ようやく男性は発見されました。男性は登山道から4～5メートル下の沢付近で座っているところを発見されたのですが、後頭部の打撲や全身に擦り傷があり、疲労で会話が難しいほどの衰弱状態で発見されました。

また、今年の8月6日午前9時35分頃、同じく都農町尾鈴山を登山中の男性が、登山道にあった倒木を乗り越えようとして、誤って急斜面を10メートルほど滑落されました。谷底から何とか携帯電話で救助要請をされ、県防災ヘリが急行し、ピックアップにより救出に成功しました。九死に一生を得られたのです。

ほんの2週間余りで2件の遭難事故が発生したのです。尾鈴山は日本二百名山に数えられ、

国の名勝にも指定されている尾鈴瀑布群があり、その中でも矢研の滝は、日本の滝100選にも選ばれています。そして、その一帯は県立自然公園となっています。繰り返します、県立公園なんです。

今回、立て続けに発生した遭難事故は、この県立公園内の県が管理する長距離自然歩道、いわゆる九州自然歩道内で発生しています。

管理責任のある県は、安全確保策を十分に講じていたのか、後ほど具体的な内容についてお聞きしてまいります。まずここでは、尾鈴県立公園のほか祖母傾、西都原杉安狭、母智丘関之尾、わにつか、そして矢岳高原と6つの県立公園がありますが、この県立公園内において歩道利用者の安全確保は果たして十分だったのか、知事は県の責任をどのように認識しておられるのかを壇上でお聞きいたします。

あとの質問につきましては、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

県立自然公園内における九州自然歩道利用者の安全確保は、施設管理者としての県の責務でありますので、案内看板等により利用者への注意喚起を行うほか、地元市町に委託している巡視、草刈り等の維持管理を通じて、危険箇所の把握に努めるとともに、維持管理で対応できない歩道の陥没や倒木等については、市町からの報告を受け、県が復旧等の対応を行っております。

また、老朽化等により利用に支障を来している歩道については、優先度の高い箇所から整備を行っているところであります。

私も尾鈴瀑布群は以前、妻と一緒に歩いたこともあります。自然豊かな非常に素晴らしい

道だなということを感じたところであります。

九州自然歩道の中には、昔から使われてきた山道など、自然の状態をそのまま生かしたコースもあり、全てが整備されている状況にはありませんが、今後とも、多くの県民の皆様安心して自然に親しんでいただけるよう努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○図師博規議員 知事も登られたことがある尾鈴山なんですけれども、私は先日、その尾鈴山に、事故発生現場の確認も兼ねて、都農町観光協会・川南町観光協会及び役場職員、そして尾鈴山の会の方々と一緒に登ってきました。そして、10メートルも滑落された現場に横たわる登山道を塞ぐ木も確認をしたところ。そして、その登山道を進むにつれて、さらに驚くような状況が目に入ってまいりました。

歩道沿いに敷設してある鉄製の階段が、見るも無残に流木によって破壊され通行不能となっており、その流木をよじ登らないと前進できないところや、朽ち果てる寸前の木製の橋があり、一人ずつしか渡れず、それも足元を確認しながらでないと足がその橋の下に抜けてしまうのではないかと。また極めつけは、県が発注した歩道用の防護柵の取付工事で、2015年に作業中に誤って崖のほうに転落したパワーショベルが、いまだそのまま谷に横たわっていました。そのとき機械と一緒に転落された作業員の方はお亡くなりになっています。

このような状況が、県立公園内で、なおかつ県が整備すべき長距離歩道において、未整備のまま放置されているというのはいかがなものでしょうか。即刻対処すべきと考えますが、環境森林部長のお考えをお聞かせください。

○環境森林部長(河野譲二君) 都農町内の九州自然歩道につきましては、矢研の滝や白滝な

ど、尾鈴山瀑布群の豊かな自然を体感できるルートであります。一部の区間においては、自然災害の影響や施設の老朽化等により、安全な通行に支障を及ぼすおそれがあると考えております。

このため県では、利用者の注意を促す看板の設置などを行っているところもございますが、対応できていない箇所もありますので、今後、さらに町や関係団体の意見を伺いながら、利用者の安全な通行を確保するための施設の改修など、必要な整備に取り組んでまいります。

○凶師博規議員 今回、私は現地を確認しながら写真を撮ってきました。その写真を皆さんに見せながら説明したいぐらい荒れ放題であり、とてもあれが登山道と言えるような状況ではございませんでした。

では、県内6か所ある県立自然公園ですが、登山者を含む利用者は年間どれほどいらっしゃるのか、環境森林部長、教えてください。

○環境森林部長（河野譲二君） 環境省の自然公園等利用者数調によりますと、本県の県立自然公園におけるキャンプや登山などの年間利用者数の合計は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年は約154万3,000人でありましたが、直近の令和2年は約93万8,000人と約4割減少しております。

○凶師博規議員 コロナ禍前に比べると4割減とはいえ、約94万人の方が今も県立公園を利用しているということですか。

このことを踏まえると、県立自然公園の危険箇所の点検及び整備は、事故が起こってからでは遅く、常日頃から当該自治体などと連携を図りながら、計画的に実施すべきであります。

今後、県が管理する登山道及び長距離自然歩道に関して、どのように安全確保策を図ってい

かれるのか、再度、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県が管理します登山道については、霧島錦江湾国立公園内の韓国岳登山道など3ルートがあり、維持管理を委託している団体や、国、関係市町から登山道の状況について情報を収集し、必要な改修等を行っているところでありますが、今後も、関係市町等と適宜意見交換を行うなど、引き続き連携し、対応してまいります。

また、九州自然歩道につきましては、令和2年度に全線で行った現況調査の結果を関係市町と共有し、施設改修等の要望に随時対応しているところでありますが、今後、調査結果を基に、整備を要する箇所の選定を促すとともに、関係市町の意見を伺いながら、必要に応じ合同で現地確認を行うなど、連携を図ってまいります。

○凶師博規議員 令和2年度に全線の調査を行ったということです。その調査結果が随時上がってきている状況だと思われます。あまりにも危険な状況が放置されていることは見過ごせません。

現在、都農町において都農（尾鈴）キャンプ場や矢研の滝までの歩道を中心とした再整備検討会が発足しており、来年度からの整備実施に向けて準備が進められています。

キャンプ場が再整備されても、登山道が放置されたまま、荒れたままでは何の意味もありません。ぜひ一体となった再整備を進めることを求めます。

次の質問に移ります。中山間地の創生拠点整備状況と今後の展望について伺ってまいります。

本県におきましては、中山間地域振興計画を

策定するに当たり、中山間地域の実態調査が行われていますが、その内容は、県内には1,861集落あり、そのうち集落の高齢化率が50%以上の集落が602あるということでもあります。これは、8年前に同様の調査を行ったときに268集落だったので、8年で倍以上に増えているということでもあります。

また、現在住んでいる地域への居住を続けるか否かの意向アンケートを実施したところ、実に89.5%の集落代表者が、「住み続けたい」「できることなら住み続けたい」と回答されています。

知事は、日頃から各市町村に足を運ばれ、地域の実情を肌で感じ、そこに住む県民の声に耳を傾けてこられていると思います。

そこで知事に、中山間地及び農漁村の暮らしを守ることに、どのような認識、見解をお持ちかお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 中山間地域は、豊かな自然や伝統文化、地域のつながりなど様々な魅力を備えた地域ではありますが、急激な人口減少や高齢化によりまして、将来への不透明感が増しております。

私自身も様々な地域に足を運ぶ中で、地域住民の皆様から、担い手の不足、買物・医療・福祉など生活に必要なサービスの維持につきまして、様々な御意見、また要望もいただいているところであります。

こうした中で、多くの方々が、自然と共生した生活や地域に根づいた伝統文化などを継承していこうと努力されておりました、何としても、この多様でかけがえのない中山間地域の暮らしを将来に引き継いでいかなければならない、そのように考えております。

そのためには、まさに今、安心して暮らして

いけるよう、環境を整えておく必要があると考えておりました、県では、複数の集落が連携して日常生活の機能を確保する生活圏づくりでありますとか、移住定住の促進、デジタル等の新技術や地域資源を活用した稼ぐ力の向上などに全庁を挙げて取り組んでいるところであります。

今後とも、市町村や地域住民の方々と一体となって、中山間地域の暮らしを守ってまいります。

○函師博規議員 中山間地の暮らしを全力で守っていきますという、非常にきれいな答弁はあります。

しかし、山の暮らし、海の暮らしを守るというのは、行政の効率化の対極にあります。中山間地での介護難民や交通難民、買物難民、それぞれの解決策は、ともするとコンパクトシティを形成すればいいのかもしれない。

それはあくまでも行政目線のエゴに過ぎず、やはり住み慣れた地域や家で人生最後まで過ごしたいという願いは多く、またその願いに寄り添うサービスを構築することこそが、行政の役割の中心にあるべきと私は考えます。

国は2014年に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、創生拠点を定義し、周辺集落などをつなげ小さな拠点をつくることで再活性化を図ろうとしています。

具体的には、国は2024年度までに創生拠点を全国で1,800か所まで増やすことを目標とし、この事業を利用して5年間で拠点集落を最も増やしているのが、お隣の鹿児島県であります。鹿児島県は76か所増の結果を出しています。次いで兵庫県が45か所増、山口県が43か所増という形で、拠点集落をどんどんつくる、どんどん広げるということで、中山間地の暮らし

を守ろうとしています。

それではまず、国の創生総合戦略における創生拠点、いわゆる小さな拠点形成事業はどういった内容なのか、その事業の活用事例、本県ではどのようなものがあるのかを含めて、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 国が推進しております「小さな拠点形成」の考え方につきましては、複数の集落が散在する生活圏の中で、商店や診療所、集会所など、日常生活に必要な施設・機能を確保し、さらに、周辺集落との間を交通ネットワークで結びつけることにより、将来にわたり暮らし続けることのできる地域を目指すものであります。

この「小さな拠点」の形成促進のため、地方創生推進交付金をはじめとするソフト・ハード両面の支援が用意されておりまして、県内では、五ヶ瀬町の商店街振興計画策定や、美郷町の図書館と公民館を集約した複合施設の整備などが行われております。

また、県におきましても、この地方創生推進交付金を活用した移動スーパー等の導入支援などに取り組んでいるところであります。

○図師博規議員 県の事例も紹介されました。鹿児島県柏原地区では、郵便局が撤退したことを機に、簡易郵便局業務の運営を地域が受託し、周辺30集落の拠点としたり、兵庫県長谷地区では、地元農協が日用品店やガソリンスタンドの運営から撤退したことをきっかけに、地域約300世帯が出資して株式会社を設立するなどしています。

どちらも新たに地域住民の雇用を生み、空き店舗の利活用につなげています。本県では、まず、小回りの利く宮崎ひなた生活圏づくり事業からスタートしていると聞きます。

この創生拠点を目指す動きが県内にも複数箇所あるとも聞きますが、現在取り組まれている宮崎ひなた生活圏づくりの事業内容と実績について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県におきましては、市町村や地域住民と一体となって、複数の集落が連携して日常生活の機能を確保する、宮崎ひなた生活圏づくりに取り組んでいるところであります。

この取組の中で、令和元年度から昨年度までに県内10の地区で、住民参加のワークショップを開催しておりまして、各地区での課題解決に向けた議論が重ねられてきているところであります。このうち、都城市庄内地区や串間市市木地区においては、多世代の交流拠点づくりや買物バスの運行といった、具体的な成果にもつながってきております。

このほかにも、住民の主体的な活動として、西都市東米良地区のボランティアによる高齢者の移動手段確保や、椎葉村小崎地区の地域住民が運営する移住者向けお試し住宅の整備などの事例があり、県といたしましても、支援を行ってきたところであります。

引き続き、市町村と連携しながら、地域課題の解決に向けた住民の方々の活動をしっかりと支え、持続可能な中山間地域づくりに取り組んでまいります。

○図師博規議員 私が調べたところ、この5年間でも県内で、小規模のガソリンスタンドが70か所以上、あと簡易郵便局は10か所以上も閉鎖になっています。

つまり、その地域の方々が使う拠点がなくなる。ただ、なくなったところを、逆にピンチをチャンスに変えるような取組が、この小さな拠点づくりだと思いますので、積極的な事業展開

を期待しております。

では次に、今年度から施行されている改正種苗法について伺っていきます。

改正種苗法は、国内で開発されたブランド農作物などの種や苗木を海外へ不正に持ち出すことを禁じるとともに、開発者の権利保護が強化されています。

さらに、品種登録されている農作物から採取した種を次の栽培に生かす、いわゆる自家増殖についても、許諾性が導入されています。

これに従い石川県は、高級ブドウのルビーロマンや花卉のエアリーフローラなど、県開発の20品種について自家増殖を禁止し、違反すれば刑事罰の対象としています。

では改めて、本県が品種登録する農作物がどれほどあって、どのような販売流通体制となっているのか、また県登録品種の自家増殖についてはどのような対応となっているのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県では、総合農業試験場において新品種の育成に取り組み、水稲や茶をはじめピーマンの台木やスイートピーなど、現在45の登録品種を有しており、県が、種苗の増殖や販売を許諾した種苗業者等を通して生産者へ販売・流通しているところです。

なお、水稲や茶など24の登録品種は、国の予算等を活用して育成したため、県外の事業者等にも許諾できることとしております。

また、自家増殖については、種苗法改正後、登録品種の権利者の許諾が必要となりましたが、県は権利者として、国のガイドラインを踏まえ、生産振興を図る観点から、接ぎ木増殖により県外流出が懸念されるキンカンなどを除き、原則として自家増殖を認め、生産者の負担

が増えないよう、手続や許諾料を不要とする取扱いとしております。

○図師博規議員 県は、国のガイドラインに従い独自の政策を打っているようですが、今年6月28日の宮崎日日新聞に、本県が開発した新品種の茶「はると34」が無許可でネット出品され、種苗法違反疑いで京都府の製茶関連会社員50歳男性が書類送検されるという記事が掲載されました。

「はると34」は、県総合農業試験場茶業支場が1997年から開発に取り組み、2020年に品種登録されたばかりで、「さえみどり」と「さきみどり」を交配し、煎茶では鮮やかな緑色が特徴で、県内主力品種の「やぶきた」よりも早く収穫できるため、今後、高値で取引されることが期待されているものです。

先ほどの部長の答弁によりますと、茶に関しては、県外業者も許諾があれば、購入した苗を転売することは問題ないということでしたが、この京都府の男は、無許可転売したことが権利の侵害に当たると考えられるものです。

では改めて、改正種苗法における権利の侵害及びその罰則規定については、どのような内容になっているのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 種苗法では、登録品種の種苗を権利者の許可なく増殖し、販売するなどの行為が育成者権の侵害に該当し、この場合、個人では10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、法人では3億円以下の罰金が科せられることとなっております。

○図師博規議員 種苗法の罰則規定は非常に厳しいものであります。その改正種苗法の権利保護や、自家増殖の許諾性が導入された内容がありつつも、先ほども言いましたが、県は独自に

改正前と同様の取扱いにしていたり、また、どこからどこが権利の侵害で、抵触した場合には一体どうなるのかなど、大変分かりにくい内容となっています。

農協や農業法人など専門機関については、県の方針も含め理解は得られていると思われませんが、高齢な生産者や兼業農家におかれましては、情報不足により悪気なく法に抵触する場合が出てくるかもしれません。

ゆえに、改正種苗法及び県の方針、また違反した場合の罰則規定など、広く県民に周知していく必要があると考えますが、農政水産部の取組について、部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 今回の種苗法の改正内容や本県の登録品種の取扱いにつきましては、国とも連携し、関係機関や生産者等に対して研修会を実施するとともに、本県農畜水産業に関する情報を集約したホームページ「ひなたMAFiN」に掲載するなど、様々な機会を使って広く周知しているところです。

県といたしましては、生産者が優良な品種を適切に活用することは、本県農業の振興にもつながりますので、引き続き、関係機関等と連携しながら適切な種苗法の運用に努めてまいります。

○図師博規議員 適切な運営がされるものと思われま。県の方針というのは非常に生産者目線で、理解できるところがあります。

それでは続きまして、児童虐待の件に移ってまいります。

全国的には、児童虐待の相談件数が年間約20万件と過去最高を更新する中で、本県においても、子供や保護者に対するケアの拡充が急務である、そういう状況であることは言うまでもありません。その最前線で対応に当たられるの

が、児童相談所の児童福祉司であります。国は、今年度までに人口3万人に対し1人以上の児童福祉司を配置するよう定めています。しかし、児童福祉司は、大学で教育学などを学んだ方や福祉施設で実務経験がある方が就く専門職で、全国には5,000人ほどしかいらっしゃいません。ゆえに自治体間で取り合いになっている現状があります。

令和3年度実績で、人口当たり最も配置数が多いのは島根県で、人口1万7,661人に対して1人、次いで神奈川県、福井県の順で、トップから最下位の自治体では、実に倍以上の配置の差が生じています。

そこでまず、本県の児童虐待に関する相談件数の推移、そして主なその要因について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 令和3年度の本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は1,843件であり、前年度の1,883件とほぼ同水準で高止まりしている状況にあります。

その主な要因としましては、全国における児童虐待死亡事件の報道等が増えたことで、県民の虐待への意識が高まったことや、児童相談所への無料直通ダイヤル「189（いちはやく）」のCMなどで相談窓口の周知が進んだこと、また、警察や学校などの関係機関等による通告の徹底が図られたことなどが考えられます。

○図師博規議員 相談件数は高い水準で推移していることが分かりました。

では、児童福祉司の今の県の配置状況、また養成状況について、再度、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 児童相談所の児童福祉司につきましては、国が平成30年度に策定しました、児童虐待防止対策体制総合強

化プランの配置基準に基づき、令和4年度は、令和3年度から8名増の63名を配置しております。人口当たりの配置数では、令和3年度の約1万9,000人に1人から、令和4年度は約1万7,000人に1人となっております。

児童福祉司の配置に当たりましては、社会福祉職や心理職を充てているほか、これら専門資格を持った職員のみで基準を充足することは困難でありますことから、一般行政職に必要な専門講習を公費負担により受講させまして、児童福祉司の資格を取得させる対応を行っております。

○図師博規議員 すばらしいです。令和4年度の数字は、令和3年度になりますが全国トップの島根県の数字と大差なく、今、人口1万7,000人程度での児童福祉司の配置ができているというのは、もう我が県の配置レベルは全国トップレベルにあると言っても過言ではないと思われれます。

それでは次に、その児童福祉司等の働きにより保護された子供たちの受入先の状況について伺っていきます。

国は、新しい社会的養育ビジョンにおいて、令和6年度までを集中取組期間と位置づけ、都道府県に、施設地域分散化や里親委託の加速化プランを毎年提出することを求めています。

これは、現在の3歳未満についてはおおむね5年以内に、それ以外の未就学児については、おおむね7年以内に里親委託率を75%以上にする。そして、学童期以降の子供たちは、おおむね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現とするとした、当初の計画以上に加速化することが求められているのです。

私には、この数字は現場の苦悩を知らない官僚の方々が、地方に無理強いしているとしか考

えられず、確かに海外での里親委託率は高いのですが、国内の福祉の現状、子供たちが養育されている現状を全く見ていない数字にしか映りません。

そこで、本県における里親の養成状況と里親委託率の推移を、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 里親登録数は増加傾向にありまして、令和3年度は138世帯となっております。

一方、令和3年度に虐待等で社会的な養護を必要とする児童431人のうち、里親やファミリーホームに委託された児童は46人となっております。里親等委託率は10.7%となっております。

県では、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」を策定し、令和6年度に里親等委託率を27.3%とする目標を掲げているところでありますが、里親委託は進んでいない状況にあります。

その要因としましては、実の親の同意が得られにくいことや、虐待等の複雑な問題を抱えている子供と里親とのマッチングは慎重に進める必要があることに加え、本県では、他県と比べ児童養護施設での養育環境が充実していることも大きな要因として考えられます。

○図師博規議員 すばらしいと思います。国が押しつける75%だ50%だを委託する、里親に預けなさいという数字は、全く現実的ではないんです。

今、部長がおっしゃったように、本県は児童養護施設における養育環境もすばらしいものがあります。否定されるものではありませんし、県は現実的な目標の設定をされていると、私は評価いたします。

続きまして、里親養成に関してですが、県は

その里親養成をすること、その実践をNPO法人に委託されています。

里親養成の取組について、具体的にはどのようなプログラムなのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 里親には、社会的養護の担い手として、様々な事情で自分の家庭で生活できない子供たちを、愛情を持って温かい家庭の中で養育することが求められます。

このため、里親に登録されるには、制度を正しく理解するとともに、子供の年齢、性別、特徴など様々なケースに対応できるよう、養育力を高めるための研修を受講する必要があります。県では、子供の権利擁護や発達心理学等に関する講義のほか、養育技術に関する実習など、計6日間程度の研修を実施しております。

また、登録後は5年ごとの更新研修が義務づけられておりますが、これに加えて今年度からは、全ての里親を対象にしたスキルアップ研修を県内3か所の児童相談所で毎年開催することで、里親家庭での円滑な養育が実現できるよう支援しているところであります。

○図師博規議員 さらなる拡充を期待しております。

それでは次に、里親委託後に生じるひずみについて伺います。

読売新聞の調査によりますと、里親委託後に、里親と子供の関係悪化が原因で委託解除される、いわゆる「里親不調」が増加しており、2019年から2020年に里親不調として委託解除された子供たちは、全体の20%にも上ると報告されています。

生みの親からの虐待などで関係が築けず、心に傷を負った子供たちが、育ての親となる里親

とも関係が築けないことになった場合、その心の傷の深さは計り知れません。

だからこそ、里親育成と委託時における細心の配慮は何をおいても不可欠で、単に年次を決めてその数字だけ、委託率を上げることだけを達成すればよいものでは決してないのです。

そこで、本県における里親不調がどれほどあるのか、また里親委託解除となった経緯の主なものを、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 里親と子供の関係悪化など、不調が原因で委託を解除した割合につきましては、件数が少なく、個人が特定される可能性もありますことから、公表しておりませんが、解除に至った経緯としましては、子供の特性や病気に対応できなかったケースや、里親によるネグレクトが発覚したケースなどがあります。

家庭的環境の中で愛着形成が必要な子供にとって、里親制度は欠かせないものであり、不調に至らないよう、県としましては、引き続き、里親研修の充実に取り組むとともに、里親家庭への定期訪問や子供への個別面談を通じたフォローアップに取り組み、安心して里親家庭で養育できる環境づくりを積極的に進めてまいります。

○図師博規議員 本県におきましては、里親不調の件数は少ないというものの、答弁にありました里親のネグレクトがあるということに、非常に驚きを隠せないところであります。

それでは次に、ひきこもり支援について伺ってまいります。

県は、精神保健福祉センター内に「ひきこもり地域支援センター」を開設し、ひきこもり世帯の相談と具体的支援に当たられています。

まず、最近のひきこもり地域支援センターの

対応件数と、その支援対象の主な状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） まず、ひきこもり地域支援センターにおける対応件数の推移につきましては、延べ件数で、令和元年度が1,135件、令和2年度が1,363件、令和3年度が1,606件と増加しております。

次に、支援対象者の状況につきましては、令和3年度に支援を行った148名の内訳を見ますと、年代別では、20代が約4割を占め最も多く、次いで30代、40代の順となっております。居住地につきましては、宮崎市が約5割を占め最も多く、次いで都城市、日南市の順となっております。また、性別につきましては、男性の方が多く、約8割を占めております。

○凶師博規議員 年代では20代が4割、そして性別では男性が8割という報告でありました。

ここに、ひきこもり地域支援センターに寄せられた県民の方の声があります。

「ひきこもり状態で、精神疾患の疑いがある身内の相談をしたところ、治療を優先するためセンターの支援対象外と言われた」ということです。「ひきこもりの原因は何らかの精神的要因を併せ持っているケースが多いはずで、疑いも含めて精神疾患の人は支援対象外というのは、支援センターの役割を果たしていないのではないか」という旨の内容です。私も全く同感です。

この意見に対し、ひきこもり地域支援センターからの回答は、「精神疾患で医療機関に通院中の方は、治療を優先していただいております。センターは、病院やクリニックのように、お薬を処方するなどの治療はできないので、具体的支援の対象外となります。何らかの精神疾患がベースのひきこもり状態だと考えられる場

合は、医療機関を勧めています」とのことでした。

ひきこもりの方は、その状態になるまで過度のストレスや不安を抱えられ、精神的に病んでいらっしゃると思うことは当然のことで、病んでいる状態だから支援の対象外とすることは、センターの存在意義が小さいものになってしまうのではないかと考えます。

では実際に、精神疾患がベースのひきこもり状態だと考えられる方を支援の対象外としてきた実態がどれほどあるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ひきこもりに至った経緯は様々であるため、ひきこもり地域支援センターにおきましては、まずは相談者からのお話をしっかりと聞き出した上で、当事者の状況に応じた適切な支援を行うよう努めているところであります。

精神疾患のある方や疑いのある方からの相談につきましては、コーディネーターが、ひきこもりの状況の改善のためには、まずは治療が優先されると判断した場合や、判断が難しい場合には、センターの精神科医からの助言に基づき、医療機関の受診をお勧めするケースもございます。

今後とも、相談者の声にしっかりと耳を傾け、抱えておられる不安や悩みを少しでも軽減できるよう、より一層丁寧な対応に努めてまいります。

○凶師博規議員 利用者の方は、電話で1回相談を受けてもらうだけでは、支援を受けたとは思っていないんです。そこから医療機関を紹介するというところまでつなげていただきたい。

現在、精神科の初診の予約は大変取りにくくて、どの医療機関も大体2～3か月待ちの状態

です。家族が受診予約できたとしても、診察や治療を待つ間に、さらにひきこもりの状態が悪化することは明らかです。百歩譲って、このひきこもり地域支援センターが、相談された方に精神疾患の疑いがあり、センターとして具体的な支援ができないとしても、せめて医療機関の紹介、もしくは県病院の精神医療センターへつなげるぐらいのサービスまではあっていいかと思いますが、福祉保健部長、お考えはいかがでしょうか。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ひきこもり地域支援センターでは、より専門的な支援を行うため、各分野の専門家で構成する多職種連携チームを設置しており、必要に応じて、精神科医による医学的観点からの助言も受けながら、支援を行っているところであります。

また、御本人の希望に応じて、予約状況を確認した上で医療機関の情報を提供するほか、御自身での病状の説明に不安のある方などにつきましては、受診先の医療機関に対し、事前に御本人に代わって説明を行うなど、必要な医療につなげるための取組を行っているところであります。

○凶師博規議員 もちろんケース・バイ・ケースの対応になるので、今のような、医療機関にセンター長から事前に症状の説明をしていただくということは、非常にきめ細やかでよろしいかと思えます。

それでは、年間1,600件以上ある相談件数のうち、ひきこもり状態が改善された件数は何件あるのでしょうか。その改善内容も含めて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 昨年度、ひきこもり地域支援センターが相談を受けた、ひきこもりの方の実人数は148人です。この

うち、支援が終了した方は合計18人です。

その内訳としましては、一般企業へ就労された方が9人、また、生活保護受給を開始したことで福祉事務所や地域での支援機関につながった方が3人、医療機関への定期的な通院につなげることができた方が2人、その他、本人や御家族の意向により支援を終えられた方が4人となっております。

○凶師博規議員 実人数148名のうち、9名の方が就労までつながった。すばらしいことだと思いますが、まだまだ救い切れていない、状態改善ができていない方がいらっしゃいます。

ひきこもり地域支援センターには、臨床心理士が1名常勤、会計年度任用職員で精神保健福祉士、保健師、看護師ら5人が勤務されています。そして、ひきこもり地域支援センターのセンター長は、精神保健福祉センター長と兼務でございます。

何が言いたいのか、慢性的な人材不足です。やはりこの1,600件を超える相談を5人、6人で対応して結果を出しなさいというのは、本当に無理な話だと私は思います。現場の方々が必死で支援に当たっているという状況も、よくよく知っております。

ひきこもり支援は、当事者及び御家族と信頼関係を築くために、膨大な時間と労力が必要となります。ひきこもり地域支援センターには、電話対応だけの相談機関ではなく、具体的支援をより多く実践し、成果を出してほしいのです。

では次に、そのセンター機能を補完するであろう、県が独自に取り組むひきこもりサポーター養成事業について伺います。

昨年度から養成が始まった、このひきこもり

サポーターですが、その養成内容と活動実績について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では、ひきこもりの方や御家族を孤立させない地域社会づくりを進めるため、昨年度から、ひきこもりサポーター養成研修を開始したところであります。

この研修には、民生委員・児童委員をはじめ、ひきこもりに関心のある方々に参加いただき、本県の現状や支援のポイントなどを学んでいただくとともに、ひきこもり経験者からの講演もお聞きいただき、77名の方々にサポーターとして登録いただきました。

具体的な活動は今年度からスタートしており、サポーターの方には、市町村が設置した、ひきこもりの方のための居場所における見守り活動や、家族会の活動に御協力いただいております。

今年度も同様の研修を予定しておりまして、この取組を通して、身近な地域でのサポート体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 ひきこもりサポーターの方々には、まだスタートされたばかりではありますが、今後さらに専門性を高めていただき、ひきこもり世帯への定期訪問や、ひきこもり地域支援センターとの連携活動をするなり、ひきこもり世帯に寄り添う活動が展開されることを期待しております。

では次に、不登校生の支援について伺ってまいります。

本県の小・中・高校の不登校生は増加傾向で、これに高等学校の中途退学者を合わせると、毎年多くの児童生徒が学校での居場所をなくしています。

国もようやく教育機会確保法の中で教育の多様性を認め、フリースクールや夜間中学、そして不登校特例校などの整備も推奨を始めました。

今回は、県教育委員会が直接対応すべき高等学校の不登校について伺います。

まず、高等学校における不登校生徒及び退学者の現状とその理由について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の県立高校における、年間の欠席日数が30日以上、いわゆる不登校とされる生徒の数は、国の調査によりますと、平成30年度304人、令和元年度243人、令和2年度249人となっております。その理由といたしましては、様々な要因が複合しておりますが、無気力・不安が多くを占めております。なお、令和2年度の不登校の生徒249人のうち、90日以上欠席している者は35人となっております。

次に、中途退学の現状であります。同じく国の調査によりますと、平成30年度332人、令和元年度203人、令和2年度204人となっております。その理由は、やはり様々でありまして、学校生活・学業への不適応や進路変更が多くを占めているところであります。

○図師博規議員 今の教育長の御答弁は、あくまでも県立の高等学校の数字でありまして、私立学校を加えますと、この数字にさらに3桁の数が乗ってきます。

先日、文教警察企業常任委員会で、宮崎市が実施しております子どもの居場所づくり事業、通称「コラッジョ」というところを視察してまいりました。これは多分、県教育委員会の方々も視察に行かれたと聞いております。

このコラッジョは、教員のOBが5名とボラ

ンティアの大学生らで、常時その方々のうち3名がその場所にはいらっしやって、学習支援・学習指導を中心とした不登校の支援、居場所づくりの活動を実践しておられます。

ここに、高校生も毎年20数名が登録し、通学しているとの説明を受けてきたところです。県は、ここにどのような高校生の方々が通われているのか、状況を把握しておられるのでしょうか。教育長、いかがでしょうか。

○教育長（黒木淳一郎君） 本施設は、生活保護受給世帯や生活困窮世帯等の中学・高校生等を対象に、学校や家庭以外の居場所を提供し、学習支援や進路相談を行うことで、高校進学及び高校の中途退学を防止することを目的とし、宮崎市において設置された施設であります。

現在、コラッジョを利用している高校生は25人でありまして、中には私立学校の生徒もおります。これらの生徒のほとんどが定時制や通信制課程に在籍しており、いずれも不登校の状況にはなく、日々の学習の補助や居場所として利用していると聞いております。

○凶師博規議員 現在、このコラッジョを利用する高校生は、定時制や通信制高校に通いながら、学力向上のために利用している生徒であって、不登校生の利用はないとの答弁でしたが、では、なぜ不登校生の利用がないのか、その理由はどこにあるのか。

それは、ここに通学する中学生は、在籍学校の登校扱いになるにもかかわらず、高校生は登校扱いにならないということが挙げられます。

平成31年度から、不登校状態にある中学生がコラッジョでの指導を受ける場合も、指導要領上の出席扱いとすることとなり、コラッジョへの登校状況は、毎月出席カードで在籍する中学校に報告されています。

「学習指導体制が整っているにもかかわらず、なぜ高校生は登校扱いにならないのか」とコラッジョの統括責任者に聞いたところ、「それは県教育委員会が認可しないからです」という返事をいただいたところです。

では、なぜ登校扱いになっていないのか、どうすれば、このコラッジョに通う、もしくはこれからコラッジョ以外にもフリースクールをさらに充実させようというところが県内にたくさんあります。そういうところに通う高校生が出席扱いになるには、どういう取組が必要なんでしょうか、教育長いかがでしょうか。

○教育長（黒木淳一郎君） 文部科学省の通知によりますと、高校生がフリースクールに通った場合、出席扱いとすることができる要件としまして、保護者と学校間、さらには県教育委員会との十分な連携・協力関係などが保たれていることや、不登校生徒の将来的な社会的自立を助ける上で、有効かつ適切であることなどが示されております。

しかしながら、この場合の出席扱いは、在籍校における授業への出席とは異なるものとされておりまして、進級・卒業の認定に当たっては、そもそも当該校での履修、つまり授業への出席が必要となっております。

不登校生徒への対応につきましては、現在、国において支援の在り方が検討されていることから、今後その動向を注視しつつ、研究してまいります。

○凶師博規議員 今の答弁、非常に矛盾を感じます。高校生がフリースクールに通った場合、出席扱いにできる要件はあるものの、それは進級・卒業につながらない。これは矛盾を感じませんか、教育長。今の答弁、私はもう本当に全然納得できません。

じゃあ、フリースクールに通ったときに、出席扱いになるものの、それが進級につながらない、ましてや卒業にもつながらないということは、そこに通いつつ、遅かれ早かれいずれ退学しなさいと言っているのと同じじゃないですか。

出席扱いにするんだったら進級も、そしてそこで試験も受けられる、そういうような体制整備が必要で、もちろん国の方針を待つというのにも必要かもしれませんが、私は県独自、宮崎モデルで、不登校の子供たちも、退学した子供たちも救う場所づくりというのをぜひ展開していただきたいと切に要望いたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。(拍手)

○中野一則議長 以上で一般質問は終わりました。

○中野一則議長 次に、今回提案されました議案第1号から第23号までの各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第17号から第23号まで採決

○中野一則議長 まず、人事委員会委員及び土地利用審査会委員の選任または任命の同意についての議案第17号から第23号までの各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第17号から第23号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第16号まで及び請願
委員会付託

○中野一則議長 次に、議案第1号から第16号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日14日から21日までは、常任委員会、特別委員会などのため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、22日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時54分散会

9月22日（木）

令和 4 年 9 月 22 日 (木 曜 日)

午前10時1分開議

出席議員 (37名)

- 2番 坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
- 3番 来住一人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 4番 山内佳菜子 (県民連合宮崎)
- 5番 武田浩一 (宮崎県議会自由民主党)
- 6番 山下寿 (同)
- 7番 窪菌辰也 (同)
- 8番 佐藤雅洋 (同)
- 9番 安田厚生 (同)
- 10番 日高利夫 (同)
- 11番 川添博 (同)
- 13番 中野一則 (同)
- 14番 冨師博規 (無所属の会 チームひまわり)
- 15番 有岡浩一 (郷中の会)
- 16番 重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 17番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 18番 岩切達哉 (県民連合宮崎)
- 19番 井本英雄 (宮崎県議会自由民主党)
- 20番 徳重忠夫 (同)
- 21番 外山衛 (同)
- 22番 山下博三 (同)
- 23番 濱砂守 (同)
- 24番 西村賢 (同)
- 25番 右松隆央 (同)
- 26番 日高博之 (同)
- 27番 井上紀代子 (県民の声)
- 28番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 29番 田口雄二 (県民連合宮崎)
- 30番 満行潤一 (同)
- 31番 太田清海 (同)
- 32番 坂口博美 (宮崎県議会自由民主党)
- 33番 日高陽一 (同)
- 34番 横田照夫 (同)
- 35番 野崎幸士 (同)
- 36番 星原透 (同)
- 37番 蓬原正三 (同)
- 38番 丸山裕次郎 (同)
- 39番 二見康之 (同)

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|-----------------|-----------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 日 隈 俊 郎 | 日 隈 俊 郎 |
| 副 知 事 | 永 山 寛 理 | 永 山 寛 理 |
| 総 合 政 策 部 長 | 松 浦 直 康 | 松 浦 直 康 |
| 政 策 調 整 監 | 吉 村 達 也 | 吉 村 達 也 |
| 総 務 部 長 | 渡 辺 善 敬 | 渡 辺 善 敬 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 横 山 直 樹 | 横 山 直 樹 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 重 黒 木 清 | 重 黒 木 清 |
| 環 境 森 林 部 長 | 河 野 讓 二 | 河 野 讓 二 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 横 山 浩 文 | 横 山 浩 文 |
| 農 政 水 産 部 長 | 久 保 昌 広 | 久 保 昌 広 |
| 県 土 整 備 部 長 | 西 田 員 敏 | 西 田 員 敏 |
| 会 計 管 理 者 | 矢 野 慶 子 | 矢 野 慶 子 |
| 企 業 局 長 | 井 手 義 哉 | 井 手 義 哉 |
| 病 院 局 長 | 吉 村 久 人 | 吉 村 久 人 |
| 財 政 課 長 | 高 妻 克 明 | 高 妻 克 明 |
| 教 育 長 | 黒 木 淳 一 郎 | 黒 木 淳 一 郎 |
| 公 安 委 員 長 | 島 津 久 友 | 島 津 久 友 |
| 警 察 本 部 長 | 山 本 将 之 彦 | 山 本 将 之 彦 |
| 代 表 監 査 委 員 | 緒 方 文 彦 | 緒 方 文 彦 |
| 人 事 委 員 長 | 佐 藤 健 司 | 佐 藤 健 司 |

事務局職員出席者

- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 渡 久 山 武 志 | 渡 久 山 武 志 |
| 事 務 局 次 長 | 坂 元 修 一 | 坂 元 修 一 |
| 議 事 課 長 | 鬼 川 真 治 | 鬼 川 真 治 |
| 政 策 調 査 課 長 | 伊 豆 雅 広 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 関 谷 幸 二 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 佐 藤 亮 子 | 佐 藤 亮 子 |
| 議 事 課 主 査 | 川 野 有 里 子 | 川 野 有 里 子 |
| 議 事 課 主 査 | 内 田 祥 太 | 内 田 祥 太 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 山 本 聡 | 山 本 聡 |

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして一言申し上げます。

今回の台風14号の豪雨等による災害で、大勢の方々が被害に遭われました。

この災害により亡くなられた方に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

◎ 議長の報告（ゼロカーボン社会づくり推進対策特別委員会副委員長互選結果）

○中野一則議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。ここで御報告申し上げます。

9月20日に開かれましたゼロカーボン社会づくり推進対策特別委員会において、外山衛議員が副委員長に互選されました。

以上、御報告いたします。

◎ 常任委員長審査結果報告

○中野一則議長 次に、議案第1号から第16号までの各号議案、請願第13号並びに継続審査中の請願第6号及び第9号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件及び新規請願1件の計8件であります。慎重に審査いたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案

・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」についてであります。

今回の補正は、コロナ禍や原油・物価高騰等からの「宮崎再生」に向けた取組に係るもの、原油価格・物価高騰等総合緊急対策の追加に係るもの、新型コロナの感染拡大「第7波」への対応に係るもの、及びその他国庫補助決定に伴う事業等に対応するもので、225億7,000万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金149億8,300万円余、繰入金23億8,500万円余、繰越金51億9,900万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,803億4,000万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で31億4,500万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は269億3,500万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で26億300万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,351億5,800万円余となります。

次に、「宮崎再生基金積立金」についてであります。

これは、長引くコロナ禍や原油価格・物価高騰からの県民生活及び経済活動の本格的な回復とさらなる活性化に向けた施策を、安定的かつ機動的に展開するためのものであります。

このことについて委員より、「県独自の基金による事業と、国の交付金による事業とではどのような違いがあるのか」との質疑があり、当

局より、「基金を創設することで、国の経済対策の決定を待つことなく機動的に、使途の制約を受けることなく事業を行うことができる」との答弁がありました。

また、別の委員より、「総額30億円の基金で、地域の活性化や経済活動の支援を十分に行うことができるのか」との質疑があり、当局より、「国の臨時交付金と合わせて相当程度対応できると考えているが、今後も状況を見て判断してまいりたい」との答弁がありました。

さらに別の委員より、「タイムリーに事業を実施できるようにスピード感を持って取り組むとともに、宮崎県の再生を目指すというメッセージを県民が実感できるように、積極的な広報にも努めていただきたい」との意見がありました。

次に、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等に必要な規定の整備を行うものであります。

このことについて委員より、「県職員の育児休業取得者数と、そのうち男性の取得者は何名か」との質疑があり、当局より、「令和3年度の知事部局の取得者は134名で、うち36名が男性であり、年々増加傾向にある」との答弁がありました。

これに対して委員より、「民間企業でも同様に取得回数の制限が緩和されているのか」との質疑があり、当局より、「民間でも同じように緩和され、取得しやすい環境が整備されている」との答弁がありました。

次に、「私学助成の拡充・強化を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました新規請願第13号に基づくものであります。

現在、教育界においては、新学習指導要領の全面実施やGIGAスクール構想といった極めて重要な取組が大きく進展しており、デジタル技術改革への対応をはじめとする教育環境の整備が急務となっております。

公教育の一翼を担う私立学校においても、国の進める教育改革に的確に対応し、質の高い教育を実現する必要があることから、国に対して、私学助成に係る国庫補助制度の一層の拡充を図るとともに、ICT環境の整備や学校施設の耐震化といった教育環境の整備をさらに充実していただくよう、強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

た。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で160億9,500万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,818億1,800万円余となります。

このうち、新規事業「コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査事業」であります。

この事業は、県内の中学2年生及びその保護者の半数に当たる約5,500組を抽出し、国が示した共通調査項目に県独自の設問を加え、生活状況に関する実態調査を実施し、必要な施策の構築及び運用を図るものです。

このことについて委員より、「複雑な設問があった場合、調査票の回収率が心配されるが、具体的にどのような設問を考えているのか」との質疑があり、当局より、「学習環境や授業の理解度等について、主に選択式で回答する形式となっている」との答弁がありました。

また別の委員より、「調査項目に県独自の設問を加えるとのことであるが、具体的にどのような設問を加えるのか」との質疑があり、当局より、「市町村や関係団体などに照会し、小遣いの有無や部活動や校外活動への保護者の参加状況に関する設問の要望があり、追加を検討している」との答弁がありました。

次に、新規事業「生活衛生営業者燃油高騰対策支援事業」についてであります。

この事業は、一般公衆浴場及び取次所以外のクリーニング所に対して、原油価格高騰による燃料費の負担軽減支援を行うことにより、事業

者の経営安定化と県民の公衆衛生の向上及び増進を図るものであります。

このことについて委員より、「一般公衆浴場以外の公衆浴場も燃油価格高騰の影響を受けているが、本事業の対象とならないのはなぜか」との質疑があり、当局より、「一般公衆浴場は、家庭に浴室がない方の生活衛生を保つため、物価統制令により価格を安く設定しており、燃油の価格が高騰しても入浴料に転嫁できないため、本事業により支援を行うものである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本事業の対象となる一般公衆浴場とクリーニング所に対して、本事業の周知をしっかりと行っていただくよう要望します。

次に、県立宮崎病院における手術支援医療機器「ダビンチ」の運用状況についてであります。

このことについて委員より、「現在、県立宮崎病院では、泌尿器科や産婦人科の手術にダビンチが使われているとのことだが、今後は、他の診療科での手術も予定しているのか」との質疑があり、当局より、「対象診療科を拡大していく予定であり、手術に関わる医師のライセンス取得や看護師のトレーニングなど、拡大に向けてしっかり取り組んでいきたい」との答弁がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、

西村賢委員長。

○西村 賢議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で3億3,400万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は582億5,200万円余となります。

このうち、新規事業「インバウンド緊急誘客促進事業」についてであります。

この事業は、新型コロナウイルスの水際対策緩和による他県空港からのインバウンド誘致を進めるため、今後の需要が期待できる韓国、台湾、香港を対象に旅行商品の造成や情報発信を行い、インバウンドを確実に取り込むことにより、地域経済の回復を図るものであります。

このことについて委員より、「本県への旅行商品を造成した海外の旅行会社に対して、送客支援を行うこととしているが、どのような条件に基づいて積算しているのか」との質疑があり、当局より、「本県に1泊以上することを条件としており、1人1泊当たり5,000円の補助を基に積算している」との答弁がありました。

国は水際対策のさらなる緩和を進めることとしておりますが、6月の受入れ再開後の外国人観光客の増加は限定的なものとなっており、本格的な需要の回復には時間を要することが予想

されます。

当委員会といたしましては、客足を早期に回復させ、宮崎空港国際定期便の再開に向けて弾みをつけるため、当事業の効果がしっかりと発揮されるよう、関係機関と連携し、海外の旅行会社に対して十分な周知を図っていただくように要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、公共土木災害復旧事業、国道265号道路災害復旧工事の期間が年度をまたがることから、その経費として4億3,200万円の債務負担を設定するものなどであります。

次に、工事請負契約の変更についてであります。

これは、工事着手時に行った現場における計測により判明した施工条件の変更などにより、防災・安全社会資本整備交付金事業、国道218号干支大橋耐震工事の請負金額が変更となるものであります。

このことについて委員より、「仮設設備については、発注者が施工方法等を指定する指定仮設と、受注者に委ねられる任意仮設があるが、その判断基準はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「基本的には仮設設備は任意仮設であるが、一般交通に供する仮設道路や仮橋など、特別に定めたものについては指定仮設としている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今回、施工方法の見直しに伴い追加となる横桁つり込み機器については、任意仮設であると考えますが、このような機器が必要となることは、当初設計の段階で想定できたのではないかと。また、基本的に任意仮設は受注者の責任で行うものであり、当初設計から変更の対象としていることには疑問が残

る」との質疑があり、当局より、「当初設計時は、クレーンによるつり込み工法を想定しており、横桁つり込み機器が必要となる想定はできなかった。指定仮設と任意仮設の取扱いについては、部内で研修会を開催するなど、より現場条件に適した選定ができるよう、職員を指導してまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 次は、環境農林水産常任委員会、武田浩一委員長。

○武田浩一議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助の決定等に伴うものであり、一般会計で7,600万円余の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は217億7,900万円余となります。

このうち、新規事業「県民生活エネルギー価格高騰対策・脱炭素化支援事業」についてであります。

これは、個人住宅への省エネ設備の導入などを支援することにより、エネルギー自給率の高い住環境の整備を促進するものであります。

このことについて委員より、「脱炭素化に向けて事業の効果を出していくためには、単年度ではなく、一定の期間の取組が必要ではないか」との質疑があり、当局より、「現在、国に対して事業計画を申請しており、承認されれば、令和8年度までの5年間、交付金の対象となるので、次年度以降も取組を継続していきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、新規事業「食品ロス削減・未利用食品活用支援事業」についてであります。

これは、設立間もないフードバンク活動団体を支援することにより、団体の運営基盤を強化し、未利用食品の取扱量を増やすことで、食品ロスの削減を図るものであります。

このことについて委員より、「食品ロス削減の取組を進めるためには、フードバンクの活動が大変有効であることから、団体への支援については、ぜひ継続して行っていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、主に国庫補助の決定等に伴うものであり、一般会計で3億1,500万円余の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は461億7,400万円余となります。

このうち、新規事業「肥料価格高騰対策支援事業」についてであります。

これは、既に国が行っている肥料のコスト増加分に対する補助事業に、県が上乗せで支援を行うことにより、農家経営のさらなる安定と農業生産の維持を図るものであります。

このことについて委員より、「既に秋に向けて肥料を購入している農家もあると思うが、これは事業の対象となるのか」との質疑があり、当局より、「今回は、6月から10月までの5か月間に購入した秋肥分に対し支援することとしている」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「JAだけでなく、量販店でも肥料が販売されていることから、事業効果が行き渡るように、制度の周知徹底に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、全国和牛能力共進会の第1区への出品取りやめについてであります。

これは、出品を予定していた県有種雄牛において、出品条件であるワクチンの接種が行われていなかったことが判明したことにより、出品を取りやめたものであります。

このことについて複数の委員より、今回の事態に至った経緯や原因の究明、再発防止の取組について質疑がありました。

当委員会といたしましては、二度とこのようなことが起こらないよう、チェック体制の見直しをはじめとする再発防止策の構築について、総力を挙げて取り組んでいただくよう強く要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規程により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 次は、文教警察企業常任委員会、河野哲也委員長。

○河野哲也議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査いたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案についてはいずれも全会一致により、請願第6号については賛成多数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和4年度全国中学校体育大会及び全国高等学校総合体育大会の結果についてであります。

このことについて委員より、「中学校、高校ともに、説明のあった平成30年度からの成績はほぼ横ばいのように感じる。令和9年度の国民スポーツ大会での天皇杯獲得に向けて、どのようにして競技力の向上を図るのか」との質疑があり、当局より、「今回の高等学校の大会では、強化指定校が活躍していることから、強化指定校での取組を継続して行うとともに、県スポーツ協会やスポーツ少年団等と連携し、有望なジュニア選手を選抜し育成することとしている。また、各競技団体での選手強化システムがしっかり構築できるよう指導助言を行いながら、県全体の競技力向上を図っていきたい」との答弁がありました。

次に、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についてであります。

このことに関連して委員より、「暴力団を弱体化させるためには、暴力団からの離脱希望者の社会復帰支援が重要と考えるが、どのような支援を行っているのか」との質疑があり、当局より、「県暴力追放センターにおいて、暴力団離脱者の就労の受皿を確保するため、雇用していただける受入れ企業を募るとともに、企業が

暴力団離脱者を継続雇用した場合の給付金制度を設けている。また、警察本部や職業安定所、保護観察所等で構成し、当センターが事務局の県暴力団離脱者社会復帰対策協議会では、暴力団からの離脱支援や離脱後の就労に関する相談支援等を行っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、暴力団のいない安心・安全な宮崎県を目指して、暴力団排除に係る取組をより一層推進していただくよう要望します。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] (拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

討論に先立ちまして、このたびの台風14号で無念にもお亡くなりになった方々に、心からの

お悔やみを申し上げます。そしてまた、様々な被害に遭われた皆様方に、心からのお見舞いを申し上げ、一日も早い復興・復旧に向けて、私どもも全力を尽くす決意を表明するものでございます。

それでは、今議会に提出されました議案第16号「宮崎県総合計画の変更について」に、反対の立場から討論をいたします。

県政運営の展望を示す総合計画は、当然必要なものであります。この間の宮崎県総合計画は、平成23年(2011年)に、令和12年(2030年)を見据えた「長期ビジョン」として、アクションプランとともに改定・策定され、令和元年6月にも「長期ビジョン」を改定、新たな「アクションプラン」が策定されました。

今回、20年後の令和22年(2040年)を展望した、県民が安心と希望を持って暮らし続けることのできる「ありたい未来社会」を提示するとした、新しい長期ビジョンが示されました。

また、「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、長期ビジョンとともにアクションプランにも位置づけることが明確に示されています。

しかし、この「県・創生総合戦略」は、2014年12月に閣議決定された国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づくもので、所得をはじめとするあらゆる分野での格差拡大の解消等を図り地方を活性化させるとした、この「地方創生」は、国民に多大な負担を強いる今の国の施策の中では、効果も見えず先も見えないのが現状です。

現在抱える様々な課題、人口減少、気候危機、医療・介護、子育て、教育、人権、エネルギー、農林漁業、デジタル化に伴う個人情報問題、見えにくい子供の貧困等々、心痛む課題が

山積です。

今回の「長期ビジョン」でも、宮崎県の現状、将来に向けた課題が述べられておりますが、もっと現状も課題も深くつかむことが必要だと思います。

例えば、気候危機打開の対策は、この10年が待ったなしと言われております。それは誰しもが実感していることではないでしょうか。国の施策を当てにして待つことなしに、エネルギー対策と併せて県が率先して取り組み、国を動かすぐらいの積極的かつ明確な方向が必要です。

これは、「長期ビジョン」でうたう、「安全・安心で心豊かに暮らしを楽しめる社会」を担保することにもつながるものです。

さらに言えば、国の施策によって地方政治に大きく影響が及び、県民の安全・安心な暮らしが脅かされる、また、危惧されるという点においては、経済、医療、福祉、社会保障関連はもちろんのこと、外交・防衛は国の専管事項だとして明確な対応を避けてきた点でも、国に対して物を言う、意見を上げる、この姿勢を明確にすることが必要ではないでしょうか。

「長期ビジョン」の重要な柱は、県民の生存権を守ること。憲法の精神が生きる県政、地方自治にすることです。そのための即効性のあるアクションプランを策定するために、あくまでも「県民を守る、地域を守る、守り抜く」とする県の独自性が県民に伝わる計画にすることが、重要かつ必要であると思います。これこそ「県民共有の指針」となるのではないのでしょうか。

「ありがたい未来社会」が様々述べられておりますが、それを実現するに至る道筋をもっと示し、県民が期待を持てるものにすることが必要です。しかし残念ながら、それらは見えてきま

せん。真に展望が持てるように充実させることを強く求めて、討論いたします。以上です。

(拍手) [降壇]

○中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第16号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第16号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第15号まで採決

○中野一則議長 次に、議案第1号から第15号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第13号採決

○中野一則議長 次に、請願第13号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

令和4年9月22日(木)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第6号及び第9号について、一括お諮りいたします。

両請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和4年9月22日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 議会運営委員長 濱砂 守
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

地方の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書

議員発議案第2号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

議員発議案第3号

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

令和4年9月22日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 総務政策常任委員長 日高 博之
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第4号

私学助成の拡充・強化を求める意見書

令和4年9月22日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 宮崎県議会議員 星原 透

丸山裕次郎

外山 衛

西村 賢

日高 博之

田口 雄二

窪蘭 辰也

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第5号まで 追加上程

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。私は、日本共産党を代表して、議員

発議案第5号「台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書」について、反対の立場から討論をいたします。

意見書の内容については、意見書の表題のとおりであります。我が党が同意できないのは、参加を支援する相手が台湾であるということではありません。CPTPPそのものに異議を持つものであります。

環太平洋連携協定（TPP）は、12か国合計の国内総生産（GDP）の85%以上を占める6か国以上の批准で発効することになっておりましたが、約60%を占めるアメリカが離脱し、他の11か国では85%に満たないため発効しなかったものであります。

TPPは発効しなかったのですが、TPPの中身を実施するものとして11か国が合意したのがCPTPP、別名TPP11であります。

TPP11は、前文と7条から成り、附属書がついております。第1条は、TPP11がTPPを組み込んでいることを確認しており、ごく一部を除きTPPを丸抱えにしております。TPP11は、形式は独自の協定であります。実質はTPPの化身であります。

第2条は、TPPの一部の条項を凍結すると定めておりますが、それはアメリカの離脱を受け、アメリカが押し込んだ項目への不満が噴出したからであります。しかし、関税の削減・撤廃や輸入特別枠の設定など、市場開放に関する取決めに変化はありません。

TPP11に化身したTPPは、国境を越えて利益を追求する多国籍大企業の野望そのものであります。国内の、農業をはじめ地場産業、地

域経済に打撃を与え、各国間と各国内で格差と貧困を助長いたします。国民の利益や国家の経済主権を内外の多国籍大企業に売り渡すものがあります。こうした重大な問題点を含むTPP11に同意できないものであります。

以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第5号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第5号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第1号から第4号まで採決

○中野一則議長 次に、議員発議案第1号から第4号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○中野一則議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付

のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 議案第24号から第28号まで上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第24号から第28号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 議案の御説明に先立ち、まず、今回の台風第14号による災害において、不幸にも亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様にご挨拶を申し上げます。また、多くの負傷者に加え、浸水や停電、断水、道路の寸断、集落の孤立等の被害が多数報告されており、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今回の台風につきましては、災害が発生するおそれのある段階から全市町村に災害救助法を適用するなど、県としても早期の対応に努めてまいりましたが、過去に経験のない猛烈な風雨により、土砂崩れや道路の崩壊等が発生し、本県に甚大な被害をもたらしました。

私は被害の発生直後から、防災救急ヘリコプターで県内各地の被害状況を上空から確認するとともに、農業施設が被害を受けた農家や家畜市場を視察し意見交換を行い、さらには市町村

長とのウェブ会議により被害状況や要望などを確認してきたところであります。

今回の台風による被害は、広範囲かつ多岐にわたっております。引き続き、被害の全容把握を急ぐとともに、被災された方々の苦悩や将来への不安、要望などをしっかり受け止め、国や市町村、関係機関と連携しながら、被災した施設の災害復旧を迅速に進めるなど、まずは早期の復旧に向けて万全を期してまいります。

それでは次に、3点御報告を申し上げます。

1点目は、来月、鹿児島県で開催されます全国和牛能力共進会の第1区への出品取りやめについてであります。

第1区の代表牛でありました「守浩桜」が、出品に必要なワクチンのうち1種類を未接種であったことが判明いたしました。「守浩桜」は、県家畜改良事業団が管理する県有種雄牛であります。全共に向けた取組全体を指導する立場にありながら、出品に当たってのチェック体制が不十分で、このような事態となったことを深く反省しております。

この5年間、再び日本一となることを目指し、精魂込めて取り組んでこられた畜産農家や関係者の皆様に対し、また、全共での宮崎牛の活躍に大きな期待を寄せていただいている県民の皆様に対し、心よりおわびを申し上げます。

先日、この「守浩桜」を生産された農家の方にお会いし、私から直接おわびを申し上げます。この方は、背中に「守浩桜」と刺しゅうされた特注のポロシャツを着てこられました。本番に向けた期待、そして意気込みがいかばかりであったかということが伝わり、改めて申し訳ないという思いを強くしたところであります。

今後、再発防止対策を徹底するとともに、今回の事態を教訓として、改めて本番に向けた準備に万全を尽くし、より一層「チーム宮崎」の結束力を高め、4大会連続の内閣総理大臣賞受賞及び各部門での好成績を目指してまいります。

2点目は、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況についてであります。

8月11日より発令しておりました県独自の警報として最高レベルの「医療非常事態宣言」については、昨日をもって終了し、本日からは1つレベルを下げた「医療緊急警報」に移行いたしました。県民の皆様の御協力により、新規感染者の減少傾向が続き、病床使用率も低下するなど、医療提供体制への負荷も一定程度軽減されていることから、専門家や市町村の意見も踏まえ決定したものであります。

県としましては、引き続き、医療提供体制の強化や保健所機能の維持、ワクチン接種の一層の進捗等を図りながら、感染再拡大の防止に努めてまいります。あわせまして、社会経済活動の早期回復に向けて全力で取り組んでまいりますので、県議会をはじめとする県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

3点目は、2023年G7農業大臣会合についてであります。

去る9月16日、来年日本で開催されるG7広島サミットの関係閣僚会合のうち、農業大臣会合の本県開催が決定されました。

本県にとりまして、閣僚会合の開催は、2000年九州・沖縄サミットの外務大臣会合に続き2回目となります。

県としましては、昨年12月に宮崎市とともに誘致を表明して以降、政府に対し重ねて要望活動を実施してきたところであり、5月18日には中野議長とともに外務省に要望を行いました。

今回の決定は、本県のMICE環境はもとより、我が国の農林水産業をリードしてきた食料供給県としての取組が高く評価された結果と受け止めており、大変うれしく思っております。県選出国會議員をはじめ御尽力をいただいた関係の皆様にも、深く感謝申し上げます。

今回のG7宮崎農業大臣会合は、世界的に食料安全保障への関心が高まる中、これまで以上に重要な位置づけの会合になることが期待されており、農業を基幹産業とする本県にとりまして、極めて意義深いものと考えております。また、コロナ禍や原油高・物価高で経済や暮らしに大きな影響を受ける中、大規模な国際会議の開催を通じた経済効果や国内外に向けた本県の魅力の発信など、宮崎再生に向けて弾みがつくものと期待しているところであります。

開催日程など、詳細はこれから決まっていくこととなりますが、今後とも、宮崎市や関係団体と一体となって、会合の成功に向けしっかり準備を進めてまいります。

それでは、議案の概要について御説明いたします。

初めに、議案第24号「令和3年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは、令和3年度の一般会計と15の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入7,298億2,673万7,000円、歳出7,169億9,000万5,000円となっており、令和4年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は51億9,977万1,000円となっております。

令和3年度の財政運営につきましては、新型コロナウイルス対策として、医療提供体制の確保や県民

生活を維持するための対策など、国の交付金等を活用しながら機動的に対応したところでありますが、今後も新型コロナ対策に加え、原油価格・物価高騰の影響が続くものと見込まれます。

また、年々増加する社会保障関係費に加えまして、国土強靱化対策をはじめとする防災・減災対策や公共施設等の老朽化対策、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に係る経費等に多額の財政負担が見込まれております。

このような財政状況におきましても、人口減少問題や地域経済の活性化など本県の抱える課題に的確に対応しつつ、将来を見据えた施策を積極的に推進していくためには、引き続き、財政健全化に不断に取り組み、健全な財政運営を行っていく必要があると考えております。

次に、議案第25号から第28号までは、令和3年度の電気事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計及び県立病院事業会計の決算につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものなどであります。

このほか、報告が4件ございますが、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、また、令和3年度宮崎県公営企業会計継続費精算報告書3件につきまして、地方公営企業法施行令の規定に基づき、それぞれ議会に御報告するものであります。

以上、追加提案しました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日9月23日から27日までは、議案調査等の

令和4年9月22日(木)

ため本会議を休会いたします。

次の本会議は、9月28日午前10時から、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時57分散会

9月28日（水）

令和 4 年 9 月 28 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)

2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
11番	川添博	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	冨師博規	(無所属の会 チームひびか)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	徳重忠夫	(同)
21番	外山衛	(同)
22番	山下博三	(同)
23番	濱砂守	(同)
24番	西村賢	(同)
25番	右松隆央	(同)
26番	日高博之	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	日高陽一	(同)
34番	横田照夫	(同)
35番	野崎幸士	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	二見康之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野讓二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	山本将之
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	日高幹夫

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	山本聡

◎ 決算議案に対する質疑

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

まず、議案第24号から第28号までの各号議案を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑に入りますが、質疑についての発言時間は1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議案第24号「令和3年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」の質疑を行わせていただきます。自席から行います。よろしく願いいたします。

まず、財政運営についてです。歳出について伺います。

翌年度への繰越額が883億1,100万円余に及んでいます。農林水産業費、教育費の繰越額について、それぞれの全体額及びその主なものと理由をお聞かせください。

○農政水産部長（久保昌弘君） 農林水産業費の繰越額は、全体で235億9,269万円余となっております。

その主なものは、公共土地改良事業や畜産競争力強化整備事業などで、関係機関との調整等に日時を要したことや、事業主体において事業が繰越しとなったことなどによるものであります。

○教育長（黒木淳一郎君） 教育費の翌年度繰

越額は24億4,849万円余であります。その主なものは、宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業であります。

繰越しとなった理由であります。国の交付決定により、工期が不足したことによるものであります。

○前屋敷恵美議員 次に、不用額について伺います。

各部署での不用額が、総額245億9,800万円余に及んでいます。

農林水産業費、教育費の不用額について、それぞれの全体額及びその主なものと理由をお聞かせください。

○農政水産部長（久保昌弘君） 農林水産業費の不用額は、全体で22億9,408万円余となっております。

その主なものは、強い産地づくり対策事業や産地パワーアップ計画支援事業における事業主体での入札等による事業費の減や、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の危機事象に対応する予算について、当該疾病の発生がなかったことなどにより不用となったものであります。

○教育長（黒木淳一郎君） 教育費の不用額は7億4,306万円余であります。その主なものは、職員の人件費において、職員手当等や給料などの実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では次に、特別会計について伺いたいと思います。

宮崎県育英資金の令和3年度における貸付金は、4億4,800万円余と前年度を下回っております。

貸与人数について、高校生、大学生それぞれについてお聞かせください。また、収入未済額

が4億9,700万円余となっています。その主な要因と、この状況をどう分析しておられるのかも伺いたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和3年度における貸与人数は1,401人で、内訳は、高校生等が1,300人、大学生等が101人となっております。前年度と比較しますと314人の減少で、内訳は、高校生等が301人減、大学生等が13人減となっております。

一方、収入未済の要因につきましては、様々な事情があり一概には申し上げられませんが、返還意識が低いと思われる事例が多く見られます。また、定職に就かないなどの理由により、収入が安定しない場合なども見受けられます。

○前屋敷恵美議員 では次に、各種施策・事業について伺います。

まず、令和3年4月1日時点における、知事部局等の職員数及び前年度比増減数についてお聞かせください。

また、同日時点での知事部局での会計年度任用職員数についても伺いたいと思います。

○総務部長（渡辺善敬君） 知事部局等における職員数につきましては、令和3年4月1日現在で3,791人となっております、前年度同期比で7人の減少となっております。

また、知事部局における会計年度任用職員数は、令和3年4月1日現在で1,312人となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では次に、環境・エネルギー関連で伺いたいと思います。

再生可能エネルギー総出力電力が260万115キロワットと示されております。その内訳、そして、それぞれの年度比増減をお聞かせください。

○環境森林部長（河野譲二君） 令和2年度の再生可能エネルギーの総出力電力の内訳としましては、令和元年度との比較で、太陽光発電が約23万キロワット増加し約143万キロワット、水力発電が約2,000キロワット増加し約101万キロワット、バイオマス発電は約9万キロワットでほぼ増減はなく、風力発電が約6万キロワット増加し約8万キロワットとなっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、農業関連で伺いたいと思います。

農業の担い手について伺います。直近の新規就農者の数と、そのうち親元就農者数及び法人の数についても伺いたいと思います。

○農政水産部長（久保昌弘君） 令和3年の新規就農者数は405人で、うち親元就農者数は95人となっております。

また、農業法人数は、令和4年1月1日時点で886法人となっております。

○前屋敷恵美議員 続いて、担い手についてです。「みやざき次世代農業経営者育成強化事業」についてですが、この資金交付、及び「みやざき農水産業人材投資事業」での農業者への資金交付について、その内容と交付者数を願います。

○農政水産部長（久保昌弘君） 「みやざき次世代農業経営者育成強化事業」では、国の事業を活用し、就農準備段階及び農業経営開始に必要な資金を交付しており、令和3年度の交付者数は、準備型61人、経営開始型246人となっております。

また、国の事業対象とならない親元就農者を支援するため、令和元年度に、県独自の「みやざき農水産業人材投資事業」を創設し、早期の経営安定に必要な資金を、市町村と連携して交付しており、令和3年度の交付者数は57人と

なっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では次に、青果物価格安定対策事業の内容と、この事業に参加しておられる申込戸数について伺いたいと思います。

○農政水産部長（久保昌弘君） 青果物価格安定対策は、野菜の市場価格が下落した際に、国、県、生産者等で積み立てた基金から補填金を交付することにより、野菜の安定供給と農家経営の安定を図るものであり、令和3年度の参加申込戸数は、延べ7,575戸となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、教育関連で伺いたいと思います。

まず、令和3年5月1日時点における教職員数、また臨時的任用職員数、そして、その前年度比での増減をお願いいたします。

あわせて、同日時点での会計年度任用職員数についてもお聞かせください。

○教育長（黒木淳一郎君） 小中学校等における教職員数は、令和3年5月1日現在で7,352人で、うち臨時的任用職員は1,075人となっております、総数の前年度同期比は64人の増加となっております。

次に、県立学校における教職員数は3,493人で、うち臨時的任用職員は558人となっております、総数の前年度同期比は18人の減少となっております。

また、会計年度任用職員数につきましては、小中学校等で372人、県立学校で545人となっております。

○前屋敷恵美議員 では次に、スクール・サポート・スタッフ配置事業について伺いたいと思います。

この事業のスタッフの総数、それから配置の状況、配置校の割合、そして、このスタッフの

方々の労働の形態について伺いたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和3年度のスクール・サポート・スタッフの配置状況につきましては、計163校に137人を配置いたしました。その内訳は、小学校104校に96人、中学校48校に28人、義務教育学校1校に1人、特別支援学校10校に12人です。

配置校の割合につきましては、小学校の45.4%、中学校の39.7%、義務教育学校の50.0%、特別支援学校の83.3%に配置しております。

また、労働の形態は、いずれも会計年度任用職員であります。

○前屋敷恵美議員 では続いて、スクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカーについても、その総数、配置の状況、雇用形態について伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和3年度のスクールカウンセラーにおきましては、県で52人を雇用しております、それぞれの校種に応じて、エリアに分けたり、学校を指定したりして配置しております。

また、スクールソーシャルワーカーにおきましては、県で10人を雇用しております、各教育事務所に配置しております。

雇用形態につきましては、いずれも会計年度任用職員であります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では次に、警察関連で伺いたいと思います。

森林窃盗犯罪に関して、森林窃盗についての相談件数とこれまでの累計、そして被害届等の受理件数について伺いたいと思います。

○警察本部長（山本将之君） 森林窃盗に关します相談受理件数については、令和3年中が17件、過去5年の累計が275件となっております。

被害届等の受理件数については、昨年11月の県議会におきまして、警察の統計上、森林法など特別法犯では被害届の受理に関する統計はないとお答えいたしました。これは把握すべきであるということをお指摘いただいたことを踏まえ、今回、森林窃盗に関する被害届と告訴・告発の受理件数を確認させていただきました。その結果、令和3年中が3件、過去5年の累計が25件でありました。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

あわせて、森林窃盗のこれまでの検挙件数、そして逮捕件数についても伺いたいと思います。

○警察本部長（山本将之君） 森林窃盗の検挙件数につきましては、令和3年中が7件、過去5年の累計が24件となっております。

うち逮捕件数につきましては、過去5年の累計が7件、昨年は逮捕はございませんでした。

○前屋敷恵美議員 では、最後になります。監査意見書での指摘事項について伺いたいと思います。

職員一人一人の事務負担の増大や事務のふくそう、事務の遅れや誤りの多発についての指摘がされております。こうした指摘が毎年なされておきまして、今回もそのように指摘がございますが、この1年どのような対策が講じられたのか、伺いたいと思います。

○会計管理者（矢野慶子君） 会計管理局におきましては、職員の財務会計事務の知識や経験に応じた研修を行うとともに、パソコン上で会計業務に関する情報を発信し、いつでも知識の習得が図られる機会を提供するなど、適切な会計事務が行われるよう取り組んでおります。

また、会計事務ヘルプデスクによる電話相談や、出先機関の現地指導検査を実施するなど、

きめ細かな指導・支援を行っております。

○前屋敷恵美議員 今、職員の働き方改革が求められている中でもありますので、抜本的対策が講じられることを期待するものです。

それぞれお答えいただき、ありがとうございました。以上で質疑を終わらせていただきます。

○中野一則議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和4年9月28日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 議会運営委員長 濱砂 守

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

決算特別委員会の設置について

◎ 議員発議案第6号上程、採決

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第6号についてお諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号から第28号まで

決算特別委員会付託

○中野一則議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第24号から第28号までの各号議案については、お手元に配付の付託表のとおり、ただいま設置が決定いたしました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

なお、執行部はここで退席となります。

午前10時18分休憩

午前10時28分再開

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

決算特別委員会 委員長 二見 康之

副委員長 日高 博之

○中野一則議長 ただいまの朗読のとおりであります。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日29日から10月6日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月7日午前10時から、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時29分散会

10月5日（水）

令和 4 年 10 月 5 日（水曜日）

午前11時32分開議

出 席 議 員 (37名)	
2 番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	山 内 佳菜子 (県民連合宮崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	佐 藤 雅 洋 (同)
9 番	安 田 厚 生 (同)
10番	日 高 利 夫 (同)
11番	川 添 博 (同)
13番	中 野 一 則 (同)
14番	冨 師 博 規 (無所属の会 チームひまわり)
15番	有 岡 浩 一 (郷中の会)
16番	重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
19番	井 本 英 雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	徳 重 忠 夫 (同)
21番	外 山 衛 (同)
22番	山 下 博 三 (同)
23番	濱 砂 守 (同)
24番	西 村 賢 (同)
25番	右 松 隆 央 (同)
26番	日 高 博 之 (同)
27番	井 上 紀代子 (県民の声)
28番	河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
29番	田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
30番	満 行 潤 一 (同)
31番	太 田 清 海 (同)
32番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	日 高 陽 一 (同)
34番	横 田 照 夫 (同)
35番	野 崎 幸 士 (同)
36番	星 原 透 (同)
37番	蓬 原 正 三 (同)
38番	丸 山 裕次郎 (同)
39番	二 見 康 之 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	松 浦 直 康
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	重 黒 木 清
環 境 森 林 部 長	河 野 讓 二
商 工 観 光 労 働 部 長	横 山 浩 文
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	西 田 員 敏
会 計 管 理 者	矢 野 慶 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	山 本 将 之 彦
代 表 監 査 委 員	緒 方 文 彦
人 事 委 員 事 務 局 長	日 高 幹 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	坂 元 修 一
議 事 課 長	鬼 川 真 治
政 策 調 査 課 長	伊 豆 雅 広
議 事 課 長 補 佐	関 谷 幸 二
議 事 担 当 主 幹	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 査	内 田 祥 太
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 議員発議案送付の通知

○中野一則議長 本日は休会の日であります
が、議事の都合により、特に会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付のとおり、委員会から議案の送
付を受けましたので、事務局長に朗読させま
す。

〔事務局長朗読〕

令和4年10月5日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 議会運営委員長 濱砂 守

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に
より提出します。

記

議員発議案第7号

令和4年台風第14号による被害に対する支
援を求める意見書

◎ 議員発議案第7号追加上程、採決

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議
員発議案第7号を日程に追加し、議題とす
ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

議員発議案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規
定により、説明を省略して直ちに審議するこ
とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、その

ように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第7号についてお諮りいたしま
す。

本案を原案のとおり可決することに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よっ
て、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第29号追加上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のと
おり、知事から議案第29号の送付を受けました
ので、これを日程に追加し、議題とすることに御
異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

議案第29号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説
明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 ただいま提案
いたしました議案の御説明に先立ち、2点御報
告を申し上げます。

1点目は、さきの台風被害についてでありま
す。

台風第14号は、長時間にわたり記録的な豪雨
や強風をもたらし、ピーク時には1万1,000人
以上の方が避難されました。誠に残念ながら3
名の方が亡くなられたほか、現時点で判明して
いるだけでも、被害額は390億円、住家被害
は1,400戸を超えるなど、県内全域に甚大な被害

を及ぼしました。亡くなられた方々とその御遺族に対し、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にも心よりお見舞い申し上げます。

また、災害対応に当たりましては、自衛隊や九州電力、国土交通省、地元の建設業など多くの関係機関の皆様にも多大なる御尽力を賜り、迅速かつ精力的に復旧に取り組んでいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

私は、台風通過直後から県内各地の被災地に赴き、大きな被害のあった現場を目の当たりにするとともに、被災された多くの方々の悲痛な生の声を聴き、改めて災害の傷跡の深刻さを実感したところであります。

9月24日には谷内閣府防災担当大臣が、翌25日には寺田総務大臣が、被災状況確認のため来県されました。私も各大臣の現場視察に同行し、被災された皆様と共に現場の窮状を訴え、それぞれの大臣と意見交換を行う中で、台風第14号で最も大きな被害が発生した本県に対し、迅速かつ十分な支援をいただくよう強く要望いたしました。

また、9月29日には、私が自治体代表として委員を務める国の「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」にオンラインで出席し、被災地の知事として本県の被害状況について説明し、これまでの国土強靱化の取組により対策の効果を実感できた面もあるものの、強靱化はまだ道半ばの状況であり、国土強靱化対策について継続的かつ安定的な予算を確保する必要性を強く訴えました。そして、翌9月30日には、農林水産省及び国土交通省を訪れ、野村農林水産大臣や担当局長に、早期復旧など緊急要望を行ったところであります。

さらに、中野議長、二見副議長をはじめ関係

する県議会議員の皆様にも参加いただき、県鉄道整備促進期成同盟会としてJR九州に対し、吉都線及び日南線の早期の全線復旧を要望いたしました。

台風第14号の被害については、引き続き、その全容把握に向けて調査、分析中ではありますが、甚大な被害に直面してつらい思いをされている方々にしっかりと寄り添い、一日も早く日常を取り戻していただくことができるよう、迅速な復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

2点目は、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況についてであります。

現在、県内の新規感染者数は減少傾向が続いており、これに伴いまして病床使用率も低下するなど、医療提供体制への負荷は軽減されてきております。このため、本日より県内の警報区分について、「医療緊急警報」から「医療警報」に引き下げたところであります。

県としましては、引き続き、必要な医療提供体制の確保やワクチン接種の一層の進捗等を図りながら、感染再拡大の防止に努めるとともに、社会経済活動の早期回復に向けて全力で取り組んでまいります。県議会をはじめ県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の概要について御説明いたします。

今回の補正額については、一般会計が174億4,375万円であります。この結果、一般会計の予算規模は6,977億8,391万7,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金6億4,000万円、繰入金375万円、諸収入168億円であります。

以下、今回の一般会計補正予算案に計上して

います事業の概要について、御説明申し上げます。

今回の補正予算では、1、原油価格・物価高騰等総合緊急対策、2、台風第14号災害に係る災害弔慰金に必要な経費について措置しております。

1点目の原油価格・物価高騰等総合緊急対策については、これまで同様、生活者と事業者への支援を実施するものであります。まず、生活者支援として、ひなた飲食店認証店において利用できるプレミアム付飲食券を、これまでの電子媒体に加えて紙媒体でも発行することとし、幅広い年代の利便性を高めることにより、消費の下支えに取り組んでまいります。

また、事業者支援として、依然として厳しい状況が続く県内中小企業の資金繰りを支援するため、融資枠420億円規模の「みやぎき再生支援特別貸付」を創設いたします。

さらに、長引く漁業用資材や餌の価格高騰により、経営に大きな影響を受けている漁業者に対し、資材等の価格上昇分に対する支援を行ってまいります。

2点目の台風第14号災害に係る災害弔慰金については、今回の台風で亡くなられた方々の御遺族へ弔慰金を支給する市町村に対し、その一部を負担するものであります。

なお、さらなる原油・物価高騰対策及び台風第14号災害対策については、現在、予算化に向けた作業を進めており、市町村や関係機関と連携し、準備が整い次第、必要な対策を適時適切に実施してまいります。引き続き、県議会の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほ

どお願い申し上げます。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。質疑の通告はありません。

◎ 議案第29号委員会付託

○中野一則議長 ここで、議案第29号は、お手元に配付の付託表のとおり、関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日6日は、議事整理のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、7日午前10時から、決算特別委員長の審査結果報告から採決まで、及び常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時42分散会

10月7日（金）

令和 4 年 10 月 7 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)

- 2番 坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
- 3番 来住一人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 4番 山内佳菜子 (県民連合宮崎)
- 5番 武田浩一 (宮崎県議会自由民主党)
- 6番 山下寿 (同)
- 7番 窪菌辰也 (同)
- 8番 佐藤雅洋 (同)
- 9番 安田厚生 (同)
- 10番 日高利夫 (同)
- 11番 川添博 (同)
- 13番 中野一則 (同)
- 14番 冨師博規 (無所属の会 チームひまわり)
- 15番 有岡浩一 (郷中の会)
- 16番 重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 17番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 18番 岩切達哉 (県民連合宮崎)
- 19番 井本英雄 (宮崎県議会自由民主党)
- 20番 徳重忠夫 (同)
- 21番 外山衛 (同)
- 22番 山下博三 (同)
- 23番 濱砂守 (同)
- 24番 西村賢 (同)
- 25番 右松隆央 (同)
- 26番 日高博之 (同)
- 27番 井上紀代子 (県民の声)
- 28番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 29番 田口雄二 (県民連合宮崎)
- 30番 満行潤一 (同)
- 31番 太田清海 (同)
- 32番 坂口博美 (宮崎県議会自由民主党)
- 33番 日高陽一 (同)
- 34番 横田照夫 (同)
- 35番 野崎幸士 (同)
- 36番 星原透 (同)
- 37番 蓬原正三 (同)
- 38番 丸山裕次郎 (同)
- 39番 二見康之 (同)

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|-----------------|-----------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 日 隈 俊 郎 | 日 隈 俊 郎 |
| 副 知 事 | 永 山 寛 理 | 永 山 寛 理 |
| 総 合 政 策 部 長 | 松 浦 直 康 | 松 浦 直 康 |
| 政 策 調 整 監 | 吉 村 達 也 | 吉 村 達 也 |
| 総 務 部 長 | 渡 辺 善 敬 | 渡 辺 善 敬 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 横 山 直 樹 | 横 山 直 樹 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 重 黒 木 清 | 重 黒 木 清 |
| 環 境 森 林 部 長 | 河 野 讓 二 | 河 野 讓 二 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 横 山 浩 文 | 横 山 浩 文 |
| 農 政 水 産 部 長 | 久 保 昌 広 | 久 保 昌 広 |
| 県 土 整 備 部 長 | 西 田 員 敏 | 西 田 員 敏 |
| 会 計 管 理 者 | 矢 野 慶 子 | 矢 野 慶 子 |
| 企 業 局 長 | 井 手 義 哉 | 井 手 義 哉 |
| 病 院 局 長 | 吉 村 久 人 | 吉 村 久 人 |
| 財 政 課 長 | 高 妻 克 明 | 高 妻 克 明 |
| 教 育 長 | 黒 木 淳 一 郎 | 黒 木 淳 一 郎 |
| 公 安 委 員 長 | 島 津 久 友 | 島 津 久 友 |
| 警 察 本 部 長 | 山 本 将 之 彦 | 山 本 将 之 彦 |
| 代 表 監 査 委 員 | 緒 方 文 彦 | 緒 方 文 彦 |
| 人 事 委 員 長 | 佐 藤 健 司 | 佐 藤 健 司 |

事務局職員出席者

- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 渡 久 山 武 志 | 渡 久 山 武 志 |
| 事 務 局 次 長 | 坂 元 修 一 | 坂 元 修 一 |
| 議 事 課 長 | 鬼 川 真 治 | 鬼 川 真 治 |
| 政 策 調 査 課 長 | 伊 豆 雅 広 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 関 谷 幸 二 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 佐 藤 亮 子 | 佐 藤 亮 子 |
| 議 事 課 主 査 | 内 田 祥 太 | 内 田 祥 太 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 山 本 聡 | 山 本 聡 |

◎ 決算特別委員長審査結果報告

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決まで、及び常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第24号から第28号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 当決算特別委員会に付託されました、議案第24号から第28号に係る「令和3年度決算の認定」等について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第24号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

令和3年度の一般会計決算額は、歳入7,298億2,673万7,000円、歳出7,169億9,000万5,000円で、前年度決算額と比べ、歳入が3.7%、歳出が4.4%の増となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は128億3,673万2,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は51億9,977万1,000円の黒字となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など15の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が2,169億1,037万1,000円、歳出が2,074億1,619万5,000円となっております。

次に、議案第25号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

令和3年度の事業収益は45億7,869万7,000円、事業費用は45億4,336万9,000円で、当年度

純利益は3,532万7,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた当年度未処分利益剰余金は3億5,940万1,000円となっております。

また、その処分については、一部を資本金へ組み入れ、残余は地方振興積立金等に積み立てることとされております。

なお、供給電力量の目標達成率は、下半期の降水量が平年に比べて少なかったことから、91.7%となっております。

次に、議案第26号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

令和3年度の事業収益は3億5,370万6,000円、事業費用は3億2,159万4,000円で、当年度純利益は3,211万2,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた当年度未処分利益剰余金は9,352万2,000円となっております。

また、その処分については、一部を資本金へ組み入れ、残余は借入金償還積立金に積み立てることとされております。

なお、常時使用水量の目標達成率は、細島工業団地の工場等のほか、臨時的な給水を行っている日向市への給水期間が目標を下回ったことから、92.8%となっております。

次に、議案第27号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。

令和3年度の事業収益は1,853万2,000円、事業費用は1,646万8,000円で、当年度純利益は206万3,000円となっており、年間利用者の増加による指定管理者からの納付金収入の増や、修繕費の減などにより、4年ぶりに黒字を計上しております。

また、純利益から前年度繰越欠損金を処理した結果、当年度未処理欠損金は931万1,000円と

なっております。

なお、施設利用者数の目標達成率は、8月の長雨等の影響を受けたものの、平成28年度以来の3万人台を回復し、97.0%となっております。

最後に、議案第28号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

令和3年度の事業収益は356億3,980万2,000円、事業費用は355億814万8,000円で、当年度純利益は1億3,165万4,000円となり、前年度と比べて12億1,264万円減少しております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正、効率的になされ、かつ所期の事業目的が達成されたかどうかについて審査することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案第24号については賛成多数、議案第25号から第28号については全会一致で、認定、または可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項であります。

年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災、国土強靱化対策や公共施設の老朽化対策、さらには国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に係る経費も必要となるなど、今後、多額の財政負担が見込まれており、引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。

また、新型コロナ対策に加え、原油価格・物価高騰等の影響による財政需要も見込まれます。

当局におかれては、今後の財政負担を見込んだ上で、さらなる財政健全化に向けた取組を進

め、予算の効率的・効果的な執行に努めるとともに、歳入確保にもしっかりと取り組み、引き続き健全な財政運営を行うことを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について県当局の今後一層の取組や検討、改善を求めるものであります。

1つ、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、物資拠点の整備を早急に進めるとともに、市町村や関係団体と連携を取りながら、より一層の防災対策を講じること。

1つ、予算の有効活用はもとより、国の交付金や補助金を最大限に活用し、県民生活及び経済活動の本格的な回復やさらなる活性化に取り組むこと。

1つ、引き続き、監査の指摘事項等を庁内で共有することにより再発防止に向けた意識啓発を図るとともに、適切な事務処理を行うために必要な対策が徹底されるよう取り組むこと。

1つ、福祉人材の確保について、福祉事業所と求職者のマッチングに至らない理由の分析などにより、人材確保の取組を推進すること。

1つ、母子保健対策について、引き続き健康教育による出産や家族計画に関する知識の普及啓発に努めるとともに、妊娠・出産について不安を持つ女性を対象とした相談支援の取組を推進すること。

1つ、県立病院について、新型コロナ対策を継続しながら、全県レベルあるいは地域の中核病院として、県民に高度で良質な医療を安定的に提供するため、引き続き医療スタッフの確保・充実、医療提供体制の強化等に努め、適時適切な経営判断により、収支のバランスの取れた病院事業を継続すること。

1つ、小規模企業者等設備導入資金特別会計について、小規模企業者等が原油高・物価高騰

等の苦境を乗り越えることができるよう、債務者個別の事情に即した対応を進めながら、貸付事業の健全化に向けて、引き続き収入未済額の縮減に努めること。

1つ、外国人留学生の就職・採用支援について、本県で働くことの魅力が十分に伝わるよう、より積極的な広報を行うとともに、関係団体と連携しながら、外国人労働者の確保に努めること。

1つ、通学路における安全対策について、警察や教育委員会等と連携し、対策が必要な箇所を適宜把握するとともに、安全対策を可能な限り早急に講じること。

1つ、県産木材について、引き続き、県際収支を意識した木材の地産外消、輸出拡大の取組を推進すること。

1つ、スマート農業の推進について、スマート農業技術の導入による作業の省力化、機械化に向けた人材育成の取組をさらに推進すること。

1つ、農業の担い手対策について、本県農業の重要な課題となっていることから、担い手の確保・育成に、より一層取り組むこと。

1つ、試験研究について、本県の農林水産業の将来を担う研究者の育成に積極的に取り組むとともに、引き続き、必要な研究費の確保に努めること。

1つ、育英資金特別会計について、収入未済額のさらなる縮減に向け、税務部門や他県の取組等を参考にしながら、償還への取組を一層推進すること。

1つ、県内高校生のインターンシップや企業見学について、普通科高校の生徒の参加機会を増やすとともに、コロナ禍などの状況下における開催方法を工夫するなど、参加者を増やすた

めの必要な対策を講じること。

1つ、犯罪抑止対策について、自転車盗難ゼロを目指して、施錠の徹底を広く県民に呼びかけるとともに、被害の多い中高生向けの対策を強化すること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について特段の改善と努力が図られるよう、重ねて要望するものであります。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 以上で、決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。日本共産党を代表して、議案第24号「令和3年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」に反対の立場から、討論を行います。

令和3年度は、新型コロナウイルスの猛威で、前年度には県独自の緊急事態宣言等が発令されるなどの中で、何より県民の命と暮らしを守ることを最優先しなければならない事態が続ききました。

財政運営では、コロナ対策で20回にわたる補正予算が編成され、一般会計の予算現額は8,299

億18万1,000円、前年度比248億6,732万4,000円の増額予算となりました。

この予算における一般会計の決算は、歳入決算額が7,298億2,600万円余、対前年度比3.7%の増額、歳出決算額は7,169億9,000万円余、対前年度比4.4%の増額で、単年度収支は赤字になるものの、実質収支は黒字を確保したとしています。

しかし、歳入における県債の857億2,200万円余について見ると、臨時財政対策債が285億9,100万円余と、前年度より116億1,600万円余増え、3割を超える状況です。後年度に措置されるというものですが、それはいつになるのか。借金であることに変わりはありません。

県債残高は3年連続で増加し、県債現在高は8,623億500万円余と、厳しい財政状況は否めません。

また、歳出における各部局の不用額が、245億9,800万円余と多額です。商工費、衛生費が主なもののようですが、特に衛生費や民生費等は、コロナ対策として予算化されたものを多く含んでいます。例えば、「市町村への休業要請等協力金」などは、翌年度への予算繰越しも行われますが、それでも15億円余は不用となっています。コロナ対策に十分な予算を、と組まれたものと思いますが、そうであればなおさらのこと、制度改善を図るなど十分に活用する方策が必要であったと思います。他の部局においても、節約の努力は別として、単に見込みを下回ったからとする不用額は、改善の余地を大きく残していると思います。

次に、各種施策について述べます。

まず、暮らしに直接関わる福祉、社会保障関連について述べます。

地域医療介護総合確保基金1億2,000万円余の

一部が、病床機能の転換を図る施設整備に支出されていることです。当年度は1医療機関にとどまっていますが、この施設整備は、コロナ禍の下でも、医療費削減ありきで病床削減を進める地域医療構想の実現にはかかなりません。厚生労働省は報告で、2021年度、消費税財源を充てて、全国で2,270床の削減を明らかにしています。これでは国民、県民の命は守られません。これまでにも述べてきましたが、国に対して、地域医療構想や公的医療機関の再編統合計画の撤回を求めることが必要だと思います。

生活保護扶助費についてです。決算額は前年度を下回り、5億9,200万円余の不用額を出しています。生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費、いずれも見込みを下回ったとしていますが、コロナ禍の下、生活困窮世帯への十分な対応がなされたでしょうか。

新規事業で、日本一の「マイナンバーカード県」取得促進強化事業が進められました。現在政府が進めている2万円付与するマイナポイントなどと併せて、県もテレビCM、ラジオ番組、パネルやポスター、啓発グッズ配布など、県民に問題山積のカードの取得を促してきたことを指摘しなければなりません。

マイナンバーカードは、国民に利便性だけが宣伝されていますが、各行政機関が保有する様々な個人情報を国が一元管理する監視国家への懸念とともに、民間事業者が利用することで、さらに多様な個人情報が一元管理されることにもなりかねません。個人情報の漏えいや、なりすまし犯罪の頻発化などといった、まさにプライバシー侵害の危険性を伴うマイナンバー制度であり、マイナンバーカード取得を進めるべきではありません。

屋外トレーニングセンター整備事業について

て、18億2,600万円の債務負担行為を行い、18億5,100万円の事業を翌年度に繰り越しました。また、宮崎日機装株式会社に企業立地促進補助金8億8,000万円を補助する債務負担行為も行われましたが、補助金支出が妥当かどうかです。

トレーニングセンター整備について述べます。トレーニングセンター整備の是非は別として、無償提供された、シーガイア・オーシャンドーム跡地に建設することの問題です。

県も出資し、第三セクターで進めたオーシャンドーム事業が破綻した後の広大な敷地が、なぜ無償提供されるのか。フェニックスリゾート社の附帯施設そのものと見られても仕方ないのではないのでしょうか。同トレーニングセンターは、県民の利用も当然可能でしょうが、スポーツランドみやざきでスポーツキャンプを誘致することを主眼にする同施設です。当然、隣接した宿泊施設との連携も視野に入れることになるでしょう。こうした設定が、果たして公的施設としての公平公正な条件を満たすことになるのか、問題を指摘しなければなりません。

次に、職員の働き方については、知事部局の正規職員数は、令和3年度3,791人で、7名の減員。会計年度任用職員は1,312人です。

また、教職員数では、小中学校で7,325人、そのうち臨時的任用職員は1,075人、県立学校では3,493人で、うち臨時的任用職員は558人です。会計年度任用職員は、小中学校で372人、県立学校で545人となっています。

とりわけ、教職員の多忙化や教職員の応募が減少している状況の中で、臨時的任用職員の正規化の必要性、また会計年度任用職員は、新たな非正規職員です。この会計年度任用職員を、必要な職員の調整弁として利用することのないよう指摘をするものです。

県の職員が公務員としての任務を全うできる人員配置等の体制を充実させていくよう求めるものです。

以上、令和3年度決算について、問題点を絞って述べさせていただきました。とりわけ、このコロナ禍の中、県民の福祉の増進に寄与する地方自治体の本旨を全うし、県民の期待に応えられるよう、今後の予算編成に生かしていただくことを述べて、決算認定についての討論といたします。以上です。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第24号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第24号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ 議案第25号から第28号まで採決

○中野一則議長 次に、議案第25号から第28号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決及び認定、または認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よつ

て、各号議案は、委員長の報告のとおり可決及び認定、または認定されました。

◎ 常任委員長審査結果報告

○中野一則議長 次に、議案第29号を議題いたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第29号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

今回の補正は、原油価格・物価高騰等総合緊急対策に係るもの及び、台風第14号災害に係る災害弔慰金に必要な経費について措置するもので、174億4,300万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、諸収入168億円、国庫支出金6億4,000万円であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,977億8,300万円余となります。

県内では、長引く新型コロナの影響に加え、原油・物価高騰による食料品や光熱費、燃料費などの値上がりが続き、県民の生活や事業者の経営は大きな影響を受け、一段と厳しい状況に置かれております。

この補正予算について委員より、「今回の補正は、主に事業者向けの対策となっているが、家計への負担が増す物価高に対する支援は検討していないのか」との質疑があり、当局より、

「家計負担の増については、まず、国において全国的な対応が示されるべきであり、国の動向を注視している。国の対応や本県固有の事情、市町村との役割分担を踏まえ、県としてどのような支援ができるのか、必要に応じて検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、厳しい状況が続く県民生活への影響を十分踏まえながら、適時適切な対策を実施していただくとともに、必要な支援について国に働きかけていただきますよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第29号につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5億2,700万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,823億4,500万円余となります。

このうち、ひなた飲食店認証店応援強化事業についてであります。

この事業は、コロナ禍において疲弊した地域経済活動を支えるため、ひなた飲食店認証店で利用できるプレミアム付飲食券を、これまでの電子媒体に加えて紙媒体でも発行することで、幅広い年代の利便性を高めるものであります。

このことについて委員より、「飲食券が利用できる店舗は、認証店全体のうちどれくらいの数なのか」との質疑があり、当局より、「認証店の総数は約5,600店舗であり、そのうち約2,300店舗で飲食券の利用が可能である」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、地域経済活動の本格的な回復を図るため、飲食券の利用可能店舗のさらなる拡大に向けた取組を推進するよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第29号につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、原油価格・物価高騰等総合緊急対策における事業者支援として、一般会計で168億3,200万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は750億8,400万円余となります。

このうち、中小企業融資制度貸付金についてであります。

これは、県の中小企業融資制度に、新たに「みやざき再生支援特別貸付」を創設し、物価高騰の影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するものであります。

このことについて委員より、「県内中小企業の現況はどうなっているのか。また、物価高騰はどのような業種に影響が出ていると認識しているのか」との質疑があり、当局より、「宮崎県中小企業家同友会が実施した令和4年4月から6月期の景況調査では、「資金繰りが窮屈」と回答した割合が前期に比べて増加している状況である。また、業種別の影響については、既存の原油・原材料高対策特別貸付において、建設業、製造業、小売業など幅広い業種に対して融資が行われていることから、広範囲に影響が及んでいると認識している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、長引くコロナ禍や物価高騰の影響を受けた県内中小企業の現状を適切に把握し、これまで実施した金融支援の効果を検証するとともに、融資制度にとどまらず、中小企業の出口戦略を見据えた経営支援等についても、より一層推進していただきますよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、環境農林水産常任委員会、武田浩一委員長。

○武田浩一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第29号につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

農政水産部の補正予算であります。

今回の補正は、長引く漁業用資材や餌の価格高騰により、経営に大きな影響を受けている漁

業者に対する支援を行うための経費として8,400万円を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は462億5,800万円余となります。

このうち、新規事業「養殖用餌料価格高騰対策緊急支援事業」についてであります。

これは、養殖用の餌として使用されるイワシ・アジ・サバ等の価格上昇の影響を緩和するため、養殖業者に対して、価格上昇分の一部を補助するものであります。

このことについて委員より、「国のセーフティーネット構築事業の対象とならないイワシ等の餌料原魚を対象とした適切な事業であると評価するが、餌代の価格上昇分のうちどの程度が補填できるのか」との質疑があり、当局より、「養殖用の餌のうち、餌料原魚は価格上昇分の2分の1を県が補助し、配合飼料は国の事業により一定程度の補填が行われることから、価格高騰による影響が緩和されるものと考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、養殖業者をはじめ漁業者の経営の安定化が図られるよう、引き続き必要な対策を講じていただくよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議案第29号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

議案第29号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決で

あります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○中野一則議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年9月定例会を閉会いたします。

午前10時35分閉会

資 料

令和4年9月定例会日程

36日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 2	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議長の報告 副議長の選挙 議会運営委員会委員、特別委員会委員の辞任許可 議会運営委員会委員、特別委員会委員の選任 仮議長選任の委任 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
3	土	休 会	(閉 庁 日)	
4	日			
5	月	休 会	(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00
6	火			一般質問通告締切 12:00
7	水	本会議	代 表 質 問	
8	木			
9	金			一 般 質 問
10	土	休 会	(閉 庁 日)	
11	日			
12	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
13	火		一 般 質 問 議案に対する質疑 討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
14	水	休 会	常 任 委 員 会	
15	木			
16	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
17	土			
18	日			
19	月		(閉 庁 日) 敬老の日	

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 20	火	休 会	特 別 委 員 会	議会運営委員会 (特別委員会終了後)
21	水		(議 事 整 理)	
22	木	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 議案上程(決算議案) 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
23	金	休 会	(閉 庁 日) 秋分の日	
24	土		(閉 庁 日)	
25	日			
26	月	休 会	(議 案 調 査)	
27	火			
28	水	本会議	議案に対する質疑(決算議案) 議員発議案上程、採決 (決算特別委員会設置) 議案委員会付託(決算議案)	議会運営委員会 9:30
			決 算 特 別 委 員 会	
29	木	休 会	決 算 特 別 委 員 会	
30	金		決 算 特 別 委 員 会	
10. 1	土		(閉 庁 日)	
2	日			
3	月		(議 事 整 理)	
4	火			
5	水		決 算 特 別 委 員 会	
6	木		(議 事 整 理)	
7	金	本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和4年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第2号 令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎再生基金条例
- 議案第6号 宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 工事請負契約の変更について
- 議案第15号 工事請負契約の変更について
- 議案第16号 宮崎県総合計画の変更について
- 議案第17号 人事委員会委員の選任の同意について
- 議案第18号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第19号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第20号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第21号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第22号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第23号 土地利用審査会委員の任命の同意について

（文書取扱 財政課）

令和4年9月22日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和4年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第24号 令和3年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第25号 令和3年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第26号 令和3年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第27号 令和3年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について
- 議案第28号 令和3年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

(文書取扱 財政課)

215-1191
令和4年10月5日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和4年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第29号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）

（文書取扱 財政課）

令和4年9月定例会

代表質問時間割

9月7日(水)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	自由民主党	野崎 幸士	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	濱砂 守	13:00~15:00	

9月8日(木)

順序	会派	質問者	時間	備考
3	県民連合宮崎	山内佳菜子	10:00~11:30	休憩
4	公明党	坂本 康郎	13:00~14:10	

一般質問時間割

9月9日（金）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	県民連合宮崎	満行 潤一	10:00~11:00	
2	公 明 党	河野 哲也	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	西村 賢	13:00~14:00	
4	自由民主党	川添 博	14:00~15:00	

9月12日（月）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自由民主党	窪菌 辰也	10:00~11:00	
6	日本共産党	来住 一人	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	日高 利夫	13:00~14:00	
8	自由民主党	丸山裕次郎	14:00~15:00	

9月13日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	県民連合宮崎	岩切 達哉	10:00~11:00	
10	自由民主党	外山 衛	11:00~12:00	休憩
11	無所属の会 チームひむか	図師 博規	13:00~14:00	

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務政策	厚生	商工建設	環境農林水産	文教警察企業
第1号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）			可決		
第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第4号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第5号	宮崎再生基金条例	可決				
第6号	宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第8号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第9号	宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第10号	宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第11号	宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例				可決	
第12号	宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例			可決		
第13号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例			可決		
第14号	工事請負契約の変更について			可決		
第15号	工事請負契約の変更について			可決		
第16号	宮崎県総合計画の変更について	可決				

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務政策	厚生	商工建設	環境農林水産	文教警察企業
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願					継続
第9号	夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願	継続				
第13号	私学助成の拡充・強化についての請願	採択				

令和4年9月定例会

決算議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	委員会審査結果
第24号	令和3年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認定
第25号	令和3年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
第26号	令和3年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第27号	令和3年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	認定
第28号	令和3年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	

令和4年9月定例会

議案 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第29号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	可決	可決	可決	可決	

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和4年9月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)	9月22日・可決
〃 第2号	令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎再生基金条例	〃
〃 第6号	宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第12号	宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例	〃
〃 第13号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第14号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第15号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第16号	宮崎県総合計画の変更について	〃
〃 第17号	人事委員会委員の選任の同意について	9月13日・同意
〃 第18号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第19号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第20号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第21号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第22号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第23号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第24号	令和3年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月7日・認定
〃 第25号	令和3年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月7日・可決及び認定

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第26号	令和3年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月7日・可決及び認定
〃 第27号	令和3年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	10月7日・認定
〃 第28号	令和3年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	10月7日・認定
〃 第29号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)	10月7日・可決
議員発議案 第1号	地方の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書	9月22日・可決
〃 第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	〃
〃 第3号	女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書	〃
〃 第4号	私学助成の拡充・強化を求める意見書	〃
〃 第5号	台湾のCPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)参加を積極的に支援するよう求める意見書	〃
〃 第6号	決算特別委員会の設置について	9月28日・可決
〃 第7号	令和4年台風第14号による被害に対する支援を求める意見書	10月5日・可決

議 員 發 議 案 等

議員発議案第1号

地方の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、中小企業・小規模事業者は急激な売上減など、厳しい経営状況に耐えてきた。また、燃油をはじめとする物価高騰の影響により、極めて厳しい経営を迫られている。

中小企業・小規模事業者は、日本企業の9割以上、雇用の約7割を占め、日本経済の屋台骨であるのみならず、地域コミュニティの支え役となっているが、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人手不足、経営者の高齢化、後継者の不在、働き方改革関連法の中小企業への適用等、大きな変革期にある。また、地域によっては、相次ぐ自然災害による被害等も重なり、地域の経済活動に大きな影響が生じている。

よって、国においては、努力と創意工夫を重ねながら日本経済・地域経済に活力を与えてきた中小企業・小規模事業者を支え、コロナ禍でも発展を目指す企業等への支援を一層充実するよう、下記事項について対応することを強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症が広がる中で、経営が不安定となり、疲弊する中小企業・小規模事業者を支える必要があることから、小規模事業者持続化補助金の継続実施等の支援拡充を図ること。
- 2 地域の雇用を支える企業を応援するため、中小企業等が正規雇用を維持・拡大するために必要な施策に取り組むこと。
- 3 中小企業憲章の理念の実践、ものづくりの技術・技能の伝承、起業・創業・育成支援の体制強化、商店街を核とした地方中心市街地の活性化の支援等を一元的に推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	寺田稔	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿
経済産業大臣	西村康稔	殿
内閣官房長官	松野博一	殿

議員発議案第2号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられているが、今後、小学校にとどまるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施や更なる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が求められる。

学校では、新型コロナウイルス感染症対策や、障がいのある子ども達に対する合理的配慮への対応、いじめ・不登校の課題など、解決すべき課題が山積しており、教職員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な環境となっている。

厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、子ども達が全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが保障されなければならない。

義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率が引き下げられているが、自治体が見通しをもって安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子ども達へのきめ細かな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、国においては、次年度予算編成において下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 教職員の働き方改革、長時間労働の是正、加配教員や少数職種の配置増など、計画的な教職員定数改善ができるよう国全体として取り組むこと。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の堅持はもとより、義務教育費国庫負担割合の拡充を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	寺田稔	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
文部科学大臣	永岡桂子	殿
内閣官房長官	松野博一	殿

議員発議案第3号

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な参入支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させるうえでも、本プランの着実な遂行が不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところである。

そこで、政府においては、地方における女性デジタル人材育成の強力的な推進を図るため、下記の事項について実施することを強く要望する。

記

- 1 現時点では取り組み事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
- 2 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保するとともに、テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月22日

官 崎 県 議 会

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
財務大臣	鈴木俊一殿
経済産業大臣	西村康稔殿
デジタル大臣	河野太郎殿
内閣府特命担当大臣 (男女共同参画)	小倉将信殿
デジタル田園都市国家構想担当大臣	岡田直樹殿

本県の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校（以下「私立学校」という。）は、それぞれ建学の精神に基づき、先駆的な教育の実践や新しい時代に対応する自由で特色のある多様な教育を積極的に展開し、本県の学校教育の発展に寄与している。

本県の人口は、平成8年の117万7千人をピークに減少傾向にあり、少子化だけでなく大学進学や就職に伴う若年層の人口流出も進んでいる。今後は、人口減少の加速を抑制するとともに、地域において新しい時代に対応できる人材を育成するため、「子育て・若者世代」への支援などの「未来への投資」が重要となる。

一方、教育界においては、令和時代の始まりとともに、「新学習指導要領の全面実施」、「学校における働き方改革」、「GIGAスクール構想」という、我が国の学校教育にとって極めて重要な取組が大きく進展しつつある。

公教育の一翼を担う私立学校において、国の進める教育改革に的確に対応し、質の高い教育を実現することは勿論、学校の経営を維持し、デジタル技術改革への対応などの教育環境整備を進めていくためには、経常費助成費等に対する補助の拡充・強化や、これからの公教育の共通基盤となるICT環境の整備への公私を問わない支援が不可欠である。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとする急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ、すべての子どもたちの可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現することや、一人ひとりの子どもたちが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

よって、国においては、私立学校における教育の重要性を鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度の一層の拡充を図るとともに、誰もが家庭の経済事情にかかわらず学ぶことができるための就学支援金制度の拡充・強化や、私立学校のICT化及び学校施設の耐震化などの教育環境整備のさらなる充実を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月22日

宮崎県議会

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
財務大臣	鈴木俊一殿
文部科学大臣	永岡桂子殿
内閣官房長官	松野博一殿
デジタル大臣	河野太郎殿
内閣府特命担当大臣	小倉将信殿
(男女共同参画)	

議員発議案第5号

台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書

宮崎県と台湾は、深い信頼と友情で結ばれており、お互いが重要なパートナーとして、これまで野球など青少年スポーツ交流をはじめ、合唱・コーラスなど芸術文化交流を活発に行ってきた実績があり、平成29年2月21日には、新竹県と交流協定を締結、同年10月5日には桃園市と友好交流協定を締結した経緯がある。

宮崎県との関係においては、観光では、令和元年は約6万人の方が台湾から宮崎県を訪れており、経済貿易では牛肉や水産加工品等の県産農畜水産物や電気機器、プラスチック等が宮崎県内から輸出され、令和2年の輸出額は約85.6億円に上り、国・地域別では8位となっている。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症に際して、台湾から多くの支援が寄せられたことは記憶に新しく、世界的な感染拡大という未曾有の危機にあつて、宮崎県と台湾の信頼と友情はさらに深いものとなっている。

このような関係にある台湾がCPTPPに加盟することは、我が国の経済はもとより、アジア太平洋地域の経済貿易に活力を与え、域内経済に好循環を生み出すものである。

昨年9月22日にCPTPPへの加入を正式に申請した台湾は、CPTPPの参加国拡大交渉において、日本の継続的な参加支持に期待しており、現在の枠組みにおいて日本は重要かつ影響力を持ったメンバーであることから、その支持は大きな意義を持つこととなる。

よって、国においては、早急に台湾のCPTPP参加を積極的に支援するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	細	田	博	之	殿
参	議	院	議	長	尾	辻	秀	久	殿
内	閣	総	理	大	岸	田	文	雄	殿
外	務	大	臣	臣	林	芳	正	殿	殿
財	務	大	臣	臣	鈴	木	俊	一	殿
農	林	水	産	大	野	村	哲	郎	殿
経	済	産	業	大	西	村	康	稔	殿
内	閣	官	房	長	松	野	博	一	殿
経	済	再	生	担	山	際	大	志	殿
		当	大	臣					

議員発議案第6号

決算特別委員会の設置について

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 名 称 | 決算特別委員会 |
| 2 | 目 的 | 次の各号議案の審査
・ 議案第27号「令和2年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」
・ 議案第28号「令和2年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・ 議案第29号「令和2年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・ 議案第30号「令和2年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」
・ 議案第31号「令和2年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」 |
| 3 | 権 限 | 地方自治法第98条の議会の権限を委任する。 |
| 4 | 定 数 | 議長及び監査委員の任にある3名を除く議員全員 |

議員発議案第7号

令和4年台風第14号による被害に対する支援を求める意見書

先に長時間にわたって本県を暴風雨に巻き込んだ台風第14号は、その記録的な豪雨により、県内各地で土砂災害や浸水被害等を発生させ、3名もの尊い人命を奪い、確認されているだけで約1,300棟の住家をはじめ道路、鉄道、電力、水道、通信等のライフライン、さらには地域経済を支える商工業や観光業、農林水産業等の広範な分野に甚大な被害を及ぼしたところである。

県及び市町村においては、早期の復旧・復興に全力を挙げて取り組んでいるが、今回の災害による被害は極めて甚大であるため、被災地域における住民生活の安定を確保し、社会経済の立て直しを図るためには膨大な経費と労力が必要となる。

国においては、既に、本県を含む九州5県33市町村に対して普通交付税の一部を繰り上げて交付するなど、災害からの復旧・復興に向けた地方公共団体の支援に早期に着手しているところであるが、復旧・復興への取組を早急に進捗させるには国による総合的かつ強力な支援が不可欠である。

よって国におかれては、下記の事項について早急に措置されるよう強く要望する。

記

- 1 激甚災害の早期指定
- 2 各種災害復旧事業の早期採択
- 3 被災者の早期の生活再建に向けた支援
- 4 商工業や観光業、農林水産業等の早期復旧・復興に向けた支援
- 5 社会福祉施設、学校教育施設等の早期復旧に向けた支援
- 6 災害に係る特別交付税をはじめとした地方財政措置の充実

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月5日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻博久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	寺田大稔	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
文部科学大臣	永岡桂子	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿
農林水産大臣	野村哲郎	殿
経済産業大臣	西村康夫	殿
国土交通大臣	齊藤鉄夫	殿
内閣府特命担当大臣 (防災)	谷 公一	殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	山 際 大志郎	殿

議員派遣

令和4年9月22日

次のとおり、議員を派遣する。

1 第22回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 目的 「女性や若者など多様な人材の議会参画の促進」「デジタル化を通じた議会・議員活動の多様化、高度化」「地方創生の推進と子ども・子育て支援」などについて意見交換を行う。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 期間 令和4年11月9日(水)から
令和4年11月10日(木)まで

(4) 派遣議員 西村 賢 山下 寿 佐藤 雅洋 安田 厚生
川添 博 満行 潤一 関師 博規

請 願 一 覽 表

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第13号	受理年月日	令和4年9月8日
請願の件名	<p>私学助成の拡充・強化についての請願</p> <p>(要旨) 私学助成の拡充・強化についての請願</p> <p>(理由) 本県の私立幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校（以下「私立学校」という。）は、それぞれ建学の精神に基づき、先駆的な教育の実践や新しい時代に対応する自由で特色のある多様な教育を積極的に展開し、本県の学校教育の発展に寄与すべく努力を重ねている。</p> <p>本県の人口は、平成8年の1,177千人をピークに減少傾向にあり、少子化だけでなく大学進学や就職に伴う若年層の人口流出も進んでいる。今後は、人口減少の加速を抑制するとともに、地域において新しい時代に対応できる人材を育成するため、「子育て・若者世代」への支援などの「未来への投資」が重要となる。</p> <p>一方、教育界では、令和時代の始まりとともに、「新学習指導要領の全面実施」、「学校における働き方改革」、「GIGAスクール構想」という、我が国の学校教育にとって極めて重要な取組が大きく進展しつつある。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとする急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ、すべての子どもたちの可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現することや、一人ひとりの子どもたちが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。</p> <p>このような状況下において、公教育の一翼を担う私立学校が、国の進める教育改革に的確に対応し、質の高い教育を実現することは勿論、私立学校の経営を維持し、デジタル技術改革への対応</p>		

などの教育環境整備を進めていくためには、経常費助成費等に対する補助の拡充・強化や、これからの公教育の共通基盤となるICT環境の整備への公私を問わない支援が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、私立学校における教育の重要性を鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の拡充を図るとともに、誰もが家庭の経済事情にかかわらず学ぶことができるための就学支援金制度の拡充・強化や、私立学校のICT化及び私立学校施設の耐震化などの教育環境整備の更なる充実を強く要望する。

紹介議員

蓬原 正三 武田 浩一

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 6 号	受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 3 0 日
請 願 の 件 名	<p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨) 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①－2＞ 小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。 (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。 ・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。 <p>(理由) はじめに、請願項目①～④について説明します。 宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p>		

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とすることを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とすること、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とすることを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書を見ると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	令和3年6月21日
請願の件名	<p>夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>1、 請願の趣旨</p> <p>国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p> <p>2、 請願の理由</p> <p>最近、夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論があります。しかし、夫婦別姓は子供が生まれれば、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓や、兄弟の間でも姓が異なる兄弟別姓になってしまいます。それでは社会の基盤である家族の在り方に大きな影響を及ぼし、社会的にも混乱をもたらす心配があります。平成29年の内閣府の調査でも、別姓は子供にとって好ましくないとの声が62.6%にも上っているように、子供のためにも良くないと思う人が半数以上います。</p> <p>夫婦別姓については、昨年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたって議論となりました。政府の結論は「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」するとされ、「婚姻により改正した人が不便さや不利益を感じることがないよう……引き続き旧姓の通称使用拡大やその周知に取り組む」と明記されました。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画に定められたように、家族の一体感、子供への影響を考慮し、夫婦・親子同氏制度を維持することが大切です。一方で婚姻により改姓した人の社会生活上の不便を解消するための方策としては、旧姓の通称使用の更なる拡充をはかり、それを進める環境の整備が必要です。</p> <p>つきましては、国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p>		

紹介議員

窪菌 辰也

佐藤 雅洋

凶師 博規

有岡 浩一

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月2日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（佐藤雅洋議員、来住一人議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議長の報告（副議長の辞職許可） 副議長の選挙（二見康之議員当選） （二見康之議員26票、満行潤一議員5票、河野哲也議員3票、来住一人議員2票） 議会運営委員会委員、特別委員会委員の辞任許可 議会運営委員会委員、特別委員会委員の選任（議長の指名どおり決定） 仮議長選任の委任の件 議案第1号～第23号上程 知事提案理由説明
9月3日	土	休 会	(閉庁日)
9月4日	日		
9月5日	月		
9月6日	火		
			(議案調査)
9月7日	水	本 会 議	議席の一部変更 議長の報告（議会運営委員長互選結果報告） 代表質問（宮崎県議会自由民主党・野崎幸士議員、 宮崎県議会自由民主党・濱砂 守議員）
9月8日	木		代表質問（県民連合宮崎・山内佳菜子議員、 公明党宮崎県議団・坂本康郎議員）
9月9日	金		一般質問（満行潤一議員、河野哲也議員、西村 賢議員、 川添 博議員）
9月10日	土	休 会	(閉庁日)
9月11日	日		
9月12日	月		一般質問（窪菌辰也議員、来住一人議員、日高利夫議員、 丸山裕次郎議員）
9月13日	火	本 会 議	一般質問（岩切達哉議員、外山 衛議員、凶師博規議員） 採決（議案第17号～第23号）（同意） 議案・請願委員会付託

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月14日	水	休 会	常任委員会
9月15日	木		
9月16日	金		
9月17日	土		(閉庁日)
9月18日	日		
9月19日	月		(閉庁日) 敬老の日
9月20日	火		特別委員会
9月21日	水		(議事整理)
9月22日	木	本 会 議	<p>議長の報告（ゼロカーボン社会づくり推進対策特別委員会副委員長互選結果）</p> <p>常任委員長審査結果報告</p> <p>討論（議案第16号に反対）（前屋敷恵美議員）</p> <p>採決（議案第16号）（可決）</p> <p>採決（議案第1号～第15号）（可決）</p> <p>採決（請願第13号）（採択）</p> <p>採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり）</p> <p>議員発議案送付の通知</p> <p>議員発議案第1号～第5号追加上程</p> <p>討論（議員発議案第5号に反対）（来住一人議員）</p> <p>議員発議案第5号採決（可決）</p> <p>議員発議案第1号～第4号採決（可決）</p> <p>議員派遣の件</p> <p>議案第24号～第28号上程</p> <p>知事提案理由説明</p>
9月23日	金	休 会	(閉庁日) 秋分の日
9月24日	土		(閉庁日)
9月25日	日		
9月26日	月		
9月27日	火		(議案調査)

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月28日	水	本 会 議	決算議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 議員発議案送付の通知 議員発議案第6号上程、採決（可決） 議案第24号～第28号決算特別委員会付託 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）
			決算特別委員会
9月29日	木	休 会	決算特別委員会
9月30日	金		
10月1日	土	休 会	(閉庁日)
10月2日	日		
10月3日	月		
10月4日	火		
			(議事整理)
10月5日	水	本 会 議	議員発議案送付の通知 議員発議案第7号追加上程、採決 議案第29号追加上程 知事提案理由説明 議案第29号委員会付託
			決算特別委員会
10月6日	木	休 会	(議事整理)
10月7日	金	本 会 議	決算特別委員長審査結果報告 討論（議案第24号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第24号）（認定） 採決（議案第25号～第28号）（可決及び認定、または認定） 常任委員長審査結果報告（議案第29号） 議案第29号採決（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 副 議 長 二 見 康 之

宮 崎 県 議 会 議 員 佐 藤 雅 洋

宮 崎 県 議 会 議 員 来 住 一 人